

告 示

埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人新江明から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年三月二十六日

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 梶 田 美佐子

埼玉県監査委員 鈴木 正 人

埼玉県監査委員 齊 藤 邦 明

令和7年度

埼玉県包括外部監査結果報告書

子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行
について

埼玉県包括外部監査人

公認会計士 新江 明

令和8年3月16日

埼玉県議会議長
埼玉県知事
埼玉県監査委員
埼玉県教育委員会

} 様

埼玉県包括外部監査人
公認会計士 新江 明

令和7年4月1日付け包括外部監査契約第8条に基づき、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出いたします。

目次

目次.....	1
第1章 監査の概要.....	12
第2章 報告書の構成.....	29
第3章 監査テーマの概要.....	30
第4章 監査結果の総括.....	59
第5章 各事業等の事業内容及び監査結果.....	65
1. 警察との連携強化事業費（福祉部こども安全課）.....	66
【意見1】評価指標には、児童虐待情報共有件数と児童虐待死亡事例ゼロとの間の、中間成果指標についても設定すべきである.....	73
【意見2】児童虐待の情報共有については、児童相談所と警察とが双方向で情報を共有し連携を図ることができるような体制を構築することが望ましい.....	74
【意見3】児童相談所と市町村との間の情報共有を適時・適切に図っていくため、児童虐待情報共有システムを市町村においても導入することを引き続き検討していくべきである.....	74
【意見4】児童虐待情報共有システムについては、蓄積されている情報の積極的な活用方法及びそれを用いた児童相談所と警察の連携方法についても検討すべきである.....	75
【意見5】県として、虐待を未然に防ぐという予防的な視点から、児童相談所と警察との連携をさらに強化し、こどもの安全を確保していくべきである.....	75
2. ICTを活用した児童相談所の業務効率化事業費（福祉部こども安全課）.....	76
【意見6】ICTを活用した児童相談所の業務効率化事業の効果を適切に評価する指標を設けるべきである.....	80
【意見7】音声認識システムの児童相談所ごとの使用率を算出すべきである.....	80
【意見8】業務時間削減効果を導入年度以降も図るとともに、当事業が残業時間の縮減に寄与しているのかも含めて、業務時間等を定量的に評価管理していくべきである.....	80
【意見9】児童相談所職員が音声認識システムを十分に活用できるよう、必要に応じて研修方法や利用に関する支援策を工夫すべきである.....	81
【意見10】業務効率化のため、現状削減できていない作業の原因を分析し、改善策を講じるべきである.....	81
【意見11】音声認識システムの利用が、児童相談所職員間のノウハウ共有や若手職員の能力向上に寄与しているかどうかを定量的又は定性的に測定すべきである.....	82
【意見12】児童相談所職員の育成に当たっては、これからも自らの主体的な判断やヒアリング能力の向上が図られるよう取り組み、当該音声認識システムに依存しすぎ	

ないよう留意すべきである	82
3. 児童相談所費（福祉部こども安全課）	84
補足1. 児童相談所現地調査（福祉部こども安全課）	85
【意見13】児童虐待相談対応件数が全国平均を上回っている状況である点も踏まえ、管轄区域の人口で50万人以下となるような施策が望まれる	92
【意見14】現時点で、川越児童相談所と草加児童相談所には、一時保護所が附設されていない。一時保護所の入所児童数が増加している要因として、後述の意見20で指摘しているとおり、児童養護施設等の退所先を確保できないことが大きい。まずは退所先施設の受入れ可能体制の強化に早急に取り組むことが必要である。それを踏まえた上で、この2か所への一時保護所の併設を含め、一時保護所の整備を検討することが望ましい	92
【意見15】児童福祉司と児童心理司について、令和6年4月1日現在、各児童相談所で配置基準に対して実数が下回っており、配置基準の充足が望まれる。また、児童相談所において、全体として常勤職員の実数が定数を下回っている状況である。すなわち、常勤職員について、必要な人数を満たしておらず、欠員となっている。昨今の社会情勢上、採用の困難性があるとのことではあるが、定数を満たすよう採用を進めることが望まれる	93
【意見16】保護者負担金については、未納がある場合、未収金の管理は各児童相談所が行っている。令和6年度末時点での保護者負担金の未納は、累積で16,080件、123,790,662円となっている。児童の家庭の事情へ配慮しつつ、未収の金額を減らしていけるよう、管理を進めていくことが望まれる	95
【意見17】一時保護施設の設定及び運営に関する基準（令和6年内閣府令27号）にて定められる設備に関する基準について、充足するよう施策を行うことが望まれる	96
【意見18】児童相談所で使用するデジタルカメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、携帯電話等の消耗品について、施設の性質上、個人情報保護の観点から特に慎重に管理が必要であるため、各児童相談所において統一的に適切な管理体制を徹底することが望まれる	96
【意見19】各児童相談所において、安全確認担当、虐待担当、相談指導担当の時間外業務が多い傾向にあり、さらに担当者間で差が大きい場合も見受けられるため、業務量の平準化に向けた施策が望まれる	98
【意見20】一時保護施設では、入所児童について2か月以内の退所を前提としているところ、入所期間が長期間に及んでいる児童もいるとのことである。退所先の確保が出来ない原因の一つに、児童養護施設等の入所可能枠が十分に確保できていないことが挙げられるため、職員確保の支援等、施設の受け入れ可能体制の強化に取り組むべきである	101
【意見21】児童の受け入れピーク時や育休・産休中の職員がいる場合、国が定める職	

員配置基準を下回る恐れがある。入所児童に適切に対応ができるよう、職員数の確保に努めるべきである	104
【指摘1】所沢児童相談所のタブレット端末及びノートパソコンについて、目的に沿った使用をすべきである	105
【意見22】所沢児童相談所の一時保護所に設置されているバスケットボールゴールについては、「学校安全点検の手引き」の安全点検表を参考にする等して適切に安全管理に取り組むべきである	105
【指摘2】越谷児童相談所の備品のうち、ノートパソコン（平成23年末配布）は現在使用されていない状況である。状態から見て、速やかに処分する等の対応を検討すべきである	106
【意見23】越谷児童相談所のタブレット端末（令和3年配布）について、有効活用を図るべきである	106
4. 児童相談所一時保護所費（福祉部こども安全課）	108
5. 一時保護所環境改善・機能強化推進事業（福祉部こども安全課）	109
【意見24】建物の解体における入札に際しては、解体業者が工法を正しく認識していないことが一因となり入札価格を過小に見積もるケースが見られる。特に、発注図面でアスベストの撤去方法を示している場合であっても、参考数量書にも明確に記載することで、スムーズかつ効果的な入札につなげることが望まれる	110
6. 朝霞児童相談所（仮称）・一時保護所整備費（継続事業第2年次支出額）（福祉部こども安全課）	111
【意見25】業者が決まらず、弁当対応の時期があったため、業者選定は早めに実施することが望ましい	112
7. 子供と家庭電話相談事業費（福祉部こども安全課）	113
【意見26】利用者にとって電話につながりやすい環境を整えるためにも、電話がかかりにくい時間やかかりやすい時間をウェブサイト等に掲示することが望ましい	118
8. 子供の権利擁護事業費（福祉部こども安全課）	124
9. 子供の意見表明等推進事業（福祉部こども安全課）	132
【意見27】当事業について、児童養護施設一時保護施設にも業務拡大していく見込みであることから、業務内容を見直す、人員の増加を図るなどの対応を行うことが望ましい	146
【意見28】個別面談の内容を例えば1年ごとなど定期的に整理し傾向や課題を把握することにより、中長期的に対応すべき事項の有無を検討することが望ましい	147
補足2. 児童虐待対策（福祉部こども安全課）	148
【意見29】中長期的には虐待が発生しないよう、県民に対して繰り返し継続的に、虐待は許されない行為であると、教育・啓発を行うことが望ましい	150
補足3. 里親制度（福祉部こども安全課）	151

【意見30】里親への委託率が低い現状を踏まえ、県民に対して広報紙のほか、LINEやSNS等を活用して里親制度への関心を高める周知活動を行うことが望ましい	152
10. 多子世帯保育料無償化支援事業（福祉部こども支援課）	153
【意見31】市町村からの補助金申請が正しく行われていることを担保するために、市町村からの補助金申請で誤りが生じやすい箇所について重点的かつ慎重に確認を行うことが望ましい	157
11. 保育士奨学金返済支援事業（福祉部こども支援課）	158
【意見32】埼玉県は、保育士奨学金返済支援事業による支援が対象者に広く行きわたるように、市町村に対して働き掛けを行い、執行率の向上を図るべきである	168
【意見33】保育士奨学金返済支援事業の認知度を向上させ、支援対象者に確実に情報が届くように、今後も、ウェブサイト掲載やSNS活用、養成校・保育施設を通じた広範な周知活動など、埼玉県主導による積極的な情報発信体制を引き続き強化すべきである	168
【意見34】埼玉県は、保育士奨学金返済支援事業を未実施の市町村に対し、財政的支援や制度の意義の説明等を通じて事業実施を働き掛け、埼玉県内全域で事業が展開される体制を整えるべきである	169
【意見35】保育士奨学金返済支援事業の事業効果を正確に把握するため、今後も継続的かつ体系的な効果測定を実施すべきである	169
【意見36】保育士奨学金返済支援事業における補助基準額及び補助期間の妥当性を検証し、必要に応じて補助基準額の見直しを行うべきである	170
【意見37】保育士奨学金返済支援事業の補助期間の終了後に保育士が離職することがないように、補助期間終了後も長く働いてもらえるような職場環境づくりを進めていくとともに、勤務継続に結びつくインセンティブを当事業に加えるなどの工夫についても検討すべきである	170
12. こどもの居場所づくり支援事業費（福祉部こども支援課）	172
【意見38】本事業の直接的な効果を測定する中間アウトカム指標が未整備であり、成果と事業手段との因果関係を明確にすることが望まれる	182
【意見39】「こども応援ネットワーク埼玉」ポータルサイトのアクセス解析結果が十分に活用されておらず、運用改善につながるPDCAサイクルが明確になっていない	183
【意見40】アドバイザー派遣による支援が点的・短期的にとどまり、立ち上げ後の運営段階を含めた伴走支援が十分ではない	183
【意見41】地域ネットワーク指標と本事業の目的・役割との対応関係が不明確であり、事業の位置付けを整理することが望まれる	184
【意見42】こどもの居場所について、数字上の目標である80か所以上（令和11年度）が達成されることが期待されるが、単に数量を満たすだけでなく、居場所としてふ	

	さわしい場所かどうかの質的検証を行ない、質の向上を図っていくことが望ましい	184
1 3.	こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業費（福祉部こども支援課）	185
	【意見 4 3】測定可能な数値的目標として唯一設定されているのは関連する 5 か年計画の施策指標「こどもの居場所の数 800 か所」のみである。これは最終成果に近い状態目標であり、本事業の直接的な効果測定指標としては十分とは言い難い。本事業の補助内容が「地域ネットワークの立ち上げ支援」であることを踏まえると、この目標は本事業の実施成果と直結した指標とは言えず、目標設定の構造に改善の余地があるため、見直しが望まれる	190
	【意見 4 4】周知・広報手法の改善として、市町村・社会福祉協議会を通じた個別周知、事前説明会の開催、好事例の可視化、募集期間の確保等を通じて、より効果的な広報戦略の構築を図ることが望まれる	191
	【意見 4 5】委託業務内容の精査、内製化の可能性の検討、業務プロセスの簡素化・標準化を進めるとともに、成果とコストの対応関係を可視化することで、より効率的な事業運営を図ることが望まれる	191
1 4.	地域におけるこどもの居場所支援団体育成事業費（福祉部こども支援課）	192
	【意見 4 6】支援団体の育成状況、行政との協働度合い、見守り支援の実施状況等について、事業の成果と因果関係を特定できる測定可能な指標をあらかじめ設定したうえで事業を実施することが望まれる	198
1 5.	子育てファミリー応援事業（福祉部こども支援課）	199
	【意見 4 7】成果指標および評価環境の整備について、本事業の目的に即した直接的な成果指標および中間成果指標の設定が望まれると共に、収集済みデータを含めた評価環境の整備を進め、事業の有効性を客観的かつ継続的に検証できる体制を構築することが望まれる	206
	【意見 4 8】支援の到達性および公平性の確保について、ギフト額および配布方法について、公平性および利用者負担の観点から制度全体を点検し、可能な範囲で支援水準と受け取り方法の均質化を図るなど、制度設計の見直しを検討することが望ましい	206
1 6.	埼玉版放課後児童健全育成事業（福祉部こども支援課）	208
	【意見 4 9】県は埼玉県放課後児童クラブガイドラインにおいて、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に定められた重要事項について、漏れなく調査を行い、可能な範囲でクラブ状況調査結果として開示することが望ましい	220
	【意見 5 0】県はクラブ運営基準の内容の点検を行っていなかった市町村に対し、点検が実施されるように促すべき市町村に積極的に働きかけるべきと考える	220
	【意見 5 1】県は放課後児童支援員人材確保・定着のため、謝金・賃金の見直し、潜在的有資格者を対象とした再就職支援や就職説明会、多様な勤務形態の導入、シルバー	

人材センターとの連携等の施策を行う市町村への支援を拡充する等の措置を講ずることが有用と考える	221
17. 放課後児童クラブ待機児童解消支援事業（福祉部こども支援課）	223
【意見52】県は国や市町村と十分に連携をとり、市町村等が児童館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源に積極的にアプローチするように働きかけ、当該事業を拡大できるように努める必要があると考える	228
補足4. 埼玉県待機児童対策協議会（福祉部こども支援課）	230
【意見53】保育所待機児童数を極力減らすためにも、保育所等の受入数目標を達成できるよう、引き続き受入れに余裕のある市町村と保育所が不足している市町村との間で融通ができる環境を県が後押しすることが望ましい	230
18. こども等の意見を反映したこどもまんなか社会推進事業（福祉部こども政策課）	232
【意見54】「さいたまけん★こどものこえ」アンケート及びその結果の表現について、アンケートの体裁としての配慮が不十分である。小学生低学年向けにやさしい表現を用いることや、難解な用語に説明を加えるなどの対応が必要である	239
【意見55】アンケートに寄せられた意見への施策の対応状況の記載について、各種計画への反映内容や、具体的にいつまでに実現するかなどを丁寧に説明することが望ましい	239
【意見56】「埼玉県こども意見箱」について、早期に意見への対応状況を公表することが望ましい	242
補足5. 埼玉県「こどもまんなか応援サポーター」宣言（福祉部こども政策課）	243
補足6. 共育て導きの書（福祉部こども政策課）	244
19. パパ・ママ応援ショップ事業費（福祉部こども政策課）	246
【意見57】経済性の観点から、紙製のパパ・ママ応援ショップ優待カードの廃止を検討することが望ましい	250
【意見58】赤ちゃんの駅登録事業について、授乳とおむつ交換場所の提供以外の案内についても同列に扱い、積極的に公表することが望ましい	250
【意見59】パパ・ママ応援ショップの場所が記載された「子育てマップ」を利用者目線で分かりやすく改善することが望ましい	251
【意見60】赤ちゃんの駅について、継続して県民に広報を行うことが望ましい	252
【意見61】「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」において、有益な情報を掲載することが望ましい	253
20. SAITAMA 出会いサポートセンター事業（福祉部こども政策課）	255
【意見62】会員からの相談内容について、対応ノウハウの蓄積・共有の観点から、過去のやり取りした内容を適切に整理することが望ましい	264
【意見63】相談記録のAIへの積極的な活用を図り、AIマッチングシステムの高	

度化を推進するため、相談員が入力する「対応記録」を個人情報に配慮しつつ構造化し A I の学習データとして連携させる仕組みの構築を検討することが望ましい	264
【意見 6 4】協議会主催以外の婚活イベント案内で、安全性を担保する施策を行うこ とが望ましい	264
【意見 6 5】再契約しない会員に対しても、データ収集やアンケートを実施するこ とが望ましい	265
【意見 6 6】SAITAMA 出会いサポートセンター会員市町村数を増やしていくことが望ま しい	265
2 1. SAITAMA 子育て応援フェスタ（福祉部子ども政策課）	266
【意見 6 7】ワークショップ実施団体等への報償金について、実施回数の差異がある にもかかわらず一律で同額の報償金が支払われているため、合理的な支払額の算定と すべきである	269
【意見 6 8】評価指標には、SAITAMA 子育て応援フェスタ全体の来場者数や出展数だけ でなく、ファミリーワークショップの来場者数と満足度も含めるべきである	269
補足 7. 埼玉県子育て応援行動計画（福祉部子ども政策課）	270
補足 8. 近隣都県との格差（福祉部子ども支援課、子ども政策課）	271
【意見 6 9】保育料の無償化や育児支援給付など、子育て支援策に東京都と大きな格 差が生じないように、埼玉県の施策を充実させることが重要であるため、国に対して全 国一律の支援制度の創設や税源偏在の是正などを引き続き働き掛けていくことが望ま れる	271
補足 9. 外国人支援	272
補足 10. ウェブサイト上の記載について（福祉部子ども支援課、子ども政策課）	274
【指摘 3】県ウェブサイト等における誤りが検出された。修正すべきである	274
2 2. 虐待通報等環境整備・啓発事業（福祉部福祉政策課）	276
2 3. NPOによる共助社会づくり推進事業費（県民生活部共助社会づくり課）	283
2 4. 民間団体との協働事業費（県民生活部人権・男女共同参画課）	285
【意見 7 0】夫が妻から受けるDVも相対的に割合が少ないながらも存在しており、 DV被害者支援の観点からは、被害者が少数だからといって支援対象から除外するの は趣旨に反しかねない。したがって、事業目的を女性に限定しない、もしくは男性を対 象にする事業の実施の検討が望まれる	287
【意見 7 1】個別カウンセリングや継続的支援業務についても、必要に応じ内容を提 示することを検討することが望まれる	287
2 5. バーチャルユースセンター（仮称）事業費（県民生活部青少年課）	289
【意見 7 2】埼玉県バーチャルユースセンターについて、試験運用で得られた知見を 踏まえ、資源配分の最適化を図っていくことが望まれる	295
【意見 7 3】埼玉県バーチャルユースセンターの広報を継続して実施することが望ま	

れる	295
26. こどもデジタル・シティズンシップ推進事業費（県民生活部青少年課）	298
【意見74】講座内容と結びつきやすい中間的な成果指標を新たに設定し、評価の精度を高めることが望まれる	304
【意見75】特に秩父地域と北部地域では、他の地域に比べて開催回数が著しく少なく、学びの機会に明確な格差が生まれている。こどもたちに均等な機会を提供するためにも、地域間格差をなくすようにすべきである	305
【意見76】県内自治体の独自講座や先進的な取組を収集・整理し、事例集の作成や情報交換の場の設置等を通じて、他市町村への横展開を図る仕組みを構築することが望まれる	306
27. 見えないチカラを伸ばし夢をつかむリアル体験事業費（県民生活部青少年課）	307
【意見77】需要に応じた開催設計を行う等により、多くのこどもにアウトカム（体験教室の受講効果）が波及するよう改善を図ることが望まれる	313
補足11. 子ども・若者支援地域協議会（県民生活部青少年課）	314
【意見78】子ども・若者支援地域協議会（これに相当する体制）が未設置の市町村に対して、今後も市町村との意見交換会や、協議会による成果などを共有することを通じて設置の働き掛けを継続して行っていくことが望ましい	315
28. 埼玉版ネウボラ推進事業（保健医療部健康長寿課）	316
【意見79】「妊娠期からの虐待予防強化事業」の効果を評価するために適切な指標を設定し、その結果として乳幼児の虐待件数が減少しているかどうか検証を行っていくべきである	328
【意見80】埼玉県は、各市町村が実施しているネウボラ事業の支援内容や内容の充実度に関する状況を把握し、市町村ごとに支援内容や内容の充実度に差が生じないように、引き続き助言等を行っていくべきである	328
【意見81】妊娠期からの虐待予防強化事業において、各市町村からの実施報告を単に集計・共有するだけでなく、傾向や成功事例等の共有を図り、医療機関や市町村による虐待予防行動の後押しをしていくべきである	329
【意見82】埼玉県は、専門職の能力向上に課題を抱える市町村に対して、研修やサポートなど引き続き支援を行っていくべきである	329
29. 母子保健体制強化事業費（保健医療部健康長寿課）	330
【意見83】新生児聴覚検査の県全体及び、保健所別又は市町村別の受検率に関する統計データを県ウェブサイト等で公開すべきである	337
【意見84】母子保健関係職員専門研修会は年1回の書面による開催であるため、その他の対面やオンライン形式での研修会・会議と組み合わせ、職員同士の密な情報共有や意見交換を促進するべきである	337

30. 新ウェルカムベイビープロジェクト事業費（保健医療部健康長寿課）	338
【意見85】プレコンセプションケアの認知度を向上させ、若い世代に対するプレコンセプションケアの普及活動に取り組むべきである	354
【意見86】プレコンセプションケア普及啓発事業の成果として、若年層が妊娠や出産の正しい知識を身に付けているか、また、望まない妊娠の防止につながっているかを把握できるよう、事業効果を測定するための指標を設定すべきである	354
【意見87】相談支援事業において、利用者が相談内容に応じて適切な窓口にアクセスできるようにウェブサイト上の情報を整理し分かりやすく提示すべきである	354
【意見88】思春期の性に関する相談については、相談可能な医療機関の数が適切かどうかの検証も含め相談しやすい体制の整備や相談窓口の周知を行い、思春期の性に関する相談体制の充実を図るべきである	355
【意見89】不妊・不育症検査費助成事業については、令和7年度においては埼玉県内の全ての市町村で実施しているが、当制度の維持に向けて埼玉県として、引き続き支援を行うべきである	356
【意見90】プレコンセプションケア普及啓発事業の県民向け公開講座については、幅広い広報やコンテンツの検討、他の成功事例の研究等、参加人数を増加させるための取組を実施すべきである	356
【意見91】プレコンセプションケア普及啓発事業においては、女性だけでなく、男性も性や妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け健康管理が行えるように、男性向けの啓発活動を適切に強化し事業に取り組むべきである	356
【意見92】埼玉県は、プレコンセプションケア普及啓発事業を引き続き強化していくとともに、県が一体となって、子育て環境の整備や経済的支援等を実施し、子どもを望む人が安心して妊娠・出産・子育てを行えるように、子育てに関する各部との連携体制をより一層強化すべきである	357
31. 多様な働き方推進事業費（産業労働部雇用・人材戦略課）	358
【意見93】就業規則の育児・介護休業法の遵守状況のチェックリストについて、法改正の施行に合わせて、タイムリーに見直すべきである	377
【意見94】多様な働き方実践企業の認定数について、企業に継続して働きかけることにより、純増となるようにすることが望ましい	381
【意見95】令和7年の職場体験ツアーの動画が埼玉県ウェブサイトに掲載されていない。ツアーに参加できなかった高校生や、来年度の参加を検討している高校生のためにも、できるだけ早期に動画を掲載することが望ましい	381
【意見96】多様な働き方実践企業の効果測定に当たり、評価指標として、多様な働き方実践企業への新規就職者数や、高校卒業後3年以内の若年者の採用者人数などを設定することが望ましい	383
【意見97】多様な働き方実践企業の認定を受けた企業に対し、登録情報の更新状況	

	や毎年の新卒高校生の採用者数や離職者数などの情報をシステムに反映してもらう仕組みを検討することが望ましい。現行のオンラインシステムでは難しければ、「埼玉県企業ガイド」へ登録してもらい、情報入力をしてもらうことが望ましい.....	383
	【意見98】多様な働き方実践企業認定企業の紹介動画について、過年度のものなどアクセスしにくい状況が見受けられるため、改善することが望ましい.....	384
	【意見99】認定企業の企業情報に変更が生じた場合は、企業より連絡があった際に速やかに修正対応を行うことが望ましい.....	384
3 2.	働きやすい職場環境づくり支援事業費（産業労働部雇用・人材戦略課）.....	386
	【意見100】働き方改革セミナーについて、受講者数を増加させるため、評価指標として、受講者数を設定することが望ましい.....	398
	【意見101】働き方改革推進アドバイザー派遣について、労務管理や雇用管理で具体的にどのような支援をしたのか、多くの企業に共通して改善や支援を行った事項があれば、その内容の概要を県ウェブサイトなどで示すことが望ましい.....	399
3 3.	学校におけるヤングケアラー支援事業（教育局人権教育課）.....	400
	【意見102】県は市町村ごとのヤングケアラーの人数を正確に把握できるようにするため、県内部の関係部署間、市町村との連携をさらに強化する必要がある.....	411
	【意見103】県は相談窓口を積極的に案内するなど、ヤングケアラーが相談しやすい環境をさらに整えるべきである.....	411
	【意見104】県は、各学校においてヤングケアラーの周知が十分に行われるような措置がとられているか確認すべきである.....	411
	【意見105】ヤングケアラーに関する研修当日にやむを得ず欠席した教職員に対しても、動画視聴等の研修を受けられる機会を確保するべきである.....	412
3 4.	性の多様性を尊重した教育推進事業（教育局人権教育課）.....	413
	【意見106】県は、教職員が生徒に対して研修内容のフィードバックを実施したか確認すべきである.....	423
	【意見107】県は、他県の担当者等と交流するなどの機会を設け、取り入れられる有益な取組の有無を確認すべきである.....	423
3 5.	人権教育推進事業（教育局人権教育課）.....	424
	【意見108】県は人権教育実践報告会の成果がフィードバックされ浸透するように周知の方法を検討すべきである.....	431
	【意見109】県は、各受講者の感想や要望を集約し、有益と考えられる情報にまとめ、事後的に受講者にフィードバックすることで、意見交換と同様の効果が発揮されるように努めるべきである.....	432
	【意見110】県は、人権教育の推進を県として定めた人権感覚育成プログラムの高校での活用率が改善するように努めるべきである.....	432
3 6.	共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業（教育局特別支援教育課・高校教育	

指導課・義務教育指導課)	434
【意見111】特別支援学校教諭免許状保有率について、早急に目標値である95%を達成するようにすることが望ましい	439
37. いじめ・不登校対策相談事業(教育局生徒指導課)	440
【意見112】SC関係者への理解促進活動が不十分であるため、各学校がスクールカウンセラー(SC)の職務について十分な周知活動を行っているかどうか調査し、実態を把握するとともに、周知活動の促進を行うことが望ましい	444
【意見113】スクールカウンセラー(SC)の受け入れ態勢がSC活用指針に則っているかどうかの実態把握が不十分であるため、実態把握を行い、対応が不十分な学校には随時指導することが望ましい	445
【意見114】SCの勤務体制について、学校で発生する生徒に係る様々な悩みに関して、継続的な問題対応や迅速な問題解決を図るためにも、まずは小学校は月1回1日、中学校は週1回に統一することが望ましい。将来的には週5日常時にSCが配置される「常駐型(あるいは常勤型)」の導入が望ましい	445
38. ネットトラブルサイト監視事業(教育局生徒指導課)	447
【意見115】ネット監視パトロールの告知については紙やデータでの配布やウェブサイトへの掲載だけでは必ずしも十分でないため、教育委員会のSNS等を活用するなど、若年層に訴求力のある方法を採用することが望ましい	448
【意見116】ネットトラブル監視事業のネットいじめへの対策としての有効性について、あらためて検討することが望ましい	449
第6章 参考文献	450
第7章 最後に	451

子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（監査テーマ）

子育て支援の充実に関する事業の管理及び財務事務の執行について

第3 監査の対象期間

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）。ただし、必要に応じ令和7年度及び過年度についても対象とした。

第4 監査の対象機関

福祉部

県民生活部

保健医療部

産業労働部

教育局

第5 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

1. 近年の日本の現状について

日本では、人口減少に転じてきており、安心して子どもを産み、育てることのできる環境を作るためにも、少子化対策や子育て支援、若者支援といった切れ目のない支援による次世代の育成が重要な課題となっている。

令和5年4月には、「こども基本法」が施行され、こども家庭庁が設置された。一方、県では、令和6年10月に「埼玉県こども・若者基本条例」が施行され、子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進が定められるなど、行政による子育て支援の重要性が高まっている。

2. 県の施策について

「埼玉県5か年計画」では、人類が経験したことのない超少子高齢社会への対応を踏まえた将来像として「誰もが輝く社会」を掲げ、子育てに希望のもてる社会の実現や未来を創る子どもたちの育成のために様々な施策を充てているところである。

また、これに関連して、令和2年度～6年度を計画期間として、「埼玉県子育て応援

行動計画」を策定している。これは、少子化対策や子育て支援策の内容、目標等を明確にするために策定されたものであり、この計画に基づき、こどもや子育て家庭を取り巻く課題、ニーズを踏まえ、少子化対策や子育て支援策を推進していくこととしている。

そこで、当該計画の内容や成果を監査として取り上げていくことは、今後も埼玉県の実策を検討するうえでも有益と判断した。

さらに、過去 10 年間の包括外部監査等において、高齢者支援や男女共同参画を取り上げている一方、少子化対策や子育て支援は監査テーマとして取り上げていない。

このため、このタイミングでこれらを取り上げることは、次世代育成の観点からも有益と判断した。

今回の監査では、少子化対策や子育て支援のほか、若者支援までを含めて監査の対象と考えているが、対象範囲は全庁に及ぶことから、上記に関連する各事業の重要性などを検討し、監査を行うに足る事業を中心に監査を行っていくこととした。

行政による子育て支援は、主に県民に近い市町村が主体となって実施しているが、県は財政面などで市町村をフォローしていくべきであり、その観点から監査を実施することとした。

第6 監査の方法

1. 監査の流れ及び監査手続の概要

大きく以下の流れで実施した。(特に記載のない項目は埼玉県庁及び関係施設において対面で実施した)

- ① 監査テーマ選定に関する包括外部監査人と福祉部との勉強会（令和7年5月）
子育て支援に関する根拠規定や部局の業務について、福祉部から説明を受けた。
- ② 監査テーマ選定に関する監査委員との意見交換（令和7年5月）
監査委員と今回の監査テーマに関して意見交換を実施し、監査で留意すべき点について、意見を受けた。
- ③ 監査テーマの決定（令和7年6月）
監査委員との会議に出席し、監査テーマについて報告を行い、質疑応答を受けた。
その後、県知事へのテーマ選定に関する報告を行った。
- ④ 補助者への共有（令和7年6月）
包括外部監査人が監査テーマに関して補助者へ共有を行った。
- ⑤ 第2回の勉強会の実施（令和7年7月）
監査テーマに係る福祉部の事業について、勉強会及び質疑応答を行った。
包括外部監査人及び補助者が福祉部より事業の説明を受けた。説明を受けた事

業のうち大部分を監査対象とすることとした。

⑥ 第2回の勉強会の実施（令和7年9月）

福祉部のその他の事業と、関連部局（県民生活部ほか）について、勉強会及び質疑応答を行った。包括外部監査人及び補助者が関係部局より事業の説明を受けた。ここでの事業は、監査時間の制約から、全ての事業を監査対象事業とはせず、一定の事業に絞り込むこととした。

⑦ 書類閲覧による監査の実施（令和7年7月～12月）

監査対象事業について、担当する補助者を割り当て、資料の閲覧と質疑応答を繰り返す形で監査を実施した。（包括外部監査人及び補助者の各々が公認会計士事務所で作業を実施。埼玉県とは電話及びメールで関係部局へ資料の依頼及び質疑応答を実施した。一部作業は埼玉県庁にて県関係者と対面での作業を実施した）

監査の内容は下記を実施した。

- ・ 質問、関係書類の閲覧及び検討による比較及び分析的手続
- ・ 質問、関係書類の閲覧及び検討による関連法令等との準拠性の検証
- ・ 質問、関係書類の閲覧及び検討による監査要点の検証

⑧ 現地調査（令和7年10月、11月）

埼玉県が主催するイベントへの現地調査として、10月にこどもの居場所フェア（さいたま市）及び11月にSAITAMA子育て応援フェスタ（さいたま市）に、児童相談所への現地調査として、11月に朝霞児童相談所（朝霞市）、中央児童相談所（上尾市）及び所沢児童相談所（所沢市）に包括外部監査人と補助者が訪問し、現地の担当者からの説明、質疑応答、現地施設等の視察及び資料の閲覧などを実施した。

⑨ 中間報告（令和7年11月）

包括外部監査人及び補助者が検出した指摘・意見事項を埼玉県及び監査委員に共有し、包括外部監査人と監査委員との意見交換を実施した。（オンライン会議で実施）

⑩ 関係部局との意見交換会（令和7年12月～令和8年2月）

包括外部監査人及び補助者と関係部局が参加して意見交換会を開催した。各事業で検出した指摘・意見について、事業ごとに意見交換を実施し、事業に関する追加説明や資料提供を受けるなどして、指摘・意見の内容の検証を行った。

⑪ 監査のまとめ（7年12月～令和8年2月）

包括外部監査人と補助者で分担して、報告書の作成を行った。

⑫ 監査委員への報告（令和8年3月）

包括外部監査人が監査委員へ報告書を提出し、監査結果の報告を行う予定となっている。

⑬ 県知事への報告（令和8年3月）

包括外部監査人が県知事を訪問し、報告書を提出し、併せて監査結果の報告を行う予定となっている。

2. 監査対象事業の選定

子育て支援に関連する施策の中心的部局である福祉部の事業をはじめ、子育て・若者支援に関連する事業を行っている県民生活部、保健医療部、産業労働部、教育局の事業のうち、下記の事業を監査対象とすることとした。（監査対象事業の選定方法は第4章で詳述する）

事業	部局	課所
警察との連携強化事業	福祉部	こども安全課
ICTを活用した児童相談所の業務効率化事業	福祉部	こども安全課
児童相談所費	福祉部	こども安全課
児童相談所一時保護所費	福祉部	こども安全課
一時保護所環境改善・機能強化推進事業	福祉部	こども安全課
朝霞児童相談所(仮称)・一時保護所整備費	福祉部	こども安全課
子供と家庭電話相談事業費	福祉部	こども安全課
子供の権利擁護事業費	福祉部	こども安全課
子供の意見表明等推進事業	福祉部	こども安全課
多子世帯保育料無償化支援事業	福祉部	こども支援課
保育士奨学金返済支援事業	福祉部	こども支援課
こどもの居場所づくり支援事業	福祉部	こども支援課
こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業	福祉部	こども支援課
地域におけるこどもの居場所支援団体育成事業	福祉部	こども支援課
子育てファミリー応援事業	福祉部	こども支援課
埼玉版放課後児童健全育成事業	福祉部	こども支援課
放課後児童クラブ待機児童解消支援事業	福祉部	こども支援課
こども等の意見を反映したこどもまんなか社会推進事業	福祉部	こども政策課
パパ・ママ応援ショップ事業費	福祉部	こども政策課
SAITAMA出会いサポートセンター事業	福祉部	こども政策課
SAITAMA子育て応援フェスタ	福祉部	こども政策課
虐待通報等環境整備・啓発事業	福祉部	福祉政策課
NPOによる共助社会づくり推進事業費	県民生活部	共助社会づくり課
民間団体との協働事業費	県民生活部	人権・男女共同参画課
バーチャルユースセンター(仮称)事業	県民生活部	青少年課
こどもデジタル・シティズンシップ推進事業	県民生活部	青少年課
見えないチカラを伸ばし夢をつかむリアル体験事業費	県民生活部	青少年課
埼玉版ネウボラ推進事業	保健医療部	健康長寿課
母子保健体制強化事業費	保健医療部	健康長寿課
新ウェルカムベビープロジェクト	保健医療部	健康長寿課
多様な働き方推進事業	産業労働部	雇用・人材戦略課
働きやすい職場環境づくり	産業労働部	雇用・人材戦略課
学校におけるヤングケアラー支援事業	教育局	人権教育課
性の多様性を尊重した教育推進事業	教育局	人権教育課
人権教育推進事業	教育局	人権教育課
共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業	教育局	特別支援教育課
いじめ・不登校対策相談事業	教育局	生徒指導課
ネットトラブルサイト監視事業	教育局	生徒指導課

3. 監査要点

適法性、3E（経済性、効率性、有効性）のほか、適法性、平等性の観点から監査を実施した。

すなわち、子育て支援に関する財務事務の執行に関する各種事業や諸施策が

- (1) 法令や条例等に準拠しているか（適法性）
- (2) 予定した目的を達成しているか。また効果を上げているか。（有効性）
- (3) 費用対効果の面で、より少ない費用で実施できているか（経済性）
- (4) 同じ費用で大きな成果を上げているか（効率性）
- (5) 市町村ごとに行政サービスの内容等に大きな格差が生じないものとなっているか（平等性）

第7 監査の実施期間

令和7年7月1日から令和8年2月28日

第8 監査人及び補助者の資格及び氏名

包括外部監査人

公認会計士 新江 明

補助者（五十音順）

公認会計士 井上 正之

公認会計士 織田 智美

公認会計士 小林 正和

公認会計士 柴田 英樹

公認会計士 高瀬 洋行

公認会計士 蛭田 浩平

上記のとおり、いずれも公認会計士である。

包括外部監査人は過去6年間（平成30年度～令和5年度）にわたり埼玉県包括外部監査人の補助者に就任しており、令和6年度、包括外部監査人に就任している。

補助者6名のうち、4名は複数年にわたって、埼玉県又は他県や他市において包括外部監査人の補助者の就任経験がある。また、1名は昨年度から埼玉県包括外部監査の補助者を務めている。残る1名は初めて包括外部監査に従事するが、包括外部監査人や他の補助者からの指導助言を受けながら監査を実施した。

各人の公認会計士としての経験や包括外部監査における経験、知識を最大限に活かすため、適切な役割分担のもと監査を進めた。

なお、監査に当たっては、福祉に関する知識を深めるために、各種文献を閲覧したほ

か、実際に子育てを経験している方の意見を聞くなど、知識の研鑽に努めた。さらに、児童相談所における勤務実態等を把握するべく、一部の児童相談所職員へのヒアリングも実施した。

また、子育てにおいては女性の視点も重要であることから、補助者に女性を採用しているほか、現地調査等を通じて女性の方へもヒアリングを行い、女性の視点での意見を聴取した。

これらの点を踏まえ、包括外部監査人が補助者に対して指導助言を行いながら、監査を進めた。

第9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定に抵触する利害関係はない。

第10 表示数値

本報告書の表示数値は、単位未満の端数処理の関係で、報告書中の表の総数と内訳の合計が不一致の場合がある。

第11 監査結果

全体として、監査対象とした各種事業は適切に業務遂行がなされているとの印象を持った。

しかし、監査を実施した結果、3個の指摘と116個の意見を検出した。指摘意見の一覧を下記に示すが、それぞれの具体的な内容は第5章で詳述する。

指摘意見の一覧

1. 警察との連携強化事業費（福祉部こども安全課）
【意見1】 評価指標には、児童虐待情報共有件数と児童虐待死亡事例ゼロとの間の、中間成果指標についても設定すべきである
【意見2】 児童虐待の情報共有については、児童相談所と警察とが双方向で情報を共有し連携を図ることができるような体制を構築することが望ましい
【意見3】 児童相談所と市町村との間の情報共有を適時・適切に図っていくため、児童虐待情報共有システムを市町村においても導入することを引き続き検討していくべきである
【意見4】 児童虐待情報共有システムについては、蓄積されている情報の積極的な活用方法及びそれを用いた児童相談所と警察の連携方法についても検討すべきである

【意見 5】 県として、虐待を未然に防ぐという予防的な視点から、児童相談所と警察との連携をさらに強化し、こどもの安全を確保していくべきである
2. ICTを活用した児童相談所の業務効率化事業費（福祉部こども安全課）
【意見 6】 ICTを活用した児童相談所の業務効率化事業の効果を適切に評価する指標を設けるべきである
【意見 7】 音声認識システムの児童相談所ごとの使用率を算出すべきである
【意見 8】 業務時間削減効果を導入年度以降も図るとともに、当事業が残業時間の縮減に寄与しているのかも含めて、業務時間等を定量的に評価管理していくべきである
【意見 9】 児童相談所職員が音声認識システムを十分に活用できるよう、必要に応じて研修方法や利用に関する支援策を工夫すべきである
【意見 10】 業務効率化のため、現状削減できていない作業の原因を分析し、改善策を講じるべきである
【意見 11】 音声認識システムの利用が、児童相談所職員間のノウハウ共有や若手職員の能力向上に寄与しているかどうかを定量的又は定性的に測定すべきである
【意見 12】 児童相談所職員の育成に当たっては、これからも自らの主体的な判断やヒアリング能力の向上が図られるよう取り組み、当該音声認識システムに依存しすぎないように留意するべきである
3. 児童相談所費（福祉部こども安全課）
補足 1. 児童相談所現地調査（福祉部こども安全課）
【意見 13】 児童虐待相談対応件数が全国平均を上回っている状況である点も踏まえ、管轄区域の人口で 50 万人以下となるような施策が望まれる
【意見 14】 現時点で、川越児童相談所と草加児童相談所には、一時保護所が附設されていない。一時保護所の入所児童数が増加している要因として、後述の意見 20 で指摘しているとおり、児童養護施設等の退所先を確保できないことが大きい。まずは退所先施設の受入れ可能体制の強化に早急に取り組むことが必要である。それを踏まえた上で、この 2 か所への一時保護所の併設を含め、一時保護所の整備を検討することが望ましい
【意見 15】 児童福祉司と児童心理司について、令和 6 年 4 月 1 日現在、各児童相談所で配置基準に対して実数が下回っており、配置基準の充足が望まれる。また、児童相談所において、全体として常勤職員の実数が定数を下回っている状況である。すなわち、常勤職員について、必要な人数を満たしておらず、欠員となっている。昨今の社会情勢上、採用の困難性があるとのことではあるが、定数を満たすよう採用を進めることが望まれる
【意見 16】 保護者負担金については、未納がある場合、未収金の管理は各児童相談所が行っている。令和 6 年度末時点での保護者負担金の未納は、累積で 16,080

<p>件、123,790,662円となっている。児童の家庭の事情へ配慮しつつ、未収の金額を減らしていきけるよう、管理を進めていくことが望まれる</p>
<p>【意見17】一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令27号）にて定められる設備に関する基準について、充足するよう施策を行うことが望まれる</p>
<p>【意見18】児童相談所で使用するデジタルカメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、携帯電話等の消耗品について、施設の性質上、個人情報保護の観点から特に慎重に管理が必要であるため、各児童相談所において統一的に適切な管理体制を徹底することが望まれる</p>
<p>【意見19】各児童相談所において、安全確認担当、虐待担当、相談指導担当の時間外業務が多い傾向にあり、さらに担当者間で差が大きい場合も見受けられるため、業務量の平準化に向けた施策が望まれる</p>
<p>【意見20】一時保護施設では、入所児童について2か月以内の退所を前提としているところ、入所期間が長期間に及んでいる児童もいるとのことである。退所先の確保が出来ない原因の一つに、児童養護施設等の入所可能枠が十分に確保できていないことが挙げられるため、職員確保の支援等、施設の受け入れ可能体制の強化に取り組むべきである</p>
<p>【意見21】児童の受け入れピーク時や育休・産休中の職員がいる場合、国が定める職員配置基準を下回る恐れがある。入所児童に適切に対応ができるよう、職員数の確保に努めるべきである</p>
<p>【指摘1】所沢児童相談所のタブレット端末及びノートパソコンについて、目的に沿った使用をすべきである</p>
<p>【意見22】所沢児童相談所の一時保護所に設置されているバスケットボールゴールについては、「学校安全点検の手引き」の安全点検表を参考にする等して適切に安全管理に取り組むべきである</p>
<p>【指摘2】越谷児童相談所の備品のうち、ノートパソコン（平成23年末購入）は現在使用されていない状況である。状態から見て、速やかに処分する等の対応を検討するべきである</p>
<p>【意見23】越谷児童相談所のタブレット端末（令和3年配布）について、有効活用を図るべきである</p>
<p>4. 児童相談所一時保護所費（福祉部こども安全課）</p>
<p>5. 一時保護所環境改善・機能強化推進事業（福祉部こども安全課）</p>
<p>【意見24】建物の解体における入札に際しては、解体業者が工法を正しく認識していないことが一因となり入札価格を過小に見積もるケースが見られる。特に、発注図面でアスベストの撤去方法を示している場合であっても、参考数量書にも明確に記載することで、スムーズかつ効果的な入札につなげることが望まれる</p>

6. 朝霞児童相談所（仮称）・一時保護所整備費（継続事業第2年次支出額）（福祉部こども安全課）
【意見25】業者が決まらず、弁当対応の時期があったため、業者選定は早めを実施することが望ましい
7. 子供と家庭電話相談事業費（福祉部こども安全課）
【意見26】利用者にとって電話がつながりやすい環境を整えるためにも、電話がかかりにくい時間やかかりやすい時間をウェブサイト等に掲示することが望ましい
8. 子供の権利擁護事業費（福祉部こども安全課）
9. 子供の意見表明等推進事業（福祉部こども安全課）
【意見27】当事業について、児童養護施設一時保護施設にも業務拡大していく見込みであることから、業務内容を見直す、人員の増加を図るなどの対応を行うことが望ましい
【意見28】個別面談の内容を例えば1年ごとなど定期的に整理し傾向や課題を把握することにより、中長期的に対応すべき事項の有無を検討することが望ましい
補足2. 児童虐待対策（福祉部こども安全課）
【意見29】中長期的には虐待が発生しないよう、県民に対して繰り返し継続的に、虐待は許されない行為であると、教育・啓発を行うことが望ましい
補足3. 里親制度（福祉部こども安全課）
【意見30】里親への委託率が低い現状を踏まえ、県民に対して広報紙のほか、LINEやSNS等を活用して里親制度への関心を高める周知活動を行うことが望ましい
10. 多子世帯保育料無償化支援事業（福祉部こども支援課）
【意見31】市町村からの補助金申請が正しく行われていることを担保するために、市町村からの補助金申請で誤りが生じやすい箇所について重点的かつ慎重に確認を行うことが望ましい
11. 保育士奨学金返済支援事業（福祉部こども支援課）
【意見32】埼玉県は、保育士奨学金返済支援事業による支援が対象者に広く行きわたるように、市町村に対して働き掛けを行い、執行率の向上を図るべきである
【意見33】保育士奨学金返済支援事業の認知度を向上させ、支援対象者に確実に情報が届くように、今後も、ウェブサイト掲載やSNS活用、養成校・保育施設を通じた広範な周知活動など、埼玉県主導による積極的な情報発信体制を引き続き強化すべきである
【意見34】埼玉県は、保育士奨学金返済支援事業を未実施の市町村に対し、財政的支援や制度の意義の説明等を通じて事業実施を働き掛け、埼玉県内全域で事業が展開される体制を整えるべきである

【意見 3 5】保育士奨学金返済支援事業の事業効果を正確に把握するため、今後も継続的かつ体系的な効果測定を実施すべきである
【意見 3 6】保育士奨学金返済支援事業における補助基準額及び補助期間の妥当性を検証し、必要に応じて補助基準額の見直しを行うべきである
【意見 3 7】保育士奨学金返済支援事業の補助期間の終了後に保育士が離職することがないように、補助期間終了後も長く働いてもらえるような職場環境づくりを進めていくとともに、勤務継続に結びつくインセンティブを当事業に加えるなどの工夫についても検討すべきである
1 2. こどもの居場所づくり支援事業費（福祉部こども支援課）
【意見 3 8】本事業の直接的な効果を測定する中間アウトカム指標が未整備であり、成果と事業手段との因果関係を明確にすることが望まれる
【意見 3 9】「こども応援ネットワーク埼玉」ポータルサイトのアクセス解析結果が十分に活用されておらず、運用改善につながる PDCA サイクルが明確になっていない
【意見 4 0】アドバイザー派遣による支援が点的・短期的にとどまり、立ち上げ後の運営段階を含めた伴走支援が十分ではない
【意見 4 1】地域ネットワーク指標と本事業の目的・役割との対応関係が不明確であり、事業の位置付けを整理することが望まれる
【意見 4 2】こどもの居場所について、数字上の目標である 800 か所以上（令和 11 年度）が達成されることが期待されるが、単に数量を満たすだけでなく、居場所としてふさわしい場所かどうかの質的検証を行ない、質の向上を図っていくことが望ましい
1 3. こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業費（福祉部こども支援課）
【意見 4 3】測定可能な数値的目標として唯一設定されているのは関連する 5 か年計画の施策指標「こどもの居場所の数 800 か所」のみである。これは最終成果に近い状態目標であり、本事業の直接的な効果測定指標としては十分とは言い難い。本事業の補助内容が「地域ネットワークの立ち上げ支援」であることを踏まえると、この目標は本事業の実施成果と直結した指標とは言えず、目標設定の構造に改善の余地があるため、見直しが望まれる
【意見 4 4】周知・広報手法の改善として、市町村・社会福祉協議会を通じた個別周知、事前説明会の開催、好事例の可視化、募集期間の確保等を通じて、より効果的な広報戦略の構築を図ることが望まれる
【意見 4 5】委託業務内容の精査、内製化の可能性の検討、業務プロセスの簡素化・標準化を進めるとともに、成果とコストの対応関係を可視化することで、より効率的な事業運営を図ることが望まれる
1 4. 地域におけるこどもの居場所支援団体育成事業費（福祉部こども支援課）

<p>【意見46】支援団体の育成状況、行政との協働度合い、見守り支援の実施状況等について、事業の成果と因果関係を特定できる測定可能な指標をあらかじめ設定したうえで事業を実施することが望まれる</p>
<p>15. 子育てファミリー応援事業（福祉部こども支援課）</p>
<p>【意見47】成果指標および評価環境の整備について、本事業の目的に即した直接的な成果指標および中間成果指標の設定が望まれると共に、収集済みデータを含めた評価環境の整備を進め、事業の有効性を客観的かつ継続的に検証できる体制を構築することが望まれる</p>
<p>【意見48】支援の到達性および公平性の確保について、ギフト額および配布方法について、公平性および利用者負担の観点から制度全体を点検し、可能な範囲で支援水準と受け取り方法の均質化を図るなど、制度設計の見直しを検討することが望ましい</p>
<p>16. 埼玉版放課後児童健全育成事業（福祉部こども支援課）</p>
<p>【意見49】県は埼玉県放課後児童クラブガイドラインにおいて、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に定められた重要事項について、漏れなく調査を行い、可能な範囲でクラブ状況調査結果として開示することが望ましい</p>
<p>【意見50】県はクラブ運営基準の内容の点検を行っていない市町村に対し、点検が実施されるように促すべき市町村に積極的に働きかけるべきと考える</p>
<p>【意見51】県は放課後児童支援員人材確保・定着のため、謝金・賃金の見直し、潜在的有資格者を対象とした再就職支援や就職説明会、多様な勤務形態の導入、シルバー人材センターとの連携等の施策を行う市町村への支援を拡充する等の措置を講ずることが有用と考える</p>
<p>17. 放課後児童クラブ待機児童解消支援事業（福祉部こども支援課）</p>
<p>【意見52】県は国や市町村と十分に連携をとり、市町村等が児童館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源に積極的にアプローチするように働きかけ、当該事業を拡大できるように努める必要があると考える</p>
<p>補足4. 埼玉県待機児童対策協議会（福祉部こども支援課）</p>
<p>【意見53】保育所待機児童数を極力減らすためにも、保育所等の受入数目標を達成できるよう、引き続き受入れに余裕のある市町村と保育所が不足している市町村との間で融通ができる環境を県が後押しすることが望ましい</p>
<p>18. こども等の意見を反映したこどもまんなか社会推進事業（福祉部こども政策課）</p>
<p>【意見54】「さいたまけん★こどものこえ」アンケート及びその結果の表現について、アンケートの体裁としての配慮が不十分である。小学生低学年向けにやさしい表現を用いることや、難解な用語に説明を加えるなどの対応が必要である</p>

【意見 5 5】アンケートに寄せられた意見への施策の対応状況の記載について、各種計画への反映内容や、具体的にいつまでに実現するかなどを丁寧に説明することが望ましい
【意見 5 6】「埼玉県こども意見箱」について、早期に意見への対応状況を公表することが望ましい
補足 5. 埼玉県「こどもまんなか応援サポーター」宣言（福祉部こども政策課）
補足 6. 共育て導きの書（福祉部こども政策課）
19. パパ・ママ応援ショップ事業費（福祉部こども政策課）
【意見 5 7】経済性の観点から、紙製のパパ・ママ応援ショップ優待カードの廃止を検討することが望ましい
【意見 5 8】赤ちゃんの駅登録事業について、授乳とおむつ交換場所の提供以外の案内についても同列に扱い、積極的に公表することが望ましい
【意見 5 9】パパ・ママ応援ショップの場所が記載された「子育てマップ」を利用者目線で分かりやすく改善することが望ましい
【意見 6 0】赤ちゃんの駅について、継続して県民に広報を行うことが望ましい
【意見 6 1】「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」において、有益な情報を掲載することが望ましい
20. SAITAMA 出会いサポートセンター事業（福祉部こども政策課）
【意見 6 2】会員からの相談内容について、対応ノウハウの蓄積・共有の観点から、過去のやり取りした内容を適切に整理することが望ましい
【意見 6 3】相談記録の AI への積極的な活用を図り、AI マッチングシステムの高度化を推進するため、相談員が入力する「対応記録」を個人情報に配慮しつつ構造化し AI の学習データとして連携させる仕組みの構築を検討することが望ましい
【意見 6 4】協議会主催以外の婚活イベント案内で、安全性を担保する施策を行うことが望ましい
【意見 6 5】再契約しない会員に対しても、データ収集やアンケートを実施することが望ましい
【意見 6 6】SAITAMA 出会いサポートセンター会員市町村数を増やしていくことが望ましい
21. SAITAMA 子育て応援フェスタ（福祉部こども政策課）
【意見 6 7】ワークショップ実施団体等への報償金について、実施回数の差異があるにもかかわらず一律で同額の報償金が支払われているため、合理的な支払額の算定とすべきである
【意見 6 8】評価指標には、SAITAMA 子育て応援フェスタ全体の来場者数や出展数だけでなく、ファミリーワークショップの来場者数と満足度も含めるべきである

補足 7. 埼玉県子育て応援行動計画（福祉部こども政策課）
補足 8. 近隣都県との格差（福祉部こども支援課・こども政策課）
【意見 6 9】保育料の無償化や育児支援給付など、子育て支援策に東京都と大きな格差が生じないように、埼玉県の施策を充実させることが重要であるため、国に対して全国一律の支援制度の創設や税源偏在の是正などを引き続き働き掛けていくことが望まれる
補足 9. 外国人支援
補足 10. ウェブサイト上の記載について（福祉部こども支援課・こども政策課）
【指摘 3】県ウェブサイト等における誤りが検出された。修正すべきである
2 2. 虐待通報等環境整備・啓発事業（福祉部福祉政策課）
2 3. NPOによる共助社会づくり推進事業費（県民生活部共助社会づくり課）
2 4. 民間団体との協働事業費（県民生活部人権・男女共同参画課）
【意見 7 0】夫が妻から受けるDVも相対的に割合が少ないながらも存在しており、DV被害者支援の観点からは、被害者が少数だからといって支援対象から除外するのは趣旨に反しかねない。したがって、事業目的を女性に限定しない、もしくは男性を対象にする事業の実施の検討が望まれる
【意見 7 1】個別カウンセリングや継続的支援業務についても、必要に応じ内容を提示することを検討することが望まれる
2 5. バーチャルユースセンター（仮称）事業費（県民生活部青少年課）
【意見 7 2】埼玉県バーチャルユースセンターについて、試験運用で得られた知見を踏まえ、資源配分の最適化を図っていくことが望まれる
【意見 7 3】埼玉県バーチャルユースセンターの広報を継続して実施することが望まれる
2 6. こどもデジタル・シティズンシップ推進事業費（県民生活部青少年課）
【意見 7 4】講座内容と結びつきやすい中間的な成果指標を新たに設定し、評価の精度を高めることが望まれる
【意見 7 5】特に秩父地域と北部地域では、他の地域に比べて開催回数が著しく少なく、学びの機会に明確な格差が生まれている。こどもたちに均等な機会を提供するためにも、地域間格差をなくすようにすべきである
【意見 7 6】県内自治体の独自講座や先進的な取組を収集・整理し、事例集の作成や情報交換の場の設置等を通じて、他市町村への横展開を図る仕組みを構築することが望まれる
2 7. 見えないチカラを伸ばし夢をつかむリアル体験事業費（県民生活部青少年課）

<p>【意見 7 7】 需要に応じた開催設計を行う等により、多くのこどもにアウトカム（体験教室の受講効果）が波及するよう改善を図ることが望まれる</p>
<p>補足 1 1. 子ども・若者支援地域協議会（県民生活部青少年課）</p>
<p>【意見 7 8】 子ども・若者支援地域協議会（これに相当する体制）が未設置の市町村に対して、今後も市町村との意見交換会や、協議会による成果などを共有することを通じて設置の働き掛けを継続して行っていくことが望ましい</p>
<p>2 8. 埼玉版ネウボラ推進事業（保健医療部健康長寿課）</p>
<p>【意見 7 9】 「妊娠期からの虐待予防強化事業」の効果を評価するために適切な指標を設定し、その結果として乳幼児の虐待件数が減少しているかどうか検証を行っていくべきである</p>
<p>【意見 8 0】 埼玉県は、各市町村が実施しているネウボラ事業の支援内容や内容の充実度に関する状況を把握し、市町村ごとに支援内容や内容の充実度に差が生じないように、引き続き助言等を行っていくべきである</p>
<p>【意見 8 1】 妊娠期からの虐待予防強化事業において、各市町村からの実施報告を単に集計・共有するだけでなく、傾向や成功事例等の共有を図り、医療機関や市町村による虐待予防行動の後押しをしていくべきである</p>
<p>【意見 8 2】 埼玉県は、専門職の能力向上に課題を抱える市町村に対して、研修やサポートなど引き続き支援を行っていくべきである</p>
<p>2 9. 母子保健体制強化事業費（保健医療部）</p>
<p>【意見 8 3】 新生児聴覚検査の県全体及び、保健所別又は市町村別の受検率に関する統計データを県ウェブサイト等で公開すべきである</p>
<p>【意見 8 4】 母子保健関係職員専門研修会は年 1 回の書面による開催であるため、その他の対面やオンライン形式での研修会・会議と組み合わせ、職員同士の密な情報共有や意見交換を促進するべきである</p>
<p>3 0. 新ウェルカムベイビープロジェクト事業費（保健医療部）</p>
<p>【意見 8 5】 プレコンセプションケアの認知度を向上させ、若い世代に対するプレコンセプションケアの普及活動に取り組むべきである</p>
<p>【意見 8 6】 プレコンセプションケア普及啓発事業の成果として、若年層が妊娠や出産の正しい知識を身に付けているか、また、望まない妊娠の防止につながっているかを把握できるよう、事業効果を測定するための指標を設定するべきである</p>
<p>【意見 8 7】 相談支援事業において、利用者が相談内容に応じて適切な窓口にアクセスできるようにウェブサイト上の情報を整理し分かりやすく提示すべきである</p>
<p>【意見 8 8】 思春期の性に関する相談については、相談可能な医療機関の数が適切かどうかの検証も含め相談しやすい体制の整備や相談窓口の周知を行い、思春期の性に関する相談体制の充実を図るべきである</p>

<p>【意見 8 9】不妊・不育症検査費助成事業については、令和 7 年度においては埼玉県内の全ての市町村で実施しているが、当制度の維持に向けて埼玉県として、引き続き支援を行うべきである</p>
<p>【意見 9 0】プレコンセプションケア普及啓発事業の県民向け公開講座については、幅広い広報やコンテンツの検討、他の成功事例の研究等、参加人数を増加させるための取組を実施すべきである</p>
<p>【意見 9 1】プレコンセプションケア普及啓発事業においては、女性だけでなく、男性も性や妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け健康管理が行えるように、男性向けの啓発活動を適切に強化し事業に取り組むべきである</p>
<p>【意見 9 2】埼玉県は、プレコンセプションケア普及啓発事業を引き続き強化していくとともに、県が一体となって、子育て環境の整備や経済的支援等を実施し、子どもを望む人が安心して妊娠・出産・子育てを行えるように、子育てに関する各部門との連携体制をより一層強化すべきである</p>
<p>3 1. 多様な働き方推進事業費（産業労働部雇用・人材戦略課）</p>
<p>【意見 9 3】就業規則の育児・介護休業法の遵守状況のチェックリストについて、法改正の施行に合わせて、タイムリーに見直すべきである</p>
<p>【意見 9 4】多様な働き方実践企業の認定数について、企業に継続して働きかけることにより、純増となるようにすることが望ましい</p>
<p>【意見 9 5】令和 7 年の職場体験ツアーの動画が埼玉県ウェブサイトに掲載されていない。ツアーに参加できなかった高校生や、来年度の参加を検討している高校生のためにも、できるだけ早期に動画を掲載することが望ましい</p>
<p>【意見 9 6】多様な働き方実践企業の効果測定に当たり、評価指標として、多様な働き方実践企業への新規就職者数や、高校卒業後 3 年以内の若年者の採用者人数などを設定することが望ましい</p>
<p>【意見 9 7】多様な働き方実践企業事業の認定を受けた企業に対し、登録情報の更新状況や毎年の新卒高校生の採用者数や離職者数などの情報をシステムに反映してもらう仕組みを検討することが望ましい。現行のオンラインシステムでは難しいければ、「埼玉県企業ガイド」へ登録してもらい、情報入力をしてもらうことが望ましい</p>
<p>【意見 9 8】多様な働き方実践企業認定企業の紹介動画について、過年度のものなどアクセスしにくい状況が見受けられるため、改善することが望ましい</p>
<p>【意見 9 9】認定企業の企業情報に変更が生じた場合は、企業より連絡があった際に速やかに修正対応を行うことが望ましい</p>
<p>3 2. 働きやすい職場環境づくり支援事業費（産業労働部雇用・人材戦略課）</p>
<p>【意見 1 0 0】働き方改革セミナーについて、受講者数を増加させるため、評価指標として、受講者数を設定することが望ましい</p>

<p>【意見101】働き方改革推進アドバイザー派遣について、労務管理や雇用管理で具体的にどのような支援をしたのか、多くの企業に共通して改善や支援を行った事項があれば、その内容の概要を県のウェブサイトなどで示すことが望ましい</p>
<p>33. 学校におけるヤングケアラー支援事業（教育局人権教育課）</p>
<p>【意見102】県は市町村ごとのヤングケアラーの人数を正確に把握できるようにするため、県内部の関係部署間、市町村との連携をさらに強化する必要がある</p>
<p>【意見103】県は相談窓口を積極的に案内するなど、ヤングケアラーが相談しやすい環境をさらに整えるべきである</p>
<p>【意見104】県は、各学校においてヤングケアラーの周知が十分に行われるような措置がとられているか確認すべきである</p>
<p>【意見105】ヤングケアラーに関する研修当日にやむを得ず欠席した教職員に対しても、動画視聴等の研修を受けられる機会を確保するべきである</p>
<p>34. 性の多様性を尊重した教育推進事業（教育局人権教育課）</p>
<p>【意見106】県は、教職員が生徒に対して研修内容のフィードバックを実施したか確認すべきである</p>
<p>【意見107】県は、他県の担当者等と交流するなどの機会を設け、取り入れられる有益な取組の有無を確認すべきである</p>
<p>35. 人権教育推進事業（教育局人権教育課）</p>
<p>【意見108】県は人権教育実践報告会の成果が学校にフィードバックされ浸透するように周知の方法を検討すべきである</p>
<p>【意見109】県は、各受講者の感想や要望を集約し、有益と考えられる情報にまとめ、事後的に受講者にフィードバックすることで、意見交換と同様の効果が発揮されるように努めるべきである</p>
<p>【意見110】県は、人権教育の推進を県として定めた人権感覚育成プログラムの高校での活用率が改善するように努めるべきである</p>
<p>36. 共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業（教育局特別支援教育課）</p>
<p>【意見111】特別支援学校教諭免許状保有率について、早急に目標値である95%を達成するようにすることが望ましい</p>
<p>37. いじめ・不登校対策相談事業（教育局生徒指導課）</p>
<p>【意見112】SC関係者への理解促進活動が不十分であるため、各学校がスクールカウンセラー（SC）の職務について十分な周知活動を行っているかどうか調査し、実態を把握するとともに、周知活動の促進を行うことが望ましい</p>
<p>【意見113】スクールカウンセラー（SC）の受け入れ態勢がSC活用指針に則っているかどうかの実態把握が不十分であるため、実態把握を行い、対応が不十分な学校には随時指導することが望ましい</p>

【意見114】SCの勤務体制について、学校で発生する生徒に係る様々な悩みに関して、継続的な問題対応や迅速な問題解決を図るためにも、まずは小学校は月1回1日、中学校は週1回に統一することが望ましい。将来的には週5日常時にSCが配置される「常駐型（あるいは常勤型）」の導入が望ましい

38. ネットトラブルサイト監視事業（教育局生徒指導課）

【意見115】ネット監視パトロールの告知については紙やデータでの配布やウェブサイトへの掲載だけでは必ずしも十分でないため、教育委員会のSNS等を活用するなど、若年層に訴求力のある方法を採用することが望ましい

【意見116】ネットトラブル監視事業のネットいじめへの対策としての有効性について、あらためて検討することが望ましい

第2章 報告書の構成

本報告書は次の構成となっている。

第1章 監査の概要（上述のとおり）

第2章 報告書の構成（本ページ）

第3章 監査テーマの概要

第4章 監査結果の総括

1. 監査人の考え方
2. 監査対象事業等の選定
3. 監査の役割分担
4. 指摘と意見の定義
5. 監査のポイント
6. 監査結果
7. 監査スケジュール
8. 監査時間

第5章 各事業等の事業内容及び監査結果

第6章 参考文献

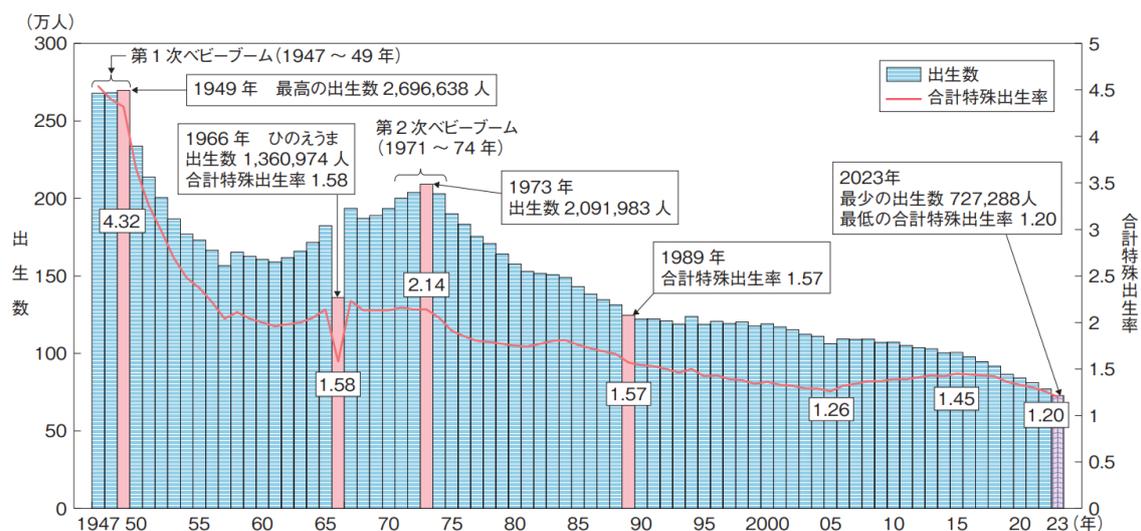
第7章 最後に

第3章 監査テーマの概要

第1 子育て・少子化に係る課題

(1) 少子化の経緯

我が国では、以下の通り少子化が進行している。



(出典：令和7年版子ども白書)

戦後の日本は、経済成長による所得水準の向上、国民皆保険・皆年金など社会保障の充実、医療技術の向上等によって豊かな生活環境が整い、1960年頃からはそれまでの多産少死から少産少死への人口転換が進み、1975年前後までの合計特殊出生率は人口置換水準の2.1前後で推移してきた。

1971年から1974年の第二次ベビーブーム以降、第一次オイルショックによる経済的な混乱や、人口増加傾向を受けて静止人口を目指す考え方が普及したこと等により、出生数は減少傾向となり、1975年に合計特殊出生率が2.0を割り込み1.91まで低下した。

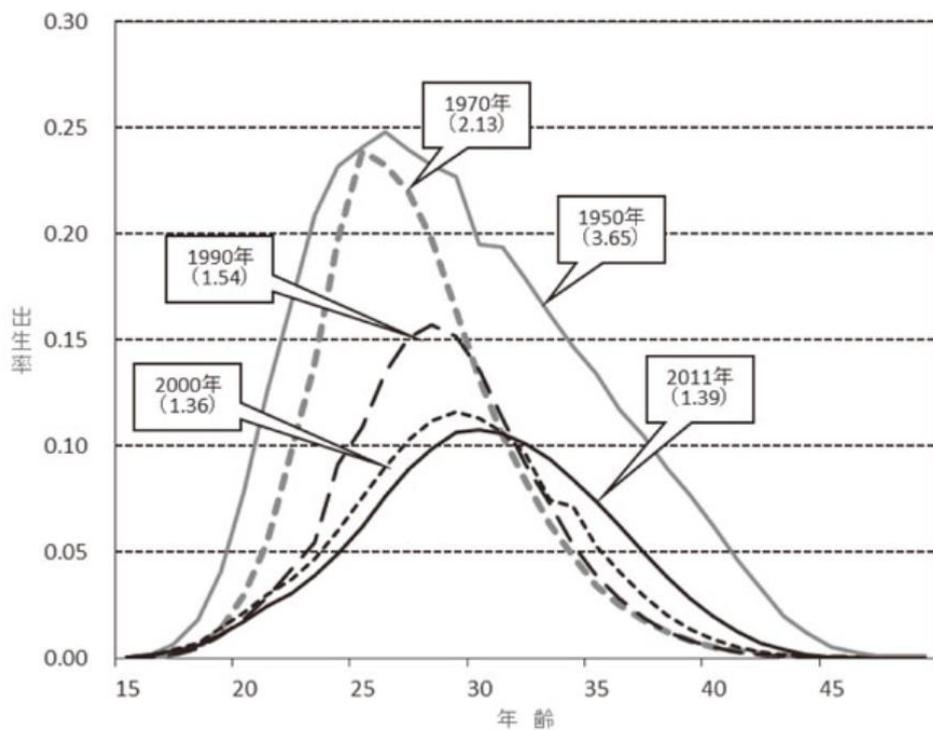
その後も合計特殊出生率の低下傾向は続き、1980年代初めにやや回復したものの、1980年代半ばから再び低下し、人口置換水準からのかい離は大きくなっていった。

(2) 少子化の要因

少子化の要因として、非婚化・晩婚化や、結婚している女性の出生率低下などが考えられる。1970年代後半からは20歳代女性の未婚率が急激に上昇し、結婚年齢の上昇など晩婚化も始まった。さらに1980年代に入ってから、30歳以上の女性の未婚率も上昇し、晩婚化とともに未婚化も進展した。

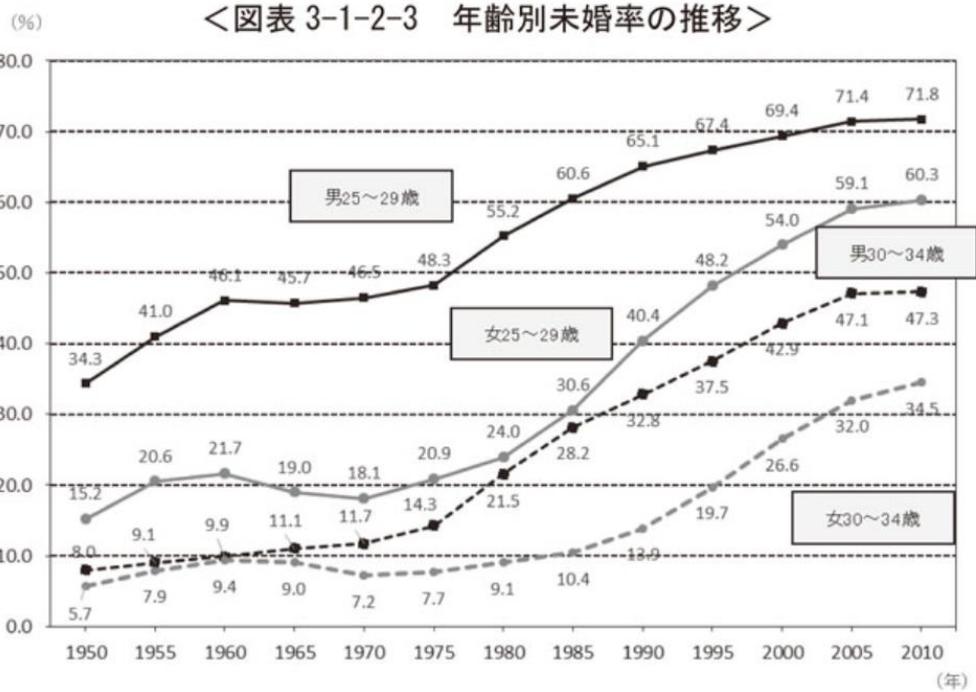
年齢別出生率を見ると、1950年・1970年は20代半ばでピークを迎える山型の曲線を描いているが、次第にそのピークが推移していき、出産年齢が上昇するとともに、出生率の高さを示す山が低くなっていくなど、出生率の低下と晩産化が同時に進行していることが分かる。また、1980年代以降は、晩婚化・晩産化により、20代の出生率が大幅に下がり、30代の出生率が上昇するという、出生率の山が後ろに推移する動きがみられるようになった。

＜図表 3-1-2-2 年齢別出生率の推移＞



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」をもとに作成

(出典：内閣府ウェブサイト)



(備考) 総務省「国勢調査」をもとに作成

(出典：内閣府ウェブサイト)

さらに、デフレが慢性化する中で、収入が低く雇用が不安定な男性の未婚率が高いほか、非正規雇用や育児休業が利用できない職場で働く女性の未婚率が高いなど、経済的基盤や、雇用・キャリアの将来の見通し及び安定性が結婚に影響することから、デフレ下での低賃金非正規雇用者の増加等が未婚化を加速させているおそれがある。

<女性の社会進出・価値観の多様化>

1985年に男女雇用機会均等法が成立し、女性の社会進出が進む一方で、子育て支援体制が十分でないことなどから仕事との両立に困難を感じるケースがあるほか、子育て等により仕事を離れる際に失う所得（機会費用）が大きいことも、こどもを生む選択に影響している可能性がある。

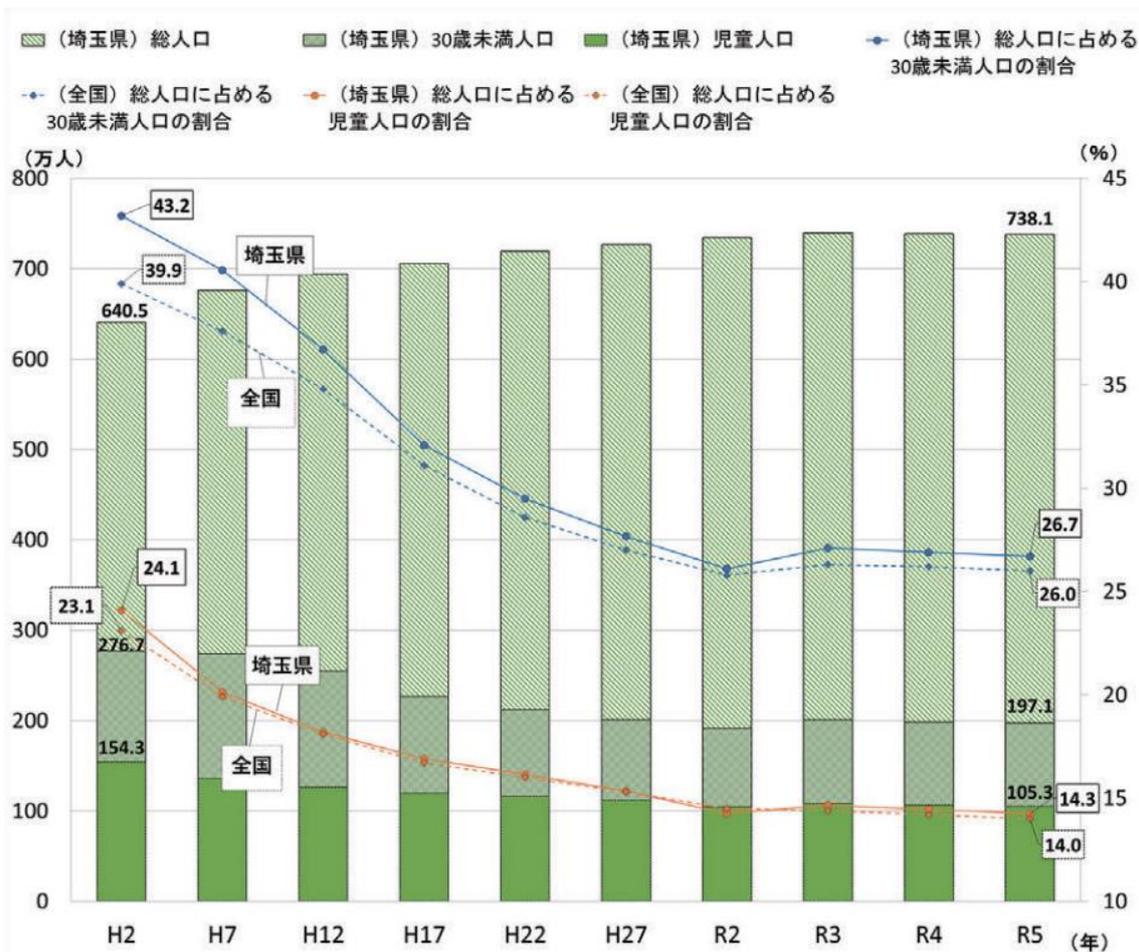
また、多様な楽しみや単身生活の利便性の向上のほか、結婚や家族に対する価値観が変化していることなども、未婚化・晩婚化につながっていると考えられる。

(3) 埼玉県の少子化の状況

(A) 児童人口及び30歳未満人口の減少

埼玉県における平成2年の18歳未満の児童人口は約154万3,000人、30歳未満人口は約276万7,000人であったが、その後、徐々に減少し令和5年には児童人口が約105万3,000人、30歳未満人口が約197万1,000人となっている。

また、平成2年の総人口に占める児童人口の割合は24.1%、30歳未満人口の割合は43.2%であったが、令和5年には児童人口の割合が14.3%、30歳未満人口の割合が26.7%となっている。



(出典：埼玉県子ども・若者計画)

(B) 埼玉県の合計特殊出生率

合計特殊出生率は、「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

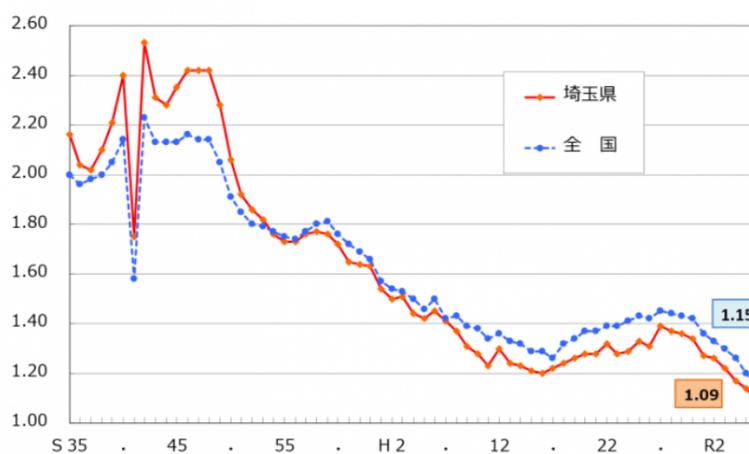
$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{年間の母の年齢別出生数}}{\text{10月1日現在年齢別女性人口}} \right\} \text{15歳から49歳までの合計}$$

こどもの出生数や率は、出産可能な年齢の女性の数が多ければ、女性1人当たりで生むこどもの数が減っている場合でも増加することがあるように、人口構成の影響を受ける。しかしながら、合計特殊出生率では、このような影響を排除して比較することができる。

統計表（確定値：厚生労働省公表値）

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4	R5	R6
埼玉県	1.50	1.41	1.30	1.22	1.32	1.39	1.27	1.22	1.17	1.14	1.09
全国	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45	1.33	1.30	1.26	1.20	1.15

合計特殊出生率の年次推移（埼玉県・全国）



(注) 昭和36～39、41～44年は、推計値である。

上記のとおり、埼玉県は全国に比して合計特殊出生率が低推移となっている。

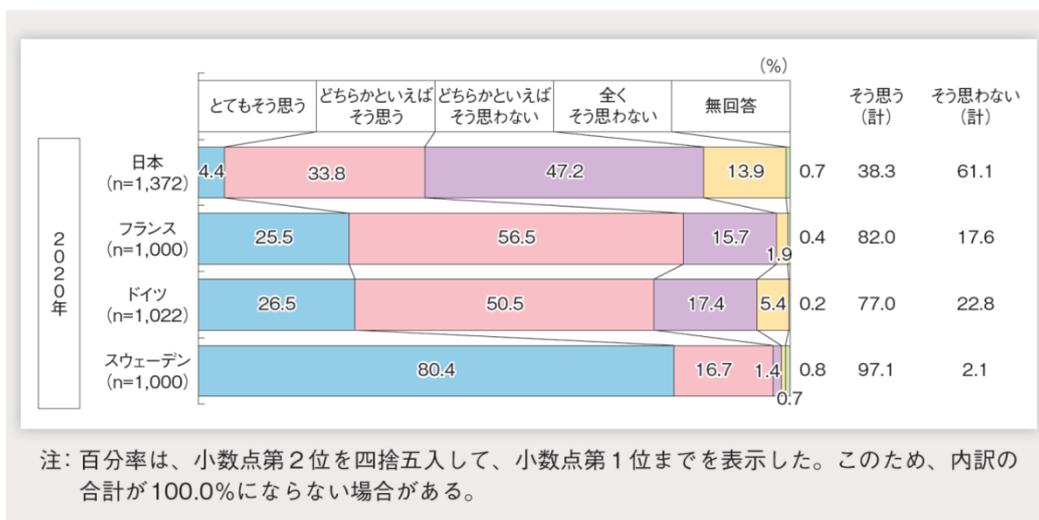
(4) 少子化対策の取組

1990年のいわゆる「1.57ショック」を契機に深刻な少子化の現状が強く認識されるようになったものの、最初の総合的な少子化対策である「エンゼルプラン」がまとめられたのは1994年、少子化社会対策基本法が制定されたのは2003年であった。1970年代から整備された高齢者向け社会保障制度に比べて、少子化対策は非常に遅れをとっている。

少子化社会に関する国際的な意識調査によれば、「あなたの国は、子どもを産み育てやすい国だと思いますか」の質問に対して、日本では6割以上が「そう思わない」と回答しており、国際的に見てその割合は相当に高い。

自国はこどもを産み育てやすい国だと思うか

- 日本は子供を産み育てやすいと思う割合が他国（フランス、ドイツ、スウェーデン）に比べて低く、産み育てやすいと思わないと回答した割合が61.1%と多数を占める。



出典：令和2年度少子化社会に関する国際意識調査（2021（令和3）年3月 内閣府）

（令和2年度少子化社会に関する国際意識調査（2021（令和3）年3月 内閣府））

国ではこども家庭庁を中心に、幼児教育・保育の無償化などの各種施策を推進している。国の制度を補完・上乘せするかたちで、埼玉県は、県民目線に立って様々な事業を展開している。

<国におけるこれまでの主な少子化対策（内閣府ウェブサイトから一部抜粋）>

エンゼルプラン

1994年12月、最初の総合的な少子化対策となる「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が策定された。エンゼルプランでは、少子化の要因として晩婚化の進行と夫婦出生力低下の兆しを挙げ、これらの背景には女性の職場進出、子育てと仕事の両立困難、育児の心理的・肉体的負担増大、住宅事情、子育てコストの増大などがあると指摘した。

また、保育サービスの充実を中心とする7項目について具体的対応策を列挙し、特に、保育サービスの拡充は「緊急保育対策等5か年事業」に基づき重点的に実施した。

新エンゼルプラン

1999年12月、「少子化対策推進基本方針」と、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定された。新エンゼルプランは、従来のエンゼルプランと緊急保育対策等5か年事業を見直したもので、エンゼルプランと比べて固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の企業風土の是正という点をかなり大きく扱うこととなった。

次世代育成支援対策推進法

「少子化社会対策基本法」と同時に成立した「次世代育成支援対策推進法」は、地方公共団体や企業（常時雇用労働者101人以上）が、次世代育成支援のための取組を促進するよう、行動計画の策定を義務付けた法律である。10年間の時限立法である同法は、特に男性を含めた働き方の見直し等の観点から事業主が子育て支援を進めるよう促している。

なお、同法は2014年4月に一部改正され、法律の有効期限を2025年3月まで10年間延長するとともに、子育て支援の実施状況が優良な事業主について厚生労働大臣が認定する新制度（特例認定制度）を創設するなど、次世代育成支援対策の更なる推進・強化が図られている。

また、同法は2024年5月に改正され、法律の有効期限が2035年3月31日までに延長された。

少子化社会対策基本法

今後の少子化の目的、基本的理念、施策の基本的方向、国・地方公共団体・事業主及び国民の責務を定めている。同法は、国の責務のひとつとして大綱のとりまとめを課していることから、少子化社会対策会議のもとで「少子化社会対策大綱」が策定された。同大綱を受けて、新エンゼルプランに代わる新たな

実施計画として「少子化社会対策大綱の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）」が策定された。子ども・子育て応援プランは、少子化の流れを変えるための「4つの重点課題」と「28の具体的行動」を提示し、計画の実施期間である2005～2009年の5年間に講ずる施策や数値目標、実現した場合の将来の社会の姿（おおむね10年後）を示すなどした。

子ども・若者育成支援推進法

少子化対策の一つに若者の自立支援、特にニートや引きこもり等の社会的自立が困難な子どもや若者への取組が大きな問題となっている。2010年4月に成立した「子ども・若者育成支援推進法」では、教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的な推進と、ニートや引きこもり等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進が図られている。とりわけニートや引きこもり等に対して、関係機関が現場レベルにおいてより一層連携して支援する地域協議会の仕組みが定められたことが特色である。

子ども・子育て支援法

2010年1月には、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定された。同ビジョンでは、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、子ども・子育て応援プランに次いで、2010～2014年度の5年を対象とした4番目の少子化対策プランとして、子ども手当等の経済的支援も含めた包括的な子育て支援策が打ち出された。さらに政府は「子ども・子育てビジョン」の確実な実現に向けて「子ども・子育て新システム」を構築することとし、少子化社会対策会議およびその下位会議で制度設計を行った。そうした検討なども踏まえながら、社会保障・税一体改革の一環として、2012年8月に子ども・子育て支援法など関連3法が成立することとなった。

同法では、認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付を行うこと（「施設型給付」）、小規模保育等（家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）への給付を行うこと（「地域型保育給付」）、認定こども園制度を改善すること、さらに、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）を充実することを定めており、従来の少子化対策関連法以上に対策の量的拡充や多様化、予算措置を行っていることが特徴である。サービスの実施主体は市町村であり、市町村は地域のニーズに基づく計画策定、給付・事業を行うこととしている。また、市町村においても「子ども・子育て会議」を設置することが努力義務とされた。

(5) こども家庭庁の発足

令和5年4月にこども家庭庁が発足した。従来、政府で所管するこどもを取り巻く行政分野のうち、従来や内閣府や厚生労働省が担っていた事務の一元化を目的に設立されたものである。発足後、同庁が発行した令和6年度版こども白書において、少子化対策の必要性や、近年の少子化対策について説明している。ここでは、「少子化は、我が国が直面する、最大の危機である。」との記載があり、国においても、少子化は人口減少を加速化させ、持続的な経済成長の達成が困難になるとの認識を持っている。ゆえに、少子化対策は極めて重要であるといえる。

少子化対策については先の記載と一部重複するが、当該部分の白書からの抜粋を下記に掲載する。

💡 なぜ少子化対策が必要か

少子化は、我が国が直面する、最大の危機である。

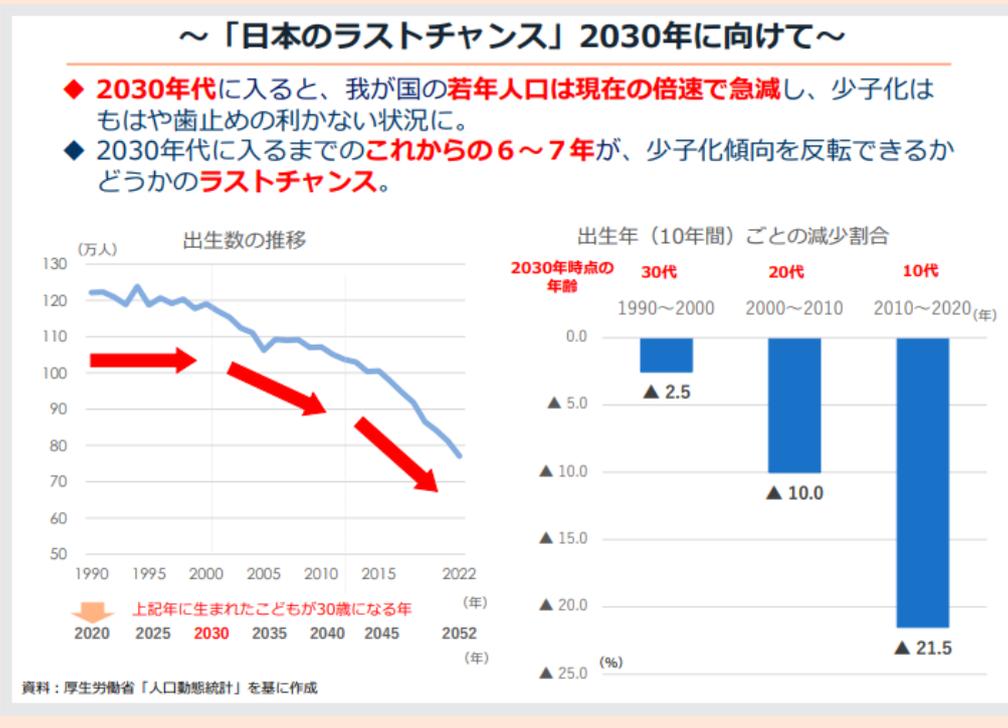
2022年に生まれたこどもの数は77万759人となり、統計を開始した1899年以来、最低の数字となった。1949年に生まれたこどもの数は約270万人だったことを考えると、こどもの数はピークの3分の1以下にまで減少した。また、2022年の合計特殊出生率は、1.26と過去最低となった。その上、近年は、少子化のスピードが加速している。出生数が初めて100万人を割り込んだのは2016年だったが、2019年に90万人、

2022年に80万人を割り込んだ。このトレンドが続けば、2060年近くには50万人を割り込んでしまうことが予想される。

そして、少子化は、人口減少を加速化させている。2022年には80万人の自然減となった。今後も、100万人の大都市が毎年1つ消滅するようなスピードで人口減少が進む。現在、日本の総人口は1億2,500万人であるが、このままでは、2050年代に1億人、2060年代に9,000万人を割り込み、2070年に8,700万人程度になる。わずか50年で、我が国は人口の3分の1を失うおそれがある。

こうした急速な少子化・人口減少に歯止め

図表1-2-11 我が国の少子化トレンド



をかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第4位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。人口減少が続けば、労働生産性が上昇しても、国全体の経済規模の拡大は難しくなるからである。今後、インド、インドネシア、ブラジルといった国の経済発展が続き、これらの国に追い抜かれ続ければ、我が国は国際社会における存在感を失うおそれがある。

若年人口が急激に減少する2030年代に入るまで、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、2030年までに少子化トレンドを反転できなければ、我が国は、こうした人口減少を食い止められなくなり、持続的な経済成長の達成も困難となる。我が国にとって、2030年までがラストチャンスである。

これまでの少子化対策

我が国で「少子化」が政策課題として認識されるようになったのは、1990年のいわゆる「1.57ショック」以降である。1989年の合計特殊出生率が1.57となり、戦後最低の合計特殊出生率となったことを契機に、政府は対策をスタートさせ、1994年12月には四大臣（文部・厚生・労働・建設）合意に基づく「エンゼルプラン」が策定された。

これに基づき「緊急保育対策等5か年事業」として、保育の量的拡大、多様な保育（低年齢児保育、延長保育等）の充実などについて、数値目標を定めて取組が進められたが、同時期に「ゴールドプラン」に基づき基盤整備を進めた高齢社会対策と比べるとその歩みは遅く、また、施策の内容も保育対策が中心であった。

2000年代に入ると対策の分野は保育だけでなく、雇用、母子保健、教育等にも広がり、2003年には「少子化社会対策基本法」（平成15年法律第133号）が制定された。翌年には「少子化社会対策大綱」が閣議決定

され、少子化対策は政府全体の取組として位置付けられるようになった。

また、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）により、2005年4月から、国や地方公共団体に加え、事業主も行動計画を策定することとなり、職域における「両立支援」の取組が進められるようになった。

このように法的な基盤は整えられていったものの、こども・子育て分野への資源投入は限定的であり、例えば家族関係社会支出の対国内総生産（GDP）比は、1989年度の0.36%に対し、1999年度には0.53%とわずかな伸びにとどまった。

2010年代に入り、「社会保障と税の一体改革」の流れの中で大きな転機が訪れた。消費税率の引上げに伴う社会保障の充実メニューとして、こども・子育て分野に0.7兆円規模の財源が充てられることとなり、さらに、2017年には「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）により、「人づくり革命」の一環として追加財源2兆円が確保された。

こうした安定財源の確保を背景に、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められ、待機児童は2017年の約2.6万人から2023年の約2,700人まで減少するなど、一定の成果を挙げた。これらにより、家族関係社会支出の対GDP比は、2013年度の1.13%から2020年度には2.01%まで上昇した。

そして、これまで累次にわたり策定されてきた「少子化社会対策大綱」は、2023年4月に施行されたこども基本法に基づき、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」に引き継がれることとなった。

（出典：「令和6年版 こども白書」より抜粋）

第2 子育て支援に関する関連法及び計画について

1. 概要

子育て支援に関する関連法及び計画につき、県では、その中心になるものとして、「埼玉県こども・若者計画」（令和7年度～令和11年度）がある。

当該計画は、こども・若者、子育て支援に関連する次の法律等に基づく計画として位置付けられるものである。

- ・ こども基本法、埼玉県こども・若者基本条例に基づき策定する「都道府県こども計画」
 - ・ 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
 - ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
 - ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」
 - ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「都道府県自立促進計画」
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- 等

すなわち、こども・若者、子育て支援に関する関連法規としては

- ① こども基本法
 - ② 子ども・子育て支援法
 - ③ 次世代育成支援対策推進法
 - ④ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
 - ⑤ 母子及び父子並びに寡婦福祉法
 - ⑥ 子ども・若者育成支援推進法
- 等がある。

以下では、こども施策に関する主な法律のひとつである「こども基本法」を紹介し、それに基づく、都道府県の計画として、埼玉県の「埼玉県・こども若者計画」を中心に紹介し、それに基づく市町村の取組について紹介することとする。

2. こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月から施行された。

同法では、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神に沿って、こども施策の基本理念のほか、こどもの意見表明や教育を受ける機会の確保、地方公共団体がこども等の意見を施策に反映させるために必要な措置を講ずること等が定めら

れている。

こども基本法の概要	
目的	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。
基本理念	<ol style="list-style-type: none">① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備
責務等	○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力
白書・大綱	○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定 （※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/こどもの貧困の解消に向けた対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）
基本的施策	<ul style="list-style-type: none">○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備○ 関係者相互の有機的な連携の確保○ この法律・児童の権利に関する条約の周知○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等
こども政策推進会議	○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置 <ol style="list-style-type: none">① 大綱の案を作成② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進③ 関係行政機関相互の調整 等 ○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる
附則	施行期日：令和5年4月1日 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

（出典：こども家庭庁ウェブサイト）

（A）責務等

国及び地方公共団体には、同法の基本理念にのっとり、こども施策を策定し実施する責務があることを規定し、併せて、事業主や国民に対しても、雇用環境の整備やこども施策への協力等について努力義務が課せられている。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(B) こども大綱の策定

こども基本法第9条に基づき、国はこども施策を総合的に推進するため、令和5年12月にこども大綱を策定した。政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるもので、それまで別々に推進されてきた「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つの大綱が1つにまとめられている。

こども大綱の目的と、前提となる6つの方針は下記の資料のとおりである。

はじめに

こども大綱が作られた目的

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

こども大綱では全てのこども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なく健康やかに成長し、将来にわたり幸せに生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

「こどもまんなか社会」が実現すれば、こどもや若者が自分の希望や能力を活かすことや、こどもを育てたいといった願いを叶えることができます。その結果、少子化対策や未来を担う人材を社会で育てることもつながり、多くの人を幸せにします。

こうした「こどもまんなか社会」を実現するために、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、国家の中心に据えた政策を行い、誰一人取り残さずに健康やかな成長を後押しします。

こども大綱の前提となる6つの方針

こども施策に関する基本的な方針

- 1 子どもの権利の主体とし、多様な個性を尊重し最善の利益を図ります
- 2 こどもや子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら進めます
- 3 ライフステージに応じて切れ目なく、十分に支援します
- 4 成育環境を整え全てのこどもが幸せに成長できるようにします
- 5 若い世代の生活が安定し、子育てに希望を持てるよう取り組みます
- 6 関係省庁や地方公共団体、民間団体等との連携を重視します

(出典：内閣府ウェブサイト)

(C) 都道府県こども計画等の策定

こども基本法第10条により、都道府県は、国のこども大綱を勘案して都道府県こども計画を策定するよう、また、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定するよう、それぞれ努力義務が課せられている。自治体のこども計画は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一体のものとして整備することができることとされており、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を指すことで、住民にとって一層分かりやすいものとなることなどが期待されている。

埼玉県は、こども基本法や埼玉県こども・若者基本条例を踏まえ、「埼玉県子育て応援行動計画」及び「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」を統合し、新たな計画として、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「埼玉県こども・若者計画」を令和7年3月に策定している。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

3. 埼玉県における計画

(A) 埼玉県子育て応援行動計画（令和2年度～令和6年度）

少子化には未婚化や晩婚化、非正規雇用者の増加など、様々な要因や背景があり、これらの課題に対して、安心して子どもを生み育てられる環境をつくり、少子化の進行に歯止めをかけるためには、結婚から妊娠・出産、そして子育てまでの切れ目のない支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に実施していくことが重要である。

こうしたことから、県は、今後の少子化対策や子育て支援策の内容、目標等を明確にするために令和2年3月に、令和2年度から令和6年度を計画期間とする第4期「埼玉県子育て応援行動計画」を策定し、国、市町村、企業、地域社会などと連携

して、少子化対策や子育て支援策を推進してきた。なお、計画の内容に関しては、第5章で詳述する。

(B) 埼玉県こども・若者計画（令和7年度～令和11年度）

令和5年に「こども家庭庁」が設置され、同年に「こども基本法」及び「こども大綱」が定められたことで、こどもたちの権利擁護や、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこと、こども・若者・子育て支援に関する取組や政策を社会のまんなかに据えて進めていくことが国の方針として示された。

県においても、こども・若者が有する権利の保障や、こども・若者の健やかで幸せな成長、保護者・養育者等が幸せに過ごすことのできる社会の実現を目指していくことを定めた「埼玉県こども・若者基本条例」を、令和6年10月に施行した。

これらを踏まえ、新たな計画として、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「埼玉県こども・若者計画」を令和7年3月に策定した。

本計画は、「こども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会」、「こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会」及び「こどもを生むことや、育てることに喜びを実感できるとともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会」を将来像とし、「こどもまんなか社会」の実現を目指すものとしている。

また、本計画は、こども基本法のほか、子ども・子育て支援法等の各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一体のものとして位置付けられている。

埼玉県子ども・若者計画【概要】		
計画の位置付け ○「こども基本法」、「埼玉県子ども・若者基本条例」に基づく「都道府県こども計画」 ○「子ども・子育て支援法」に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」 ○「次世代育成支援対策推進法」に基づく「都道府県行動計画」 ○「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「都道府県計画」 ○「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「都道府県自立促進計画」 ○「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「都道府県子ども・若者計画」 ○厚生労働省通知に基づく「都道府県成育医療等に関する計画」 ○厚生労働省通知に基づく「都道府県社会的養育推進計画」 ○埼玉県青少年健全育成条例に基づく、青少年の健全な育成に関する総合的な計画	計画期間 令和7年度～令和11年度 (5年間)	有識者による検討、こども若者意見聴取 ・県児童福祉審議会、県計画策定作業部会 ・子ども若者との意見交換、WEBアンケート、県民コメント
将来像 こどもまんなか社会の実現 将来像1 子ども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会 将来像2 子ども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会 将来像3 こどもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを実感できるとともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会		
計画の体系		
将来像1 子ども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会		
施策の柱 1 こどもの権利擁護、意見の反映	具体的施策 (1)こどもの人権が尊重される社会環境づくり (2)こども等が意見を表明する機会の確保	
将来像2 子ども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会		
施策の柱 2 居場所づくり、社会的活動の参画支援 3 親と子の健康・医療の充実 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援 5 児童虐待防止・社会的養育の充実 6 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組 10 未来を切り拓く子ども・若者の応援	具体的施策 (1)子ども・若者と共につく切れ目のない居場所づくりの支援 (2)こども・若者の社会形成への参画支援 (1)妊娠から子育てまでの切れ目のない支援 (2)医療提供体制の充実 (3)医療に係る経済的支援 (1)「こどもの貧困」対策の推進 (2)ひとり親家庭への支援 (3)障害などのあるこども・若者への支援 (4)メンタルケアへの支援 (5)ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援 (6)一人ひとりの状況に応じた支援 (1)こどもを虐待から守る地域づくり (2)社会的養育の充実 (1)子ども・若者の自殺対策 (2)インターネット対策の推進 (3)子ども・若者に対する性犯罪・性暴力対策 (4)犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備 (5)非行防止と立ち寄り支援 (1)若者の職業的自立、就労等支援 (2)若年者の経済的自立の支援 (3)グローバル社会で活躍する人材の育成	
将来像3 こどもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを実感できるとともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会		
施策の柱 7 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進 8 結婚・出産の希望実現 9 「子育て」と「育ち」の支援 11 子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援 12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進	具体的施策 (1)こどもまんなか社会への気運醸成 (2)こども政策DXの推進 (3)こどもにとって安全・安心なまぶりの推進 (4)子育てしやすい住環境の整備 (1)結婚を望む人への支援 (2)不妊・不育症に悩む人への支援 (3)プレコンセプションケアの推進 (1)家庭の子育て力の充実 (2)「孤育て」にない地域の子育て力の充実 (3)質の高い幼児教育・保育の充実 (4)学校教育の充実 (5)自立的な子育ての支援 (6)子育てに係る経済的負担の軽減 (1)分野横断的な支援人材の育成 (2)多様な担い手による持続的な活動の推進 (1)企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成 (2)共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進	
※ 施策の柱1～7が「ライフステージを通じた施策」、8～12が「ライフステージ別の施策」		

(出典：埼玉県ウェブサイト)

(計画の位置付け)

- ・ こども基本法、埼玉県子ども・若者基本条例に基づく「都道府県こども計画」
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「都道府県自立促進計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・ 厚生労働省通知に基づく「都道府県成育医療等に関する計画」
- ・ 厚生労働省通知に基づく「都道府県社会的養育推進計画」
- ・ 埼玉県青少年健全育成条例に基づく、青少年の健全な育成に関する総合的な計画

4. 市町村における取組

(A) 市町村における取組

市町村では、国のこども大綱、埼玉県のこども・若者計画を勘案し市町村こども計画（計画名は市町村により異なる）を策定して、こども施策に取り組んでいる。

市町村では、県民により近い立場から、こども家庭センターを通じた相談支援、児童手当の支給、保育所の提供、こどもの居場所の情報提供に至るまでこどもの成長に合わせて切れ目のない支援を行っている。

(市町村子ども計画の例：所沢市「子ども・若者しあわせプラン」)

所沢市子ども計画とは

「子どもの最善の利益（子どもにとって一番大切なこと）」が実現される社会を目指し、これからの未来を支える所沢市のすべての子どもと若者が幸せに暮らしていけるよう、子ども・若者、子育て家庭をサポートするために所沢市が取り組むことをまとめた計画です。

計画の位置づけ

- 子ども基本法*をもとに、所沢市の子ども・若者への総合的な支援の取組を念じた計画として作ります。
- 以下の計画をまとめて作ります。
 - 子ども・子育て支援法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画
 - 次世代育成支援行動計画、ひとり親家庭等自立支援計画
 - 市町村子どもの貧困対策計画、市町村子ども・若者計画、成育医療等基本方針

*子ども基本法とは、子どもや若者のみなさんが自分らしく幸せに成長でき、暮らしやすい社会を目指し、子どもや若者に関する取組を進めていく上で基本となることを決めた法律です。

計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間で計画期間とします。

計画の対象

この計画の対象は、市内に住む子ども（概ね0歳から18歳まで）や若者（概ね13歳から30歳まで、取組によっては概ね40歳未満まで）とその家族とします。

計画の基本理念

この計画では、目指しているまちの理想のイメージとして、以下のとおり基本理念（計画の基本となる大切な考え方）を設定します。

**すべての子ども・若者が尊重され、
一人ひとりが幸せを感じるまち ところざわ**

「みんなが大切にされて、自分の未来に明るい希望を持つまち」を目指します

(出典：所沢市ウェブサイト)

(こども家庭センターの設置例：所沢市)

Map

アクセス

■ 西武鉄道
西武新宿線、西武池袋線「所沢駅」東口から 徒歩約15分

■ 西武バス
所沢駅 東口3番乗り場
「航空公園駅」行き / 「西武バス所沢営業所」行き / 「上福岡駅西口」行き
航空公園駅 東口3番乗り場
「市民医療センター入口」下車
「所沢駅東口」行き → 「市民医療センター入口」下車

■ とくろバス 「保健センター」下車
○所沢西口から南路線 吉妻循環コース・山口循環左回りコースを利用
○航空公園東口から東路線 松井循環コース右回りを利用
または南路線 山口循環コース右回りを利用
○東所沢駅から 東路線 松井循環コース 右回りを利用

こども家庭センター

受付時間 **8:30~17:15**
(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)
〒359-0025 所沢市上安校1224-1 (保健センター内)

こども家庭センターは
あなたの子育てや子どもたちを
応援します♪

初めての
妊娠・出産で不安

赤ちゃんが
泣き止まない

離乳食は
これでいいのかな？

歯はいつ生えてくるの？

言うことを聞いてくれない
つい強く叱ってしまう...

子どもへの接し方が
おからない

親のこと友達のことなど
いろいろ聞いてほしい

所沢市

こども家庭センター

子育てやご家庭に関する
相談に応じます
お気軽にお問合せ下さい

こども家庭センターは 妊娠期から子育て期にわたる 相談支援の窓口です

すべての妊産婦 子育て世帯 子どもに関する悩みや不安の相談に応じます
妊娠 出産 子育て 家庭 子どもの発達 児童虐待などの相談内容によって
関係機関と連携した支援を行います

保健師

助産師

歯科衛生士

保健センター
こども家庭センター

栄養士

児童発達相談員

心理士

妊娠期 **出産期** **乳児期** **幼児期** **就学後～18歳未満まで**

- 妊娠届出・母子健康手帳の交付
- 赤ちゃんを迎える準備の相談
- 産後のママやご家族の相談
- 離乳食の進め方や歯みがきについての相談
- 健診・子どもの成長の過程で起こる様々な問題や悩みについての相談
- 児童虐待などの相談

お子さん本人からの相談もお受けします
*相談の都合はご本人の事情に準拠いたします

必要に応じて
学校や児童相談所など
関係機関と連携し
支援します

相談・問い合わせ先

所沢市こども未来部
こども家庭センター

妊娠・出産 担当 TEL 04-2991-1820
● 母子健康手帳交付
● 妊娠期から出産子育てに関する相談

母子保健 担当 TEL 04-2991-1817
● 乳幼児健康診査
● 子どもの成長や発達に関する相談

こども相談 担当 TEL 04-2991-1824
● こどもの養育に不安や困難がある、子育てでイライラしてしまうなどの相談や連絡
● お子さん本人からの相談

栄養・歯科 担当 TEL 04-2991-1813
(健康づくり支援課内)
● 離乳食や産前・産後のママの食事の相談
● 歯みがきに関する相談

メールでの問い合わせ先

[24時間・365日 受付]
b9911817@city.tokorozawa.lg.jp

所沢市
こども・若者
情報チャンネル

とくろっこ
子育てガイド
ブック

(出典：所沢市ウェブサイト)

第3 県民への広報・周知について

埼玉県では、こども・子育てに関する各種制度や施策の情報を、ウェブサイトや広報紙、SNSなど多様な媒体を活用して県民に提供している。

1. ウェブサイトを通じた広報

埼玉県の公式ウェブサイトにおいて、「子育て支援情報」というページを設けて、こども・子育てに関する施策等の情報を集約して掲載し、県民に対して情報提供を行っている。

彩の国 埼玉県
Foreign Language | 文字サイズ・色合い変更 | 音声読み上げ | ふりがなON | Google 検索 | 組織から探す

トップページ | 暮らし・環境 | 健康・福祉 | しごと・産業 | 文化・教育 | 県政情報・統計 | 緊急・防災

トップページ > 健康・福祉 > 児童福祉 > 子育て支援情報

子育て支援情報

- ファミリー・サポート・センター
- 赤ちゃんの駅（誰でも自由におむつ替え等ができるスペース）
- ママ・パパ・リフレッシュ事業
- 保育所・認定こども園等に関する情報
- 父親の育児参加に関する情報
- 地域子育て支援拠点について
- 保育士に関する情報
- 子育て短期支援事業について
- 子どもスマイルネット（電話相談）
- 病児保育事業について
- 保育所等・放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症の対応について
- 子育て支援員研修

（出典：県ウェブサイト、下記も同様）

また、「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」という専用のウェブサイトも設けている。

埼玉県 結婚・妊娠・出産・子育て 応援公式サイト

埼玉県では、結婚から妊娠・出産・子育てまで 人生のライフステージを応援します！

文字サイズ 小 中 大 背景色 黒 青 白 サイト内検索 検索

▼ Languages サイトマップ 音声読み上げ

ホーム 結婚/婚活 こどもが欲しい 妊娠・出産したら 子育てナビ 子育てマップ 結婚・妊娠・出産・子育て支援団体

子育てマップ 施設検索

パパ・ママ応援ショップ、赤ちゃんの駅の登録施設等を検索できます！

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育等の検索はこちら↓

ここdeサーチ

子育て情報サイト

子育て 希望の街

埼玉県の公的な結婚支援センターです

結婚・婚活 こどもが欲しい 妊娠・出産 子育て支援

小児救急電話相談 #7119

又は048-824-4199 (これまでどおり #8000からも電話をかけられます。) 音声ガイダンスに応じて1番「小児救急電話相談」を選択してください。

● 相談時間：24時間 365日

困ったら

● 妊産婦の方の相談
● こどもに関する相談

家族の日

2. SNSを活用した積極的広報

LINEやFacebook、Instagram、Xなどの各種SNSの埼玉県公式アカウントを活用して「パパ・ママ応援ショップ優待カード」などの施策を周知している。

SNSの活用は、若い親世代にリーチしやすく、利用者の属性や関心に応じた情報提供が可能であり、また、迅速に最新情報を発信できるといった多くのメリットがある。

引き続き、こども・子育て支援に関する制度や施策が県民に確実に届くよう、SNSを活用した広報活動に取り組んでいくべきである。

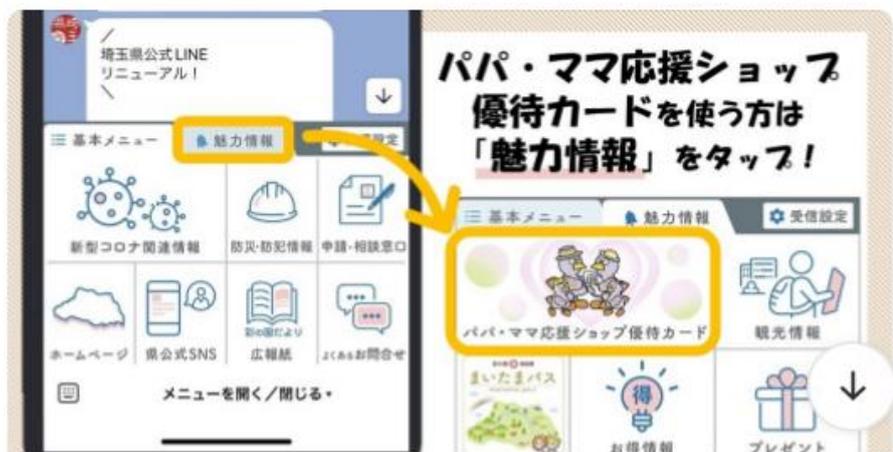
(埼玉県庁公式LINEアカウント)



埼玉県庁



午後 5:39



(埼玉県庁公式 Facebook アカウント)



3. 広報紙を通じた広報

県では毎月、広報紙「彩の国だより」を作成しており、その中で子ども・子育てに関する情報も掲載している。



(出典：「彩の国だより」令和7年10月号)

4. イベントを通じた周知

県では、こども・子育てに関するイベントを通じた周知にも取り組んでいる。令和7年度はこどもの居場所フェアを開催し、SAITAMA子育て応援フェスタ等のイベントを後援しており、その中でこども・子育てに関する制度や施策等に関して県民に周知している。

なお、こどもの居場所フェアとSAITAMA子育て応援フェスタについては、第5章で詳述する。



第4 埼玉県議会の取組

埼玉県議会では、少子・高齢福祉社会対策特別委員会が開催されており、少子化に関する議論が行われている。また、埼玉県こども・若者基本条例を令和6年に可決承認し

ている。

1. 少子・高齢福祉社会対策特別委員会

年に4回程度開催されている。

少子・高齢社会、地域医療、障害者ならびにシニアを含めた人材活用に関する総合的対策について審査され、少子化に関する質疑応答が行われる。

令和6年12月定例会では、こどもの居場所やこどもの意見聴取、児童虐待相談対応、児童相談所に関する質疑応答が行われている。

委員会の委員は下記のとおり（令和8年3月3日時点）

少子・高齢福祉社会対策特別委員会名簿（定数13）

正副委員長	議席番号	氏名	会派名
委員長			
副委員長	72	逢澤圭一郎	自民
	8	橋本健人	自民
	16	栄寛美	自民
	19	鈴木まさひろ	自民
	27	細川威	民主フォーラム
	31	八子朋弘	県民
	43	小川寿士	民主フォーラム
	45	中川浩	改革
	52	木下博信	自民
	68	小久保憲一	自民
	83	梅澤佳一	自民
	86	高橋政雄	自民
	90	塩野正行	公明

2. 埼玉県こども・若者基本条例

令和6年9月定例会において、議員提出議案である「埼玉県こども・若者基本条例」が成立し、令和6年10月18日に施行された。

条例の基本理念である「全てのこども・若者が有する権利が保障され、全てのこども・若者の意見が尊重されるとともにその最善の利益が優先して考慮される社会

が構築され、保護者・養育者その他子ども・若者を養育しようと思う者が子育て・子育てに希望や喜びを感じるとともに、幸せに過ごすことができる環境が整備される」ように、県だけでなく市町村、学校・保育施設等、事業者、民間支援団体及び県民がそれぞれの役割を認識し、子育て・子育ての推進に主体的に取り組むとともに、相互に連携協力して社会全体で子育て・子育てを支えていくことが定められている。

議員提案
埼玉県
令和6年10月18日施行

子ども・若者基本条例

ができました！

▶この条例では

[条例の詳細はこちら▶](#)

子ども・若者が、自分で考え行動でき、自分らしく健やかに成長できる、そして、保護者・養育者やこれから子どもを養育しようと思う方々も、子育てに希望や喜びを感じられる社会の実現を目指します。

大切にする 4つの考え方

<div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 01 <p style="font-size: 12px; margin: 0;">子ども・若者のさまざまな権利を守ること。 ・自分らしく生きる ・差別されない ・自分の意見を言える など</p> </div>	<div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 02 <p style="font-size: 12px; margin: 0;">子ども・若者にとってもっとよいことを考えることが広まるようにしていくこと。</p> </div>
<div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 03 <p style="font-size: 12px; margin: 0;">子ども・若者を安心して養育できるようにして、保護者・養育者やこれから子どもを養育しようと思う方々が幸せに過ごせる環境をつくること。</p> </div>	<div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 04 <p style="font-size: 12px; margin: 0;">社会全体で子ども・若者の成長や子育てを支えていくこと。</p> </div>

これらの考え方を踏まえて

◆埼玉県では子ども・若者、保護者・養育者そのほか多くの方の意見を生かし、子ども・若者の成長や子育てを支える「**子ども計画**」を作り、国や市町村と連携して取り組みを進めていきます。

例えば…

子ども・若者の方へ

- ・自分がどのような権利を持っているのかわかるようにします。
- ・いろいろな危険から守ります。
- ・安心して過ごせる居場所づくりを進めます。
- ・体や心が健やかに成長するために大事な知識を学べるようにします。

保護者・養育者の方へ

- ・妊娠、出産、子育てに関する支援を切れ目なく行っていきます。
- ・お仕事をしながら子育てでもできるような環境を整えます。
- ・子育ての制度や取り組みの情報を収集・整理し、分かりやすく提供します。

県民の方へ

- ・子ども・若者が持っている権利を皆さんに知ってもらう取り組みを進めます。
- ・子ども・若者の成長や子育てに優しい社会づくりを理解してもらう取り組みを進めます。

(出典：埼玉県議会だより179号)

第5 埼玉県5か年計画

埼玉県5か年計画では、2030年やその先の2040年を見据えて以下の3つの目指すべき将来像を設定している。

安心・安全の追究 Resilience（レジリエンス）

誰もが輝く社会 Empowerment（エンパワーメント）

持続可能な成長 Sustainability（サステナビリティ）

これらの将来像を実現させるための方向性を、政策分野ごとに「12の針路」として示している。

「誰もが輝く社会 Empowerment（エンパワーメント）」の実現に向けた針路の一つとして、下記のとおり「子育てに希望が持てる社会」を掲げ、分野別施策と施策指標を設定している。

背景

本県の出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率は全国平均を下回っています。少子化の主な原因は「未婚化・晩婚化」などであるとされ、出会いの機会を提供する結婚支援などが求められています。

保育サービスでは、保育所整備など受入枠の拡大が進む一方で保育士が不足しており、県南地域を中心に待機児童の解消は引き続き課題となっています。

子供の貧困問題では、全国の子供の約7人に1人が相対的な貧困状態にあると言われており、生まれ育った家庭の経済状況が子供の進学や就職に影響を及ぼし、格差の固定化や貧困の連鎖につながることが懸念されています。

また、本県の児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、児童虐待による死亡事例も発生しています。さらに、保護者からの養育が受けられず社会的養育が必要な児童も緩やかな増加傾向にあり、支援の充実が求められています。

こうした中で、子供を生み育てることに希望を持てる社会を実現する必要があります。

2040年を見据えた方向性

これから結婚や出産を考える世代が、それぞれに結婚、妊娠・出産、子育てといったライフデザインを選択できるように支援します。

現在保育の仕事に就いていない潜在保育士*の活用のための取組を実施するなど、保育士確保対策を更に進めます。

全ての子供が、生まれ育った環境に左右されずに夢や希望を持ってチャンスをつかめる環境を整備し貧困の連鎖を解消します。

児童相談所の整備や機能強化を図るとともに、市町村の相談体制への支援を充実します。

分野別施策

施策16 きめ細かな少子化対策の推進

施策17 子育て支援の充実

施策18 児童虐待防止・社会的養育の充実



施策
16

きめ細かな少子化対策の推進

担当部局 総務部、福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部、教育局

施策内容

本県では昭和60年(1985年)以降未婚率が大幅に上昇するとともに、晩婚化が進んでいます。また、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、婚姻件数、妊娠届出数は減少しており、出生数が更に減少することが見込まれます。

こうした少子化の流れを転換するため、子育て世代やこれから結婚や出産を考える県民はもちろん、まだ結婚を意識していない若者まで対象を広げ、ライフデザインの構築支援から出会いの機会の提供、結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目のない、きめ細かな支援を提供します。また、経済・雇用、教育、まちづくりといった幅広い分野にわたる総合的な取組を継続的に実施します。

さらに、社会全体で子育てを支援する気運を高め、子育てに対する不安を解消し、結婚や出産を望む県民誰もが希望をかなえられる社会づくりを進めます。

SAITAMA出会いサポートセンター
(通称:恋たま)



ライフデザイン
ガイドブック

主な取組

- 若年者へのライフデザイン構築支援
- 結婚を希望する未婚者への出会いの機会の提供・結婚新生活支援
- 不妊治療への支援
- 産婦人科医確保の推進
- 子育て世代包括支援センターを中心とした妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援や産前・産後の不安のある方への支援(埼玉版ネウボラ)の充実
- 若者の就業支援
- 本意非正規雇用*者の正規雇用化の支援
(施策10、28にも記載)
- 妊娠、出産、不妊に関する正しい知識の普及啓発(中学生・高校生等に向けた教育を含む)や相談対応
- 将来親になる世代への「親の学習*」など子育ての理解を図る取組の推進
- 職場体験など将来働くことについての意欲や関心が持てる取組の推進
- 子育てしやすい住宅の普及促進
- パパ・ママ応援ショップ*など社会全体で子育てを応援するムーブメントの醸成
- 三世同居や近居の促進
- 多子世帯の経済的負担を軽減するための支援
- 働き方の見直しによる男女ともに仕事と家庭を両立できる環境づくり(施策29にも記載)
- 私立学校の園児などの保護者の経済的負担を軽減するための支援

(出典：埼玉県5か年計画)

第4章 監査結果の総括

1. 監査人の考え方

国では、合計特殊出生率を目標に掲げていたが、令和7年においては、目標として合計特殊出生率を掲げなくなっている。

これは、こどもを生むか生まないかの判断は、各々の自由な意思に基づいて行われるべきであるとの考え方が浸透してきたことによるものと考えられる。

監査人としては、こどもを生みたい者が安心してこども生み、育てることができる環境を国、県、市町村が重層的に提供していくことが重要であると考え。また、仕事と子育てを両立できるように、企業を支援していくことが重要であると考え。

このような視点に立ちつつ、各事業について検討を行った。

2. 監査対象事業等の選定

①監査対象事業（福祉部主要事業）

本来であれば、子育て支援に関する事業の全てを監査対象事業にすべきであるが、監査時間の制約もあることから、下記の方針により監査対象事業を絞り込んでいくこととした。

子育て支援は福祉部を中心に全庁に関係することから、まずは福祉部にて実施している事業の一覧を入手し、金額的・内容的に重要と考えられる事業を選定した。

選定した事業の一覧は次ページのとおりである。

これらの事業について、担当部局と勉強会を行い、各事業の概要について説明を受けるとともに、質疑応答を実施した。

これらを踏まえ、次ページの一覧のうち警察との連携強化事業をはじめ、網掛け部分の事業を監査対象事業とすることとした。

選定に当たっては、国の予算が投入されている事業については、国（会計検査院）の検査が入ることが想定され、過去の検査において書類の不備等による重大な指摘がされたことがないことから、監査上のリスクは相対的に低いと判断し、高額予算の事業であっても、監査対象事業から除外している。

一方で、県が独自に実施している事業については、国の検査は入らず、県独自の判断により、予算を投じている事業であることから、なるべく多くの事業を本監査の対象とすることにした。

このような視点で、金額的重要性や、ヒアリングの結果を踏まえて、監査対象事業を選定した。

選定した事業の一覧

課名	担当名	ヒアリング対象事業	
こども安全課	児童虐待対策担当	児童虐待ケア対策強化事業費	
		市町村児童相談体制強化事業	
		市町村要対協等支援事業	
		児童虐待対応医療サポート体制強化事業	
		警察との連携強化事業	
		児童の安全確認強化事業	
		SNSを活用した児童虐待相談事業	
		ICTを活用した児童相談所の業務効率化事業	
		市町村ペアレントトレーニング等支援事業費	
		休日夜間児童虐待通告対応力強化事業費	
	児童権利養護担当	子供と家庭電話相談事業費	
		子供の権利擁護事業費	
		子供の意見表明等推進事業	
	養護担当	民間活用型こども家庭援助事業費（児童家庭支援センター運営事業費）	
		入所施設児童保護措置費	
		母子生活支援施設・助産施設児童保護措置費	
		児童養護施設等職員の家賃負担軽減事業	
		児童福祉施設等子どもの暮らし応援事業費	
		児童養護施設退所者を10年支える自立支援事業（ささえーる）	
		児童養護施設等体制強化事業	
妊産婦等生活援助事業			
総務・里親支援担当	里親委託推進事業費		
児童相談所整備担当	児童相談所費		
	児童相談所一時保護所費		
	一時保護所環境改善・機能強化推進事業		
	朝霞児童相談所（仮称）・一時保護所整備費（継続事業第2年次支出額）		
こども政策課	こどもまんなか担当	こども等の意見を反映したこどもまんなか社会推進事業	
		パパ・ママ応援ショップ事業費	
		SAITAMA出会いサポートセンター事業 SAITAMA子育て応援フェスタ	
	手当・ひとり親支援担当	ひとり親家庭福祉推進事業費	
		児童扶養手当給付費 母子父子寡婦福祉資金特別会計繰出金	
こども支援課	保育政策担当	幼児教育・保育無償化円滑化事業費	
		多子世帯保育料無償化支援事業	
		保育所地域子育て支援事業費	
		家庭保育室等運営事業費	
		施設型給付費負担金	
		地域型保育給付費負担金	
		保育士研修等事業	
		保育士宿舎借上補助事業	
	保育・人材確保担当	保育士確保推進事業	
		保育士奨学金返済支援事業	
		こどもの居場所づくり支援事業	
		こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業	
	こどもの居場所担当	地域におけるこどもの居場所支援団体育成事業、子育てファミリー応援事業	
		放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業	
		地域子育て支援事業費	
		埼玉版放課後児童健全育成事業	
		放課後児童クラブ待機児童解消支援事業	
		放課後児童クラブ担当	放課後児童クラブ待機児童解消支援事業

② 監査対象事業（福祉部主要事業以外の事業）

子育て関連事業を多く手掛けていると思われる部局（県民生活部、保健医療部、産業労働部、教育局）の事業一覧を入手し、検討を行った。その上で福祉部同様に、勉強会を開催し、事業内容を検討した。

（注）なお、福祉部の新規事業など一部の事業についても、事業内容を検討した。

事業一覧から選定した事業の一覧

対象事業	部署		
こどもの声を聴く「埼玉県こども会議」事業	福祉部	こども政策課	政策推進担当
朝のこどもの居場所づくりモデル事業	福祉部	こども支援課	こどもの居場所担当
放課後児童クラブ民間事業者参入・職員確保支援事業	福祉部	こども支援課	放課後児童クラブ担当
虐待通報等環境整備・啓発事業	福祉部	福祉政策課	政策企画担当
一時保護所における通学支援事業	福祉部	こども安全課	児童虐待対策担当
性の多様性を尊重した社会づくり推進事業	県民生活部	人権・男女共同参画課	LGBTQ担当
男女共同参画推進センター運営費（事業・相談）	県民生活部	人権・男女共同参画課	男女共同参画担当 男女共同参画推進センター
民間団体との協働事業費	県民生活部	人権・男女共同参画課	困難女性支援推進担当
青少年総合支援事業費	県民生活部	青少年課	企画・非行防止担当・健全育成支援担当
バーチャルユースセンター(仮称) 事業	県民生活部	青少年課	企画・非行防止担当
青少年健全育成条例等施行費	県民生活部	青少年課	健全育成支援担当
こどもデジタル・シティズンシップ推進事業	県民生活部	青少年課	健全育成支援担当
見えないチカラを伸ばし夢をつかむリアル体験事業費	県民生活部	青少年課	健全育成支援担当
防犯のまちづくり推進事業費	県民生活部	防犯・交通安全課	防犯担当
防犯環境整備事業費	県民生活部	防犯・交通安全課	防犯担当
NPO活動普及・促進事業費	県民生活部	共助社会づくり課	認証担当活動支援担当
NPOによる共助社会づくり推進事業費	県民生活部	共助社会づくり課	活動支援担当
共生SDGs地域応援事業費	県民生活部	共助社会づくり課	活動支援担当
身体障害児等対策費	保健医療部	健康長寿課	母子保健担当
未熟児等対策費	保健医療部	健康長寿課	母子保健担当
埼玉版ネウボラ推進事業	保健医療部	健康長寿課	母子保健担当
母子保健体制強化事業費	保健医療部	健康長寿課	母子保健担当
乳児マス・スクリーニング検査事業費	保健医療部	健康長寿課	母子保健担当
新ウェルカムベビープロジェクト	保健医療部	健康長寿課	母子保健担当
重度心身障害者医療対策助成費	保健医療部	国保医療課	福祉医療担当
こども医療対策助成費	保健医療部	国保医療課	福祉医療担当
ひとり親家庭等医療対策助成費	保健医療部	国保医療課	福祉医療担当
食育推進事業	保健医療部	健康長寿課	健康長寿担当
多様な働き方推進事業	産業労働部	雇用・人材戦略課	働き方改革推進担当
働きやすい職場環境づくり	産業労働部	雇用・人材戦略課	働き方改革推進担当
仕事と生活の両立支援事業	産業労働部	雇用・人材戦略課	働き方改革推進担当
共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業	教育局	特別支援教育課	特別支援教育課インクルーシブ教育システム推進担当 高校教育指導課教育課程担当 義務教育指導課学びの支援担当
いじめ・不登校対策相談事業	教育局	生徒指導課	総務・不登校対策・中退防止担当
ネットトラブルサイト監視事業	教育局	生徒指導課	生徒指導・いじめ対策・非行防止担当
学校におけるヤングケアラー支援事業	教育局	人権教育課	企画・支援担当
性の多様性を尊重した教育推進事業	教育局	人権教育課	企画・支援担当
人権教育推進事業	教育局	人権教育課	総務・人権教育担当
児童虐待防止のための教育と啓発の推進事業	教育局	人権教育課	企画・支援担当

（出典：県作成資料を加工）

上記の事業について、関係部局による勉強会を開催し、事業の概況の説明を受けた後、監査人と質疑応答を行った結果、上記の網掛けの事業を監査対象事業とすることとした。

最終的に、監査対象事業とした第1章 第6の2ないし、第5章に掲げた事業を監査対象として選定することとした。

その他、事業そのものではないが、子育てに関連する各種施策について、検討することが有益と思われる事項についても、監査対象に含めることとした。当該事項は第5章の補足2～11にて項目ごとに検討している。(ゆえに、表題は「監査対象事業等」としている)

なお、一部事業は現地視察を実施している。監査対象事業は、第1章 第6にて記載している。なお、児童相談所は監査時間の制約から、開設から比較的年数が経過している中央児童相談所、所沢児童相談所の他、新たに開設した朝霞児童相談所の合計3施設に絞って現地調査を行うこととした。

3. 監査の役割分担

監査対象となった事業について、各補助者に分担を行い、関係部局への資料依頼、質問を実施した。包括外部監査人は適宜、補助者と連絡を取り合いながら、実施した。補助者の分担は、補助者の希望も勘案しつつ、事業の複雑性や補助者の経験値などを踏まえて割り当てを行った。

また、担当事業により、視察をするべき事業については、包括外部監査人と該当事業を担当する補助者で現地視察を行っている。

4. 指摘と意見の定義

包括外部監査制度における「指摘」と「意見」について、下記のように捉えている。

(1) 指摘

「指摘」とは包括外部監査人が実施した監査結果であり、次のような内容のものである。

- ・財務に関する事務の執行等において、重大な誤りがあったため、当該事業の是正を求めるもの。
- ・事務事業の執行において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善を求めるもの。

監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは監査委員へ通知するものとされ、監査委員はこれを公表しなければならない(地方自治法第252条の38第6項)。

(監査後の対応)

- ・「指摘」に対する担当部局の措置状況を監査委員に通知し、監査委員が県報に登載して公表する。

(2) 意見

「意見」とは監査結果ではないが、包括外部監査人が組織及び運営の合理化に資するため必要と認めるときに、監査結果報告書に添えて提出することができるものである。

包括外部監査の結果ではないため、措置を講じた場合でも監査委員への通知義務や監査委員による措置状況の公表義務はないが、指摘事項に準じた形でその対応状況をウェブサイトで公表している。

(監査後の対応)

- ・「意見」に対する担当部局の対応状況（対応中含む）をウェブサイトで公表する。

5. 監査のポイント

適法性、3E（経済性、効率性、有効性）のほか、平等性の観点から監査を実施した。すなわち、子育て支援の充実に関する財務事務の執行に関する各種事業や諸施策が

- (1) 法令や条例等に準拠しているか（適法性）
- (2) 予定した目的を達成しているか。また効果を上げているか。（有効性）
- (3) 費用対効果の面で、より少ない費用で実施できているか（経済性）
- (4) 同じ費用で大きな成果を上げているか（効率性）
- (5) 市町村ごとに行政サービスの内容等に大きな格差が生じないものとなっているか（平等性）

その他、下記についても考慮した。

予算について、子育て予算全体で把握している資料はないが、事業ごとに予算が決められている。予算がない事業もある。予算がある事業については、金額を把握した上で、実績数字も把握し、経済性や効率性の観点からも検討を行った。

6. 監査結果

(1) 総合所見

全体として、適切に実施されていると考える。なお、各施策に関する県民への周知については、方法について改善の工夫の余地があると感じている。詳細は各事業の項目で、詳述している。

(2) 事業等ごとの所見

「第5 各事業等の事業内容及び監査結果」にて記載した。

7. 監査スケジュール

第1章 第6にて記載している。

8. 監査時間

報告書作成の関係上、令和8年2月までの日数で計算した。

1日当たり6時間で日数をカウントしている。

監査計画	2日
関係部局との勉強会	21日
現地調査	5日
資料の閲覧、ヒアリングなど	127日
意見交換会・監査まとめ	70日
合計日数	225日

第5章 各事業等の事業内容及び監査結果

概要

(1) 各監査対象事業等の概要

監査対象事業とした各事業について、以下の頁にて記載しているが、前述のとおり、子育てに関連する各種施策について、検討することが有益と思われる事項についても、監査対象に含め、その内容は補足2～11として記載している。また、児童相談所現地調査についても、補足1として記載している。

全体的所見

全体的には適切に業務遂行をされているとの認識をもっている。

具体的な改善点は、事業ごとに指摘・意見の区分により記載している。

監査人の希望としては、指摘事項は早急に改善をいただきたい事項である。意見事項には、児童相談所における職員数や児童の受け入れ定員など、短期間で改善できないと思われる項目も含まれているが、改善が望まれる項目や、事業の有効性や県民サービスの目線から、検討いただきたい内容を記載している。

(2) 児童相談所現地調査

今回、現地調査として、児童相談所のうち、中央、朝霞、所沢の各児童相談所を現地調査している。そこで把握した指摘・意見事項は、補足1において記載している。なお、監査時間の制約から、現地調査を行わなかった児童相談所も存在する。そのうちの一部の児童相談所には固定資産台帳を入手し、書面で監査を行い、把握した指摘・意見についても補足1にて記載している。

そのため、指摘や意見をして掲載した事項については改善が望まれるが、現地調査を行っていない児童相談所においても、掲載した指摘や意見について該当する事項がないかを改めて検討することが望まれる。(現地調査を行っていない児童相談所でも、現地調査を行った児童相談所において指摘・意見した事項が当てはまる可能性がある)

(3) その他

今回監査対象とならなかった事業についても、本報告書の指摘・意見を参照し、改善すべき点がある場合には、是非とも改善を進めていくことが望まれる。

1. 警察との連携強化事業費（福祉部こども安全課）

（1）目的

児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のため、警察との情報共有に係る新たなシステムを整備し、警察との連携をより一層強化する。

（2）概要

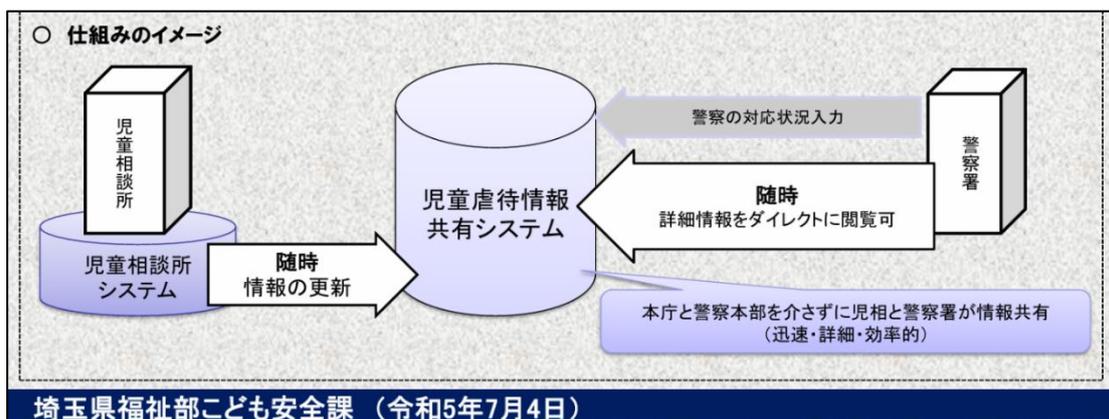
事業内容	ア 児童虐待情報共有システムの運用 児童相談所における業務支援システム運用について高い専門性を有する民間業者に開発業務を委託し、警察との情報共有のための児童虐待情報共有システムの運用を行う。 イ 端末のリース システム運用にかかる機器のリース保守を行う。(県内警察署、県警少年課が対象)
当初予算額	3,237 千円
決算額	3,227 千円
事業計画	令和2年度からシステム稼働
事業効果	・家族状況等詳細な情報を共有できる。(情報共有の範囲拡大により、的確にリスク等を共有) ・児童相談所と警察署が直接つながる。(ダイレクトに児童相談所、警察が双方の対応状況等を共有)

（A）児童虐待情報共有システムについて

警察との連携強化事業における児童虐待情報共有システムの仕組みのイメージは以下の通りである。児童相談所内のシステムに入力された情報が、児童虐待情報共有システムに随時連携されることで、警察・児童相談所・こども安全課が当システムにアクセスし、ダイレクトに情報を閲覧することが可能となっている。

また、当システムに共有される情報は、児童相談所のシステムに入力されたものであるため、警察署やこども安全課が当システムに直接情報を入力することはできず、警察側で虐待事案を把握した場合には、児童相談所に電話で情報提供を行うこととなっている。なお、下記イメージ図の中で、警察署から「警察の対応状況入力」の矢印があるが、これは、警察で虐待行為を認定した際に、当システムに「通告書」を送信することができる機能があるとのことである。

当システムが効果を発揮した事例として、警察の調査において、親がしつけと主張し虐待を認め反省の態度を示したため一度は調査を終了したものの、その後当システムの照会により当該児童の被虐待歴が判明したことから、児童の身柄を確保し、一時保護に至ったという事例があるとのことである。



全件共有化による変化

	共有情報	データ更新頻度	アクセス方法
システム化前	基本情報 (氏名・住所・虐待内容など)	毎月更新	警察署が 電話で照会
システム化後	基本情報＋詳細情報 (保護歴、兄弟有無、安全確認状況等)	随時更新	児相・警察署が パソコンで直接確認

(出典：こども安全課提出資料より)

(B) 児童虐待情報共有システム内での共有情報について

警察との連携強化事業における児童虐待情報共有システム内にて共有される情報画面(プランク)は以下の通りである。本人情報、家族構成、過去及び直近の相談情報、直近の安全確認や一時保護の状況などが確認でき、リスクに応じた危険度を3段階で評価している。

児童記録情報表示画面

タイムアウトまで、あと55分

子ども安全課
管理者: システム管理者 子ども安全課2

ログオフ

戻る

メインメニュー >> 児童情報検索一覧

基本情報 家族構成 対応予定 過去の相談

■基本情報 非表示

児童氏名				性別	男	年齢	14歳	生年月日	
フリガナ				所管	中央	ケース番号	01R040623		
住所									
保護者 1	実父	氏名		フリガナ		保護者 2	実母	氏名	
		フリガナ						フリガナ	

直近の相談情報

受理年月日	R07.05.08	終結年月日	R07.05.08
相談経路	警察等		
虐待の調査結果	有り		
虐待種別	心理的虐待		
心理的虐待細目			
主たる虐待者	実父		
相談者自身が虐待			
安全確認者			
家族構成	父子		
同居人虐待者			
同居人虐待種別			

直近の安全確認

確認日	R07.07.18
確認者	関係機関
危険度	■

危険度凡例
 ■... リスク高
 ■... リスク中
 ■... リスク低

処理・一時保護対応歴

開始/解除日	対応内容
R07.05.08	その他

きょうだいケース

ケース番号	氏名	年齢	
01H280526		14歳	児童記録情報表示
01H280527		12歳	児童記録情報表示
01H280528		11歳	児童記録情報表示
01R040621		12歳	児童記録情報表示
01R040622		11歳	児童記録情報表示

■家族構成 非表示

続柄	氏名	フリガナ	年齢	生年月日	世帯の別	職業
実父					同居	
実母					別居	
本児					同居	
実弟					同居	
実弟					同居	
父方祖父					同居	
父方祖母					同居	

■ 対応予定 非表示

新規

照会日	照会理由	対応した所属	対応予定	添付ファイル	備考

[▲このページのTOPへ戻る](#)

■ 過去の相談情報 非表示

相談情報

受理年月日	R04.07.26	終結年月日	R04.08.03
相談経路	近隣・知人		
虐待の調査結果	有り		
虐待種別	身体的虐待		

処理・一時保護対応歴

開始/解除日	対応内容
R04.08.03	助言指導

心理的虐待細目	
主たる虐待者	実父
相談者自身が虐待	
安全確認者	関係機関
家族構成	その他
同居人虐待者	
同居人虐待種別	

相談情報

受理年月日	R07.05.07	終結年月日	R07.09.10
相談経路	保健所		
虐待の調査結果	有り		
虐待種別	身体的虐待		
心理的虐待細目			
主たる虐待者	実父		
相談者自身が虐待			
安全確認者			
家族構成	父子		
同居人虐待者			
同居人虐待種別			

処理・一時保護対応歴

開始/解除日	対応内容
R07.09.10	助言指導

(出典：こども安全課提出資料より)

(C) 児童相談所における虐待相談対応件数の推移

埼玉県内の児童相談所における児童相談対応件数の推移は以下の通りである。

(単位：件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童相談 虐待防止 件数	16,902	17,606	17,213	17,472	15,781

※令和6年1月に発出された厚生労働省及びこども家庭庁からの通知に基づき、令和4年度以降は相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースを対応件数から除外されている。令和2年度～令和3年度については虐待行為が無いことが確認されたケースを含めて計上しているため参考数値となる。

(出典：令和7年7月31日記者発表「令和6年度の県内児童相談所における児童虐待相談対応状況と今後の取組について」資料別表「令和6年度の県内児童相談所の児童虐待に関する相談対応状況について」より)

(D) 児童虐待死亡件数の推移について

国の統計によると、児童虐待死亡件数（心中以外の虐待死）の推移は以下の通りである。

(単位：件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童虐待死亡件数	35	15	21	27	※未公表

(出典：こども虐待による死亡事例等の検証結果等について〈資料編〉を監査人が加工)

また、埼玉県内においては、児童虐待死亡件数の推移は以下の通りである。また、埼玉県は、児童虐待死亡件数0件を目標としている。

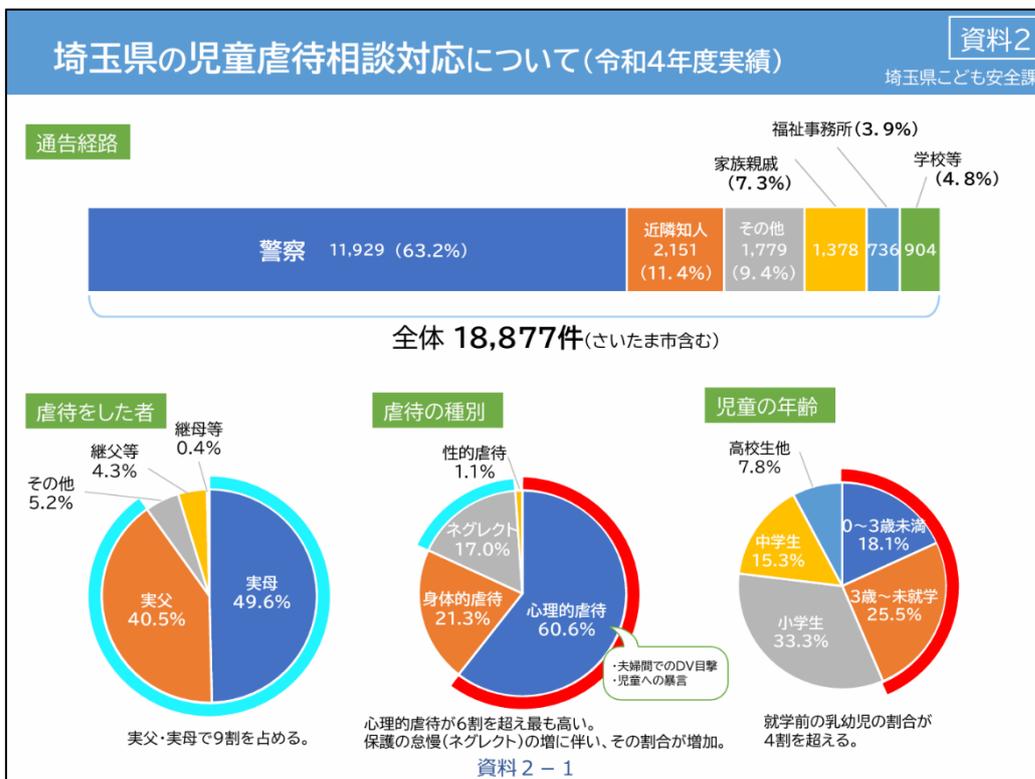
(単位：件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童虐待死亡件数	1	4	0	0	0

(出典：こども安全課提出資料より)

(E) 虐待の通告経路について

埼玉県内の児童虐待の通告経路について、令和4年度の実績では、児童虐待相談件数が18,877件であるのに対し、警察からの通告が11,929件と、全体の6割を占めており、警察との情報共有し連携を図っていくことが重要であるといえる。



(出典：埼玉県児童虐待防止対策協議会（令和6年度）資料2より抜粋)

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	6,524	6,270	4,246	2,865	3,237
決算額	3,119	2,865	2,536	2,864	3,227

(4) 当該事業に要する人員の状況

児童虐待対策担当

担当の職員0.5名（一般）で、システムの保守及び契約等を実施している。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

システムの利用に際して、警察との情報の共有については県警と「児童虐待の未然防止と早期対応に向けた情報共有等に関する協定書」を締結している。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

- ・児童虐待情報共有件数：共有件数 75,329 件（累計件数）

(A) 児童虐待情報共有件数の目標値及び実績について

児童虐待情報共有件数の目標値及び実績値は以下の通りである。

<児童虐待情報共有件数(累計)> (単位:件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
目標	未設定	68,000	74,000	80,000	86,000	92,000
実績	61,567	67,092	75,329	-	-	-

(7) 監査人総括(評価)

警察との連携強化学業においては、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のため、警察との連携をより一層強化することを目的として、児童相談所と警察との情報共有に係る新たなシステムである児童虐待情報共有システムを整備・運用している。児童虐待情報共有システムにおいては、児童相談所内のシステムに入力された情報が、児童虐待情報共有システムに随時連携されることで、警察・児童相談所・こども安全課が当システムにアクセスし、ダイレクトに情報を閲覧することが可能となっている。

埼玉県内の児童相談所における児童相談対応件数は年間約 15,000 件以上となっている。また、令和4年度においては、埼玉県内の児童虐待の通告経路の6割が警察からの通告であり、児童相談所と警察とが情報共有し連携を図って児童虐待を未然に防止することが重要であるといえる。

当システムの導入後、警察の調査において、親がしつけと主張し虐待を認め反省の態度を示したため一度は調査を終了したが、当システムの照会により当該児童の被虐待歴が判明したことから、児童の身柄を確保し、一時保護を実施したという好事例もあり、警察が児童相談所の情報をタイムリーに直接確認ができるようになり、虐待の未然防止や早期発見・対応に寄与しているという点で有効性の高い事業となっている。

一方で、下記意見に記載の通り、いくつかの課題も発見された。例えば、児童虐待情報共有システムは、児童相談所が入力した情報が警察に共有されるという一方通行のシステムであり、警察が当システムに情報を入力することはできない。また、当システムは、あくまで児童相談所と警察との間の情報共有システムであるため、市町村が当システムに情報を入力・閲覧することはできず、従来通り、電話連絡や協議会にて情報共有を行っている状況となっている。さらに、警察は個々の案件を対応した際に、初めて当

システムの情報を閲覧するという状況であり、当システムに入力されている情報を、児童相談所と警察とが積極的に活用し、それを踏まえた事前協議や、積極的な予防訪問等へつなげることはされていない。児童虐待対応においては、最悪の事態が発生する前に、いかに予防的な措置を講じ、児童の安全を確保するかが最重要であるといえる。加えて、本当の意味で、児童相談所と警察とが連携し、虐待の未然防止や早期発見・対応をしていくには、児童虐待情報共有システムを介した虐待情報の共有にとどまらず、こども安全課として、虐待を未然に防ぐという予防的な視点を今まで以上に強く持ち、定期的な同行訪問を実施するなど、児童相談所と警察との連携をさらに強化し、こどもの安全を確保していくことが必要であると考えます。

当情報共有システムが導入され、警察において児童相談所の情報が迅速に閲覧できるようになったこと自体は評価でき、また、好事例も生まれていることから、今後は、運用上の課題を解決していきながら、当情報共有システムの更なる活用を図り、児童相談所と警察との連携をさらに強化していただきたい。

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

【意見1】評価指標には、児童虐待情報共有件数と児童虐待死亡事例ゼロとの間の、中間成果指標についても設定すべきである

警察との連携強化事業においては、警察との連携強化を推進するための評価指標として、児童虐待情報共有件数（累計）を設定し、令和9年度までに92,000件の共有を目標としている。また、最終成果として、児童虐待死亡事例0件を目標としている。しかしながら、情報共有件数はあくまで手段の段階に位置する指標であり、これ自体の増加が直ちに虐待死亡の減少に結びつくものではない。むしろ、共有件数は警察・自治体間の協働強化やリスクの早期把握状況を反映する「入力指標」に過ぎず、最終成果である死亡事例の減少に至る過程を測定するには、評価体系としてはそれだけでは不十分であるといえる。特に、共有件数の増加は、単に通報・相談が増えた結果である場合もあり、リスク対応の実効性そのものを示しているとは限らない。さらに、情報共有件数を指標とすることは、情報を「共有した」という形式的な行為そのものに重点が置かれ、実際に児童の安全確保や虐待の未然防止といった政策目的の達成に向けた実質的な効果が十分に測定されないおそれがある。また、児童虐待死亡事例0件の目標は最終目標としては妥当であるものの、指標としての粒度が大きいため、警察との連携強化事業の成果を把握するための指標としては十分ではない。よって、共有件数と死亡事例ゼロの間に、実際の支援行動の実施状況や安全性確保に向けた対応の実施状況を測定する「中間成果指標」についても設定することが必要であると考えます。具体的には、例えば、システムを用いて警察から通告書を受取り対応を行った件数などといった、共有された情報がいかに活用され、こどもの安全確保につながったかを示す指標が求められる。これらの中間指標を設定することにより、事業の成果をより実質的に把握することが可能となり、行政評価としての説明責任の履行にも資するといえる。したがって、児童の生命を守る

という最終目的を確実に達成するためには、情報共有からリスク対応に至る一連のプロセスを可視化する中間成果指標についても設定すべきであるとする。

【意見2】児童虐待の情報共有については、児童相談所と警察とが双方向で情報を共有し連携を図ることができるような体制を構築することが望ましい

児童虐待情報共有システムは、児童相談所と警察との間で情報の共有を図るために整備されたものであるが、システム上に蓄積されている情報の多くは児童相談所が入力したものと見受けられる。児童虐待対応においては、児童相談所と警察はそれぞれ異なる場面・異なる立場で情報を収集しているが、警察が得た児童虐待に関する情報がシステムに入力されず、児童相談所に共有されないと、それらの情報が適切に活用されないおそれがある。更なる情報共有を図るため、警察における対応状況を幅広く確実に入力してもらえるように説明する必要性がある。

【意見3】児童相談所と市町村との間の情報共有を適時・適切に図っていくため、児童虐待情報共有システムを市町村においても導入することを引き続き検討していくべきである

児童虐待情報共有システムは、児童相談所と警察との間で虐待リスク情報を共有するためのものであり、市町村、学校、保育所等の関係機関は、当該システムに対して入力・閲覧を行うことができない。市町村から児童相談所へ情報提供がなされた場合には、児童相談所職員が内容を把握したうえでシステムに情報を入力しているが、市町村が保有する児童虐待に関する重要な情報の全てが児童相談所に適時かつ正確に伝達されるとは限らない。また、個別の事案については、電話連絡や要保護児童対策地域協議会（要対協）における協議等にて、児童相談所と市町村等の関係機関間で情報共有を行っているが、それ以外の情報については、必ずしも共有が行われているとは言えない状況にある。そのため、市町村側が把握した児童虐待に関する情報が児童相談所に反映されない、又は児童相談所が保有する同種の情報が市町村に共有されないといった可能性がある。児童虐待防止においては、初期兆候の把握や継続的な家庭状況の観察が極めて重要であり、市町村が保有する情報は、虐待リスクの早期発見に資する重要な情報源になる可能性があるため、そのような情報の共有が行われないと、重大事案の予兆を見逃すことにもなりかねない。埼玉県としては、これまでも当システムの市町村への導入を検討してきたが、市町村で既に使用しているシステムの違い等課題がいくつかあり、導入には至っていない。児童相談所と市町村との間の情報共有を適時・適切に図っていくために、児童虐待情報共有システムの市町村への導入について引き続き検討していくことが望ましいと考える。

【意見4】児童虐待情報共有システムについては、蓄積されている情報の積極的な活用方法及びそれを用いた児童相談所と警察の連携方法についても検討すべきである

児童虐待情報共有システムに蓄積される情報は、あくまでこどもの状況や児童相談所の対応履歴を警察が迅速に閲覧するためのものとして存在しているにとどまり、蓄積された情報を活用し、警察と児童相談所が定期的に重点案件を協議するなどは行われていない。情報共有システムにおいては、警察において児童相談所の情報が迅速に閲覧できるようになったこと自体は一定の前進であるものの、共有された情報を活用し、児童虐待の抑止のための行動につながらなければ、重大事案の未然防止という本来の目的を達成できないおそれがある。情報が「ただ蓄積されているだけ」の状態では、児童虐待情報共有システムの活用としては不十分である。今後、蓄積されている情報の活用方法及び児童相談所と警察の連携方法についても検討し、当システムに蓄積された情報を積極的に活用し、警察と児童相談所との更なる連携を図っていくべきである。

【意見5】県として、虐待を未然に防ぐという予防的な視点から、児童相談所と警察との連携をさらに強化し、こどもの安全を確保していくべきである

児童相談所と警察との連携は、児童虐待情報共有システムを介した虐待情報の共有にとどまらず、実際に児童虐待を阻止したり未然に防いだりする場面において協働が不可欠であり、お互いに知見を得て虐待の未然防止に活かすために協力していくことが肝要である。児童虐待事案においては、早期の予防的介入が重要であることから、早期の段階から、児童相談所と警察が連携を行い、重要性に応じた電話相談や、場合によっては同行訪問を実施するなど、児童相談所は警察との連携をさらに強化し、こどもの安全を確保していくべきであると考えられる。

2. ICTを活用した児童相談所の業務効率化事業費（福祉部こども安全課）

（1）目的

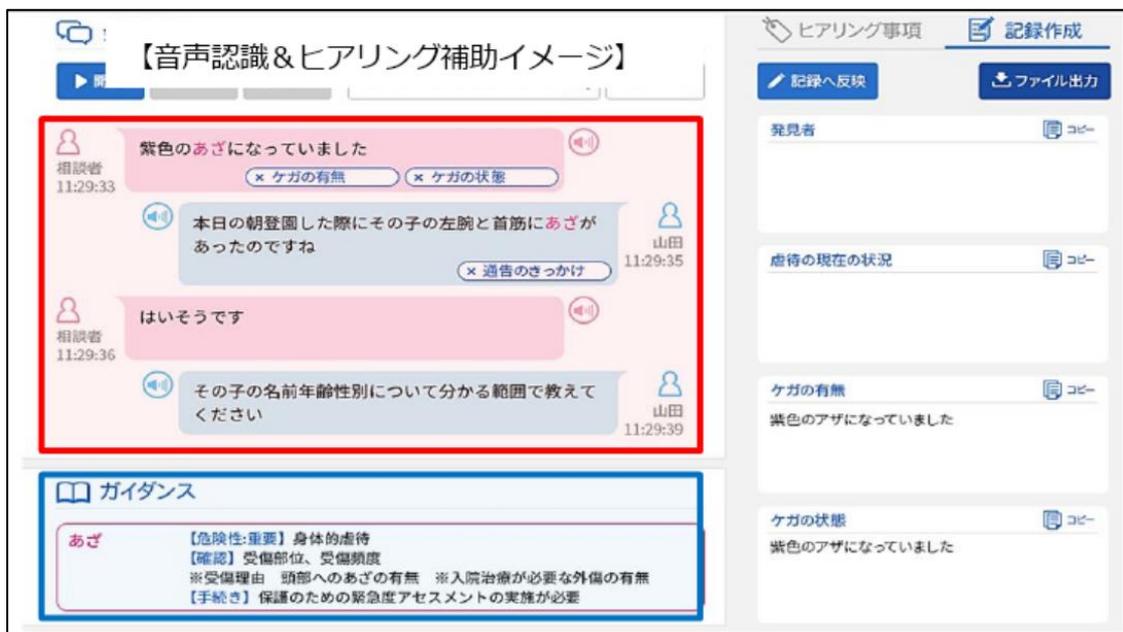
音声認識による記録の作成により定型業務の自動化を行い業務の効率化を行うとともに、ベテラン職員のノウハウに基づくヒアリング補助機能により若手職員の能力の底上げを図る。

（2）概要

事業内容	音声認識による記録の作成により定型業務の自動化を行い業務の効率化を行うとともに、ベテラン職員のノウハウに基づくヒアリング補助機能により若手職員の能力の底上げを図る。
当初予算額	10,956 千円
決算額	10,956 千円
事業計画	システムの運用保守業務
事業効果	音声認識システムを使用した場合の 1 件当たりの業務時間削減効果 ・ 電話相談記録作成 △33% ・ 面談記録作成 △44% ・ 議事録作成 △60% (令和 4 年度の効果測定結果)

（A）音声認識システムの概要及びイメージ図

音声認識システムの電話相談記録作成及び面談記録作成においては、ヒアリング補助機能が付いており、重要なヒアリング内容の聞き漏らしを防止すると同時に、若手職員のヒアリング能力の底上げを図っている。例えば、相談において、「あざ」という言葉があった場合に、相手方に確認すべき内容（例「場所、色、大きさ等」）がガイド表示される。音声認識システムのイメージ図は以下である。



(出典：こども安全課提出資料より抜粋)

(B) 音声認識システムを使用した場合の1件当たりの作業時間削減について

令和4年度における音声認識システムを導入前の作業時間と、導入後の作業時間を計測した結果、その削減率は以下の通りである。

なお、こども安全課担当者によれば、音声認識システム導入前・導入後の削減効果については毎年変動するものではないことから、令和4年度の音声認識システム導入時に削減率を測定して以降、削減時間・削減率については測定を行っていないとのことである。

・システムを使用した場合の1件当たりの作業時間削減

【R4実績 削減効果】

電話相談記録作成 △33%
 面談記録作成 △44%
 議事録作成 △60%

※削減率(%) = (削減できた時間 ÷ 導入前の時間) × 100

また、削減率が100%とはならないのは、電話相談記録作成や面談記録作成においては、システムで文字起こしした内容を要約し報告ベースにまとめる必要があり、その作業に時間を要するためであり、議事録作成については誤字脱字や、内容の誤り等を確認の上、修正していく作業が発生するためである。

(C) 児童相談所における音声認識システムの使用回数について

各児童相談所における音声認識システムの使用率については測定していない。各児童相談所における音声認識システムの使用回数については以下の通りである。

(単位：回)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央児童相談所	483	3,152	6,250
南児童相談所	18	248	149
川越児童相談所	1	53	178
所沢児童相談所	109	163	273
熊谷児童相談所	20	44	166
越谷児童相談所	38	34	37
草加児童相談所	137	1,112	2,220

(出典：こども安全課提出資料より)

(D) 児童福祉司1人当たりの児童虐待相談対応件数について

令和4年度から令和6年度までの児童福祉司1人当たりの児童虐待相談対応件数の埼玉県と全国平均は以下の通りである。

(単位：件数)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
埼玉県	48.2	50.7	46.4
全国平均	36.1	36.7	※未公表

(出典：こども安全課提出資料より)

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額				11,640	10,956
決算額				11,596	10,956

(4) 当該事業に要する人員の状況

児童虐待対策担当

担当の職員0.2名(一般)で、システムの保守及び契約等を実施している。

(5) 関係する法規(ルール)とその遵守状況について

なし

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

児童虐待死亡事例 0件

(7) 監査人総括（評価）

I C Tを活用した児童相談所の業務効率化事業においては、音声認識システムによる記録の作成により定型業務の自動化を行い業務の効率化を行うとともに、ベテラン職員のノウハウに基づくヒアリング補助機能により若手職員の能力の底上げを図っている。音声認識システムを導入することで、電話相談記録作成は△33%、面談記録作成は△44%、議事録作成は△60%の削減効果があり、作業の効率化が図られているといえる。また、音声認識システムの電話相談記録作成及び面談記録作成においては、ヒアリング補助機能が付いており、重要なヒアリング内容の聞き漏らしを防止すると同時に、相手方に確認すべき内容がガイダンス表示され、ヒアリングの質の向上に寄与しているといえる。

一方で、下記意見に記載の通り、いくつかの課題が発見された。例えば、当事業の目的の一つは、音声認識システムの導入により業務効率化を図ることであり、これは児童相談所職員の業務量が多く、慢性的な残業により離職者が多いという課題に対処するためのものであるが、当事業の効果により、児童相談所の職員の残業時間が減少しているかどうかについて、こども安全課では把握しておらず、当事業の効果により児童相談所職員の業務時間が減少しているかが分からない状況であった。また、音声認識システムによる業務削減率については、当システム導入時の一時点において測定したのみでそれ以降の年度では削減率を測定していないため、当事業による効果が持続しているのか、あるいは更なる業務効率化が図られているのか等を確認することができない。さらに、当システムの利用に当たっては、まだ操作に不慣れな職員が存在しているとのことであるから、利用促進に向けて更なる支援を引き続き行っていく必要がある。加えて、当事業のもう一つの目的は、ベテラン職員のノウハウに基づくヒアリング補助機能により若手職員の能力の底上げを図ることであるが、こちらについても効果の測定を行うとともに、当該システムに依存しすぎること、職員の主体的な判断力やヒアリング能力がかえって低下してしまわないように、児童相談所職員の育成を行っていきことが望ましいと考える。

当音声認識システムの導入により、業務効率化に一定の効果が認められており、事業として一定の評価ができるため、今後も、引き続き業務効率化を推進することにより、児童相談所職員の業務負担の軽減や働きやすい職場環境の整備を図るとともに、ヒアリング補助機能を適切に活用し、若手職員の育成につなげていっていただきたい。

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

【意見6】 ICTを活用した児童相談所の業務効率化事業の効果を適切に評価する指標を設けるべきである

ICTを活用した児童相談所の業務効率化事業における評価指標を「児童虐待死亡事例0件」とする現行の設定は、最終目標としては妥当であるものの、指標としての粒度が大きいため、ICT導入の効果を適切かつ継続的に把握するための指標としては十分ではない。児童虐待死亡事例は極めて重大かつ発生頻度の低い事案であり、ICT活用が現場の業務効率化や質の向上にどの程度寄与したかを検証することは難しい。したがって、当事業の効果を直接測ることのできる指標についても設定すべきである。また、EBPM調書において、ICTを活用した児童相談所の業務効率化事業の中間成果として「働きやすい職場となる」との記載がなされているが、当該システムの導入により、働きやすい職場となったかどうかを具体的に測定する指標は設定されていない。働きやすい職場の実現は、職員の業務効率化や負担軽減と密接に関連しており、事業の効果を適切に評価する上で重要な指標であるといえる。そのため、職員アンケートや残業時間の推移、離職率の変化など、定量的及び定性的な指標を用いて効果測定を行い、測定結果を基に課題を特定、改善策を検討・実施することで、働きやすい職場づくりに向けた取組を推進すべきである。令和4年度の導入から時間が経過し、今後中間成果、最終成果の効果の測定が必要になることから、それらを適切に評価する指標を設けることが求められる。

【意見7】 音声認識システムの児童相談所ごとの使用率を算出すべきである

各児童相談所における音声認識システムの活用状況について確認したところ、音声認識システムの使用回数については児童相談所ごとに集計しているものの、その使用率については把握していないということである。使用回数だけの集計では、各児童相談所が当該システムをどの程度活用しているかを相対的に評価することが困難であり、導入効果を適切に確認することができない。音声認識システムは、業務効率化及び職員負担の軽減を目的として導入したものであり、使用率の定期的な実態把握が行われなければ、十分な効果を発揮しているか、また改善を要する課題が存在するかを判断することは難しい。したがって、使用回数の集計のみならず、対象事務量等を踏まえた使用率についても算出し、児童相談所ごとの活用状況及び導入効果を測定すべきである。

【意見8】 業務時間削減効果を導入年度以降も図るとともに、当事業が残業時間の縮減に寄与しているのかも含めて、業務時間等を定量的に評価管理していくべきである

ICTを活用した児童相談所の業務効率化事業において、「音声認識システムを使用した場合の1件当たりの業務時間削減効果」の令和6年度から令和9年度までの目標値が、システム導入前後の比較を行った令和4年度実績と全て同一となっている。これについて担当課に質問したところ、削減効果は導入前後の一時点における比較で図ってお

り、毎年変動する性質の指標ではないため、同一の数値を設定しているとの説明があった。しかしながら、ICTの導入効果は単に導入直後の比較にとどまるのではなく、運用が定着し、職員がシステムに習熟することにより、業務効率がさらに向上する場合もあれば、導入後の活用状況によっては、当初想定した効果が維持されていない可能性もあり得る。導入時点の一度きりの効果測定結果をその後の年度にわたり固定的に用いることは、実態を適切に反映しないおそれがある。導入後の検証が一時点でしか行われていない現状では、当事業による効果が持続しているのか、あるいは更なる業務効率化が図られているのか等を確認することができず、今後の改善施策や予算措置の妥当性を検証する上でも支障をきたす可能性がある。したがって、業務時間削減効果については、導入効果を固定的に扱うのではなく、定期的の実績値を測定し、運用状況の変化や職員の習熟度を踏まえた実態評価を行うべきである。さらに、当事業においては、児童相談所職員の業務量が多く、慢性的な残業により離職者が多いという課題を背景として、音声認識システムの導入により業務時間の削減効果を期待している。そのため、当事業が残業時間の縮減に寄与しているかどうかについても併せて把握することが望ましい。

【意見9】児童相談所職員が音声認識システムを十分に活用できるよう、必要に応じて研修方法や利用に関する支援策を工夫すべきである

ICTを活用した児童相談所の業務効率化事業においては、児童相談所の職員に対して、音声認識システムの操作に関する職員向け研修を実施し、その使用率向上を目指しているが、児童相談所ごとの使用回数を確認したところ、当該システムを活用しきれていないと考えられる児童相談所が存在している。これについて担当者に質問したところ、一部の職員については当該音声認識システムの利用に不慣れな職員もおり、そのような職員に対しては他の有効事例の共有を図るなどして利用を促しているとの回答を受けた。このように、当システムの利用を促進し、ICT導入の効果を最大限に発揮させるには、研修や事例共有の実施にとどまらず、その成果を評価したうえで、職員の習熟度や利用状況に応じて研修内容を改善する、操作上の課題に対して個別支援を実施する等、必要に応じて研修方法や利用に関する支援策を工夫することが必要である。また、システムの使いづらい部分がないか職員にヒアリングし、必要に応じてシステム改修を行うことで、当システムを利用しやすいものとしていくことも重要である。したがって、当該システムの効果的な活用を図るためには、職員の習熟度や利用状況に応じて研修方法や利用に関する支援策を工夫し、児童相談所職員が当該システムを十分に活用できるようにすべきであると考えらる。

【意見10】業務効率化のため、現状削減できていない作業の原因を分析し、改善策を講じるべきである

児童相談所における令和4年度導入時の、システムを使用した場合の1件当たりの作業時間削減は、電話相談記録作成では△33%、面談記録作成では△44%、議事録作成では△60%の削減率にとどまっており、残りについては削減できていない作業が存在して

いる。その内訳としては、相談記録や面談記録では、音声認識システムで文字起こしした内容を要約し、報告ベースにまとめる作業があること、また議事録については誤字脱字や内容の誤りを確認・修正する作業が残っているとのことである。このことから、システム導入による業務効率化は一定程度効果が出ているものの、依然として人手を要する作業も存在することから、削減率には改善の余地があると考えられる。ICT導入の目的の一つである業務時間削減及び職員負担軽減を更に進めるためには、現状削減できていない作業の内容と発生要因を詳細に分析し、作業内容を見直す、当該システムにて改善すべき点があればシステム制作側に対し改善依頼を出す等して、削減率を向上させ、更なる業務効率化を図るべきである。

【意見11】音声認識システムの利用が、児童相談所職員間のノウハウ共有や若手職員の能力向上に寄与しているかどうかを定量的又は定性的に測定すべきである

ICTを活用した児童相談所の業務効率化事業の目的は、音声認識システムを用いた記録作成により業務効率化を図ることと、ベテラン職員のノウハウに基づくヒアリング補助機能により若手職員の能力の底上げを図ることである。一つ目の目的である業務効率化に関しては、音声認識システム導入による作業時間削減効果測定が実施されているが、二つ目の目的である若手職員の能力向上については、具体的な効果測定が行われていない。音声認識システムは、面談や電話相談の際に役立つベテラン職員のノウハウに基づくヒアリング支援機能が付いており、経験の浅い職員でも、的確にヒアリングを実施できるようになっている。また、面談の内容が文字として記録されるため、当該面談記録内容を用いて若手職員にOJTできるといったことにも役立っている。しかしながら、現状では、これらの成果を定量的又は定性的に把握する取組が行われていないため、その効果が十分に発揮されているかどうかを確認できない状況にある。したがって、音声認識システムの利用が、児童相談所の若手職員の能力向上に寄与しているかどうかについて、その測定方法についても検討した上で、当該評価指標を設定することが望ましい。

【意見12】児童相談所職員の育成に当たっては、これからも自らの主体的な判断やヒアリング能力の向上が図られるよう取り組み、当該音声認識システムに依存しすぎないように留意すべきである

ICTを活用した児童相談所の業務効率化事業においては、音声認識システムの利用による児童相談所職員の業務効率化や若手職員の能力向上を目的としており、一定の成果を上げていることは評価できるが、当該システムのヒアリング補助機能に頼りすぎてしまうと、職員の主体的な判断力やヒアリング能力がかえって低下する可能性がないとはいいきれない。これまでも、若手職員に対しては研修やOJTを通じ、自ら考え、状況を判断し、適切な対応を導く能力の育成が図られてきたところであるが、音声認識システムのヒアリング補助機能に常時依存してしまうと、これらの能力の維持・向上に支

障を来す可能性がある。そのため、児童相談所職員の育成に当たっては、これまで通り、主体的な能力向上が図れるための研修やO J Tを実施し続けるとともに、当該音声認識システムの補助機能に過度に依存することなく、自らの力でヒアリングを行う能力を維持・向上できるように心がけ、訓練を積んでいくべきと考える。

3. 児童相談所費（福祉部こども安全課）

（1）目的

児童虐待をはじめとする複雑多様化する児童問題に迅速に対応し、児童の健全育成を図るため、県内7児童相談所（※令和6年度）の運営等を行う。

（2）概要

事業内容	県内7児童相談所の運営及び児童相談所で運用するシステムの保守管理を行う。
当初予算額	385,848千円
決算額	277,953千円
事業計画	都道府県に必置となっている児童相談所（児童福祉法第12条）を運営する。
事業効果	令和5年度 相談対応件数 32,435件 うち児童虐待対応件数 14,351件

（3）各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	146,912	181,255	335,418	200,217	385,848
決算額	116,130	131,770	241,621	154,760	277,953

（4）当該事業に要する人員の状況

児童相談所整備担当

担当の職員1名（一般）で、予算調書作成や予算執行等の業務を行っている。
また、主幹級の職員1名が当該事業の統括を担当している。

（5）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

予算執行については、4半期に一度、各児童相談所に予算令達を行っている。
決算額については、各児童相談所がこども安全課総務担当へ報告している。

（6）令和6年度の評価指標とその達成状況について

令和6年度 相談対応件数 31,130件 うち児童虐待対応件数 13,049件

（7）監査人総括（評価）

児童相談所に現地調査を実施したほか、現地調査対象外とした児童相談所のうち、複数の相談所に質問や資料依頼を行った。児童相談所の詳細は「補足1. 児童相談所現地調査」に記載している。

補足 1. 児童相談所現地調査（福祉部こども安全課）

（1）現地調査について

朝霞児童相談所、中央児童相談所、所沢児童相談所に現地調査を実施した。

（2）児童相談所について（歴史、最近の法令、最近の整備状況）

・児童相談所をめぐる国の法律・政策については、戦後の混乱期における浮浪児や孤児の保護を目的として、昭和 22 年に児童福祉法が制定され、児童相談所の設置が義務付けられた。

昭和 20 年代から 50 年代にかけて、経済成長とともに、貧困や病気による養育困難が主な相談内容となり、児童相談所は、主に児童養護施設等への入所措置を行う窓口としての機能を果たした。

その後、家庭内での虐待が深刻な社会問題として認識され、平成 12 年に児童虐待防止法が制定され、児童相談所長による「立ち入り調査」や「出頭命令」などの法的権限が明確化された。さらに、虐待相談件数の急増を受け、平成 16 年に児童福祉法が改正され、市町村への役割分担がなされた。

また、平成 30 年に児童福祉法が改正され、子どもを「保護の対象」から「権利の主体」と定義し、養子縁組の推進や、児童相談所への弁護士・医師の配置が義務化された。

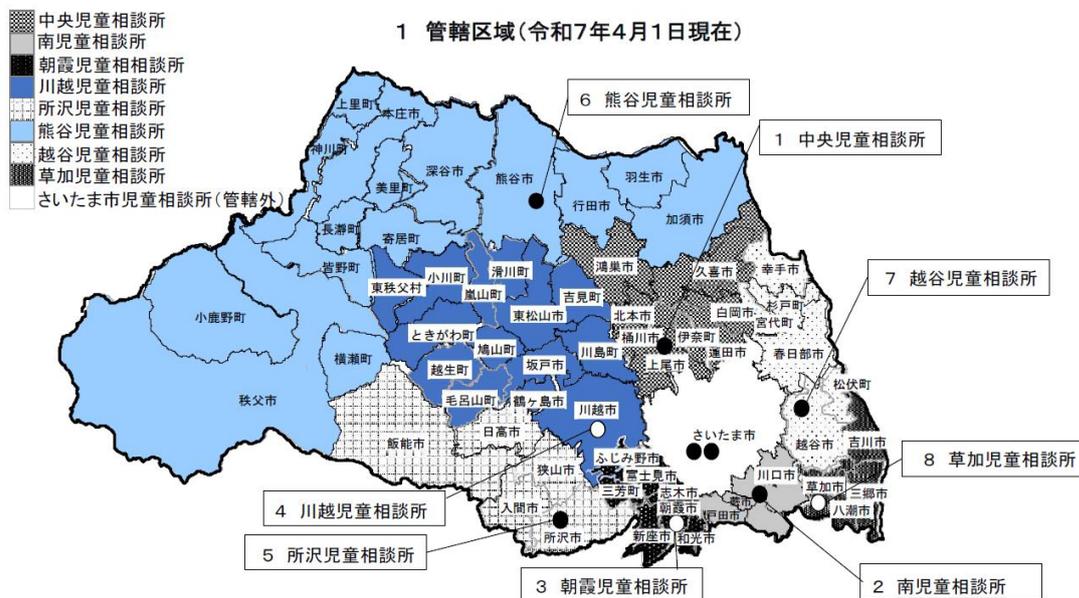
さらに、令和 5 年に児童福祉法が改正され、児童相談所が行う「一時保護」について、裁判官が審査する制度が導入され、こども家庭庁が発足した。

・県の児童相談所の設置については、昭和 23 年の「浦和児童相談所」開設を起点とし、昭和 54 年に現在の中央児童相談所が設置された後、昭和 62 年の所沢、平成 4～5 年の川越・熊谷、平成 13 年の越谷、平成 23 年の南、平成 29 年の草加と、人口増や相談件数の推移に合わせて、管轄エリアの細分化と専門性の強化を図るため次々と新設され、令和 7 年 4 月には、県内 8 番目となる「朝霞児童相談所」を開設した。これにより、より迅速で地域に密着した相談・支援体制の整備を図っている。

・埼玉県には令和 7 年 4 月現在、8 つの児童相談所が設置されており、中央（鴻巣市、上尾市等）、南（川口市、蕨市等）、朝霞（朝霞市、和光市等）、川越（川越市、東松山市等）、所沢（所沢市、飯能市等）、熊谷（熊谷市、行田市等）、越谷（越谷市、春日部市等）、草加（草加市、八潮市等）の各所が、県内 39 市 22 町 1 村を分担

して管轄している。なお、さいたま市は政令指定都市として独自に児童相談所を設置しているため、県の管轄外となっている。

・各児童相談所の管轄地域



(出典：埼玉の児童相談(令和7年度版)より抜粋)

・管轄地域、人口等（令和7年4月1日）

	児 童 相 談 所 別								計
	中央	南	朝霞	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	
管轄区域	鴻巣市 上尾市 桶川市 久喜市 北本市 蓮田市 白岡市 伊奈町	川口市 蕨市 戸田市	朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 ふじみ野市 三芳町	川越市 東松山市 坂戸市 鶴ヶ島市 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 東秩父村	所沢市 飯能市 狭山市 入間市 日高市	熊谷市 行田市 秩父市 加須市 本庄市 羽生市 深谷市 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町 美里町 神川町 上里町 寄居町	春日部市 越谷市 幸手市 宮代町 杉戸町 松伏町	草加市 八潮市 三郷市 吉川市	
	7市1町	3市	6市1町	4市9町1村	5市	7市8町	3市3町	4市	39市22町 1村
人口 (人)	796,603	825,859	738,733	782,570	766,312	827,878	725,671	560,172	6,023,798
児童人口 (人)	106,794	116,554	108,831	101,688	98,651	106,262	96,487	78,859	814,126
世帯数 (世帯)	369,438	418,315	361,132	375,569	373,828	383,587	348,616	274,955	2,905,440
面積(km ²)	307.52	85.25	110.95	626.53	406.32	1,714.17	222.35	107.27	3,580.36

※ 人口、児童人口は、令和7年1月1日現在（県統計課「埼玉県町(市)別人口調査結果報告」）。児童人口は18歳未満の人口。

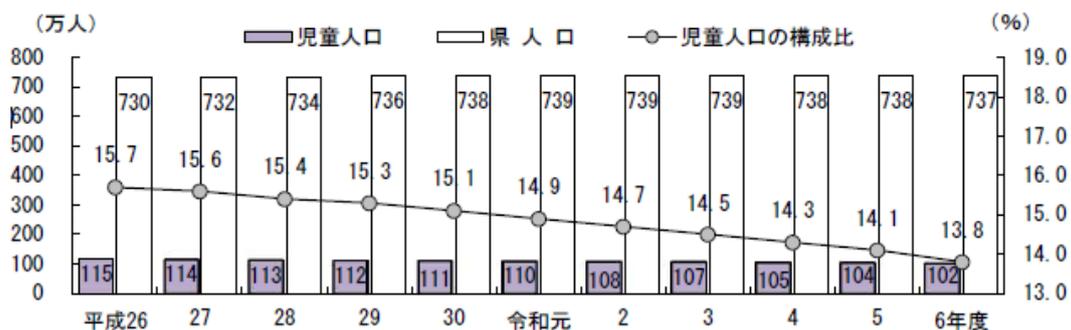
※ 面積は、令和7年1月1日現在（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、一部概算数値含む。）。

（出典：埼玉の児童相談（令和7年度版）より抜粋）

・児童相談所への相談の状況

県の総人口はほぼ横ばいとなっているが、18歳未満の児童人口は減少傾向にある。平成26年度の約115万人から令和6年度は約102万人となり、この10年間で約13万人減少している。また、県人口に占める児童人口の割合も、この年間で約1.9ポイント低下し、令和6年度には13.8%となった。

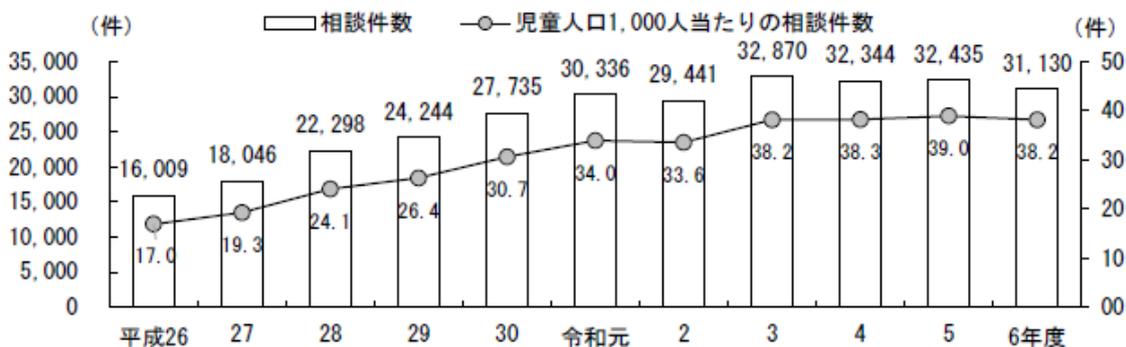
県人口及び児童（18歳未満）人口の推移（さいたま市を含む）



(出典：埼玉の児童相談（令和7年度版）より抜粋)

・全児童相談所の受付相談件数は、令和6年度は31,130件で、前年度に比べ1,305件、4.0%の減少となっている。また、令和6年度における、児童人口1,000人当たりの相談件数は、38.2件であった。

相談件数の推移



(出典：埼玉の児童相談（令和7年度版）より抜粋)

・受付件数を相談内容別に見ると、養護相談の件数が最も多く全体の56.9%を占めており、以下、障害相談26.1%、育成相談6.6%、非行相談2.2%となっている。

障害相談の内訳では、療育手帳交付に係る診断・判定、特別児童扶養手当診断書交付等の業務が主なものであるが、ほかにも、注意欠陥・多動性障害や自閉症スペクトラムなどの相談も含まれる。また、療育手帳を取得する理由の一つとして、障害者総合支援法による制度の利用を挙げることができる。養護相談の17,712件の中には、児童虐待相談の13,205件が含まれる。これは令和6年度に受付けた相談の総件数31,130件の42.4%に相当する。育成相談には性格行動相談、育児・しつけ相談、不登校相談等が含まれる。

相談内容別受付状況（単位：件）

相談内容	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
養護相談	18,718	19,446	20,184	19,423	17,712
保健相談	34	27	41	45	53
障害相談	5,112	8,053	7,030	7,445	8,120
非行相談	424	478	647	713	699
育成相談	1,411	1,587	1,839	2,110	2,049
その他の相談	3,742	3,279	2,603	2,699	2,497
計	29,441	32,870	32,344	32,435	31,130

（出典：埼玉の児童相談（令和7年度版）より抜粋）

・相談の経路としては「警察等」が最も多く、全体の37.8%、次に「都道府県・市町村」が27.6%となっている。さらに、「家族・親戚」、「近隣・知人」、「学校・教育委員会等」と続いている。

経路別受付状況（単位：件）

受付経路	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
都道府県・市町村	6,341	8,201	7,772	8,058	8,595
児童福祉施設・里親等	135	156	167	163	166
警察等	12,939	13,094	14,109	13,443	11,767
家庭裁判所	101	79	78	91	85
学校・教育委員会等	985	1,045	958	1,090	1,098
保健所・医療機関	354	375	393	422	392
家族・親戚	5,449	6,421	5,890	6,177	6,181
児童本人	337	372	351	330	328
児童委員	13	7	9	4	1
近隣・知人	2,209	2,529	2,037	2,036	1,920
その他	578	591	580	621	597
計	29,441	32,870	32,344	32,435	31,130

（出典：埼玉の児童相談（令和7年度版）より抜粋）

・各児童相談所における主な業務担当は、以下の通りである。

（心理相談担当）相談の受付、診断会議に関する業務、継続指導、心理診断・判定、心理治療・指導、療育手帳交付に係る業務、特別児童扶養手当認定診断書などの発行に係る業務、医学診断に関する業務、保護者への精神医学的・心理学的支援

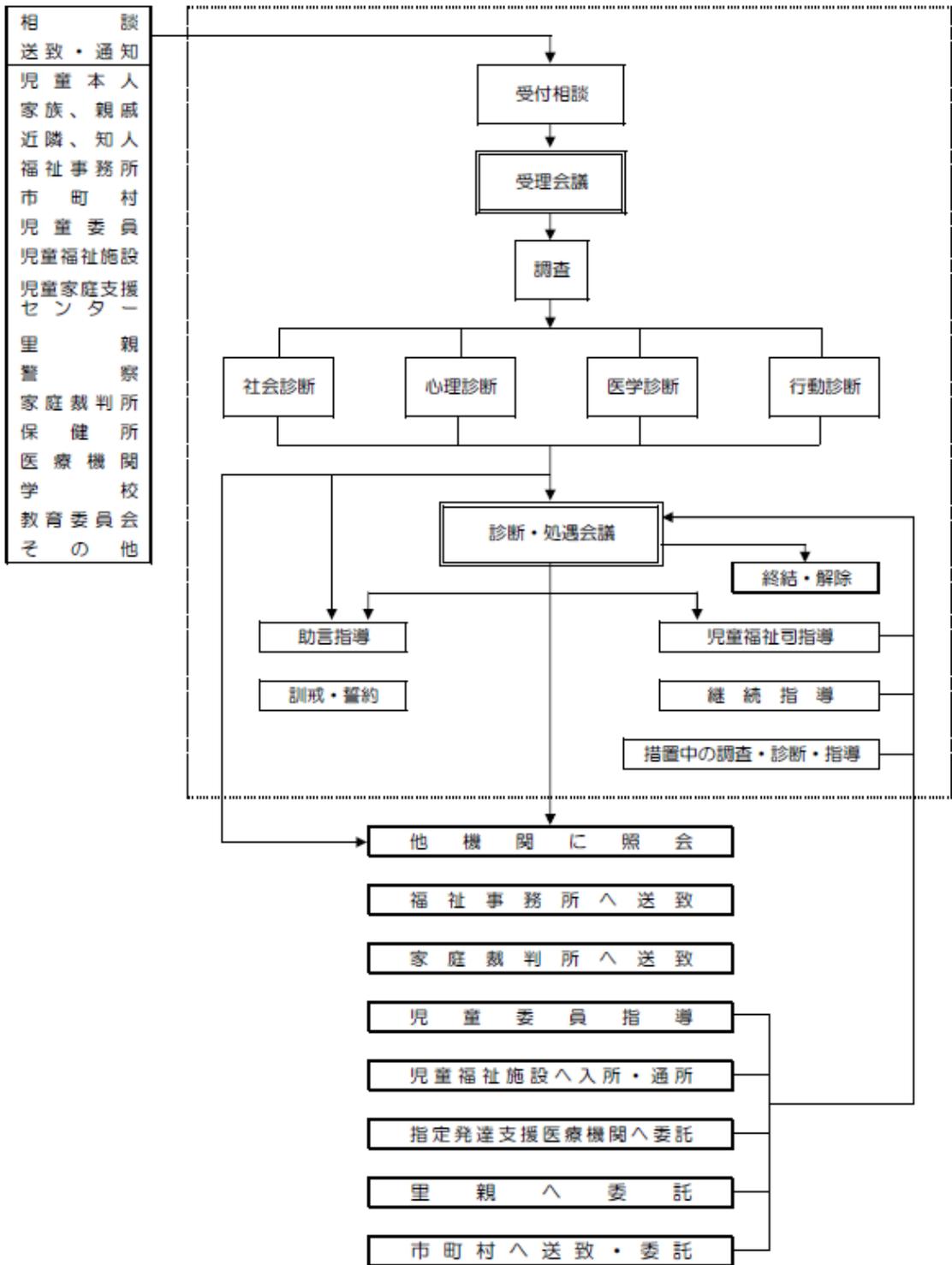
（心理支援担当）措置児童の家族支援プログラムに関する業務、心理診断・判定、心理治療・指導、児童相談所カウンセリング強化事業、措置後の保護者への精神医学的・心理学的支援、家族援助技術の実施・調整に係る業務

（虐待・相談指導担当、安全確認・市町村支援担当、里親推進担当）相談の受付（所外での受付、通告・送致文書の受理、来談者の初回面接）、児童保護者に対する訪問指導、処遇会議に関する事務及び児童福祉法第 26 条、第 27 条に規定する措置の手続き、措置事務（措置関係書類及び受診券などの発行）、保護者負担金認定事務、措置後の児童及び保護者に対する指導、管轄地域における児童問題の把握及び防止、再発防止活動、児童福祉法第 30 条の届出に関する業務、児童の安全確認に関する業務、関係機関との連携、受理会議に関する事務、継続指導、統計事務に関する業務、ケースファイルの整理保管、里親の調査及び指導（特別養子縁組の調査を含む）、市町村職員研修に関する業務、実習生の受入れに関する業務、地域の関係機関との連携強化に関する業務、要保護児童対策地域協議会に関する業務、市町村への支援に関する業務

（家族・自立支援担当）措置児童の家族支援プログラムに関する業務、継続指導、措置事務（措置関係書類及び受診券などの発行）、保護者負担金認定事務、措置後の児童及び保護者に対する指導、障害者総合支援法関連業務、家族援助技術の実施・調整に係る業務

（保護担当〔中央・南・朝霞・所沢・熊谷・越谷児童相談所〕）一時保護の実施、一時保護児童の行動観察及び生活指導・学習指導、一時保護児童への心理支援・心理教育

・児童相談所に利用者から相談があった場合の対応の流れは、以下の通りである。
相談の流れ



(出典：埼玉の児童相談（令和7年度版）より抜粋)

(3) 各児童相談所共通事項

下記の指摘・意見が発見された。概要とともに下記に記載する。

【意見13】児童虐待相談対応件数が全国平均を上回っている状況である点も踏まえ、管轄区域の人口で50万人以下となるような施策が望まれる

児童相談所の管轄区域について、児童福祉法施行令第1条の3第2項において、管轄区域内の人口は「基本としておおむね50万人以下」であること。(国の通知(児童相談所運営指針)においては、目安として20万人から100万人までの範囲。ただし、20万人を下回る児童相談所の設置を妨げるものではない。)、とされている。

管轄区域の人口について、8つの児童相談所の中で50万人以下となっているものは無い。(なお、目安とされている20万人から100万人は満たしている。)

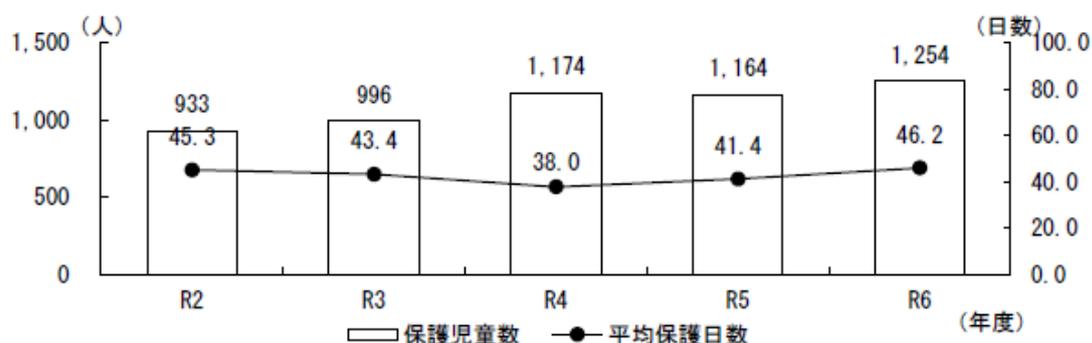
児童虐待相談対応件数が全国平均を上回っている状況である点も踏まえ、管轄区域の人口で50万人以下となるような施策が望まれる。(児童人口1,000人当たり児童虐待相談対応件数は、令和5年度について、全国平均約12.2件、埼玉県(全体)約16.2件)

なお、今後の児童相談所の設置について、県としては、18歳未満人口や児童虐待相談対応件数、朝霞児童相談所開所後の状況等を見極めながら検討しているとのことである。

【意見14】現時点で、川越児童相談所と草加児童相談所には、一時保護所が附設されていない。一時保護所の入所児童数が増加している要因として、後述の意見20で指摘しているとおり、児童養護施設等の退所先を確保できないことが大きい。まずは退所先施設の受入れ可能体制の強化に早急に取り組むことが必要である。それを踏まえた上で、この2か所への一時保護所の併設を含め、一時保護所の整備を検討することが望ましい

県の児童相談所は、昭和23年に浦和児童相談所・附設一時保護所開設に始まり、その後は、おおむね、児童相談所を開設してから附設の一時保護所を開設する、という順序で一時保護所を整備している。

・過去5年間の保護児童数と平均保護日数の推移



(出典：埼玉の児童相談（令和7年度版）より抜粋)

【意見15】児童福祉司と児童心理司について、令和6年4月1日現在、各児童相談所で配置基準に対して実数が下回っており、配置基準の充足が望まれる。また、児童相談所において、全体として常勤職員の実数が定数を下回っている状況である。すなわち、常勤職員について、必要な人数を満たしておらず、欠員となっている。昨今の社会情勢上、採用の困難性があるとのことではあるが、定数を満たすよう採用を進めることが望まれる

児童相談所への児童福祉司の配置は、児童福祉法第13条第1項において「児童相談所に、児童福祉司を置く。」と明記され、具体的な配置数については、同法第13条第2項において、「都道府県が定めるもの」とされている。本県では、「埼玉県児童福祉司及び児童心理司配置基準」を定めており、各児童相談所の管轄地域における人口や当該年度の前々事業年度における児童虐待件数等を基に配置基準における定数を算出している。

また、児童相談所への児童心理司の配置については、児童福祉法第12条の3第6項において規定されており、具体的な配置数は、同第7項において、「都道府県が定めるものとする」とされている。本県では、「埼玉県児童福祉司及び児童心理司配置基準」を定めており、児童福祉司の数を2で除した数としている。

令和6年4月1日時点で、児童福祉司及び児童心理司の職員配置は各児童相談所とも基準を下回っているため、早期に配置基準を充足する必要がある。

県は欠員を課題として認識し、業務の魅力発信や受験機会拡大など対策を講じているが、引き続き、職員の確保に向けて取り組んでいくことが望まれる。

・児童福祉司及び児童心理司の配置状況と実数（令和6年4月1日時点）（単位：人）

	児童福祉司		児童心理司	
	配置基準	実数	配置基準	実数

中央	49	34	23	16
南	55	43	27	16
川越	65	49	32	19
所沢	71	54	35	19
熊谷	47	38	23	15
越谷	50	35	25	15
草加	41	26	20	13
合計	378	279	185	113

※実数は、育休職員を除く。

※実数には、再任用職員を含む。

(出典：埼玉県中央児童相談所作成資料)

・令和7年10月31日の決算特別委員会における、児童福祉司の欠員が多数であることに関する質問に対しての県の回答要旨

- 児童福祉司として採用できる職は福祉職と児童福祉司になるが、これらの職の採用人数が採用予定数に達していない状況が続いており、児童福祉司の欠員の主な要因となっている。
- 福祉部としては、児童相談所職員の確保に向け、大学訪問や業務説明会の実施、インターンシップ等によるリクルート活動を積極的に行っている。また、採用面については、福祉職の採用に加え、61歳まで受験可能な児童福祉司に特化した採用選考を年2回実施している。さらに、令和6年度から、経験者採用試験の試験区分に福祉職を加えるとともに、今年度はこの経験者採用試験を年2回実施することとしており、受験者の増加に向けて取り組んでいる。
- このように、本県児童相談所の業務の魅力のPRと受験機会をしっかりと整えて、必要な職員の確保に努めていきたいと考えている。

また、令和7年4月1日時点での各児童相談所の全体の常勤職員の定数および実数は、以下の通りである。

朝霞児童相談所においては、常勤職員定員98名のところ実数は85名、会計年度任用職員定数18名のところ実数は5名、全体定数116名のところ実数は90名であり、定数に対して欠員が生じており、一時保護所は4ユニット中3ユニットしか稼働できていない状態である(R7.11月実地調査時点)。全ユニットを稼働させることができるようにすることが望ましい。

児童相談所	定数	実数
中央	91	86
南	100	93
朝霞	98	85
川越	57	54
所沢	86	81
熊谷	100	89
越谷	91	82
草加	50	46
(合計)	673	616

(出典：児童相談所職員配置状況（育代除く）（令和7年4月1日時点）
（こども安全課作成資料））

【意見16】保護者負担金については、未納がある場合、未収金の管理は各児童相談所が行っている。令和6年度末時点での保護者負担金の未納は、累積で16,080件、123,790,662円となっている。児童の家庭の事情へ配慮しつつ、未収の金額を減らしていけるよう、管理を進めていくことが望まれる

児童相談所において以下の措置が取られた場合に、児童が属する世帯の扶養義務者の住民税の課税状況に応じて保護者負担金が請求される。（なお、生活保護の受給世帯や母子世帯等である場合は発生しない。）

- ・児童養護施設や乳児院等への入所：こどもが施設で生活する場合、その養育費（食費、光熱水費、指導費等）の一部を負担する。
- ・里親への委託：こどもが里親と生活する場合、その養育費（食費、光熱水費、指導費等）の一部を負担する。
- ・障害児入所施設への入所：障害児福祉サービスの一環として入所する場合。

保護者負担金については、未納がある場合、未収金の管理は各児童相談所が行っている。令和6年度末で保護者負担金の未納は、累積で16,080件、123,790,662円となっている。

児童の家庭の事情へ配慮しつつ、未納の金額を減らしていけるよう、管理を進めていくことが望まれる。

【意見17】一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令27号）にて定められる設備に関する基準について、充足するよう施策を行うことが望まれる

令和6年4月から一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令27号）が施行され、「居室の原則個室化」や「一人当たりの面積拡大（8㎡以上）」が定められた。

同基準にて定められている設備に関する次の事項について、充足するよう施策を行うことが望まれる。

- ・学齢児童の居室の定員は4人以下とし、その面積は、1人につき4.95㎡以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の定員は6人以下とし、その面積は、1人につき3.3㎡以上とすること（第15条1項4号）

→中央・南・所沢・越谷児相について、

（面積）集団で生活する居室が基準未滿

（定員）一部の居室が超過（乳幼児8人、学齢児童4人）

- ・学齢児童の居室の定員は、1人となるように努めるとともに、その面積は、8㎡以上となるよう努めなければならない。

→中央・南・所沢・越谷について、定員4人の居室が基本となっている。（一部個室あり）

- ・ユニットを整備するよう努めなければならない。

→中央・南・所沢・越谷について、ユニット化されていない。

【意見18】児童相談所で使用するデジタルカメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、携帯電話等の消耗品について、施設の性質上、個人情報保護の観点から特に慎重に管理が必要であるため、各児童相談所において統一的に適切な管理体制を徹底することが望まれる

「消耗品管理指針（平成29年4月1日改正、埼玉県会計管理課長）」では、消耗品に区分される物品のうち、特にデジタルカメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、携帯電話等の物品について、亡失等による県有財産損失の防止を図るために、所属ごとの判断でラベル等による表示や消耗品管理簿の備付けなど適正な管理に務めるよう示している。

児童相談所で使用されるこれらの物品については、児童等の個人情報扱う性質上、特に管理に注意が必要であり、紛失を防ぐため重点的な管理が必要と思料する。

しかしながら、現地調査を行った中央児童相談所および所沢児童相談所において、以下のような状況が確認された。

- ・中央児童相談所：デジタルカメラ、携帯、ビデオカメラ等の物品について、消耗品管理簿が整備されていなかった。

・所沢児童相談所：ICレコーダーの管理に際し、消耗品使用記録簿を設けているが、往査当日に使用記録簿を確認したところ、返却日の記載漏れが1箇所見つかった。

したがって、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、携帯電話等の消耗品について、紛失防止のため適切な管理を徹底するとともに、消耗品使用簿の整備など重点的な管理対象とするよう、各児童相談所において統一した対応が望まれる。

消耗品管理指針抜粋

1 重点的な管理の対象となる消耗品とその管理方法

(1) 対象 所属長が供用している消耗品のうち、次の条件に該当するものの中から、所属の実情を考慮した上で、重点的な管理が必要と判断するものを対象とする。

ア 一定の保管場所から他の場所（特に庁舎外）へ持ち運んで使用するもの
(例：デジタルカメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、携帯電話、タブレット端末、試験・測定機器、プロジェクター)

イ 一定の場所で使用するが、簡単に持ち運ぶことが可能なもの
(例：ノートパソコン、プリンター、パソコン周辺機器、ラベルライター、シュレッダー)

ウ その他、所属長が必要と判断するもの

(2) 管理方法

ア 任意のラベル等による表示 所属長は、重点的な管理の対象とした消耗品に、次の(ア)及び(イ)の情報を内容とする任意様式のラベルを貼り付け、又は直接手書きすることにより、当該所属で所有する物品であることを表示すること。(略)

(ア) 所属の組織名称(例：「埼玉県〇〇〇事務所」)

(イ) その他、所属長が必要と判断する情報

(例：品目名、取得年度、保管場所、標示番号)

イ 消耗品管理簿の備付け

所属長は、重点的な管理の対象とした消耗品については、消耗品管理簿(別紙様式1)により管理すること。また、備品に準じて年1回程度は消耗品管理簿と現物を照合すること(ただし、会計管理課への報告は要しない)。(略)

ウ 消耗品使用記録簿の使用

消耗品管理簿に記載した消耗品のうち、保管場所から持ち出しして使用するものについては、消耗品使用記録簿(別紙様式2)に記録することなどにより亡失等の

防止を図ること。なお、消耗品使用記録簿は、必要に応じて品目ごとや保管場所ごとに作成し、また様式を適宜変更して使用することができる。

【意見19】各児童相談所において、安全確認担当、虐待担当、相談指導担当の時間外業務が多い傾向にあり、さらに担当者間で差が大きい場合も見受けられるため、業務量の平準化に向けた施策が望まれる

各児童相談所の担当は、総務担当、心理相談担当、家族・自立支援担当、保護担当、虐待相談指導担当、安全確認・市町村支援担当、里親推進担当、心理支援担当等に分かれている。

各児童相談所とも、これらの担当のうち、安全確認、虐待、相談指導担当の時間外業務多い傾向にあり、またその中でも担当者によって長短の差が大きい場合がある。各児童相談所とも配置の再考慮で調整を図っていくとのことではあるが、平準化に向けた施策が望まれる。

(4) 朝霞児童相談所

埼玉県朝霞児童相談所は、令和7年4月に開所した。設置の経緯は、以下の通りである。

- ・川越・所沢児童相談所の管轄区域内人口は、それぞれ110万人を超えており、虐待相談対応件数が他所より多い状況であった。
- ・このため、県南西部地域を所管する児童相談所を朝霞市内に整備し、令和7年度の開所に合わせて管轄区域の見直しを行った。
- ・管轄区域内人口の一層の平準化を図るため、日高市について川越児童相談所から所沢児童相談所へ管轄を変更した。

朝霞児童相談所の管轄区域は、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町の6市1町であり、管轄区域の人口は738,733人（令和7年4月1日）となっている。

朝霞児童相談所が開所した結果管轄地域における人口は、以下のように改善された。

・朝霞児童相談所の開所による管轄地域における人口の変化

【令和6年度末】



児相名	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加
人口 (R2国勢調査)	79.3	80.9	111.2	118.4	83.9	72.8	55.6

【令和7年度以降】



児相名	中央	南	朝霞	川越	所沢	熊谷	越谷	草加
人口 (R2国勢調査)	79.3	80.9	73.0	79.4	77.2	83.9	72.8	55.6

(出典：福祉部子ども安全課朝霞児童相談所作成資料より抜粋)

朝霞児童相談所は、児童相談所部分と一時保護所部分とに分かれ、建物構成は以下のようになっている。

・朝霞児童相談所建物構成

	児童相談所(1,923.44㎡)	一時保護所(定員30名/2,081.48㎡)
屋上	—	屋上遊戯場
2階	相談室、会議室 など	学習室、男児の居住エリア など
1階	相談室、事務室 など	食堂、女児・幼児の居住エリア、事務室 など

(出典：福祉部子ども安全課朝霞児童相談所作成資料より抜粋)

令和7年11月14日（金）に、現地調査を実施した。



（朝霞児童相談所 県ウェブサイトより引用）





(以上、朝霞児童相談所 補助者撮影)

【意見20】一時保護施設では、入所児童について2か月以内の退所を前提としているところ、入所期間が長期間に及んでいる児童もいるとのことである。退所先の確保が出来ない原因の一つに、児童養護施設等の入所可能枠が十分に確保できていないことが挙げられるため、職員確保の支援等、施設の受け入れ可能体制の強化に取り組むべきである

上記意見は、中央及び所沢の各児童相談所の一時保護所で検出されたものである。

(A) 中央児童相談所

中央児童相談所の一時保護所は、定員30人、対象は2歳から18歳未満である。令和6年度の一時保護所入所児童の状況は、以下のとおりである。

新規入所児童数	183人
1日平均児童数	33.8人
一人平均保護日数	45.2人

(出典：中央児童相談所作成資料)

また、一時保護所退所児童の状況は、以下の通りである。

施設入所	他児相等	帰宅	その他	(合計)
43人	13人	89人	36人	181人

(出典：中央児童相談所作成資料)

中央児童相談所一時保護所では、入所児童について2か月以内の退所を前提としているところ、入所期間が長期間に及んでいる児童もいるとのことである。また、令和6年度の年間での1日平均児童数は33.8人、入所率は112.3%である。

原因として、退所先の確保が出来ないことが挙げられる。主な退所先としては帰宅に次いで児童養護施設等への入所が多いが、施設への入所可能枠が十分に確保出来ていないことも挙げられるとのことである。施設の人員確保等受け入れ可能体制の強化につながる施策が望まれる。

(B) 所沢児童相談所

所沢児童相談所の一時保護所は、定員30人である。

令和6年度の一時保護所入所児童の状況は、以下の通りである。

保護児童数	311人
保護延児童数	11,921人
1日平均児童数	32.6

(出典：所沢児童相談所作成資料)

また、月別入所および退所児童数は、以下の通りである。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
月初在籍児童数	32	31	28	30	26	33	33	33	35	33	37	37	388
月中入所児童数	22	26	27	19	31	28	28	19	19	21	17	22	279
合計	54	57	55	49	57	61	61	52	54	54	54	59	667
月中退所児童数	23	29	25	23	24	28	28	17	21	17	17	26	278

(出典：所沢児童相談所作成資料)

所沢児童相談所における一時保護所では、入所児童について2か月以内の退所を前提としているところ、入所期間が長期間に及んでいる児童もいるとのことである。また、令和6年度の年間での1日平均児童数は32.6人である。

原因として、退所先の確保が出来ないことが挙げられる。主な退所先としては帰宅に次いで児童養護施設等への入所が多いが、施設について十分な入所可能枠が確保出来ていないこともあげられるとのことである。県としては、施設の人員確保等受け入れ可能体制の強化につながる施策が望まれる。

(5) 中央児童相談所

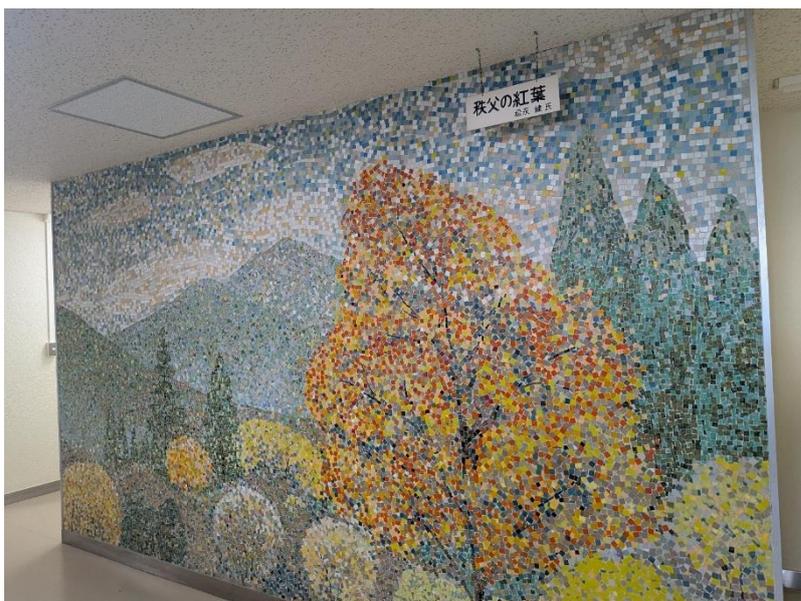
埼玉県中央児童相談所は、昭和54年、国際児童年を契機に、浦和、熊谷、越谷、川越に次ぐ県下第5番目の児童相談所として発足した。

管轄区域は鴻巣市、上尾市、桶川市、久喜市、北本市、蓮田市、白岡市、伊奈町の7市1町であり、管轄区域の人口は796,603人（令和7年4月1日現在）となっている。

令和7年11月21日（金）に、現地調査を行った。



（中央児童相談所：県ウェブサイトより引用）



（中央児童相談所 補助者撮影）

【意見 2 1】児童の受け入れピーク時や育休・産休中の職員がいる場合、国が定める職員配置基準を下回る恐れがある。入所児童に適切に対応ができるよう、職員数の確保に努めるべきである

中央児童相談所は定員 30 人に対し、令和 6 年度の 1 日平均児童数は 33.7 人、入所率は 111.3%となっている。「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和 6 年内閣府令 27 号）により、一時保護所の職員配置の基準が示されており、児童指導員及び保育士は入所児童の年齢や人数に応じて配置することとされている。

中央児童相談所では、定員 30 名に対して基準より余裕を持って人員が配置されているものの、育休・産休中の職員がいる場合や児童受け入れのピーク時には、一時的に配置基準を下回る恐れがある。

児童数のピーク時や職員の法定休業等の可能性も考慮し、育休・産休中の職員がいる場合には早期の補充を図るなど、どのような状況であっても入所児童に適切に対応ができるよう、必要な職員数の確保に努めるべきである。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一日平均児童数	32.4	32.6	32.5	31.5	34.2	35.6	34.6	35.7	33.8	33.5	35.2	33.4	33.7
入所率	108.0%	108.7%	108.3%	105.0%	114.0%	118.7%	115.3%	119.0%	112.7%	111.7%	117.3%	111.3%	112.3%

(出典：中央児童相談所作成資料)

(6) 所沢児童相談所

埼玉県所沢児童相談所は、昭和 62 年に発足した。

管轄区域は、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市の 5 市であり、管轄区域の人口は 766,312 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）となっている。

令和 7 年 11 月 21 日(金) に、現地調査を行った。



(所沢児童相談所 補助者撮影 包括外部監査人現地調査時のもの)

【指摘1】所沢児童相談所のタブレット端末及びノートパソコンについて、目的に沿った使用をすべきである

備品として管理されているタブレット端末10台、ノートパソコン2台は、令和3年1月26日に購入されたものの、現物はキャビネットに収納されており、ほとんど使用実績がない状況であった。これらの機器は、コロナ禍の初期に、一時保護所における感染拡大の防止のため国庫補助金（財源：国10/10）を活用してこども安全課が緊急で導入したものであるが、SNSを通じて入所児童が知人等と接触しトラブルに巻き込まれたり、他の入所児童の個人情報を意図せず流出させてしまう危険性を危惧し活用が進んでいない。

今後は、目的に沿って適切に使用されることが望まれる。

【意見22】所沢児童相談所の一時保護所に設置されているバスケットボールゴールについては、「学校安全点検の手引き」の安全点検表を参考にする等して適切に安全管理に取り組むべきである

所沢児童相談所の一時保護所に設置されているバスケットボールゴールについては平成6年10月14日から使用に供されている。

一時保護所に設置するバスケットボールゴール等の遊具については、点検の実施等に関する直接の規制はないものの、学校保健安全法施行規則第28条では、学校施設の安全点検について、「学校においては、毎学期少なくとも一回、学校施設の安全点検を行うものとする」と定められている。一時保護所に設置されているバスケットボール

ゴールは、学校と同様に児童が使用する設備であるため、これに準じた安全性確保のための取組を行うべきである。埼玉県教育委員会の「学校安全点検の手引き」の安全点検表を参考にするなどして、適切に安全管理に取り組むことが望ましいと考える。

(7) 現地調査した児童相談所以外の検討事項

(A) 備品管理について

現地調査を行った児童相談所において、備品の管理状況に関する課題が発見されたため、それ以外の児童相談所（南、川越、熊谷、越谷、草加）についても、備品管理台帳の確認を行った。その結果、越谷児童相談所において、下記の事項が検出された。

【指摘2】越谷児童相談所の備品のうち、ノートパソコン（平成23年末配布）は現在使用されていない状況である。状態から見て、速やかに処分する等の対応を検討するべきである

越谷児童相談所の備品のうち、平成23年末配布のノートパソコンは、老朽化が著しく電源も入らない状態であり、現在使用されていない状況である。過去に廃棄を検討したものの、メーカー引き取りは高額な費用がかかることが判明し断念した経緯があり、現在は廃棄方法を検討中である。使用が困難なことから、速やかに処分するなど適切な対応を検討するべきである。

【意見23】越谷児童相談所のタブレット端末（令和3年配布）について、有効活用を図るべきである

越谷児童相談所の備品のうち、令和3年2月、こども安全課から各児童相談所に配布されたタブレット端末は、コロナ禍の初期に、一時保護所における感染拡大の防止のため国庫補助金（財源：国10/10）を活用して緊急で導入したものである。

当初の使用用途としては、①新型コロナウイルス感染症対策として、入所児童の学習機会の確保、②学校で行うオンライン授業の視聴及び学習補助としての学習動画の視聴など（無料の学習講座、実験動画など）、③Microsoft Office（エクセル、ワードなど）の使用法の習得やタイピングの練習への活用することが想定されていた。コロナ禍において、越谷児童相談所では、実際にインターネットに接続して学習時間や自由時間に児童が一人で分からないことを調べてもらうことを目的に活用したりするなど、対面学習の補完として活用できていたとのことである。

しかし、一時保護所には学習に困難を抱える児童も多く、通常の学校と異なりタブレットを活用した学習は容易ではない実態がある。コロナ禍終息後は対面中心の学習指導が主となり、タブレット使用の必要性は低下している。

また、端末の台数が限られていることから、学習にタブレットを効果的に使用する

に当たり、どのようなサービスを利用するかなどの検討に時間を要している状況である。

したがって、当初の目的は一定程度達成したところであるが、今後の活用方法について方針を明確にし、有効活用するべきである。

(注) 本来指摘とすべきところであるが、過去に用途に沿った活用実績があり、今後も活用の可能性があることから意見とした。一方、パソコンについては、OSのサポート切れにもかかわらず、処分等の対応をしていない点を踏まえて指摘とした。

また、現地調査した所沢児童相談所のパソコンとタブレット端末について、現物はキャビネットに保管されたままで、ほとんど使用実績がないとのことであり、用途に沿った活用がほぼされていない実態を踏まえ、指摘としている。

(B) 川越、熊谷、草加児童相談所の消耗品（金額 10 万円未満）

上述した消耗品管理指針（平成 29 年 4 月 1 日改正、埼玉県会計管理課長）では、重点的な管理の対象となる消耗品について、所属の実情を考慮した上で、重点的な管理が必要と判断するものを対象とするとしている。そのため、各所属の判断にゆだねられているとしても、消耗品管理規定に沿って重点的な管理がされているかどうか、改めて確認されたい。

(C) 相談記録の保管

各児童相談所では、入所児童の相談内容を記録に残して管理している。基本的に各児童相談所で印刷した書類などをファイリングして保管している。なお、朝霞児童相談所では IT を活用した相談記録の保管を令和 7 年 10 月より暫定的に開始している。その結果を踏まえて、相談記録の管理方法（マニュアル）を見直す予定である。そのため管理方法を決定した後は、相談記録のマニュアルに適時に反映されたい。

4. 児童相談所一時保護所費（福祉部こども安全課）

（1）目的

児童虐待をはじめとする複雑多様化する児童問題に迅速に対応し、児童を良好な環境で一時保護し、児童の健全育成を図る。

（2）概要

事業内容	県内の児童相談所に併設されている5か所（※令和6年度）の一時保護所の運営を行う。
当初予算額	282,049千円
決算額	263,290千円
事業計画	児童相談所は、必要に応じて以下のような児童を家庭から離して一時保護する。（児童福祉法第12条第2項、第12条の4、第33条） ・虐待、放任等緊急に保護を要する児童 ・行動観察を要する児童 ・短期的治療指導を要する児童
事業効果	令和5年度 一時保護児童数：1,164人 保護延べ日数48,200日

（3）各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	179,713	213,177	219,309	311,826	282,049
決算額	158,794	187,901	210,161	246,906	263,290

（4）当該事業に要する人員の状況

児童相談所整備担当

担当の職員1名（一般）で、予算調書作成や予算執行等の業務を行っている。

また、主幹級の職員1名が当該事業の統括を担当している。

（5）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

予算執行については、4半期に一度、各児童相談所に予算令達を行っている。

決算額については、各児童相談所がこども安全課総務担当へ報告している。

（6）令和6年度の評価指標とその達成状況について

令和6年度 一時保護児童数：1,254人 保護延べ日数57,889日

（7）監査人総括（評価）

補足1「児童相談所現地調査」にまとめて記載した。

5. 一時保護所環境改善・機能強化推進事業（福祉部子ども安全課）

（1）目的

児童相談所の一時保護所について、入所児童の権利擁護を保障するため、保護児童の居室の個室化等の環境改善及び機能強化により一時保護所の適切な運営を図る。

（2）概要

事業内容	児童相談所一時保護所の建替え整備に向けた設計等
当初予算額	104,534千円
決算額	78,673千円
事業計画	令和6年度 設計（建替え、解体）、仮設整備 令和7年度 建替え工事、解体工事、仮設運営 令和8年度 建替え工事、仮設運営 令和9年度 開所、仮設解体・撤去
事業効果	中央児童相談所一時保護所の完成、運営開始

（3）各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	—	—	—	—	104,534
決算額	—	—	—	—	78,673

（4）当該事業に要する人員の状況

児童相談所整備担当

担当の職員1名（一般）で、設計等に係る進捗管理や予算執行等の業務を行っている。

また、主幹級の職員1名が当該事業の統括を担当している。

（5）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

国の定める「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和6年4月1日施行）に沿った整備を実施している（居室の個室化等）。

（6）令和6年度の評価指標とその達成状況について

令和6年度 建替え設計（令和7年3月28日完了）

解体設計（令和7年3月28日完了）

仮設整備（令和7年2月28日完了）

(7) 監査人総括（評価）

既存の児童相談所一時保護所の環境改善のための整備として、児童の居室の個室化など既設の一時保護所の環境改善を図るため、児童相談所の一時保護所の建て替えに向けた設計業務等を行うものである。

令和6年度に設計に着手し、令和9年度に開所、仮設解体・撤去を見込んでいる。事業の概要は以下の通り。

一時保護所環境改善・機能強化推進事業 事業概要

一時保護所環境改善・機能強化推進事業 こども安全課

現状

H28児童福祉法改正以降、**児童の権利擁護の観点**から、一時保護所の基準策定、個室の整備等が求められてきた。

R4児童福祉法改正

国 一時保護所の設備及び運営に関する基準の施行 (R6.4.1)
施行後1年以内 国の基準を踏まえる

県 県条例（児童福祉法施行条例）の改正・施行

課題・対応

- 居室面積基準（学齢児4.95㎡/人、乳幼児3.3㎡/人）、居室定員（学齢児4人/室、乳幼児6人/室）が不適合の居室がある。
- 学齢児の居室の個室化が図られていない保護所がある。
- 児童6人の生活ユニットに対応していない保護所がある。

国基準・県条例への適合（入所児童の権利擁護を保障）

築年数（中央・所沢：30～40年超 越谷・南：20年未満）に応じて対応

- 築年数の古い中央見相・所沢見相一時保護所の建て替え
- 朝霞見相一時保護所開所後の状況を踏まえた検証の実施（R8）

スケジュール

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
基本・実施設計	解体	建設工事	開所・運営
仮設保護所準備	仮設保護所運営		

事業内容

R6予算要求額 104,534千円
(国庫239千円、県債68,000千円、一財36,295千円)

中央児童相談所一時保護棟の建て替え整備に向けた設計・仮設一時保護所の整備

- 一時保護所を整備するための基本・実施設計（委託料） 69,957千円
- 建設予定場所の地質・土質調査、測量業務（委託料） 16,879千円
- 既存の一時保護所を解体工事設計（委託料） 6,341千円
- 仮設一時保護所（埼玉学園敷地内）の整備・運営（使費料） 9,834千円
- 経常費（旅費・薬用費・役務費、使費料） 1,523千円

【建物概要】

- ・3階又は2階建て
- ・延床面積 約1,900㎡
- ・定員30名

事業効果

学齢男児居室：4.6㎡/人 学齢児の居室：10㎡/人 年齢別の学習室

（出典：こども安全課作成資料より抜粋）

【意見24】建物の解体における入札に際しては、解体業者が工法を正しく認識していないことが一因となり入札価格を過小に見積もるケースが見られる。特に、発注図面でアスベストの撤去方法を示している場合であっても、参考数量書にも明確に記載することで、スムーズかつ効果的な入札につなげることが望まれる

令和7年度に実施された解体工事の初回入札では、落札者の入札価格が調査基準価格と最低制限価格との間であったため、該当業者が入札を辞退した。その後、県が内容を確認すると、県作成の図面に記載されたアスベストの撤去方法を採用していないことが判明した。

本件入札においては、県はアスベストの撤去方法を発注図面で示していたが、業者が見落としてしまった可能性がある。そのため、発注図面でアスベストの撤去方法を示している場合であっても、参考数量書にも明確に記載することで、スムーズかつ効果的な入札につなげることが望まれる。

6. 朝霞児童相談所（仮称）・一時保護所整備費（継続事業第2年次支出額）（福祉部こども安全課）

（1）目的

児童相談所管轄人口の平準化を図るとともに、迅速かつきめの細かな児童虐待対応を行うため、県設置8番目の児童相談所（一時保護所付設）を朝霞市内に整備する。

（2）概要

事業内容	朝霞児童相談所（仮称）・一時保護所の整備
当初予算額	2,632,100千円
決算額	2,405,893千円
事業計画	令和5年度 建設工事 令和6年度 建設工事 令和7年度 開所
事業効果	朝霞児童相談所一時保護所の完成、運営開始

（3）各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	—	—	—	149,298	2,632,100
決算額	—	—	—	12,088	2,405,893

（4）当該事業に要する人員の状況

児童相談所整備担当

担当の職員1名（一般※建築職）で、工事等に係る進捗管理や予算執行等の業務を行っている。

担当の職員1名（一般※行政職）で、開設準備関係（準備職員との調整、備品購入、式典準備等）を行っている。

また、主幹級の職員1名が当該事業の統括を担当している。

（5）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

国の定める「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（R6.4.1施行）に沿った整備を実施している（居室の個室化等）。

（6）令和6年度の評価指標とその達成状況について

令和6年度 建設工事（令和7年3月28日完了）

開所式（令和7年3月22日実施）

(7) 監査人総括（評価）

事業内容は、以下の通りである。

事業内容	事業効果																																																					
<p>≪R5予算要求額：≫ 工事費等：149,298千円(継続費1/2年目) ≪継続費総額2,781,398千円≫</p> <p>【事業内容】 朝霞児童相談所(仮称)・一時保護所の建設工事 8番目の県設置の児童相談所(一時保護所併設)を朝霞市内に整備するための工事</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>【建物概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2階建て ・延床面積 3,992㎡ ・一時保護所 定員30名 </div>  </div> <p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一時保護児童の居室の個室化 ②学習室の充実 ③人材育成の拠点となる研修室設置 ④性的虐待等の被害確認のための面接室設置 	<p>1 川越・所沢児童相談所の管轄人口減少 川越・所沢児童相談所は管轄人口が100万人を超え、職員の負担が大きくなっている。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>児相名</th> <th>管轄人口</th> <th>児相名</th> <th>管轄人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川越</td> <td>約111万人</td> <td>川越</td> <td>約79万人</td> </tr> <tr> <td>所沢</td> <td>約118万人</td> <td>所沢</td> <td>約77万人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新設 朝霞(仮称)</td> <td>約73万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※管轄人口：R2国勢調査</p> <p>2 一時保護所定員の増加(県児相) 一時保護所入所率(R3) 98.6% ⇒常時満員状態</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>中央</th> <th>所沢</th> <th>越谷</th> <th>南</th> <th>熊谷 ※R5開所</th> <th>朝霞</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>30人</td> <td>180人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 気積不足の解消 児童相談所職員の増員に伴い、労働安全衛生規則における気積不足が深刻化する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">児相名</th> <th colspan="2">R4</th> <th colspan="2">R6(朝霞整備前)</th> <th>朝霞整備後</th> </tr> <tr> <th>気積確保人数</th> <th>職員数</th> <th>気積充足状況</th> <th>職員数</th> <th>気積充足状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川越</td> <td>80人</td> <td>76人</td> <td>不足なし</td> <td>116人</td> <td>36人分不足</td> </tr> <tr> <td>所沢</td> <td>81人</td> <td>81人</td> <td>不足なし</td> <td>114人</td> <td>33人分不足</td> </tr> </tbody> </table>	児相名	管轄人口	児相名	管轄人口	川越	約111万人	川越	約79万人	所沢	約118万人	所沢	約77万人			新設 朝霞(仮称)	約73万人	中央	所沢	越谷	南	熊谷 ※R5開所	朝霞	計	30人	30人	30人	30人	30人	30人	180人	児相名	R4		R6(朝霞整備前)		朝霞整備後	気積確保人数	職員数	気積充足状況	職員数	気積充足状況	川越	80人	76人	不足なし	116人	36人分不足	所沢	81人	81人	不足なし	114人	33人分不足
児相名	管轄人口	児相名	管轄人口																																																			
川越	約111万人	川越	約79万人																																																			
所沢	約118万人	所沢	約77万人																																																			
		新設 朝霞(仮称)	約73万人																																																			
中央	所沢	越谷	南	熊谷 ※R5開所	朝霞	計																																																
30人	30人	30人	30人	30人	30人	180人																																																
児相名	R4		R6(朝霞整備前)		朝霞整備後																																																	
	気積確保人数	職員数	気積充足状況	職員数	気積充足状況																																																	
川越	80人	76人	不足なし	116人	36人分不足																																																	
所沢	81人	81人	不足なし	114人	33人分不足																																																	
スケジュール																																																						
<p>朝霞児童相談所(仮称)・一時保護所整備費 (継続事業第1年次支出額)</p>	<p>R5年度</p> <p style="text-align: center;">建設工事</p>																																																					
	<p>R6年度</p> <p style="text-align: center;">建設工事・開所準備</p>																																																					
	<p>R7年度</p> <p style="text-align: center;">開所</p>																																																					
	<p>R8年度</p>																																																					
	<p>R9年度</p>																																																					

【意見25】業者が決まらず、弁当対応の時期があったため、業者選定は早めに実施することが望ましい

一時保護所については、4月及び5月を準備期間とし、6月から稼働を開始したが、給食の業者が決まらなかったために、入所児童の食事については、6月から8月まで給食ではなく弁当での対応となった。

6月から8月まで給食ではなく弁当での対応となったことの原因は、昨今の人件費や食材の高騰により、予定価格と最低基準価格の間の入札が無かったことによる、とのことであった。

9月からは業者が決まり給食室も稼働できたとのことではあるが、上述のとおり、業者選定は早めに実施することが望ましい。

7. 子供と家庭電話相談事業費(福祉部こども安全課)

(1) 目的

いじめや虐待などこどもの権利侵害の問題をはじめ、身の回りの様々な出来事に関して悩みを抱えるこども自身から、また子育てに悩む親等から、安心して気軽に相談できる電話相談窓口を運営する。

(2) 概要

事業内容	こども（原則 18 歳未満・高校生は対象）に関わる様々な悩みについて、こども本人や保護者等から電話で相談を受ける。 受付は毎日午前 10 時 30 分から午後 6 時まで（祝日・12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）。
当初予算額	302 千円
決算額	266 千円
事業計画	電話相談窓口「子どもスマイルネット」を運営する。
事業効果	電話相談件数 2,893 件

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
予算額	302	302	302	302	302
決算額	266	266	266	266	266

(4) 当該事業に要する人員の状況

児童権利擁護担当

主査級の職員 0.3 人が電話相談の周知や相談結果の取りまとめ等を行っている。

※なお、電話相談対応は電話相談員（会計年度任用職員 7 人・週 3 日勤務）がっている。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

なし

(6) 令和 6 年度の評価指標とその達成状況について

電話相談での助言等による完結件数の割合 75%

達成状況 81.3%

(7) 監査人総括（評価）

(A) 令和6年度歳出の主な内容

No.	項目	金額 (千円)	主な内容
1	電信・電話料	235	電話相談用電話（3回線）、事務局用電話（1回線）及びFAX（1回線）の回線使用料金
2	消耗品費	31	
3	合計	266	

電話相談自体は無料で行っているが、通話に係る電話料金は相談者に負担をお願いしている。

電話相談員の人件費は、当事業ではなくて、別途計上をしている。

意見の下の【参考】にある「子どもスマイルネットカード」の印刷代及び郵送料については、「8. 子供の権利擁護事業費」で計上している。

(B) 事業の背景

平成14年に埼玉県子どもの権利擁護委員会条例が制定され、同じ年に電話相談窓口、子どもスマイルネットを開設した。それまで中央児童相談所で行っていた子育て支援を中心とした電話相談窓口とも一元化して運営をしている。

(C) 事業の課題

こども安全課によると、短期的課題としては、子どもスマイルネットの周知、長期的課題としては、関係機関との更なる連携とのことである。

(D) 業務上、気をつけていること

電話相談になるため相談者の気持ちに寄り添って話を傾聴し、助言だけでは解決しない事案については、より専門的な機関へつなげている。より専門的な機関は、例として、埼玉県子どもの権利擁護委員会や児童相談所などがある。

子どもの権利擁護委員会（「8. 子供の権利擁護事業費」にて記載。）については、埼玉県子どもの権利擁護委員会条例によって設置された第三者機関であり、いじめなど、子どもの権利侵害に関する事案について取り扱っている。また、児童相談所に対しては、虐待事案について情報を提供をしている。

(E) 市町村との連携や役割分担

市町村関係者との連携の例として、例えば、ウェブサイトや広報紙で周知をしてもらう、相談者に窓口を相互に紹介する、などを行っている。

(F) 電話相談の状況について

(下記内容について、埼玉県ウェブサイト

[「令和6年度 子どもの権利擁護委員会 運営状況報告書 本文」](#) から抜粋)

令和6年度における電話相談の受付件数は2,893件(無言を含む)で、前年度より77件、2.6%減少した。このうち子ども本人からの相談件数は431件(全体の14.9%)で、前年度より61件、16.5%増加した。なお、無言を除いた受付件数は2,533件で、前年度より30件減少した。

(a) 相談内容

相談受付状況を内容別に見て、最も多いのは、子育てに関わるものの1,032件(全体の35.7%)であり、次いで思春期401件(13.9%)、交友関係187件(6.5%)であった。

相談内容のうち権利侵害に関わるものとして、いじめ、体罰及び虐待に関する相談では、いじめに関する相談が76件(2.6%)、体罰に関する相談が3件(0.1%)、虐待に関する相談が58件(2.0%)で合わせて137件(4.7%)で、前年度より8件減少した。

子ども本人からの相談で最も多いものは、思春期192件(44.5%)であり、前年度より33件増加した。権利侵害のうち、いじめ、体罰及び虐待に関わるものの相談件数は49件で前年度より13件減少した。

子育てに関わる相談で最も多いものは、家庭環境に関するものが348件(33.7%)であるが、前年度より138件減少した。一方で、性格行動及び養護の相談が増加した。

表1 主たる相談内容別件数

		いじめ	体罰	虐待	不登校	学校の対応等	交友関係	思春期	子育て	その他	無言	合計
R6	計	76	3	58	150	200	187	401	1,032	426	360	2,893
		2.6%	0.1%	2.0%	5.2%	6.9%	6.5%	13.9%	35.7%	14.7%	12.4%	100.0%
R6	子ども	29	1	19	8	17	36	192	—	129	—	431
		6.7%	0.2%	4.4%	1.9%	3.9%	8.4%	44.5%	—	29.9%	—	100.0%
R5	計	90	7	48	135	157	178	406	1,127	415	407	2,970
		3.0%	0.2%	1.6%	4.5%	5.3%	6.0%	13.7%	37.9%	14.0%	13.7%	100.0%
R5	子ども	46	2	14	15	7	52	159	—	75	—	370
		12.4%	0.5%	3.8%	4.1%	1.9%	14.1%	43.0%	—	20.3%	—	100.0%

- ※ 下段は、計のうち、子ども本人からの件数を再掲
- ※ 「学校の対応等」：学校の不適切な対応への不満など
- ※ 「思春期」：保健、恋愛、家族関係の悩みなど
- ※ 「子育て」：家庭環境、養育不安、子供の性格・行動など
- ※ 「その他」：幼稚園・保育園・放課後児童クラブ・福祉施設関係、進路、非行など

(b) 相談者

相談受付状況を相談者別に見ると、最も多いのは母親からの相談 1,801 件（全体の 62.3%）で、前年度より 74 件減少した。また、父母からの相談件数の合計は 1,875 件（64.8%）で、前年度より 73 件減少した。

子ども本人からの相談は 431 件（14.9%）で、前年度より 61 件増加した。高校生からの相談が 36.9%、小学校高学年からの相談が 34.8%を占めた。

表2 電話相談の相談者別件数

	子ども本人	子ども本人以外							無言	合計
		母親	父親	親族	学校	施設	その他	小計		
R6	431	1,801	74	41	0	9	177	2,102	360	2,893
	14.9%	62.3%	2.6%	1.4%	0%	0.3%	6.1%	72.7%	12.4%	100.0%
R5	370	1,875	73	49	4	1	191	2,193	407	2,970
	12.5%	63.1%	2.5%	1.6%	0.1%	0.0%	6.4%	73.8%	13.7%	100.0%

- ※ 「その他」：知人、隣人、行政、事業者、不明など

(c) 相談対象者

相談の対象となった子どもについては、権利侵害等（子育て等以外）に関する相談では、中学生が 326 件（全体の 24.6%）と最も多く、次いで高校生 318 件（24.1%）であった。

子育て等に関する相談においては、小学校低学年が 321 件（26.5%）と最も多く、次いで 3 歳から 5 歳までの 300 件（24.8%）であった。なお、未就学児（0 歳から 5 歳まで）については、362 件（29.9%）で、前年度より 108 件減少した。

表 3 相談対象のこどもの内訳

権利侵害等

	就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明	合計
R6	78	181	411	326	318	8	1,322
	5.9%	13.7%	31.1%	24.6%	24.1%	0.6%	100.0%
R5	94	139	278	369	351	4	1,235
	7.6%	11.3%	22.5%	29.9%	28.4%	0.3%	100.0%

子育て等

	0 歳	1~2 歳	3~5 歳	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生	不明	合計
R6	15	47	300	321	203	84	75	166	1,211
	1.2%	3.9%	24.8%	26.5%	16.8%	6.9%	6.2%	13.7%	100.0%
R5	31	80	359	293	167	114	114	170	1,328
	2.3%	6.0%	27.0%	22.1%	12.6%	8.6%	8.6%	12.8%	100.0

(d) 初回・再度相談件数

子どもスマイルネットへの初めての相談（初回）は 1,023 件、以前に相談したことがあるもの（再度）は 1,510 件で、前年度と初回は同数、再度は 30 件減少した。

初回・再度の相談ともに最も多い相談は子育て、次いで思春期についてであった。

再度の相談の中には前回と違う相談の場合が多くある。したがって、新たな悩みを抱えた人からの相談窓口として機能していると考えられる。

表4 初回・再度相談件数

	初回	再度	小計	不明・無言	合計
R6	1,023	1,510	2,533	360	2,893
	35.4%	52.2%	87.6%	12.4%	100.0%
R5	1,023	1,540	2,563	407	2,970
	34.4%	51.9%	86.3%	13.7%	100.0%

(G) 総括

歳出の金額は、毎年、一定に推移しており、予算内で処理されている。

無料の電話相談によって、子どもや保護者等からの相談に対応し、さまざまな悩みの解決につながっている。また、いじめや体罰など、子どもの権利に関する悩みには、「埼玉県子どもの権利擁護委員会」への相談により、子どもの権利擁護が図られている。

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

【意見26】利用者にとって電話がつながりやすい環境を整えるためにも、電話がかかりにくい時間やかかりやすい時間をウェブサイト等に掲示することが望ましい

電話対応時間は10時半～18時で会計年度任用職員7名が各週3日勤務で対応している。電話がかかってくるのが多い時間帯は把握していると思われるため、その実態に応じて電話がかかりやすい時間や電話がかかりにくい時間を掲載した方が、利用者にとっても利用しやすくなるほか、電話対応者にとっても、業務環境の向上に役立つと思われる。現状では、電話がかかかってこない時間にも、電話対応記録を作成している他、他の電話対応者の対応記録の把握や、他の電話対応者との情報共有を行っている。電話対応時間がある程度調整できれば、より効率的な業務につながると思われる。

【参考】子どもスマイルネットの周知

ともだち
友達
のこと
学校
のこと
家族
のこと
自分
のこと
どんなことでも相談できる
さいたまけん
埼玉県
まどぐち
電話相談窓口

048-822-7007

だいじょうぶ ひみつ
名前は言わなくても大丈夫！秘密は守ります

子どもスマイルネット

毎日 午前**10時30分** ~ 午後**6時**

しゅくじつ
祝日・12/29~1/3を除く

むりょう りょうきん
相談は無料(電話料金はかかります)



コバトン さいたまっち

彩の国 埼玉県

いっしょ
子どもスマイルネットはあなたと一緒に考えます

なや かいげつ
その悩み、解決できるかもしれません

- クラスでいじめられたり、仲間はずれにされた
- 先生からの体罰やひどい言葉に傷ついた
- 親に怒られるのが怖い、親に無視される
- 家事や家族の世話で遊ぶ時間がない

いじめや体罰など、こどもの権利に関する悩みには、さいたまけん けんり ようご いんが い
「埼玉県子どもの権利擁護委員会」が力になります。
めんせつ そうだん よやくせい
面接相談(予約制)でじっくり話してみませんか。

さいたまけん けんり ようご いんが い
埼玉県子どもの権利擁護委員会




ホームページ

(出典：県ウェブサイト「子どもスマイルネット(電話相談) - 埼玉県」
「子どもスマイルネットカード(小・中学生向け)」)

- ・子どもスマイルネットの周知（高校生向け）

友達
のこと
学校
のこと
家族
のこと
自分
のこと
どんなことでも相談できる
埼玉県の手話相談窓口

048-822-7007

名前は言わなくても大丈夫！秘密は守ります

子どもスマイルネット

毎日 午前**10時30分**～午後**6時**

- ✔ 祝日・12/29～1/3を除く
- ✔ 相談は無料（電話料金はかかります）



コバトン さいたまっち

彩の国  埼玉県



子どもスマイルネットはあなたと一緒に考えます

その悩み、解決できるかもしれません

- SNSで悪口を言われている
- 先生や友達の言葉に傷ついた
- 親との関係で悩んでいる
- やりたいことが分からず将来が不安
- 家事や家族の世話で自分の時間がない

いじめや体罰など、こどもの権利に関する悩みには、
「埼玉県子どもの権利擁護委員会」が力になります。
面接相談（予約制）でじっくり話してみませんか。





ホームページ

埼玉県子どもの権利擁護委員会

（出典：埼玉県ウェブサイト「子どもスマイルネットカード（高校生向け）」）

- ・県ウェブサイトでの周知



埼玉県子どもの権利擁護委員会

いじめや体罰など子どもの権利に関する悩みには、[子どもの権利擁護委員会](#)があなたの力になります。

電話で相談



まずは「子どもスマイルネット」にお電話ください。
電話相談員が話を聴いて、一緒に考えたり、
アドバイスをしたりします。
電話番号048(822)7007

会って相談



いじめや体罰など権利侵害についての相談は、
子どもの権利擁護委員会の調査専門員が
直接会って、あなた（子ども）の
気持ちや希望をじっくり聴きます。

解決に向けて



子どもの権利擁護委員会は、あなたの気持ちを
最優先にして、一番良い方法を考えて活動します。
あなたに代わって、先生など周りの人に協力を
お願いしたりすることができます。

もう大丈夫！

嫌なことや、つらいことが減って
気持ちが楽になったね。



「子どもスマイルネット」は、子育て相談もお受けしています

保護者の方等からの子育て相談もお受けしています。こんなときは、お電話を！

- 子育てがうまくいかない
- こどもの態度にイライラする、こどもを叩いてしまった
- 子育てのストレスで、こどもがかawaiiと思えない
- こどもが「学校に行きたくない」と言い出して不安
- こどもが友達とうまく行っていないようで心配



子どもスマイルネットカード・リーフレット

- [子どもスマイルネットカード（小・中学生向け）（PDF：907KB）](#)
- [子どもスマイルネットカード（高校生向け）（PDF：836KB）](#)
- [子どもスマイルネットチラシ（小学生向け）（PDF：196KB）](#)
- [子どもスマイルネットチラシ（中高生向け）（PDF：932KB）](#)
- [子どもスマイルネットリーフレット](#)
[（PDF：548KB）](#) （リーフレットはA4版二つ折りとなります。印刷して御利用ください。）

LINEでの相談は「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」へ

親子関係の不安や悩みはLINEでも相談できます。→「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」のページへ（別ウィンドウで開きます）

虐待とは→「ストップ!児童虐待」のページへ（別ウィンドウで開きます）

（出典：県で埼玉県ウェブサイト「子どもスマイルネット（電話相談） - 埼玉県」）

・チラシでの周知

子供には権利があります

世界中すべての子供に、生まれながら持っている大切なものがあります。それは「権利」です。



生きる権利



育つ権利



自分を守り、
守られる権利



参加する権利

●児童の権利に関する条約
世界中の子供たちの権利について定めた条約が、「児童の権利に関する条約」です。日本をはじめ多くの国が批准しています。※条約の中では、18歳未満を児童(子供)としています。

大人の方へ

子供たちが健やかに成長するためには、周りの大人が子供たち一人一人の権利を尊重し、皆で子供を大切に守り育てていかなければなりません。子供への権利侵害の防止に御協力をお願いします。

「子どもスマイルネット」は子育て相談もお受けしています

「子育てがうまくいかない」「子供を叩いてしまった」「子供が学校に行きたがらない」など、子育てに悩んだときはお気軽に御相談ください。

相談専用電話 **048-822-7007**
相談時間 毎日 午前10時30分～午後6時
(祝日・12月29日～1月3日を除く)

●問合せ先
〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館
埼玉県子どもの権利擁護委員会事務局(埼玉県福祉部子ども安全課)
TEL 048-834-8755 FAX 048-822-4559

●ホームページ
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/smile-net/index.html>

子どもスマイルネット




埼玉県の電話相談窓口

子どもスマイルネット

話してみよう!解決できるかもしれない

友達
のこと

学校
のこと

家族
のこと

自分
のこと



埼玉県マスコット コバトン 埼玉県マスコット さいたまっち

TEL.048-822-7007

【相談時間】 毎日 午前10時30分～午後6時
(祝日・12月29日～1月3日を除く)

名前は言わなくて大丈夫! 秘密は守ります

相談は無料 (電話料金はかかります)

彩の国 埼玉県

どうしよう…と思ったら **048-822-7007** 子どもスマイルネット に電話してみよう！

相談時間：毎日 午前10時30分～午後6時（祝日・12月29日～1月3日を除く）

子どもスマイルネットは、子供（原則18歳未満）に関わる様々な悩みについて、電話相談を受ける埼玉県窓口です。名前を言わなくても大丈夫！ 秘密は守ります。相談は無料です。（電話料金はかかります）

あなたは、いじめ、虐待、体罰などに悩んでいませんか？

いじめ、虐待、体罰など、権利侵害に関する悩みは、電話相談だけでなく、「埼玉県子どもの権利擁護委員会」の委員や調査専門員があなたの力になります。あなたの悩みは、解決できるかもしれません。

- クラスでいじめられている
- 親や先生から虐待を受けている
- 先輩や友達から暴力を受けている
- 体罰がこわい
- 先生からひどい言葉を言われた

電話で相談

電話相談員が話を聴いて、一緒に考えたりアドバイスをしたりします。面接相談の予約もできます。

会って相談

いじめ、虐待、体罰など、権利侵害についての相談は、子どもの権利擁護委員会の調査専門員が直接会ってあなた（子供）の気持ちや希望をじっくり聴きます。

解決に向けて

子どもの権利擁護委員会は、あなたの気持ちを最優先にして、一番良い方法を考えて活動します。あなたに代わって、先生など周りの人に協力をお願いしたりすることができます。

もう大丈夫！ 安心だね

埼玉県では、権利侵害から子供を守ったり助けたりするため、平成14年に「埼玉県子どもの権利擁護委員会条例」を制定し、公平・中立な第三者機関「埼玉県子どもの権利擁護委員会（子どもスマイルネット）」をつくりました。委員会では、委員3人が子供にとって一番良いことを考えて、調査専門員4人が子供と面接相談をしたり、関係する学校などに子供の気持ちを伝えたりして、子供を取り巻く環境を整える活動を行っています。

（出典：県ウェブサイト「子どもスマイルネットリーフレット」）

8. 子供の権利擁護事業費（福祉部こども安全課）

（1）目的

大きな社会問題となっているいじめや体罰などこどもの権利を著しく侵害する行為に対応するために、「子どもの権利擁護委員会」を運営し、こどもを権利侵害から救済する。

（2）概要

事業内容	こどもへの権利侵害についてこどもや親などからの相談を受け、公平・中立かつ専門的な立場からこどもを救済する第三者機関「埼玉県子どもの権利擁護委員会」を運営する。 委員会は、知事に救済の申立てがなされた案件について付託を受け、調査や審議等を行う。
当初予算額	4,289 千円
決算額	3,381 千円
事業計画	「埼玉県子どもの権利擁護委員会」を運営する。
事業効果	申立て事案件数 計 12 件（継続 5 件 新規 7 件） うち終結案件 7 件（5 件は次年度継続案件）

（3）各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

令和	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額	4,330	4,330	4,430	4,605	4,289
決算額	3,355	2,980	2,907	3,582	3,381

（注）子供の意見表明等推進事業の立ち上げに当たり、当初、子供の権利擁護事業費の中に検討委員会等の費用を含めていたことから、令和5年度の金額が多くなっている。

令和6年度に金額が下がったのは、子供の意見表明等推進事業が新設され、別予算になったことによる。

（4）当該事業に要する人員の状況

児童権利擁護担当

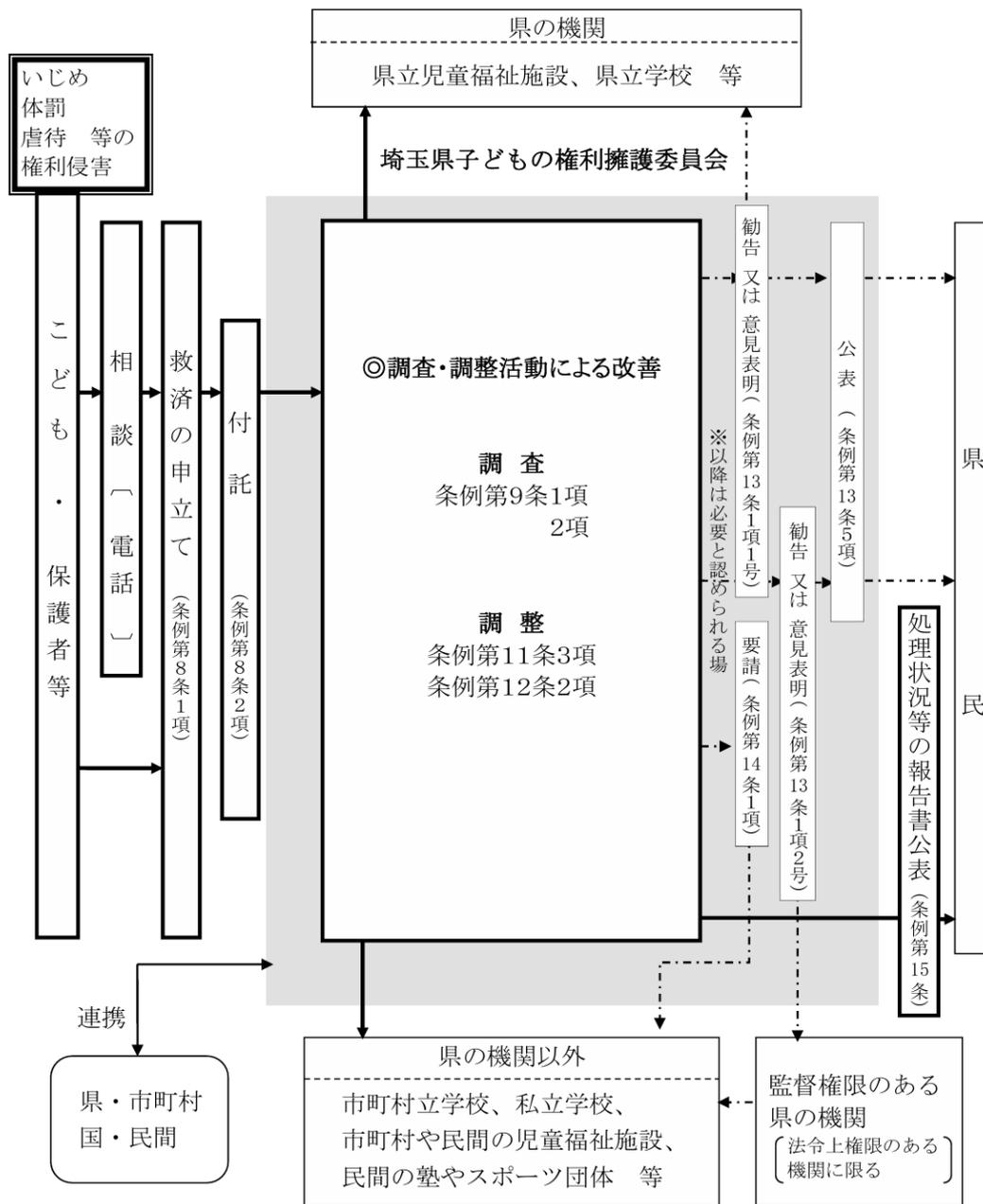
主幹級の職員 0.1 人と主査級の職員 0.7 人で実施している。

（5）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

埼玉県子どもの権利擁護委員会条例、埼玉県子どもの権利擁護委員会条例施行規則
条例及び規則に則り、適切に委員会を運営している。

【参考】権利擁護委員会の業務フロー

1 委員会の業務図



◎調査・調整活動は、関係機関に対する協力を求め、行います。

出典：埼玉県ウェブサイト「令和6年度 子どもの権利擁護委員会 運営状況報告書 参考資料)」

(URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/smile-net/06houkokusyo.html>)

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

子どもの権利擁護委員会における事案の1年以内終結率 70%

達成状況 85.7% (令和6年度終結案件)

(7) 監査人総括 (評価)

(A) 令和6年度歳出の主な内容

No.	項目	金額 (千円)	主な内容
1	報酬	2,583	子どもの権利擁護委員会の委員及び調査専門員の報酬
2	印刷製本費	415	子どもスマイルネットカード作成印刷代
3	旅費	214	子どもの権利擁護委員会費用弁償
4	郵便料	88	子どもスマイルネットカード郵送代
5	その他	81	
6	合計	3,381	

(ア) 報酬について

予算見積調書において、委員報酬は、13,800円×3人×18回で745,200円、調査専門員報酬は、18,200円×4人×35回で2,548,000円と積算されている。計3,294千円の予算に対して、2,583千円の実績となった。

現在、子どもの権利擁護委員会の報酬を予算等で明確に公表している自治体として確認できるのは、埼玉県のみである。

従って、他の自治体の報酬の水準との比較はできなかったが、委員会や調査の状況から、特に問題はないと考える。

(イ) 印刷製本費について

子どもスマイルネットカードを作成している。子どもスマイルネットと子どもの権利擁護委員会を周知するためのカードについては、毎年26万枚作成し、学校を通じて、児童・生徒に配っている。学年としては、小学校4年生、6年生、中学校2年生、高校1年生を対象としており、国公立私立を問わず、全ての児童・生徒の手元に届くようにということで、配布している。その学年にしているのは、毎年、全員には予算的に配布できないため、1年おきには手元に届くようにという考えによる。

(B) 事業の背景

こども安全課によると、当事業の背景については、平成10年頃から、児童虐待相談が急激に増加し、いじめなど、子どもの権利を侵害する問題が増加した

ことから、庁内職員による子どもの権利擁護対策プロジェクトチームが設置された。また、これに続いて、学識経験者等からなる埼玉県子どもの権利救済機関検討委員会を設置して検討を行ったところ、県は、公平中立で、専門的な子どもの権利救済機関を第三者機関として設置すべきといった提言があり、平成14年に埼玉県子どもの権利擁護委員会条例が制定された。

(C) 子どもの権利擁護委員会の概要

(a) 概要

いじめなど、こどもへの権利侵害について、こどもや保護者から相談を受け、公平・中立かつ、専門的な立場からこどもを救済する第三者機関として、埼玉県子どもの権利擁護委員会条例に基づき設置され、平成14年11月1日から業務を開始した。同条例第8条において、知事に救済の申し立てがなされた案件について、当委員会に付託されるという形をとって、付託を受けて、調査や審議等を行っている。

(b) 令和6年度における構成（令和7年3月31日現在）

- ①委員 3名
- ②調査専門員 4名
- ③電話相談員（会計年度任用職員）
- ④事務局職員

(c) 救済の対象

原則として18歳未満のこども

(d) 委員会の業務

電話相談、面接相談、関係機関への調査・調整、関係機関への勧告・要請等

(e) 電話相談時間・電話番号

毎日 午前10時30分から午後6時まで（祝日及び年末年始を除く）

電話番号 048-822-7007

（出典：埼玉県ウェブサイト「令和6年度 子どもの権利擁護委員会
運営状況報告書 本文」から抜粋）

(D) 子どもの権利擁護委員会の活動の状況について（面接相談及び調査・調整活動の状況について）

(a) 新規面接相談の件数・相談者

電話相談を受けたケースでは、電話相談員による傾聴や助言により終了しているものがほとんどである。

いじめや虐待、学校の対応への不満などこどもの権利侵害に関わる内容で相談者が希望する場合（申し立てた場合）には、知事から委嘱された調査専門員が面接相談を行っている。

子どもの権利擁護委員会は、調査専門員から面接相談の結果について報告を受けて方針等について審議を行い、その結果を踏まえ、調査専門員が学校などの関係機関へ調査や調整に入っていくことになる。

令和6年度に相談者が権利侵害に関する調査・調整を希望し、調査専門員が面接相談を実施した新規の事案は7件であった。これをこどもの年齢属性で見ると、小学生が5件、中学生が2件であった。

表9 新規面接相談における対象者

	就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生等	合計
R6	0	1	4	2	0	7
R5	0	2	1	1	2	6

(b) 相談内容

新規面接相談7件の内容は、学校内でのいじめや学校の対応への不満など学校に関係する内容であった。

表10 新規面接相談の内容

	いじめ	体罰	虐待	学校関係等	その他	合計
R6	2	0	0	5	0	7
R5	1	0	0	5	0	6

(c) 面接及び調査・調整活動の状況

こども本人や保護者との面接及び学校など関係機関に対し調査や調整を行う活動は、1回限りではなく、委員会の審議結果に応じて継続して行われる。面接で把握した事実関係や訴えに基づき関係機関を訪問し、調査・調整を行い、その結果を相談者との面接でフィードバックすることを基本としている。事案にもよるが、こうした過程を何回か繰り返すことが多い。

令和6年度の新規面接相談7件については、こどもや保護者との面接が延べ16回、関係機関（学校）への訪問等が延べ12回行われ、面接を含めた調査・調整活動の合計は延べ28回、1事案当たり平均4.0回であった。

前年度から継続した5件については、令和6年度中の面接が14回、関係機関（学校等）への訪問が28回で、調査・調整活動の合計は延べ42回であった。
 迅速な解決が望ましいことは言うまでもないが、事案によっては改善状況を一定期間フォローアップしていくなど、相談者、特に対象であるこどもの意思を確認しながら丁寧に対応することを基本とし、調査・調整活動を行った。

表 11 令和6年度新規面接相談の状況（令和7年3月31日現在）

No.	対象のこども	種別	審議回数	面接回数	調査調整回数	結果
1	小学生（高学年）	学校関係	5	3	2	終結
2	中学生	学校関係	1	0	0	終結
3	小学生（高学年）	学校関係	6	4	1	終結
4	小学生（低学年）	いじめ	4	2	2	継続
5	中学生	学校関係	7	4	4	継続
6	小学生（高学年）	学校関係	4	2	2	継続
7	小学生（高学年）	いじめ	2	1	1	継続
計			29	16	12	

（回数はいずれも延べ数。以下同じ）

※ 審議回数：審議に及ばない報告の回数は含まない。
 面接回数：こども本人・保護者との面接回数。
 調査・調整回数：関係機関への訪問など、調査専門員が調査や調整を行った回数。

表 12 前年度からの継続面接相談の状況 (令和7年3月31日現在)

No.	対象の子ども	種別	審議回数	面接回数	調査調整回数	結果
1	小学生（高学年）	学校関係	13	1	1	継続
			18	4	4	
2	高校生	学校関係	4	2	2	終結
			10	7	8	
3	小学生（低学年）	学校関係	1	0	0	終結
			1	0	0	
4	中学生	いじめ	15	10	24	終結
			18	12	30	
5	小学生（低学年）	学校関係	3	1	1	終結
			6	3	2	
計			36	14	28	
			53	26	44	

(回数はいずれも延べ数。以下同じ)

※ 審議回数：審議に及ばない報告の回数は含まない。
 面接回数：子ども本人・保護者との面接回数。
 調査・調整回数：関係機関への訪問など、調査専門員が調査や調整を行った回数。
 回数は、上段が当該案件に係る令和6年度実施回数。下段は当初からの延べ実施回数。

(E) 事業の目標と、その達成状況

事業の目標については、子どもの権利擁護委員会に付託された事案が、1年以内に終結する率が70%というのを目標として設定している。達成状況については、令和6年度に終結した案件が7件あるが、そのうち、1年以内に終結したものが6件であったため、達成状況が85.7%となっている。

(F) 事業の課題

子ども安全課によると、短期的課題としては、委員会の周知、長期的課題としては、権利侵害からの迅速な救済と考えている。業務上、気をつけていることについては、子ども自身の気持ちや希望を第一に考えること、また、公平で中立な立場から調査調整活動を行うことである。

(G) 他の課や外部業者との連携状況

子どもの権利擁護委員会の方に上がってくる事案としては、学校関係のものが非常に多くなっており、その際に、県の教育委員会人権教育課と連携をしている。市町村の教育委員会や学校に対しては、人権教育課を通じて依頼をしている。また、実際に申し立て事案に関して調査調整活動をするときには、国公立私立に問わず学校に協力してもらい実施している。

(H) 市町村との連携や役割分担

市町村の教育委員会があり、市町村立の学校に対して、学校を訪問させてもらい、調査調整活動を行う際に、教育委員会を通じて依頼をしている。市町村立学校は、実際の申し立て事案に対して、訪問させてもらい、調査調整活動を行っている。

(I) まとめ

令和6年度の子どもの権利擁護委員会（18回）の議事録を閲覧した。「(C) 子どもの権利擁護委員会の概要」において、記載しているように、委員会の委員、調査専門員が子どもの悩みの解決に向けて、調査、協議している状況を認識した。

問題となる事項は発見されなかった。

9. 子供の意見表明等推進事業（福祉部こども安全課）

（1）目的

令和4年児童福祉法の一部改正に則り、こどもの権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等に係る支援等を行う。

（2）概要

事業内容	こどもが社会的養護に係る自分の措置やその処遇に関して意見を申し立てる児童福祉審議会意見聴取部会を運営する。 社会的養護を必要とするこどもの意見表明等を支援するための制度として、意見表明等支援員（アドボケイト）を養成し、児童相談所一時保護所に派遣する。
当初予算額	7,184 千円
決算額	4,041 千円
事業計画	児童福祉審議会意見聴取部会を運営する。 意見表明等支援員を派遣する。
事業効果	児童福祉審議会意見聴取部会の開催 2回 意見表明等支援員の派遣 59回（人）

（3）各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額					7,184
決算額					4,041

（4）当該事業に要する人員の状況

児童権利擁護担当

主幹級の職員 0.9 人と会計年度任用職員 1 人（週 3 日）で実施している。

会計年度任用職員は主に意見表明等支援員に同行している。

（5）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

児童福祉法第 6 条の 3 第 17 項

児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号リ

同法の規定に基づき適切に対応している。

（A）こどもの権利擁護スタートアップマニュアル

令和5年12月26日、こども家庭庁支援局長より、各都道府県知事・指定都市市長・児童相談所設置市市長宛てに、発出された文書（[こどもの権利擁護スタートア](#)

[アップマニュアル](#))において、「こどもの権利擁護の取組をさらに推進するため、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」という。）においては、施設入所等の措置や一時保護の決定時等のこどもの意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県等の業務として明記されたところである。

各都道府県等において、改正法の施行に当たり、こどもの権利擁護に係るこれらの取組が円滑に実施されるよう、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」を策定した。

以下、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」を抜粋する。

(a) こどもの権利擁護について

(ア) こどもの権利擁護は、わが国のみならず世界的にもその重要性が明確に示されている事項である。平成元年（1989年）に定められた「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）では、「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」の4つを原則としており、日本も平成6年（1994年）に当条約を批准している。

(イ) こうした動きもあり、平成28年度に改正された児童福祉法では、昭和22年（1947年）の制定以降見直されることのなかった理念規定を、子どもの権利条約を踏まえ初めて見直すこととなった。具体的には、第1条にこどもの権利保障を同法の理念として明確に位置付けることとし、これにより、こどもは単に保護される客体として存在するのではなく、権利を享有し行使する主体であり、一人の独立した人格として尊重されなければならないことが明らかにされた。

(ウ) また、こどもの権利を守り、福祉を保障するためには、保護者、国民、国や地方公共団体といった社会全体がこどもの意見又は意向を尊重し、その最善の利益を優先して考慮していくことが求められる。このため、同法第2条では、このことを全ての国民の努力義務として規定したほか、こどもの健やかな育成の第一義的責任を保護者としつつ、国及び地方公共団体も、ともにその責任を負うことが明記された。

児童福祉法（抜粋）

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

(エ) 上記を踏まえると、本来、全てのこどもの権利は等しく守られるべきであり、都道府県等もその責任を担うことが責務となる。一方で、健やかなこどもの養育に当たり、保護者への何らかの支援が必要な場合、こどもが不適切な養育環境にある場合などは、上記に挙げたこどもの権利が制約される状況にあることが想定される。このため、こどもの権利擁護の仕組みを整備する上では、まずは、こども家庭福祉分野、特に児童相談所が関わるこどもを念頭に進める必要があるとして、近年、施策の検討が進められているところである。

(b) 令和4年児童福祉法改正を受けた都道府県等の要対応事項

(ア) 令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）による改正後の児童福祉法（以下「改正児童福祉法」という。）

では、社会的養護に係るこどもの権利擁護に係る様々な取組が規定された。都道府県等も、こどもの権利擁護に係る取組を引き続き推進することとされ、特に本法改正では以下の3点が新たに定められた。

I. 児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等（意見聴取等措置）

（筆者注；児童福祉法第33条の3の3）

(i) 都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親等委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等*に意見聴取等を実施

* 措置等の解除、停止、変更、期間の更新時についても同様。緊急一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。

(ii) こどもの最善の利益を考慮するとともに、こどもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他のこどもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。

II. 意見表明等支援事業

（筆者注；児童福祉法第6条の3 第17項）

(i) 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっているこども等を対象

(ii) こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等によりこどもの意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等の支援を行う。

Ⅲ. こどもの権利擁護に係る環境整備

（筆者注：児童福祉法第11条第1項第2号リ）

(i) 施設入所、一時保護等の措置及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県の児童福祉審議会*等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の行わなければならない業務とする。

* 児童福祉法（筆者注：第8条）に基づき都道府県に設置され、こども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。（筆者注：埼玉県児童福祉審議会については、（7）（H）参照）

(B) 意見表明等支援員の養成のためのガイドライン

(A) において記載した文書の別添2として、策定された資料「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン—意見表明等支援員の養成に向けた研修を行うために—」（[意見表明等支援員の養成のためのガイドライン](#)）を、抜粋する。

(a) 支援員養成が必要な理由

意見表明等支援事業を支える要は、こどもの立場に立ってこどもの意見・意向を意見聴取等により十分に把握し、こどもが望む場合には、行政機関や児童福祉施設等の関係機関に対し、意見形成や意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁して伝達したりする「意見表明等支援員」である。

しかし、現状では、各自治体における意見表明等支援事業を進める課題の第一に人材養成・確保が挙げられており、意見表明等支援員の養成が事業の成否を分ける鍵と言える。

(b) 意見表明等支援員とは

(ア) 主な業務内容

意見表明等支援員の基本的な役割は、こどもの立場に立って、①こどもの意見の形成を支援し（意見形成支援）、②こどもの意見・意向を意見聴取等により把握し、こどもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする（意見表明等支援）というものである。意見表明等支援が一度で終わりになるものもあれば、③必要に応じて、その後再度の意見表明を支援する役割を担うこともある。これら①～③の活

動の前提として、こどもや関係機関等に、こどもの権利や意見表明等支援員の意義・役割等について理解してもらうことが重要である。

①こどもの権利や支援員の役割に関する理解促進

- 意見表明等支援員として活動する際には、その前提として、こども本人やこどもと普段関わる養育者等の関係者に対して、こどもの権利や意見表明等支援員の意義・役割等について説明し、理解を促進することが必要です。
- 意見形成の段階に至る前段階の支援として、こどもたちが「自分の意見を持っていい」と思える雰囲気づくりや、「自分の意見を話して良い」と思える関係性づくりが重要です。障害児や乳幼児も含めて意見表出を支援したり、傾聴したりすることが大切です。

②意見形成支援

- こどもが、誰かに伝えたいことを意識化したり言葉にしたりできるようにするのが意見形成支援です。
- 支援員はこどもが納得のいくまで面談をする等、**十分に時間をかけて話を傾聴し、意見をまとめる手助け**をします。
こどもに伝えたいことがある様子が見られたときは、児童福祉関係の制度や仕組み等の必要な情報について、こどもの年齢や多様性に配慮しながら提供し、こどもが意見を言葉にしたりできるように支援します。その際、こどもの意見を誘導することにならないよう十分な配慮が必要です。ここで聴いた内容は**守秘**する必要があり(※)、意見表明等支援員には**法律上守秘義務**が課せられています(法第34条の7の2)。
(※ただし、児童虐待が疑われる場合等には、市町村や児童相談所に対して通告しなければなりません。)

③意見表明等支援

- 支援員は、こどもからの意見を十分に聴き、**こどもから同意**を得たうえで関係機関に対してこどもの意見・意向を伝える等により**意見表明をサポート**します。
- いつ・どこで・誰が・何を・どのような方法で・どのような支援を受けて表明するか／等、こどもの考えを詳しく確認します。また**誘導的な同意取得とならないよう十分に留意**します。
- こどもが希望する場合や、乳幼児や障害児など言語的な意見・意向の表明が困難な場合は、意見表明等支援員がこどもの思いを酌み取り、意見・意向を代弁して関係機関に伝達することもあります。その際にも、意見・意向を恣意的に解釈することがないよう配慮が必要です。
関係機関への伝達等を円滑に行うためにも、意見表明等支援員は、①にあるとおり、児童相談所職員や里親・施設職員等の関係者とのコミュニケーションの中で活動について分かりやすく説明し、認識を深めてもらうよう働きかけることが必要です。

④その後の対応

- こどもが意見表明を行った後、意見表明等支援員は関係者からの対応方針の説明について、**こどもが納得しているか確認**し、こどもの求めに応じて再度の意見表明を支援します。

※こうした基本的な役割のほか、支援の具体的な方針等について、こどもに寄り添って児童相談所や施設に働きかけ、こどもの意見との調整を図ることもあります。

(イ) 求められる要件など

意見表明等支援員として活動するには、一定の知識・技術等が求められるため、都道府県等が適当と認める研修を修了する必要がある。研修では

こどもの権利擁護やアドボカシーに関する基本的な考え方や実践に必要な態度・知識・技術を学べるようにすることが必要である。

また、これまでの実践では、市民、社会的養護経験者、弁護士・社会福祉士等の専門職など多様な方が研修等を経たのちに、意見表明等支援員として活躍している。都道府県等においては、こどもの様々なニーズに対応できるよう、専門職の資格の有無だけでなく、多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員を確保していくことが望まれる。

意見表明等支援員は、こどもの権利保障のために、6原則など重要な考え方に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心にした意見形成支援・意見表明支援を行うことが求められる。この6原則は以下のとおりで、意見表明等支援の取組・実践を進める団体が参照してきた、重要な考え方の一つである。

6つの基本原則とは



原則	概要
エンパワメント	子どもが自分の生活など自己に影響を与える事項に関する決定について、主導権を得られるよう支援し、自己効力感などを高められるようにする。
子ども中心	子どもの権利及び関係する情報を子どもに伝え、子どもの指示と同意のもとで行動する。
独立性	他の組織や個人から組織運営面でも活動面でも独立しており、子どもの権利のためだけに活動する。
守秘	子どものプライバシー権を尊重した方針を子どもに分かりやすく説明し、子どもの同意なしに開示や提供を原則行わない。
平等	子どもが年齢、性別、人種、文化、宗教、言語、障害、性的指向などによる差別を受けないように支援する。
子どもの参画	行政の決定や子どもに提供されるサービス内容などに、子ども自身が関わることを促す。

一方で、児童相談所や施設、里親家庭からの独立性が求められるため、児童相談所や施設の職員、里親自身が担うことは想定されません。

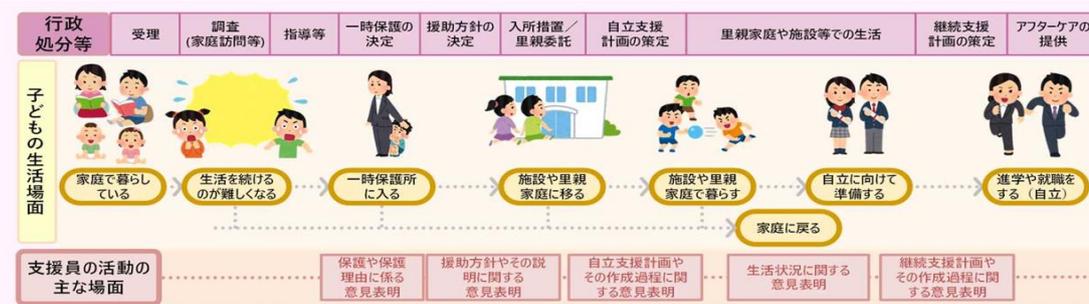
なお、以下事由に該当する者は、意見表明等支援員として不適格です。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(c) 意見表明等支援員の活動場面

(ア) 主な活動のタイミング

意見表明等支援員は、一時保護所での生活や、施設や里親家庭での日常の場面において、こども本人の求めや、関係機関の求めに応じたり、定期的に訪問することにより、生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等について意見表明等支援を行う。さらに、児童福祉施設における自立支援計画の策定の場面でも、計画策定プロセスにおけるこどもの意見聴取の機会に支援員も同席して支援する等の対応が考えられる。



また、令和6年施行予定の改正児童福祉法では、社会的養護に関わるこどもの養育環境を左右する重大な決定（在宅指導、里親等委託、施設入所、指定発達支援医療機関への委託の措置、停止、変更等、一時保護の決定と解除）が行われるタイミングで児童相談所長等が意見聴取を行うことが新たに義務化された。こうした意見聴取は原則として児童相談所の職員により行われる。一方、児童相談所の職員とは、違う立場の人になら話せる・話したいとこどもが感じるケースも考えられるため、こうした機会においても、こどもが希望する場合には、意見表明等支援員がこどもの意見表明等の支援を行うことも有用と考えられる。

このほか、改正児童福祉法では、措置の実施や措置中の処遇に関するこどもの意見・意向について、児童福祉審議会その他の機関によって調査審議や意見具申がなされるよう、権利擁護の環境整備が都道府県等の義務とされた。この規定に基づき、こどもが当該機関へ意見の申立てを行うときに支援員がこどもの意見・意向をこどもに代わって伝える等、権利擁護に必要な支援を行うことが考えられる。

（イ）活動する環境

意見表明等支援員は、一時保護所、施設や里親家庭等こどものいる場所へ定期的に訪問や、こどもから電話やSNS等の連絡を受け求めに応じた訪問型支援も行う。その時、こどもがアクセスしやすく、安心感・安全感を得ることができ、秘密を守ってもらえると実感しやすい場所で聴き取る必要がある。

静かに向き合ったテーブルの方が話しやすいときもあれば、公園等の開放的な場所の方が話しやすいときもある。

また、遊びながら、スケッチブックやカード等を使いながらの方が話しやすいときもある。

こども一人一人の状況にあわせて話しやすい場を作ることが必要である。

(d) 研修カリキュラム (例)

(ア) 基礎編

基礎編として7つの科目を例示している。基礎編では、アドボカシーの定義・理念などから、意見表明等支援員が果たす役割・意義を理解しながら、望ましい基本的な態度、またこどもを取り巻く環境などについて理解をすることが期待される。

(イ) 養成編

養成編として11の科目を例示している。養成編では、基礎編で学んだ概略をさらに深めて理解することや、実際に出会うこどもの多様性等についてより理解することが望まれる。また、意見表明等支援を行う実際の場面を想定して学びを深められるよう演習を重ねたり、意見表明等支援を通じて抱える葛藤について理解したりする中で、意見表明等支援員として活動するイメージや体験を増やすことが必要である。なお、養成編ではロールプレイをはじめ、グループワークが多く採用されると考えられる。グループワークは自己覚知を深め、他者視点から学び取る部分も多く、有効な方法である。この有効性を担保する前提には、参加者全員が、安心してワークに取り組んでいるか、また、有効な助言者(SV)がいるかという点が挙げられる。研修の企画者はこれらの点に留意しながら、研修を運営する必要がある。

意見表明等支援員の養成のためのガイドライン（概要）			
研修カリキュラム（例）		既に研修を実施している各団体等の研修内容等を踏まえ、研修カリキュラム（例）をA～Eの大項目に沿って整理。 A.アドボカシーの意義・目的、B.権利擁護・児童福祉行政に対する理解、C.アドボカシーの過程と必要な技術・態度、D.こどもの多様性への理解、E.アドボカシーの実践	
基礎編	意見表明等支援員が果たす役割・意義を理解しながら、望ましい基本的な態度、こどもを取り巻く環境などについて理解		養成編
基礎編で学んだ概略をさらに深め、実際に会うこどもの多様性等についてより理解。グループワークが有効			
科目名	時間	内容（目的の記載は省略）	
A アドボカシーの定義・理念、独立・専門・訪問アドボカシーの概要	2	・アドボカシーにおける意見表明等支援員の役割 ・アドボカシーの基礎・理念・6原則等	
B 人権・こどもの権利の理解とこどもの権利擁護	1～2	・子どもの権利条約の目的・内容 等	
アドボカシーに関連する制度等	1～2	・意見表明等支援事業の関連法令、養成ガイドライン・スタートアップマニュアルの目的・内容	
各自治体における児童福祉行政の理解（概要編）	1～2	・各自治体の児童相談所や児童福祉審議会の役割等の制度・現状 等	
C アドボカシーの基本的な態度・技術	2～3	・こどもと向き合う際の基本的な配慮事項 ・アドボカシーを行う際の基本的な態度 等	
D 多様なこどもの理解とその権利擁護	2～3	・こどもの発達への理解 ・こどもの多様性（ジェンダー、LGBTQ、外国にツールをもつ、障害等）への理解 ・様々な生きづらさ（トラウマを含む）等への理解	
E 社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状（概要編）	1～2	・社会的養護当事者・経験者から見た社会的養護やアドボカシーの現状	
養成後のフォローアップ等の取組			
養成後に支援の質の向上させていくことの重要性を踏まえ、各団体の養成後のフォローアップ等の取組（定期的な事後研修、SV等から助言を得る、支援員同士で悩みを共有する等）を紹介			
科目名	時間	内容（目的の記載は省略）	
A アドボカシーの理念と原則（詳細編）	1～2	・意見表明等支援員とこどもの権利擁護に関わる多職種との違い 等	
B 各自治体における関連制度やアドボカシーの取組（詳細編）	1～2	・社会的養護のこどもに関連する制度の詳細等 等	
C 訪問アドボカシーの過程と技術（2時間×3回）	6	・訪問する各施設等種別の訪問アドボカシーの特徴、必要な技術、留意点 等	
D こどもの発達段階に応じたアドボカシー	1～2	・年齢や発達の状況に合わせたアドボカシーの実践 等	
こどもの多様性に応じたアドボカシー	2～3	・多様性に応じたアドボカシーの実践 等	
こどもの抱える困難と影響に対する理解	2～3	・困難や被害によるこどもへの影響の理解 等	
E 演習（ロールプレイ）（2時間×2～3回）	4～6	・面談シナリオを作成するワークや、ロールプレイ等	
自己覚知や内省への理解	1～2	・意見表明等支援員の自己覚知や内省の重要性 等	
社会的養護当事者・経験者から見たアドボカシーの実践（詳細編）	1～2	・社会的養護当事者・経験者から見たアドボカシーの現状・課題	
困難なケースへの対処・葛藤	2	・難しい場面での対処 等	
活動する組織の理解（研修企画団体が意見表明等支援の訪問活動等も行う場合）	1～2	・活動する組織の理解 ・他の組織との連携 等	

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

意見表明等支援員派遣人数 60回（人）

達成状況 59回（人）

(7) 監査人総括（評価）

(A) 令和6年度予算における事業主体及び負担区分

国 1/2・県 1/2

(B) 令和6年度歳出の主な内容

No.	項目	金額（千円）	主な内容
1	報償費	2,438	意見表明等支援員活動謝金、意見表明等支援員検討会議、意見表明等支援員活動における意見等交換会、意見表明等支援員養成研修検討会議
2	委託料	1,256	意見表明等支援員養成研修業務、こどもの権利擁護に関する研修業務、他
3	報酬	138	児童福祉審議会意見聴取部会 報酬
4	その他	209	
5	合計	4,041	

(a) 報償費について

予算見積調書において、意見表明等支援員活動謝金は、28,400円×60回で、1,704千円、スーパーバイザー謝金は、600千円、検証委員会委員謝金は、7人×3回で289千円、関係機関連携会議委員等謝金は、7人×5回で733千円、計3,327千円に対して、2,438千円の実績となった。

実績の内訳は、意見表明等支援員活動謝金1,665千円、意見表明等支援員検討会議331千円、意見表明等支援員活動における意見等交換会193千円、意見表明等支援員養成研修検討会議124千円、児相職員との意見交換会における意見表明等支援員謝金124千円。

予算から減った理由は、関係機関連携会議が開催できなかったためである。

(b) 委託料

(ア) 意見表明等支援員養成研修業務

契約書及び見積書を閲覧した。

I. 履行期間及び委託金額

令和6年6月24日から令和6年10月31日まで

957,000円

II. 受託者

一般社団法人子どもの声からはじめよう

III. 業務委託の内容

①オンデマンド配信による研修、オンラインディスカッション

			ディスカッションの日
基礎講座	第1回	こどもアドボカシーを知ろう	7月11日
	第2回	子どもの権利条約と権利擁護	7月18日
	第3回	子どもの発達の理解	7月26日
	第4回	子どもの権利擁護・意見表明等支援制度	8月2日
	第5回	子どもアドボカシーの理念と原則	8月9日
養成講座	第6回	訪問アドボカシーの実際	8月16日
	第7回	トラウマインフォームドケア	8月23日
	第8回	子どもの多様性の理解	8月30日
	第9回	アドボケイトの役割と守秘義務	9月6日
	第10回	アドボカシーの現状と課題アドボケイト	9月13日

②実践研修（演習）

		開催日
--	--	-----

第1回	こどもアドボケイトのコミュニケーション	8月7日
第2回	関係性を育むためのスキル	8月21日
第3回	アドボカシーのプロセス	9月20日

IV. 評価

前述の(5)(B)(d)に記載した研修カリキュラム(例)に沿った研修を実施している。

(イ) その他の委託料

意見表明等支援員の養成に向けた研修は、横浜博萌会子どもの虹情報研修センターにて40千円、こどもの権利擁護に関する研修は、一般社団法人子どもの声からはじめようにて258千円で、委託している。

(c) 報酬

予算見積調書において、児童福祉審議会部会委員及び調査専門員報酬1,054千円に対して、138千円の実績となった。

予算から減った理由は、意見聴取部会の案件が見込みを下回ったためである。

(C) 事業の背景や内容

令和6年4月1日から施行された児童福祉法の改正で、社会的養護が必要な子どもの権利擁護にかかる環境整備が、都道府県の業務として位置付けられた。予算としては、令和6年度からの新規事業である。子どもが自分の措置やその処遇に関して意見を申し立てる先として、児童福祉審議会に意見聴取部会を設置した。子どもの意見表明等を支援するための制度として、意見表明等支援員(アドボケイト)を養成して、児童相談所の一時保護所に派遣をしている。

また、弁護士、社会福祉士、公認心理師の3職種の方に、アドボケイトの養成研修に参加してもらっている。

アドボケイトになる方は、公募ではなく、埼玉弁護士会、埼玉県社会福祉士会、埼玉県公認心理師協会の事務局に推薦依頼をしている。

令和6年10月から一時保護所への派遣を始めている。令和6年度は月一回、アドボケイト2名の派遣だったが、令和7年度からは、月2回になった。

(D) 事業の目標と達成状況

養成した意見表明等支援員（アドボケイト）を一時保護所に派遣しており、6年度は、60回・人が目標であった。7年度は160回・人が目標になっている。達成状況については、令和6年度が59回・人だった。

令和6年度においては、一時保護所がある中央児童相談所（上尾）、南児童相談所（川口）、所沢児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所の5カ所に派遣した。7年度は、新たに開所した朝霞児童相談所にも派遣を開始している。

(E) 短期的課題及び長期的課題

こども安全課によると、意見表明等支援員の活動に関して、今は一時保護所のみ派遣しているが、今後、児童養護施設に広げることを考えているとのことであり、この調整が、短期的課題になる。

長期的課題としては、当事業を今は県直営で行っているが、将来的には、委託による方法も視野に入れているとのことであり、その検討や調整が課題として挙げられる。

(F) 業務上、気をつけていること

こども安全課によると、児童相談所や意見表明等支援員（アドボケイト）と密な連絡調整を行って、アドボケイト活動が円滑に進むように努めている。また、一時保護所に直接入るので、子どもとの関わり方には気をつけているとのことであった。

(G) 他部署との連携状況及び役割分担

こども安全課によると、児童相談所の一時保護所の職員との連携が必ず必要になり、活動日の日程調整や、事前の子供への周知の依頼、事前のポスター掲示など依頼している。また、当日は、面談したい児童を、一時保護所から連れて来てもらうなど、協力してもらっている。また、アドボケイト養成研修を委託しているため、この委託業者との連携も必要になっている。

さいたま市でも、独自にアドボケイトがおり、市の一時保護所の方にアドボケイトを派遣しているため、今後、児童養護施設等に拡大していくに当たって、情報を共有していく必要があると考えられる。

(H) 埼玉県児童福祉審議会について

(a) 埼玉県児童福祉審議会の概要

(出典：埼玉県ウェブサイト「[埼玉県児童福祉審議会 - 埼玉県](#)」)

(ア) 設置根拠

児童福祉法第8条第1項により設置された執行機関の附属機関

(イ) 審議事項

- ① 児童、妊産婦及び知的障害児の福祉に関する事項の調査審議
- ② 児童及び知的障害児の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊具等を推薦し、それらを製作し、興行し、販売する者に対する必要な勧告
- ③ 要保護児童に係る措置又は報告に対する意見
- ④ 国、県、市町村以外の者が設置する児童福祉施設の認可に対する意見
- ⑤ 児童福祉施設の設備又は運営が基準に達せず、かつ、著しく有害であると認められたときの意見
- ⑥ 無認可施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖を命ずるときの意見
- ⑦ 里親の認定に関する事項
- ⑧ こども計画及び子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項

(ウ) 組織及び会議

I. 委員 18人

II. 任期 2年

III. 会議

- ・全体会：児童福祉に関する基本的事項等
- ・児童養護部会：児童福祉法による児童相談所の措置、里親の認定、被措置児童等虐待への県の措置に係る報告
- ・意見聴取部会：児童福祉法による措置の実施及びその実施中の処遇に対する児童の意見又は意向に関する調査審議
- ・認可部会：児童福祉法による保育所の認可、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業の停止、施設の閉鎖命令、認可の取消し

(b) 埼玉県児童福祉審議会の開催状況

(出典：埼玉県ウェブサイト：「[埼玉県児童福祉審議会_開催情報 - 埼玉県](#)」)

(ア) 令和6年度

I. 第1回

・期日及び場所

令和6年5月8日(水曜日) 15時から16時 Web開催

・審議事項

- ①「埼玉県こども計画(仮称)」の検討体制、策定スケジュールについて
- ②「埼玉県こども計画(仮称)」の位置付け、骨子案について
- ③児童養護部会の審議経過について
- ④意見聴取部会所属委員の決定について

⑤認可部会の結果について

II. 第2回

・期日及び場所

令和6年9月11日（水曜日）13時から14時30分 Web開催

・審議事項

①「埼玉県こども計画（仮称）」（令和7～11年度）について
（目指す将来像）

②「埼玉県子育て応援行動計画」（令和2～6年度）
の進捗状況について

③児童養護部会の審議経過について

III. 第3回

・期日及び場所

令和6年11月8日（金曜日）10時から11時30分 Web開催

・審議事項

①「埼玉県こども・若者計画（仮称）」について（計画案）

②児童養護部会の審議経過について

③「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」について

IV. 第4回

・期日及び場所

令和7年1月 書面開催

・審議事項

「埼玉県こども・若者計画（仮称）」の計画案について

(イ) 令和7年度

I. 第1回

・期日及び場所

令和7年6月3日（火曜日） 15時から16時 Web開催

・審議事項

①児童養護部会、意見聴取部会及び認可部会所属委員の決定

②児童養護部会の審議経過について

③意見聴取部会の審議経過について

申立て件数は1件、内容は措置に係るもの、意見具申はなし

④認可部会の審議経過について

II. 第2回

・期日及び場所

令和7年9月3日（水曜日）15時から16時20分 Web開催

・審議事項

- ①「埼玉県子育て応援行動計画」(令和2～6年度)の取組指標の結果報告について
- ②児童福祉審議会規則の改正について
- ③児童養護部会における審議経過について

(c) 意見聴取部会について

令和6年度第2回の児童福祉審議会意見聴取部会(令和7年2月17日開催)及び令和7年度第1回(令和7年5月23日開催)の資料を閲覧したが、問題となる事象は発見されなかった。

(8) 各論点(委託事業、補助事業)について

令和4年児童福祉法改正に従って、意見表明等支援員(アドボケイト)を養成し、意見表明等支援員を一時保護所等へ派遣するという事業において、所期の目的を達成し、また、効果を上げていることを確認した。

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

【意見27】当事業について、児童養護施設一時保護施設にも業務拡大していく見込みであることから、業務内容を見直す、人員の増加を図るなどの対応を行うことが望ましい

現状、児童相談所一時保護所6か所に対して、月2回ずつ、計月12日現地を訪問している。現地訪問の場合、ほぼ一日出張となる。現状の人員体制では対応しきれないため、週3日は会計年度職員が担当するようにしたものの、週3日では全ての現地を回れないため、当事業の職員がいくか、福祉部こども安全課から応援を頼んで対応しているという状況である。

なお、福祉部こども安全課児童権利擁護担当では、子供と家庭電話相談事業費、子供の権利擁護事業費、子供の意見表明等推進事業の3事業について職員2名で対応しているが、特に子供の意見表明等推進事業は業務量が多い状況であり、全体的に業務過多となっている。アドボケイトの活動を今後もっと広げていこうということになっているが、現状業務で手一杯の状況であり、やりたいことがあってもできない状況である。

新規事業開始時の人員増員要求も行っていたところであるが、認められない状況であった。月12回の児童相談所一時保護所への訪問により内部業務にも支障をきたしている状況である。

今後は、令和7年度中にも児童養護施設一時保護施設にもこどもの意見表明等推進事業を広げていく方針であるが、予算的にも人員的にも厳しいのが現状である。ま

た、部会の議事録作成などの業務が一部滞っているほか、アドボケイト活動の記録整理や分析までにも手が回らない状況でもある。

当事業はこどもの権利を確保する上でも極めて重要な事業であるため、既存の業務内容を見直し重複した業務があれば見直す、あるいは人員の増加を図ることが望ましい。

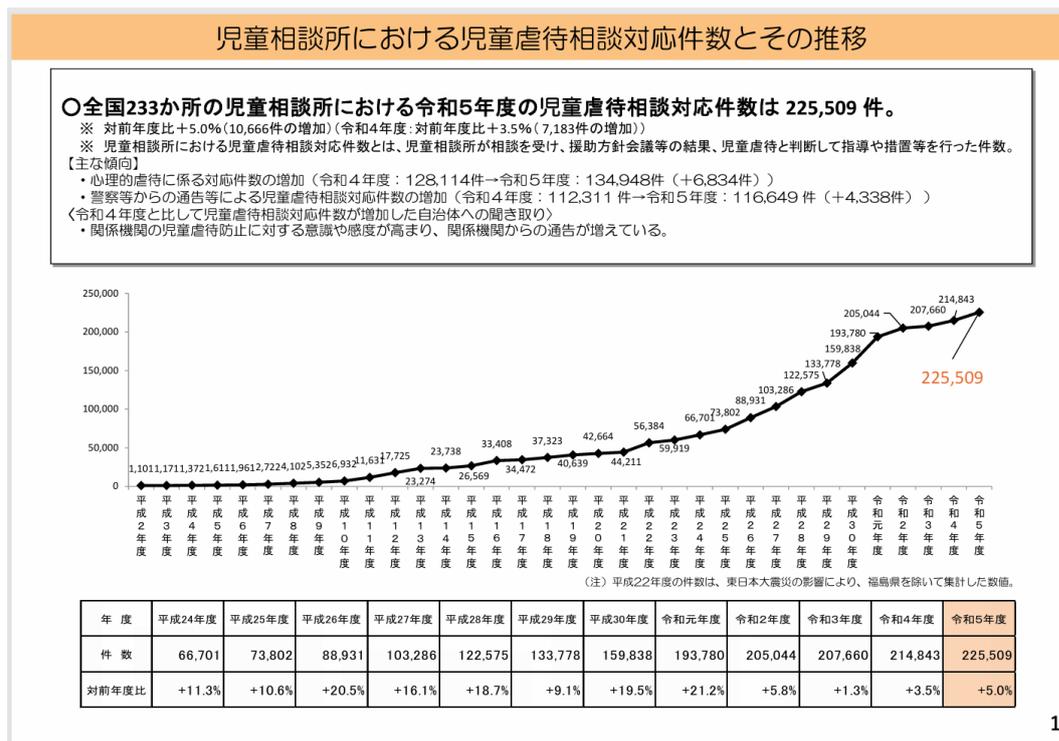
【意見28】個別面談の内容を例えば1年ごとなど定期的に整理し傾向や課題を把握することにより、中長期的に対応すべき事項の有無を検討することが望ましい

制度開始からの期間が短い現状においては、個別面談を行い、その結果を踏まえて、一時保護所、保護者、相談者などの関係者に適時適切に情報を伝えるなど対応することが重要であり、この点は問題なく行われているところである。他方で、個別面談の内容を整理・分析することで、共通する課題を把握し、解決につなげることも期待される。したがって、一時的な個別対応に留まらず、全体として対応すべき事項がないか、例えば1年ごとに定期的に個別面談の内容を分析・検討することが有益と思われる。

補足2. 児童虐待対策（福祉部こども安全課）

こども家庭庁の公表データによると、令和5年度の対応件数は全国で225,509件に上っており、全国的には増加の一途をたどっている。

県においては、14,351件となっており、前年度より増加している。



児童相談所における児童虐待相談対応件数（対前年度比較、児童相談所設置自治体別）

	児童相談所児童虐待相談対応件数			
	令和4年度	令和5年度	対前年度 増減件数	対前年度比
北海道	3,626	4,090	▲464	13%
青森県	2,039	2,414	375	18%
岩手県	1,717	1,838	121	7%
宮城県	2,034	1,928	▲106	▲5%
秋田県	578	634	56	10%
山形県	579	739	160	28%
福島県	2,256	1,908	▲348	▲15%
茨城県	4,033	4,134	101	3%
栃木県	1,627	1,745	118	7%
群馬県	1,835	1,832	▲3	▲0%
埼玉県	13,871	14,351	480	3%
千葉県	8,747	9,329	582	7%
東京都	19,345	19,488	143	1%
神奈川県	7,899	8,569	670	8%
新潟県	2,091	2,636	545	26%
富山県	864	1,054	190	22%
石川県	933	993	60	6%
福井県	918	1,028	110	12%
山梨県	1,451	1,418	▲33	▲2%
長野県	2,697	2,774	77	3%
岐阜県	2,684	2,725	41	2%
静岡県	2,054	1,961	▲93	▲5%
愛知県	6,493	7,073	580	9%
三重県	2,408	2,162	▲246	▲10%
滋賀県	2,187	2,689	502	23%
京都府	2,344	2,262	▲82	▲3%
大阪府	16,036	15,140	▲896	▲6%
兵庫県	5,702	5,828	126	2%
奈良県	1,254	1,417	163	13%
和歌山県	2,066	2,192	126	6%
鳥取県	148	213	65	44%
島根県	332	354	22	7%
岡山県	796	721	▲75	▲9%
広島県	3,131	3,541	410	13%
山口県	688	852	164	24%
徳島県	1,039	1,181	142	14%
香川県	1,152	1,271	119	10%
愛媛県	1,741	1,542	▲199	▲11%
高知県	501	448	▲53	▲11%
福岡県	6,760	7,547	787	12%
佐賀県	1,085	1,024	▲61	▲6%
長崎県	1,084	1,261	177	16%
熊本県	1,339	1,210	▲129	▲10%
大分県	1,786	1,852	66	4%
宮崎県	2,019	1,791	▲228	▲11%
鹿児島県	2,423	2,655	232	10%
沖縄県	2,585	3,100	515	20%
札幌市	2,229	2,627	398	18%
仙台市	1,651	1,828	177	11%
さいたま市	3,342	3,121	▲221	▲7%
千葉市	2,472	2,409	▲63	▲3%
横浜市	9,028	9,606	578	6%
川崎市	4,055	4,163	108	3%
相模原市	1,896	1,883	▲13	▲1%
新潟市	1,552	1,629	77	5%
静岡市	897	832	▲65	▲7%
浜松市	872	761	▲111	▲13%
名古屋市	3,089	3,490	401	13%
京都市	2,257	2,522	265	12%
大阪市	6,319	6,293	▲26	▲0%
堺市	2,395	2,060	▲335	▲14%
神戸市	2,648	2,857	209	8%
岡山市	424	789	365	86%
広島市	2,323	2,839	516	22%
北九州市	2,515	2,855	340	14%
福岡市	3,057	3,282	225	7%
熊本市	1,425	1,529	104	7%
横須賀市	962	1,036	74	8%
金沢市	693	652	▲41	▲6%
明石市	602	737	135	22%
奈良市	385	528	143	37%
港区	953	895	▲58	▲6%
世田谷区	1,650	1,648	▲2	▲0%
中野区	801	769	▲32	▲4%
豊島区 ^{※2}	206	655	449	-
荒川区	481	650	169	35%
板橋区 ^{※2}	998	1,149	151	-
葛飾区 ^{※2}	-	534	-	-
江戸川区	1,689	1,967	278	16%
合計	214,843	225,509	10,666	5%

※1 都道府県の件数には、指定都市・児童相談所設置市の件数を含まない。

※2 板橋区は令和4年7月、豊島区は令和5年2月、葛飾区は令和5年10月に児童相談所を開設。

（出典：こども家庭庁ウェブサイト）

児童虐待の防止のため、県では、ウェブサイトにおいて、児童虐待について県民に周知を行っている。

ストップ！児童虐待



児童虐待とは・・・

本来、子供をあたたく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子供の心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。虐待は、子供に対する著しい人権侵害です。

親が「しつけ」と思っている行為でも、現実に子供の心や体が傷つく行為であれば、それは「虐待」です。親の立場よりも、子供の立場で判断することが大切です。

みんなで防ぐ児童虐待

児童虐待は、家庭という密室の中で行われるために発見されにくく、しかも、虐待者が親であるために、子供は逃げたり、自ら救いを求めたりすることが困難です。

児童虐待防止法では、すべての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子供を発見したときは、児童相談所などに連絡（通告）しなければならないと定めています。

連絡（通告）は、子供を守り、ひいては、虐待してしまう親をも救うことになります。

なお、子供を守ることが優先されるため、医師や公務員などの「守秘義務」違反にはなりません。また、連絡した人が誰かがわからないように、秘密は守られます。

周囲の人のあたたかいまなざしと実行が、子供を虐待から守ります。

通告の対象

通告義務の対象が拡大され、「虐待を受けたと思われる」場合であれば、通告（連絡）が必要です。

(出典：県ウェブサイト)

【意見29】中長期的には虐待が発生しないよう、県民に対して繰り返し継続的に、虐待は許されない行為であると、教育・啓発を行うことが望ましい

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、埼玉県が、東京都、大阪府に次いで件数が多い状況である。これは、虐待が疑われる案件が適切に通告され、児童相談所が保護措置を講じている結果とも言える。したがって、件数が多いこと自体直ちに、重大な問題とは言えない（虐待案件が漏れなく虐待として把握されることが最も重要であり、虐待が通告されずに潜在化することが最も問題である。）。しかしながら、件数を減少させるための取組は必要であり、中長期的には、虐待は許されない行為であることを、学校や家庭での教育と啓発と継続的に繰り返し実施し、また、県の広報紙やSNS、イベント等を通じて県民全体に広く働き掛けることが望ましい。

補足3. 里親制度（福祉部子ども安全課）

日本では様々な事情により親と暮らすことができないこどもが約4万2千人存在する。これらのこどもは都道府県等が保護し、乳児院や児童養護施設、里親家庭やファミリーホームなどの多様な環境で生活している。こどもが成長する過程において、特定の信頼できる大人との愛着形成が非常に重要であるため、より多くのこどもが家庭と同じような環境で生活することができるように里親やファミリーホームでの養育が推進されている。（こども家庭庁ウェブサイト「里親制度等について」のページより）
埼玉県においても、県民に対して里親制度の周知を図っているところである。



（出典：県ウェブサイト）

また、こども家庭庁等ウェブサイトにおいて、里親等委託推進の取組として、企業や大学と連携した広報、ラッピングバスを利用した広報、ターゲットを絞った広報、働き手のために里親説明会の夜間開催等の事例を紹介されている。その他、マッチングの支援や委託後支援の取組なども紹介されている。

埼玉県でも、広報紙への掲載や、企業や団体等との連携による広報活動を行うなど広く県民に紹介しているところであるが、更なる認知度を一層向上させるため、これらの取組を取り入れる検討の余地があると考えられる。

10月は **里親月間**

子どもたちの未来のために **あなたも里親** になりませんか？

より多くの子どもに家庭の温かさを知ってもらうため、あなたも里親になりませんか。今も待っている子どもたちがいます。 **TEL 048-830-3339**

里親制度について
 さまざまな理由で家族と離れて暮らす県内の子どもは約**2,000人**。子どもの成長には、そばにいと安心できる**特定の大人の存在**が重要です。「里親」は、そんな子どもを家庭に迎え入れ、愛情を持って一時的または継続的に預かり、養育します。
*厚生労働省調べ

どんな人が里親になれる？
子どもの養育に理解や熱意、豊かな愛情を持っているれば、どなたでもなれます。特別な資格や経験は必要ありません。
*研修の修了や欠格事由に該当しないことなど、一定の要件があります
 子育て経験がない人や婚姻の届けを出していないカップル、単身の人、共働き家庭や実子がいる家庭など、さまざまな人が里親になっています。

子どもたちのこと
 家族と離れて暮らす子どもたちは、主に乳児院（県内8施設）や児童養護施設（県内22施設）*で暮らしています。
*令和7年4月1日現在
乳児院とは
 乳児を入院させて養育し、退院した後も相談やその他の援助を行うことを目的とする施設です。
乳児院についてもっと知る
 愛原乳児園（加須市） 乳児院さまりあ（日高市） 済生会川口乳児院（さいたま市） など

県子ども安全課

里親と子どもが学べるサイト 埼玉さとおや子ども広場

「子どものために何かしたい」「まずは情報を集めたい」そんなときにぜひ初めていただきたいサイトです

（出典：埼玉県広報紙）

【意見30】 里親への委託率が低い現状を踏まえ、県民に対して広報紙のほか、LINEやSNS等を活用して里親制度への関心を高める周知活動を行うことが望ましい

里親制度に関する理解促進を目的としたウェブサイトが開設されているが、里親数が依然として少ない状況であることから、埼玉県のSNSや教育施設、公共機関、市町村役場など多様な場での周知をより充実させることが考えられる。

10. 多子世帯保育料無償化支援事業（福祉部こども支援課）

（1）目的

保育所等に入所する第3子以降の児童の保育料を無償化することにより、多子世帯における経済的負担の軽減を図り、少子化改善の一助とする。

（2）概要

事業内容	国の多子軽減制度に該当しない満3歳未満で第3子以降の児童の保育料を無償化する市町村に対し、経費の半額を補助する。
当初予算額	令和6年度予算額 1,284,102千円
決算額	令和6年度決算額 1,198,335千円
事業計画	同一世帯でこどもが3人以上かつ第3子以降のこどもが認可保育所等を利用している世帯に対する保育料の無償化を行う市町村に対し、経費の半額を補助する。
事業効果	【活動指標(アウトプット)】 対象児童7,464人の保育料無償化 【成果指標(アウトカム)】 多子世帯の経済的負担の軽減

国の制度では、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施し、3～5歳児が無償化の対象となったが、0～2歳児（住民税非課税世帯を除く）は依然として世帯の所得状況に応じて保育料を負担しなければならないこととなっている。県の調査では、3人以上のこどもを持つことが理想だと考える世帯が22%であるのに対し、実際に持つ予定のこども数が3人以上と回答した世帯は11%と乖離がある。当該事業の実施によって、国の減額対象となっていない第3子以降のこどもの保育料が無償化され、多子世帯の経済的負担が軽減されることで、県民が希望するこどもの数をもちやすくするため、現行制度の兄弟姉妹の同時入所要件に関わらず満3歳未満で第3子以降の保育料を無償化する。その際、財源は市町村が1/2、県が1/2の負担としている。

（県内市町村別の県費補助額及び対象人数）

番号	市町村	県費補助額 (単位：円)	人数合計 (単位：人)
1	さいたま市	275,528,000	1,340
2	川越市	49,533,000	277
3	越谷市	57,006,000	330

4	川口市	95,169,000	481
5	熊谷市	29,702,000	186
6	行田市	8,645,000	66
7	秩父市	11,506,000	103
8	所沢市	45,054,000	274
9	飯能市	10,795,000	114
10	加須市	17,112,000	131
11	本庄市	15,452,000	107
12	東松山市	18,106,000	106
13	春日部市	33,784,000	211
14	狭山市	27,176,000	174
15	羽生市	5,750,000	46
16	鴻巣市	16,598,000	114
17	深谷市	33,507,000	214
18	上尾市	27,793,000	178
19	草加市	26,408,000	153
20	蕨市	7,924,000	42
21	戸田市	36,514,000	170
22	入間市	20,762,000	132
23	朝霞市	20,607,000	140
24	志木市	12,636,000	86
25	和光市	15,447,000	84
26	新座市	30,840,000	173
27	桶川市	9,440,000	57
28	久喜市	28,888,000	170
29	北本市	8,967,000	52
30	八潮市	13,823,000	83
31	富士見市	12,331,000	88
32	三郷市	23,636,000	240
33	蓮田市	9,288,000	51
34	坂戸市	16,107,000	101
35	幸手市	3,564,000	32
36	鶴ヶ島市	11,383,000	68
37	日高市	8,322,000	63
38	吉川市	11,656,000	89

39	ふじみ野市	14,500,000	207
40	白岡市	8,004,000	45
41	伊奈町	8,929,000	49
42	三芳町	5,345,000	36
43	毛呂山町	4,495,000	28
44	越生町	1,726,000	11
45	滑川町	6,339,000	45
46	嵐山町	2,443,000	20
47	小川町	3,501,000	21
48	川島町	1,128,000	12
49	吉見町	2,316,000	14
50	鳩山町	1,802,000	15
51	ときがわ町	1,666,000	16
52	横瀬町	1,429,000	13
53	皆野町	599,000	6
54	長瀬町	713,000	9
55	小鹿野町	764,000	9
56	東秩父村	37,000	1
57	美里町	1,943,000	19
58	神川町	1,704,000	12
59	上里町	4,290,000	47
60	寄居町	5,090,000	66
61	宮代町	5,973,000	43
62	杉戸町	3,777,000	28
63	松伏町	3,063,000	18
合計		1,198,335,000	7,316

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	1,169,247	1,110,785	1,110,785	1,110,785	1,284,102
決算額	967,481	1,059,031	1,131,401	1,263,999	1,198,335

(4) 当該事業に要する人員の状況
担当の職員1名で実施している。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

埼玉県多子世帯保育料無償化支援事業費補助金実施要綱及び埼玉県多子世帯保育料無償化支援事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を行っている。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

活動指標を対象児童7,464人の保育料無償化としていたが、実績は7,316人であった。活動指標に対し148人少ないが、達成率は98%となっており、十分に事業成果が出ている。

(7) 監査人総括（評価）

(A) まとめ

県の調査では、3人以上のこどもを持つことが理想だと考える世帯が22%であるのに対し、実際に持つ予定のこども数が3人以上と回答した世帯は11%と乖離がある（埼玉県 少子化対策深掘り調査（令和4年度））。当該事業の実施によって、国の減額対象となっていない第3子以降のこどもの保育料が無償化され、多子世帯の経済的負担が軽減されることで、県民が希望するこどもの数もちやすくなるという意味において、子育て支援の充実等の観点からも一定の効果があると考えられる。

また、直近5年間の当該事業の支出額及び補助対象人数は増加傾向にある。そのため、下記【意見31】に記載した内容も踏まえ、市町村とさらに連携を深めるとともに、財源の確保に留意しながら事業の継続を図るように努める必要がある。

(B) 費用対効果について

令和6年度予算額は1,284,102千円、実績額は1,198,335千円であり、執行率は約93.3%である。多子世帯の経済的負担の軽減の趣旨に鑑みると、当該事業の予算は適切に活用され、一定の効果が得られていると評価できる。

(C) 収入、支出の主な内容について

令和6年度の支出は以下のとおりである。 (単位：千円)

節	支出命令額	内容
負担金、補助及び交付金	1,198,335	多子世帯保育料無償化支援事業費補助金

(D) 各論点（委託事業、補助事業）について

当該補助事業に係る資料を閲覧し、当該業務の財務の執行状況について異常点は発見されなかった。

【意見31】市町村からの補助金申請が正しく行われていることを担保するために、市町村からの補助金申請で誤りが生じやすい箇所について重点的かつ慎重に確認を行うことが望ましい

当該事業の対象となる要件は、各市町村が保有する個人情報に基づき各市町村が確認し、県は市町村が要件確認をした上での補助金申請を求めており、対象者ごとの要件確認はしていないとのことであった。県の補助金等の交付手続等に関する規則第5条には、「知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付を決定するものとする。」と規定されており、状況に応じて県も申請に関する現地調査等を行うことができることになっている。対象要件の詳細な確認は各市町村が責務を負っていると考えられるが、当該事業は予算規模が比較的大きく、県も補助金を交付している以上、正しく補助金が交付されていることを担保するために、市町村からの補助金申請で誤りが生じやすい箇所について重点的かつ慎重に確認を行うことが望ましいと考える。

1 1. 保育士奨学金返済支援事業（福祉部子ども支援課）

（1）目的

県内保育所等に新たに勤務する保育士に対して、奨学金返済に係る費用の一部を補助することで、保育士確保及び処遇改善を図る。

（2）概要

事業内容	県内保育所等で新たに勤務する保育士に対して、奨学金を返済する費用の一部を補助する。 月額 15,000 円（県 1/2、市町村 1/2）を上限に、採用から 5 年間で最大 90 万円を支給。
当初予算額	40,392（千円）
決算額	5,744（千円）
事業計画	保育士確保及び処遇改善を図る市町村への補助を行う。
事業効果	保育サービス受入枠拡大等に対応可能な保育士が確保され、県民が子どもを預けられる環境が整備される。 利用人数 令和 5 年度 30 人 令和 6 年度 90 人

（A）補助金交付の仕組み

保育士奨学金返済支援事業は、埼玉県内の保育士確保及び処遇改善を図ることを目的として、埼玉県内保育所等で新たに勤務する保育士に対して、奨学金を返済する費用の一部を補助するものであり、埼玉県及び市町村が補助金額の 2 分の 1 ずつを支援する（以下③④）。実施主体は市町村となるため、申請者は各市町村にて申請を行い（以下①）、市町村は補助金の交付申請を埼玉県に提出する。（以下②）



（出典：子ども支援課提出資料より抜粋）

(B)対象者・対象施設・対象奨学金・対象期間

保育士奨学金返済支援事業の対象者・対象施設・対象奨学金・対象期間については、埼玉県保育士奨学金返済支援事業実施要綱第4条に以下の通り定められている。

4 実施要件

(1) 対象者

当該事業の対象者は、次のアからエのいずれにも該当する保育士とする。

ア 大学等の在学中に奨学金の貸与を受けて修学した者

イ 令和5年4月1日以降に対象施設等において常勤の保育士として雇用された者

ウ 過去に保育士としての勤務実績がない者（ただし、当該事業を実施する市町村内で複数の対象施設等に連続して勤務する場合は、当該勤務は継続とし、勤務実績がない者とみなす。）

エ 類似の奨学金返済支援の補助を受けていないこと

(2) 対象施設等

当該事業の対象施設等は、次のアからエのいずれかに該当する市町村以外の者が運営する県内の施設または事業所とする。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所（小規模保育事業C型を行う事業所を除く。）

エ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

(3) 対象奨学金

当該事業の対象とする奨学金は、対象者が就学時又は在学期間中の学費に充てることを主な目的として、自己の名義で借り受けた資金であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 日本学生支援機構奨学金

イ あしなが育英会奨学金

ウ 交通遺児育英会奨学金

エ その他これらに類する資金として、知事が奨学金に準ずると認めるもの。

(4) 対象期間

当該事業の対象期間は、対象者が4(1)に規定する要件を満たした日の属する月(当該日が月の初日でない場合は翌月。)から5年間。ただし、同項の要件を満たさなくなった場合は、当該日が属する月(当該日が月の末日でない場合は前月。)を終期とする。

(出典：埼玉県保育士奨学金返済支援事業実施要綱)

(C) 保育士奨学金返済支援事業を実施している市町村

保育士奨学金返済支援事業は実施主体が市町村であるため、実施している市町村に勤務する保育士で実施要綱の要件を満たす者のみが支援の対象となっている。

埼玉県内の63市町村のうち、令和6年度で当事業を実施している市町村は11市町村となっている。実施市町村は以下の通りである。

当事業を実施している市町村(11市町村)	さいたま市、熊谷市、行田市、所沢市、東松山市、春日部市、深谷市、戸田市、八潮市、伊奈町、杉戸町
----------------------	---

(出典：こども支援課提出資料より)

(D) 学生の奨学金の受給状況について

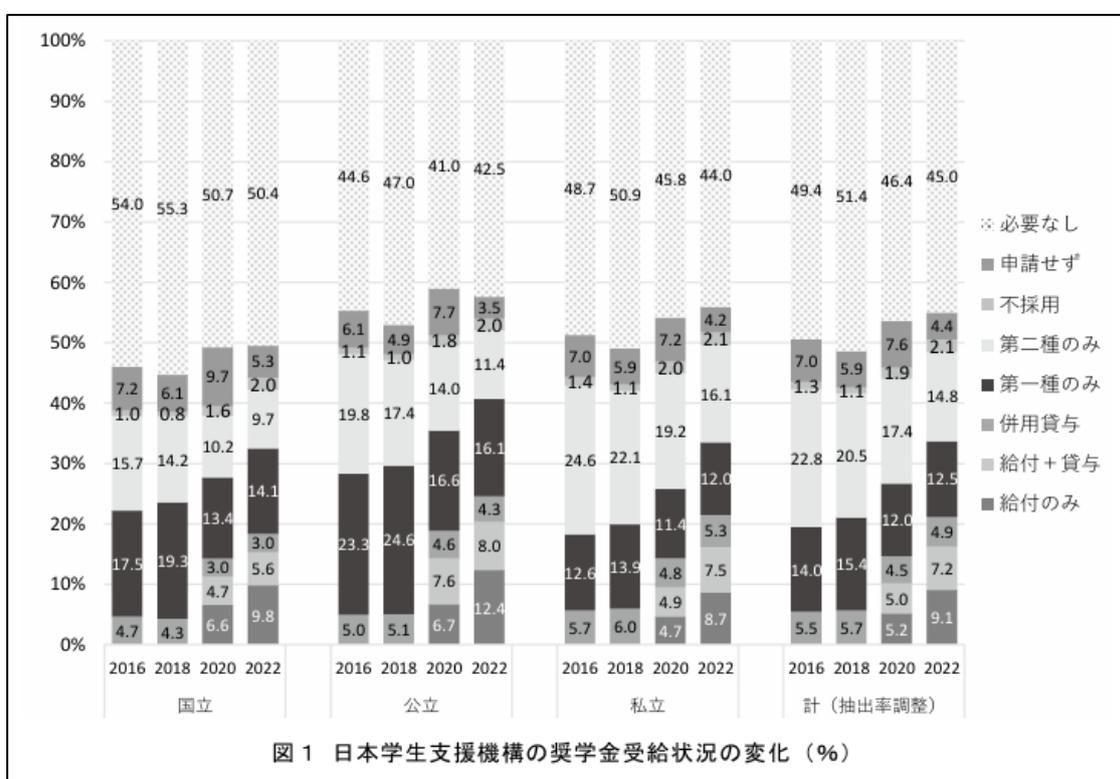
独立行政法人日本学生支援機構の「令和4年度学生生活調査結果」によれば、日本学生支援機構の給付奨学金、同貸与奨学金、日本学生支援機構以外の給付奨学金、同貸与奨学金のうち、1つ以上を受給したと回答した者の割合は以下の通りであり、全体としては約半数の学生が何らかの奨学金を受給している状況にあるといえる。

(単位：%)

	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 4 年度
大学学部・昼間部	47.5	49.6	55.0
短期大学・昼間部	55.2	56.9	61.5

(出典：独立行政法人日本学生支援機構 令和 4 年度学生生活調査結果より)

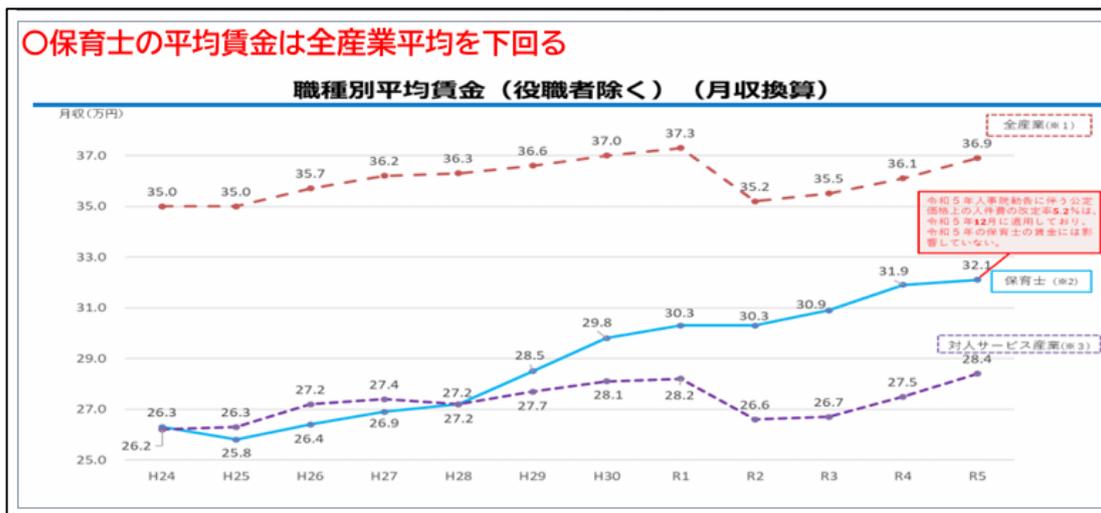
また、同調査結果の「日本学生支援機構奨学金の種類別受給状況」によれば、給付型奨学金のみを受給している学生は令和 4 年度は 9.1% となっており、約 40% 程度の学生は貸与型奨学金を受給していることが分かる。当該統計は、保育士を目指す学生に限定したものではないが、保育士志望の学生においても、貸与型奨学金の受給者が一定程度存在していると考えられる。したがって、保育士として就職した後、奨学金の返還が経済的負担となっている者も相当数いると推察される。



(出典：独立行政法人日本学生支援機構 令和 4 年度学生生活調査結果より)

(E) 保育士平均賃金について

令和6年賃金構造基本統計調査によれば、以下に記載の通り、保育士の平均賃金は全産業の平均賃金と比較してやや低い水準となっている。このことから、保育士が負担する奨学金返済費用を補助する施策は、保育士の処遇改善に寄与するものといえる。



（出典：こども家庭庁「令和6年度 全国こども政策主管課長会議」P.20 より抜粋）

なお、令和6年全国平均（役職者を除く、月収換算）：全産業 38.6 万円、保育士 32.9 万円となっている。

(F) 埼玉県内の保育士不足について

保育士の都道府県別有効求人倍率における埼玉県及び全国平均の推移は以下の通りである。埼玉県の有効求人倍率は全国平均を上回っており、埼玉県内では保育士が不足している状況にあるため、埼玉県内での保育士確保は重要な課題となっている。

（単位：倍）

有効求人倍率	令和4年1月	令和5年1月	令和6年1月	令和7年1月
埼玉県	3.51	3.80	4.03	3.84
全国	2.92	3.12	3.54	3.78

(出典：こども家庭庁 保育士の有効求人倍率の推移（全国）令和6年及び令和7年における保育士の各都道府県別有効求人倍率等の比較（各年1月時点）、令和4年及び5年における保育士の各都道府県別有効求人倍率等の比較（各年1月時点）より）

また、埼玉県南部は東京都に隣接しているが、以下に記載の通り、東京都と埼玉県の間には保育士の平均賃金に差があることから、埼玉県から東京都へ保育士が流出する一つの要因と考えられ、人材確保がより一層難しい状況にあるといえる。埼玉県としては、保育士賃金の原資となる公定価格の地域区分が、東京都の自治体と隣接する県内市との間で大きな差が生じているなど、地域の実情を十分に反映していないため、国に対し地域の実情を十分に反映し現在の水準を超える設定とするよう要望しているとのことである。

(単位：万円)

	東京都	埼玉県
令和6年度保育士平均賃金	34.0	31.3

(出典：厚生労働省 令和6年賃金構造基本統計調査より)

(G) 保育士奨学金返済支援事業の周知について

埼玉県は、保育士応援ポータルサイトである埼玉保育ナビにて、保育士奨学金返済支援事業について掲載している。



(出典：埼玉保育ナビ ウェブサイト 保育士を目指す方へ | 【埼玉県公式】埼玉保育ナビ 保育士応援ポータルサイトより)

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	-	-	-	42,500	40,392
決算額	-	-	-	3,095	5,744

(A) 予算額の決定方法

保育士奨学金返済支援事業の予算額は、令和5年度については概算計上であるが、令和6年度においては、当事業を実施している市町村に対して所要額調査を実施し、その対象人数を把握したうえで算定している。令和6年度の市町村に対する所要額調査にて、当事業を実施予定とする市町村に勤務する保育士で、実施要綱の要件を満たす者(当事業の対象者)は430人となっている。

(B) 補助基準額及び補助期間の決定について

保育士奨学金返済支援事業における補助基準額は、1人当たり年間180,000円であり、補助期間は5年間となっている。

当該補助基準額の設定について、学生1人当たりの平均奨学金貸与額年額435,000円に、保育士資格を取得するための修学期間2年間を乗じた900,000円としている。また、補助期間については、奨学金の平均返還額月額が約15,000円であることから、平均奨学金貸与額900,000円を返済する期間として、最長5年間(平均奨学金貸与額900,000

円÷（平均返還額月額 15,000 円×12 か月）としている。なお、学生 1 人当たりの平均奨学金貸与額年額は、以下の通り、独立行政法人日本学生支援機構の「令和 2 年度 学生生活調査結果」の調査データに基づくものであり、奨学金の平均返還額月額は、同じく独立行政法人日本学生支援機構の「令和元年度 奨学金の返還者に関する属性調査結果」の調査データによるものである。

[単位：円]						
区 分		家庭からの給付	奨学金	アルバイト	定職・その他	合計
大学 (昼間部)	平成30年度	(59.8) 1,196,600	(18.0) 359,600	(20.1) 401,500	(2.2) 43,600	(100.0) 2,001,300
	令和2年度	(59.4) 1,144,700	(19.4) 373,200	(19.0) 366,500	(2.2) 43,200	(100.0) 1,927,600
短期大学 (昼間部)	平成30年度	(52.0) 893,100	(25.2) 433,200	(19.7) 338,800	(3.1) 52,700	(100.0) 1,717,800
	令和2年度	(51.1) 846,000	(26.3) 435,000	(18.1) 300,100	(4.5) 74,200	(100.0) 1,655,300

(出典：独立行政法人日本学生支援機構の「令和 2 年度 学生生活調査結果」 [令和 2 年度学生生活調査・高等専門学校生生活調査・専修学校生生活調査](#) | JASSO より)

表 2-4-2 年収×月に返還できる金額【無延滞者】

(単位：人)

月に返還できる金額	0円		1円～ 100万円以下		100万円超～ 200万円以下		200万円超～ 300万円以下	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
5千円未満	8	11.6%	15	17.0%	8	6.3%	16	4.9%
5千円～1万円未満	22	31.9%	31	35.2%	47	36.7%	102	31.3%
1万円～1万5千円未満	22	31.9%	21	23.9%	37	28.9%	95	29.1%
1万5千円～2万円未満	9	13.0%	13	14.8%	21	16.4%	69	21.2%
2万円～2万5千円未満	4	5.8%	3	3.4%	11	8.6%	20	6.1%
2万5千円～3万円未満	1	1.4%	1	1.1%	3	2.3%	13	4.0%
3万円～3万5千円未満	2	2.9%	2	2.3%	0	0.0%	5	1.5%
3万5千円～4万円未満	0	0.0%	2	2.3%	1	0.8%	3	0.9%
4万円以上	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	3	0.9%
計	69	100.0%	88	100.0%	128	100.0%	326	100.0%

月に返還できる金額	300万円超～ 400万円以下		400万円超～ 500万円以下		500万円超～ 600万円以下		600万円超	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
5千円未満	7	2.3%	3	1.6%	1	0.8%	1	0.6%
5千円～1万円未満	64	21.1%	30	15.6%	18	14.1%	19	10.9%
1万円～1万5千円未満	112	36.8%	58	30.2%	46	35.9%	42	24.1%
1万5千円～2万円未満	68	22.4%	39	20.3%	28	21.9%	49	28.2%
2万円～2万5千円未満	25	8.2%	25	13.0%	9	7.0%	18	10.3%
2万5千円～3万円未満	15	4.9%	19	9.9%	15	11.7%	14	8.0%
3万円～3万5千円未満	7	2.3%	7	3.6%	6	4.7%	10	5.7%
3万5千円～4万円未満	1	0.3%	9	4.7%	2	1.6%	7	4.0%
4万円以上	5	1.6%	2	1.0%	3	2.3%	14	8.0%
計	304	100.0%	192	100.0%	128	100.0%	174	100.0%

(出典：独立行政法人日本学生支援機構の「令和元年度 奨学金の返還者に関する属性調査結果」[令和元年度奨学金の返還者に関する属性調査結果 | JASSO](#)より)

(4) 当該事業に要する人員の状況

保育・人材確保担当

担当職員1名で実施

(5) 関係する法規(ルール)とその遵守状況について

子ども・子育て支援法第3条及び子ども・子育て支援法基本指針(内閣府公示)に基づき施策を講じている。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

評価指標：離職率の低下

(参考)

- ・当該事業開始後2か年（R5～6）で当該事業を利用した者の離職率：1.1%
- ・県全体の採用者（R5年度）に占める2年以内に退職した者の割合：36.6%

(A) 埼玉県内の保育所等における常勤保育士の離職率の推移及び目標値

埼玉県内の保育所等における常勤保育士の離職率の推移は以下となっている。なお、市町村ごとの同様の離職率については出典元である国の社会福祉施設等調査に示されていないため不明である。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
離職率	9.1%	9.4%	8.1%	5.1%

(出典：社会福祉施設等調査より) ※令和5、6年度は幼保連携型認定こども園を除く

また、埼玉県内の保育所等における常勤保育士の離職率の目標値は以下となっている。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
離職率	8.9%	8.7%	8.5%	8.3%

(出典：こども支援課提出資料より)

(7) 監査人総括（評価）

保育士奨学金返済支援事業は、埼玉県内の保育士に対して、奨学金返済に係る費用の一部を補助することで、埼玉県内に勤務する保育士の確保及び処遇を改善するための事業である。近年、約半数の学生が何らかの奨学金を受給している状況にあり、保育士を目指す学生も一定数含まれていると考えられる。また、保育士の平均賃金額は全産業の平均賃金額と比較してやや低い水準となっており、奨学金を受給した学生が、保育士として就職した後、奨学金の返還が経済的負担となっている可能性がある。

埼玉県内の令和7年1月の保育士有効求人倍率は3.84倍となっており、全国平均3.78倍と比べてもやや高く、保育士不足の状況にある。特に埼玉県南部では、保育士の平均賃金の高い東京都に保育士人材が流出する傾向にあると考えられる。

そのため、保育士が負担する奨学金返済費用を補助する当事業は、保育士の処遇改善及び保育士確保の観点から必要な施策であるといえる。実際、埼玉県全体の保育士採用者（令和5年度）に占める2年以内の離職率は36.6%であるのに対し、当事業開始後2か年（令和5年度～令和6年度）で当事業を利用した保育士の離職率は1.1%と低い水準となっており、当事業を利用して奨学金返済の補助を受けている保育士にとっては、経済的な支援となり勤務継続にも寄与していると考えられる。

一方で、下記意見に記載の通り、いくつかの課題も発見された。例えば、保育士奨学金返済支援事業の令和6年度の予算額40,392千円に対して、実際の決算額5,744千円に留まり、人数で見ても、令和6年度の制度利用の対象者430人に対して、実際の利用人数は90人となっており、計上した予算が有効に活用されていない。また、本事業は、

市町村が実施主体となり、県がその経費の二分の一を補助する仕組みとなっているが、埼玉県内で当該事業を実施している市町村は 11 市町村にとどまり、それ以外の多くの市町村では未実施であるため、当該未実施の市町村に勤務する保育士は当制度を利用することができない。さらに、奨学金返済の補助は、一時的かつ対象者が限定的であるため、保育士の賃金が全産業と比較して低い水準にあることを鑑みれば、処遇改善及び保育士確保の観点からは十分とは言えず、保育士全体の賃金水準が上がるように国への働き掛けを引き続き実施していくことや、保育士に長く勤務してもらうための支援策の工夫の検討なども必要と考える。

保育士の処遇を改善し、埼玉県内の保育士を確保していくために、当事業は効果的な事業であることから、課題について改善を図りつつ、引き続き事業を継続して実施していくことが望ましい。下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

【意見 3 2】埼玉県は、保育士奨学金返済支援事業による支援が対象者に広く行きわたるように、市町村に対して働き掛けを行い、執行率の向上を図るべきである

保育士奨学金返済支援事業の予算額については、当事業を実施している市町村に対して対象人数を基に算定された所要額調査を実施し決定しているが、令和 6 年度の対象人数は 430 人、予算額は 40,392 千円であるのに対して、実際の決算額は 5,744 千円にとどまり、執行率は約 14%と極めて低い水準となっている。当事業の実施主体は市町村であることから、対象者は市町村へ申請し、市町村を通じて県に交付申請が行われる仕組みとなっている。当該事業の目的は、県内保育所等に新たに勤務する保育士に対し、奨学金返済に係る費用の一部を補助することにより、保育士の確保および処遇改善を図ることである。しかしながら、執行率が非常に低い現状は、支援対象者 430 人のうち大部分が当該支援を受けていないことを示しており、事業の目的を十分に達成できているとは言えない。県としては、計上した予算が有効に活用されるよう、市町村に対し制度の周知や、予算の執行率が低い要因について市町村にヒアリング等を実施し、申請促進に向けた取組を依頼するなど、執行率の向上に向けた対応を図る必要がある。

【意見 3 3】保育士奨学金返済支援事業の認知度を向上させ、支援対象者に確実に情報が届くように、今後も、ウェブサイト掲載や SNS 活用、養成校・保育施設を通じた広範な周知活動など、埼玉県主導による積極的な情報発信体制を引き続き強化すべきである

保育士奨学金返済支援事業は、保育人材の確保を目的とする重要な施策であるにもかかわらず、令和 6 年度の前年度予算額 40,392 千円に対し、決算額は 5,744 千円にとどまっている。このような状況は、制度の潜在的对象者に対して十分に情報が行き渡っていない、すなわち認知度の不足が要因の一つであると考えられる。当事業の実施主体は市町村であるが、県としても当該事業に予算を投じており、保育士の確保及び定着は埼玉県とし

て解決すべき重要課題であることから、当事業の認知度向上のため、埼玉県としても、自ら積極的に当事業の周知活動を行っていく必要がある。具体的には、埼玉県として、県のウェブサイトに掲載することのみならず、SNS等を活用した広報活動、保育士養成校や保育所・認定こども園等を通じた広範かつ積極的な情報提供を行うことが必要である。県はすでに認知度の向上のため、市町村や保育園等への働き掛けを実施しているところではあるが、当事業の趣旨を十分に実現するため、県としての周知体制を引き続き強化し、制度を必要とする対象者に確実に情報が届く環境を整備していくことが望ましい。制度の存在を知らぬまま利用機会が失われることのないよう、県主導の積極的な情報発信が強く求められる。

【意見34】埼玉県は、保育士奨学金返済支援事業を未実施の市町村に対し、財政的支援や制度の意義の説明等を通じて事業実施を働き掛け、埼玉県内全域で事業が展開される体制を整えるべきである

保育士奨学金返済支援事業は、市町村が実施主体となり、県がその経費の二分の一を補助する仕組みとなっている。しかしながら、県内で当該事業を実施している市町村は11市町村にとどまり、それ以外の多くの市町村においては財政上の理由等により事業が実施されていない。

当該事業の目的は、本来、保育士の確保および処遇改善を図り、ひいては保育サービスの安定供給に寄与することである。しかし、事業を実施しない市町村が存在する限り、県全体としての政策効果は限定的とならざるを得ない。

加えて、同一県内でありながら、居住地・勤務地の違いによって支援の有無が生じていることは、制度の公平性を著しく損なうものである。この事業の実施格差を放置することは、政策目的の達成を妨げるだけでなく、県民に対する公平性の観点からも適切ではない。県が主導的役割を果たし、県内全域での事業実施を促進すべきである。

したがって、県は、当該事業を未実施の市町村に対し、制度の意義の説明を行い、事業実施を積極的に働き掛けることで、全ての市町村で当該事業が実施される体制を整えるべきである。そのうえで、実施市町村が増加していかない場合には、支援対象者に対して埼玉県が直接補助を行えるような仕組みを検討することも必要になると考える。

【意見35】保育士奨学金返済支援事業の事業効果を正確に把握するため、今後も継続的かつ体系的な効果測定を実施すべきである

保育士奨学金返済支援事業は、令和5年度に開始した事業であり、現時点では効果測定が始まったばかりである。令和5年度における県全体の採用者のうち、入職から2年以内に離職した者の割合が36.6%であるのに対し、当該年度に支援を受けた保育士については離職者がいなかったとのことである。このことは、当該事業が保育士の継続勤

務促進や離職防止に一定程度の成果を上げている可能性を示しており、政策目的に一定の効果が期待できる状況である。

一方で、当該事業の効果を確実に把握し、今後の事業改善や施策展開に活かすためには、継続的かつ体系的な効果測定の実施が不可欠である。具体的には、支援対象者と非対象者との離職率比較、継続勤続年数の分析など、定量的又は定性的な指標を用いた評価が求められる。

効果測定を行わなければ、当該事業が実際に保育士の定着促進に寄与しているかどうかを検証することができず、政策判断の妥当性も担保されない。したがって、今後も、当該事業による保育士の継続勤続状況や離職率に与える影響を、定期的かつ体系的に測定し、その結果を基に事業内容や運営方法の改善に反映させる体制を維持すべきである。効果の有無を客観的に把握することは、限られた財源を有効に活用し、保育士確保および定着支援策の実効性を高める上で不可欠であると考えられる。

【意見36】保育士奨学金返済支援事業における補助基準額及び補助期間の妥当性を検証し、必要に応じて補助基準額の見直しを行うべきである

保育士奨学金返済支援事業の補助基準額及び補助期間は、年間18万円、期間5年、合計90万円と設定されている。これは、独立行政法人日本学生支援機構のアンケート調査データに基づくものであり、一定の信頼性はあるが、実際に埼玉県保育士奨学金返済支援事業の制度を利用する保育士の奨学金返済額と乖離している可能性があると考えられる。当該事業の目的は、保育士の経済的負担を軽減し、保育士の確保及び定着を促すことである。この趣旨に照らせば、適切な補助基準額を客観的に検証し、補助基準額及び期間を決定することが望ましい。そのため、実際に当制度を利用し補助金を受給している保育士に対して、奨学金の返済金額及び返済期間についてのヒアリングを行うなど、当事業で設定した補助基準額及び期間が適切かどうかを改めて検証し、必要に応じて補助基準額の見直しを行うことが望ましい。

【意見37】保育士奨学金返済支援事業の補助期間の終了後に保育士が離職することがないように、補助期間終了後も長く働いてもらえるような職場環境づくりを進めていくとともに、勤務継続に結びつくインセンティブを当事業に加えるなどの工夫についても検討すべきである

保育士奨学金返済支援事業は、支援対象者が補助金の交付期間中に勤務していれば利用できる仕組みであることから、補助金の交付終了後に保育士を離職する可能性がある。そのため、保育士確保及び定着の観点から、奨学金返済支援後に離職することのないよう、補助期間終了後も長く働いてもらえるような職場環境づくりを進めていくべきで

ある。そのうえで、例えば、勤務継続に結びつくようなインセンティブを当該事業に加えるなどの工夫についても検討することが望ましいと考える。

12. こどもの居場所づくり支援事業費（福祉部こども支援課）

(1) 目的

こどもの居場所の立ち上げと継続的な運営を支援するもの。

(2) 概要

事業内容	こどもの居場所の認知拡大及び潜在的な担い手、支援者の掘り起こしのための「こどもの居場所フェア埼玉」を開催する。さらに「こどもの居場所づくりアドバイザー」を派遣し、居場所の立ち上げから運営継続まで伴走支援する。 また、こども応援ネットワーク埼玉のポータルサイトの運営を通じて様々な居場所づくりの情報を発信し、支援のマッチングを促進する。
当初予算額	24,512 千円
決算額	23,922 千円
事業計画	こどもの居場所づくり支援事業 ・こどもの居場所を体験してもらい、認知を広める「こどもの居場所フェア埼玉」の開催 ・こどもの居場所づくりアドバイザーとして、こども食堂運営者・学習支援教室従事者・栄養や広報の専門家など様々な分野の専門家を県内各地に派遣 「こども応援ネットワーク埼玉」ポータルサイトの管理 ・ポータルサイトを通じて居場所づくりに関する様々な情報の発信
事業効果	・新たなこどもの居場所の誕生及び安定した運営 ・支援情報の一元的発信 ・地域全体でこどもを応援する機運の醸成

(参考1) 県ウェブサイトでは、下記のように、子ども・若者の居場所について、県民に周知している。



(出典：子ども応援ネットワーク埼玉ウェブサイト)

(参考2) こどもの居場所フェア埼玉

地域でこどもの未来も応援

こどもの居場所フェア 埼玉

日時 2025.10.11(土) 11:00～16:00
※一部コンテンツは12:00より開始いたします

会場 ソニックシティ(第1・第4・第5展示場及びイベント広場)

住所 埼玉県さいたま市大宮区 桜木町1-7-5

アクセス JR湘南新宿ライン・JR上野東京ライン 「大宮駅」より徒歩3分

入場無料

こどもの居場所は特別な場所ではない“みんな”の居場所。
こどもたちの居場所をみんなでふやす・つなぐ。
地域でこどもの未来を応援!
こどもの居場所フェア埼玉にぜひお越しください!

楽しく遊ぼう!遊び・体験エリアを紹介

企業・団体ブース



①絵手紙ワークショップ

埼玉県内郵便局

大人気の消しゴムはんこ・クラフトはがき・塗り絵のキットを使って、オリジナルの絵手紙を作ってみよう!



②みんなでベジチェック!

明治愛田

カゴメ認定の「ベジチェック」で野菜不足を調べちゃおう!ガチャガチャ抽選会も開催します!



③クイズに答えてガチャを回そう!

埼玉りそな銀行

お金にまつわるクイズを出題。回答いただいた方にガチャコインをプレゼント!ガチャを引くと、りそなオリジナルグッズをプレゼント!



④子ども安全免許証を作っちゃおう!

JAF

氏名、誕生日を入力し、クイズに答えて、写真撮影。運転免許証そっくりな「子ども安全免許証」を発行できちゃいます!



⑤秋を楽しむ!缶バッジとフォト撮影

コープみらい

オリジナルの缶バッジ作りと、かわいいフォトスポットで思い出の一枚を撮りませんか?



⑥ぬりえでオリジナルエコバッグ作り

アサヒロジスティクス株式会社

オリジナルキャラクターが描かれたエコバッグにクレヨンで色を塗って、オリジナルのエコバッグを作成できるワークショップです。



⑦セパレートティーって知ってる?

伊藤園

意外な組み合わせでセパレートティーを作って、味わってみよう!



⑧バーチャルユースセンターを体験しよう!

埼玉県バーチャルユースセンター

「バーチャル埼玉」内にできた新しい居場所で、交流してみよう!

(出典：県ウェブサイト)



(こどもの居場所フェア埼玉 現地視察時に包括外部監査人撮影)

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	20,966	21,921	18,289	23,405	24,512
決算額	20,560	18,609	18,055	21,409	23,922

(4) 当該事業に要する人員の状況

こどもの居場所担当

担当の職員1名(一般)と副担当の1名(一般)の2名で実施している。

担当の職員がこどもの居場所アドバイザー派遣・こどもの居場所フェア埼玉の契約関係業務を担当し、副担当の職員がセミナー・相談会、こどもの居場所フェアの広報業務を担当している。

また、主査級の職員1名がこどもの居場所フェアの全体総括を行っている。

(5) 関係する法規(ルール)とその遵守状況について

こども大綱、こどもの居場所づくりに関する指針に基づいて、管内の市町村との連携を図りつつ、こどもの居場所づくりの推進に努め、広域的なこどもの居場所づくりの環境整備を行っている。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

指標 こどもの居場所の数 800か所

達成状況 734か所(令和5年度末)

(7) 監査人総括（評価）

(A) 有効性（Effectiveness）の評価

事業の概要および実施状況

埼玉県5か年計画においては、県内におけるこどもの居場所を800か所設置することを目標としており、その達成に向けては、単に数を増やすだけでなく、地域における機運醸成、立ち上げ段階での伴走支援、継続的な活動を支える仕組みづくりが不可欠である。本事業は、こうした課題認識の下、こどもの居場所づくりを支援する中間支援的な役割を担う事業として位置付けられている。

具体的な事業内容として、令和6年度は、①こどもの居場所フェアの開催、②こどもの居場所づくりアドバイザーの派遣および関連セミナー・相談会の実施、③ポータルサイト「こども応援ネットワーク埼玉」を活用したマッチングのコーディネートが実施されている。

こどもの居場所フェアについては、令和6年度は2024年11月23日・24日に大宮ソニックシティにおいて開催され、居場所づくりに関心を持つ団体や支援者、企業等が一堂に会する機会が提供された。なお、令和7年度は地域連携フォーラムを別途開催していることから、フェア自体は1日開催となっている。

こどもの居場所づくりアドバイザーの派遣については、令和7年3月末時点で派遣回数が138回に達しており、居場所の立ち上げや運営に関する個別相談・助言が行われている。また、セミナー（小川町、白岡市で計2回）やオンライン相談会（計4回）を通じて、広域的な支援機会も確保されている。

さらに、「こども応援ネットワーク埼玉」ポータルサイトを通じて、居場所団体、支援者、企業等をつなぐ情報発信やマッチング機能の提供が行われており、県内の居場所づくりを支える基盤として運営されている。

(a) 目標設定の明確性について

目標設定の明確性の観点から見ると、本事業における現行の成果指標は、県が掲げる5か年計画の「こどもの居場所800か所」という数値が、事実上のアウトカム指標となっている。しかし、この指標は県全体の居場所の総量を示すマクロな指標であり、本事業の働き掛けによってどの程度居場所の立ち上げや活動の活性化が進んだのかを直接的に示すものではない。【意見42】

こどもの居場所の設立数は、地域住民やNPOの自主的な取組、国の制度変更、自治体独自施策など、複数の要因の影響を受けるため、本事業単体の貢献度を把握する指標としては十分とは言えない。この点を踏まえると、本事業の

有効性をよりの確に評価するためには、事業の働き掛けと因果関係の強い「中間アウトカム指標」を設定することが必要であると考えられる。【意見38】

例えば、こどもの居場所フェアにおけるアンケート結果を用いた意識変化の把握、アドバイザー派遣を通じたマッチング回数、マッチング後に実際に課題解決に至った件数、相談件数の推移、設立準備段階における進捗ステップの完了率など、事業の介入と直接結びつく指標を設定することが考えられる。これらの指標を用いて、アウトプットからアウトカムへの段階的な変化を測定することで、事業の実効性をより適切に把握できる体制を構築できると考えられる。

また、「こども応援ネットワーク埼玉」ポータルサイトについては、アクセス数、ページビュー、地域別アクセス、曜日別アクセス状況、利用端末等のデータが取得され、県へ報告されている点は評価できる。一方で、現状ではこれらのデータが「取得されている」にとどまり、明確な目標設定や運用改善に十分に活用されているとは言い難い。

アクセス解析を活用すれば、どの機能がどの程度利用されているか、どの地域で情報ニーズが高いか、マッチング掲示板が利用されない理由、相談が発生しやすい曜日や時間帯など、多くの示唆を得ることが可能である。例えば、現状でマッチング掲示板への投稿がゼロである点についても、データ分析を通じて原因を把握し、改善策を講じる余地があると考えられる。

アクセスデータは、伴走支援の充実や相談体制の改善、居場所の立ち上げ・運営支援を的確に行うための重要な基礎資料であることから、アクセス指標に目標値を設定し、分析結果を踏まえて改善を行うPDCAの仕組みを明確化することが望ましい。【意見39】

(b) 評価環境と成果（アウトカム）について

本事業において把握されている事業成果（アウトカム）として、まず、県内におけるこどもの居場所数が、令和6年3月末時点で734か所となり、前年度から106か所増加（増加率16.9%）している点が挙げられる。これは、県内全体としてこどもの居場所づくりが一定程度進展していることを示す結果であり、こどもの居場所に関する取組が広がりを見せている状況がうかがえる。

また、令和6年度に実施されたこどもの居場所フェアにおける来場者アンケートの結果を見ると、フェア全体について約99%が「満足」と回答しており、イベントとしての評価は極めて高い水準にある。さらに、フェアを通じてこどもの居場所への関心が高まったかという設問に対しては、「興味を持った」と回答した者が67.5%、「少し興味を持った」と回答した者が31.3%となってお

り、来場者の大多数がフェアをきっかけにこどもの居場所に対する関心を高めた結果となっている。

これらの結果から、本事業は、こどもの居場所づくりに関する機運醸成や情報発信という観点において、一定の成果を上げていると評価できる。一方で、前述のとおり、本事業では事前に明確な数値目標や中間アウトカム指標が十分に設定されていなかったため、得られた成果をどのように次の施策改善につなげるかという点で、評価環境には課題が残る。【意見38】

特に、居場所数の増加やフェア来場者の満足度といった成果は把握されているものの、これらを踏まえて「次年度は何をどの程度改善すべきか」「どの取組が特に有効であったのか」といった検証を体系的に行うためのPDCAサイクルを十分に回せる評価環境が整っているとは言い難い状況にある。今後は、成果指標と目標値をあらかじめ設定した上で、実績との比較・分析を行い、改善につなげる評価体制の構築が求められる。

また、「こどもの居場所づくりアドバイザー」の派遣について、最大2回と回数制限が定められている。限られた予算の中で、より多くの団体に支援機会を提供するという観点からは、支援回数に上限を設けることは合理的であり、3E（有効性・効率性・経済性）の観点から一定の評価はできる。

一方で、事業実施後のアンケート等では、「アドバイザー派遣が2回までだったため、細かな疑問点や運営上の悩みを気軽に相談できなかった」「立ち上げ後の実務や運営に関する継続的な相談先がほしい」といった意見が寄せられている。こどもの居場所の運営は、設立段階にとどまらず、開設後の運営体制の構築、地域との関係づくり、安定的な資金確保、人材確保など、時間の経過とともに新たな課題が生じやすい分野である。そのため、短期的・点的な支援のみでは、現場の多様なニーズに十分に答えきれない局面があることがうかがえる。

この点を踏まえると、アドバイザー派遣回数の単純な増加だけでなく、立ち上げ前、立ち上げ直後、運営安定期といったフェーズに応じた「伴走支援モデル」を県として整理・設計し、継続的に相談できる環境を整備することが望ましいと考えられる。【意見40】

伴走支援の手法は、必ずしも専門家を対面で派遣する形に限定する必要はないと考える。例えば、

- ・「こども応援ネットワーク埼玉」を活用したナレッジやノウハウの共有
- ・過去の相談事例や対応策を参照できるデータベース的な仕組み
- ・オンライン上で気軽に質問・相談ができる簡易的な相談窓口

といった、比較的負担の少ない仕組みであっても、継続的な支援として一定の効果を発揮する可能性がある。

なお、「こども応援ネットワーク埼玉」には、団体間の情報共有や相談を想定したマッチング掲示板機能がすでに実装されているものの、現状では投稿数がゼロとなっており、実質的に活用されていない状況にある。これは、掲示板の存在が十分に認知されていない、あるいは投稿しにくい導線や機能設計となっている可能性が高く、成果（アウトカム）に課題があると考えられる。

今後は、掲示板の目的や活用イメージを明確化するとともに、初期投稿例の提示、県やアドバイザーによる試行的な投稿、相談テーマの類型化などを通じて、実際に利用される仕組みへと改善を図ることが求められる。【意見40】

埼玉県こども・若者計画においては、成果指標の一つとして「こどもの居場所等地域ネットワークのある市町村数」が掲げられており、令和6年度末時点では27市町が該当するとされている。ここでいう「地域ネットワーク」とは、こども食堂や学習支援団体、行政、社会福祉協議会、企業等が連携し、物資や情報の共有、相互扶助を通じて、地域全体で子どもたちを支える仕組みを指すものである。個々の団体では対応が困難な食材調達や人材確保、相談体制の安定化といった課題について、横のつながりを持つことで解決を図ろうとする考え方であり、居場所の「量」だけでなく、「質」や「継続可能性」を高める上でも重要な概念である。

この点に関連し、監査人が実施した居場所団体（プレイパーク）へのヒアリングにおいては、行政と居場所団体との間で使用する専門用語や価値観に違いがあり、意図が十分に伝わらないケースがあるとの意見が聞かれた。現場からは、こうした認識のギャップを埋める存在として、「行政と居場所団体の間をつなぐ翻訳者（橋渡し役）」となるアドバイザーの設置を求める声が上がっており、市町村と居場所団体の調整機能を有する地域ネットワークの組成は、実務上の重要な課題であると考えられる。

一方で、現行の埼玉県こども・若者計画では、指標として「こどもの居場所等地域ネットワークのある市町村数」が設定されているものの、当該指標の達成に向けて、どの事業がどのように寄与するのかについては、必ずしも明確に整理されているとは言い難い状況にある。このため、地域ネットワークの形成や機能強化を直接的に扱う本事業において、地域ネットワークに関する事業目的や役割をより明確に定義した上で、現場で顕在化している課題に対して体系的に対応していくことが望まれる。

具体的には、アドバイザー派遣やフェア、ポータルサイト運営といった既存の取組を、単体の支援にとどめるのではなく、地域ネットワーク形成を意識した施策として位置付け直すことが適切と考えられる。【意見41】

① 因果関係について

本事業の成果と事業手段との因果関係について検証したところ、令和6年3月末時点におけるこどもの居場所数734か所（前年度比106か所増、増加率16.9%）という結果は確認できるものの、この増加が本事業の実施によって直接的にもたらされたものであると明言することは困難である。

こどもの居場所数の増加については、本事業以外にも、市町村や地域団体の自主的な取組、国の施策や補助制度の影響、社会的な関心の高まりなど、複数の要因が同時に作用している可能性が高い。そのため、現状の指標のみでは、本事業がどの程度居場所数の増加に寄与したのかを定量的に切り分けることができない構造となっている。

この点を踏まえると、本事業の事業効果をよりの確に把握し、成果と事業手段との因果関係を特定するためには、本事業の働き掛けと直接的に結びつく指標の設定が不可欠であると考えられる。例えば、アドバイザー派遣を受けた団体のうち実際に居場所設立に至った件数、フェア参加後に具体的な立ち上げ相談につながった件数、ポータルサイトを通じたマッチング成立件数など、事業介入の結果として生じた変化を測定できる指標を設定することが求められる。

【意見38】

(B) 効率性 (Efficiency) の評価

本事業は、①こどもの居場所フェアの開催、②こどもの居場所づくりアドバイザーの派遣、③ポータルサイトを活用したマッチングのコーディネート、の三つの事業活動から構成されている。

① 実施プロセスの合理性

まず、「こどもの居場所フェアの開催」については、令和6年度において2024年11月23日および24日の2日間、大宮ソニックシティを会場として実施され、居場所づくりに関心を有する団体、支援者、企業等が一堂に会する場が提供された。広域的な調整や多様な主体の参画が求められるイベントについては、県が主体となって企画・運営を行うことが適しており、事業実施における手続、運営体制および進行管理は合理的に構築されていたと評価できる。

次に、「こどもの居場所づくりアドバイザーの派遣」については、専門的知識や実務経験が求められる分野であることから、専門団体へ業務を委託する方式が採用されている。令和6年度においては、アドバイザー派遣およびセミナー・相談会の実施について、企画提案方式による随意契約が締結されており、事業の性質や内容に照らして、運営体制に不合理な点は認められない。専門性

を外部に委ねることで、限られた県の人的資源を補完する構造となっており、3E（有効性・効率性・経済性）の観点からも妥当であると考えられる。

また、「ポータルサイトを活用したマッチングのコーディネート」については、システムの保守やアクセス解析等に専門的知識が必要であることから、保守業務について外部委託が行われている。一方、サイト全体の運営や情報発信については県が担っており、役割分担は明確である。委託内容は保守作業およびアクセス解析に限定されており、効率性の観点から不合理な点は認められない。ただし、アクセス解析結果を事業運営の改善に十分に反映できていない点については、前述のとおり課題が残されている。

② 資源投入と成果のバランス

次に、人員・時間・設備といった投入されたリソースに対し、得られた成果が適切であったかについて、「最小の手間で最大の成果が得られているか」という視点から検討した。

「こどもの居場所フェアの開催」については、令和6年度実施後の来場者アンケート結果において、約99%が「満足」と回答しており、また、こどもの居場所への関心について「興味を持った」が67.5%、「少し興味を持った」が31.3%と、フェアを通じて多くの来場者が居場所づくりへの関心を高めたことが確認されている。これらの結果から、投入された資源に対して一定の成果が得られており、資源投入と成果のバランスについて合理性が認められる。

「こどもの居場所づくりアドバイザーの派遣」については、利用者アンケートにおいて、「アドバイザー派遣を利用して良かったか」との問いに対し約96%、「こどもの居場所づくりに役立ったか」に対し約92%、「派遣は居場所づくりを推進する上で必要か」に対し94%がそれぞれ好意的な回答を示している。利用者から高い評価が得られていることから、投入された人的・財政的資源に対し、相応の成果が上がっているものと評価できる。

「ポータルサイトを活用したマッチングのコーディネート」については、アドバイザー派遣利用者の約38%が「こども応援ネットワーク埼玉」のウェブサイトを通じて派遣に至っており、ポータルサイトがマッチング機能の一部を果たしていることが確認できる。この点において、一定の事業成果は認められる。一方で、団体間の情報共有や相談を目的として実装されているマッチング掲示板機能については、現時点で投稿数がゼロとなっており、十分に活用されていない状況にある。この点については、運用面での課題が残されている点は上述の通りである。【意見40】

(C) 経済性 (Economy) の評価

① 費用の妥当性

本事業において支出された委託費等について、事業内容および委託仕様を踏まえ、市場価格や過去の類似事業の実績と比較し、その妥当性を検証した。

委託業務の内容は、専門的知識や経験を要する業務で構成されており、業務量や求められる専門性に照らすと、当該委託費が直ちに市場価格から乖離していると認められる事項は確認されなかった。したがって、費用水準については、事業目的の達成に必要な範囲内で設定されており不合理な点は認められない。

② 代替手段の検討

次に、より低コストで同等の成果が得られる代替手段が存在した可能性について検証した。

本事業における外部委託は、企画提案方式による随意契約により実施されており、契約期間は最長1年間とされている。企画提案方式を採用することで、複数の提案内容を比較検討した上で、業務遂行能力や企画内容を総合的に評価し、委託先を選定する仕組みが確保されていた。

このことから、委託先の決定に当たっては、制度上、一定の選択肢の比較検討が行われる構造となっており、経済性の観点から著しく不利な選択がなされたとは認められない。

【意見38】本事業の直接的な効果を測定する中間アウトカム指標が未整備であり、成果と事業手段との因果関係を明確にすることが望まれる

本事業における現行の成果指標は、埼玉県5か年計画に掲げられた「こどもの居場所800か所」という県全体のマクロ指標が事実上のアウトカム指標となっている。しかしながら、この指標は本事業単体の取組による効果を直接的に示すものではなく、地域団体の自主的活動や国の制度、自治体独自施策等、複数の要因の影響を受けるものである。

そのため、こどもの居場所数が増加している事実は確認できるものの、その増加が本事業の実施によってどの程度もたらされたのかを定量的に把握することは困難であり、成果と事業手段との因果関係を特定できない構造となっている。今後は、フェア参加後の相談・行動変化、アドバイザー派遣後の設立到達状況、マッチング成立や課題解決に至った件数等、事業介入と直接結び付く中間アウトカム指標を設定することにより、本事業の実効性をよりの確に評価できる体制を整備することが望まれる。

【意見39】「こども応援ネットワーク埼玉」ポータルサイトのアクセス解析結果が十分に活用されておらず、運用改善につながるPDCAサイクルが明確になっていない

「こども応援ネットワーク埼玉」ポータルサイトにおいては、アクセス数、ページビュー、地域別アクセス状況、曜日別の利用傾向等のデータが取得され、県へ報告されている点は評価できる。一方で、これらのデータは主として把握・報告にとどまっており、明確な目標設定や運営改善に十分に活用されているとは言い難い状況にある。

アクセス解析を活用することで、利用頻度の高い機能や地域別の情報ニーズ、マッチング掲示板が利用されない要因、相談が集中しやすい時間帯など、多くの示唆を得ることが可能である。

現状では、こうした分析結果を踏まえた改善の仕組みが明確化されていないため、ポータルサイトが有する潜在的な機能を十分に活かしきれていない。今後は、アクセス指標に目標値を設定し、分析結果を基に改善策を講じるPDCAサイクルを明確に構築することが求められる。

【意見40】アドバイザー派遣による支援が点的・短期的にとどまり、立ち上げ後の運営段階を含めた伴走支援が十分ではない

本事業では、こどもの居場所を新たに立ち上げようとする団体に対し、「こどもの居場所づくりアドバイザー」を最大2回まで派遣する仕組みが設けられている。限られた予算の中で多くの団体に支援機会を提供するという観点からは合理的であり、3Eの観点から一定の評価は可能である。

一方で、利用者アンケート等では、派遣回数が限られていることにより、立ち上げ後の運営上の課題や細かな疑問点について、継続的に相談できる体制が不足しているとの声が寄せられている。

こどもの居場所の運営は、設立段階のみならず、開設後の運営体制の安定化や地域連携、資金・人材確保といった中長期的な課題が生じやすく、短期的な支援のみでは十分に対応できない局面がある。

そのため、アドバイザー派遣回数の単純な増加にとどまらず、立ち上げ前・立ち上げ直後・運営安定期といったフェーズに応じた伴走支援モデルを県として整理・設計し、ナレッジ共有やオンライン相談等を組み合わせた持続的な支援環境を整備することが望まれる。

【意見41】地域ネットワーク指標と本事業の目的・役割との対応関係が不明確であり、事業の位置付けを整理することが望まれる

埼玉県こども・若者計画では、成果指標として「こどもの居場所等地域ネットワークのある市町村数」が掲げられているが、当該指標の達成に向けて、どの事業がどのように寄与するのかについては、必ずしも明確に整理されていない。

監査人が実施した居場所団体へのヒアリングにおいては、行政と居場所団体との間で専門用語や価値観の違いにより意思疎通が十分に図れないケースがあるとの指摘があり、現場からは「行政と居場所団体の間をつなぐ翻訳者（橋渡し役）」となる存在が必要との声が上がっている。こうした調整機能を有する地域ネットワークの形成は、居場所の量的拡大のみならず、質や継続可能性を高める上でも重要な課題である。

現状では、地域ネットワーク形成を直接的に担う事業の位置付けが不明確であることから、地域ネットワークを扱う本事業において、事業目的や役割を明確に定義し、アドバイザー派遣やフェア、ポータルサイト運営といった既存施策を、ネットワーク形成・調整機能の強化という視点で体系的に再整理することが望まれる。

【意見42】こどもの居場所について、数字上の目標である800か所以上（令和11年度）が達成されることが期待されるが、単に数量を満たすだけでなく、居場所としてふさわしい場所かどうかの質的検証を行ない、質の向上を図っていくことが望ましい

こどもの居場所数という量的側面では目標達成の可能性が高いと思われるが、中身が充実した場所であるかも重要であると考え。すなわち、居場所の数が目標を達成する前提のもと、こども居場所について、サンプル訪問やアンケート調査の実施などにより、居心地の良さ（受け入れ可能人数は十分か、場所に対して利用人数が過剰でないか）、運営体制の充実（必要な人数の大人がいるか）、衛生環境の整備（空調や生活環境が快適か）等の状況の把握をすることが望まれる。これらの質的側面を把握し、居場所として適切であるか評価した上で、質の高い居場所の取組を他の居場所に横展開することで、更なる質の向上を図っていくことが望まれる。

13. こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業費（福祉部こども支援課）

(1) 目的

こどもの居場所の安定的な運営を支えるため、物資の保管や輸送などを市町村単位で行う「地域ネットワーク」の立ち上げに係る費用を補助する。

(2) 概要

事業内容	こどもの居場所の安定的な運営を支えるため、物資の保管や輸送などを市町村単位で行う「地域ネットワーク」の立ち上げに係る費用を補助する。 なお、本事業は令和6年度に終了している。これは「こどもの居場所づくりに関する指針」が令和5年12月22日に閣議決定され、市町村と都道府県の役割分担が明示されたことを受け、事業の整理を行ったことによる。
当初予算額	28,111 千円
決算額	15,275 千円
事業計画	6月 募集開始 7月 事業説明会の開催 10月 交付決定
事業効果	・こどもの居場所の安定した運営を支える地域ネットワークの立ち上げ

・本事業の概要

「こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業」は、こども食堂や学習支援、フードパントリー等の居場所づくりに取り組む団体が、地域内で連携し、継続的に活動できる体制を構築することを目的とした補助制度である。本事業では、複数の居場所団体を束ねる「地域ネットワーク」の形成・運営を支援しており、ネットワークの立ち上げや機能強化に必要な経費を補助することによって、地域全体でこども・子育て家庭を支える仕組みづくりを促進している。

補助対象となるのは、原則として単一市町村内で活動するネットワーク（または隣接する2～3市町村の共同ネットワーク）であり、こども食堂等の団体が5団体以上加盟していること、市町村と一定の連携関係があることなどを条件としている。補助対象事業は、ネットワークの拠点整備、広報、人材育成、団体間連携など多岐にわたり、補助率 10/10、補助上限額 300 万円が設定されている。事業期間は交付決定日から当該年度末までで、事業終了後には実績報告が求められる。補助を受けて取得した備品や資産は、5年間の処分制限が課されるなど、適正な管理が求められる。

区分	内容
事業名	こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業
目的	地域内のこどもの居場所団体が連携し、ネットワークを形成・強化する取組を支援する
対象者（ネットワーク）	・原則1市町村で活動（隣接2～3市町村の共同も可）・こども食堂等、居場所提供団体が 5団体以上 参加・市町村が加盟または活動を把握し連携している事
主な対象事業	・拠点整備・広報活動・人材育成（研修等）・団体間連携の強化
補助率	10/10（全額補助）
補助上限額	300万円
対象経費	旅費、謝金、消耗品・印刷費、備品購入、工事・修繕、賃借料等
事業期間	交付決定日～当該年度末
報告義務	実績報告書の提出、帳簿等の5年間保存
資産管理	補助取得物品は5年間の処分制限

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	—	—	—	—	28,111
決算額	—	—	—	—	15,275

(4) 当該事業に要する人員の状況

担当1名が委託事業者との調整や全体管理を行い、その他数名で審査業務に携わっている。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

こども大綱、こどもの居場所づくりに関する指針に基づいて、管内の市町村との連携を図りつつ、こどもの居場所づくりの推進に努め、広域的なこどもの居場所づくりの環境整備を行っている。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

指標 こどもの居場所の数 800か所

達成状況 734か所（令和5年度末）

(7) 監査人総括（評価）

(A) 有効性（Effectiveness）の評価

① 目標設定の明確性について

有効性を適切に評価するために、まず事前の目標設定の明確性について評価を行った。

本事業は、こどもの居場所地域ネットワーク立ち上げに伴う拠点の整備および活動の広報に要する費用を補助することにより、地域ネットワーク数の増加（直接成果）→ 地域内におけるこどもの居場所等への支援体制の構築（中間成果）→ 県内全てのこどもが歩いて行ける距離に居場所が確保される社会の実現（最終成果・将来像）という段階的な成果の達成を企図している。

このように、事業の方向性および最終的なビジョンについては一定の整理がなされているものの、測定可能な数値的目標として唯一設定されている尺度は関連する5か年計画の施策指標「こどもの居場所の数800か所」という指標のみである。これは最終成果に近い状態目標であり、本事業の直接的な効果測定指標としては十分とは言い難い。事業の補助内容が「地域ネットワークの立ち上げ支援」であることを踏まえると、当該目標は本事業の実施成果と直結した指標とは言えず、目標設定の構造に改善の余地が認められる。【意見43】

さらに、細かな目標設定の一例として「こどもの居場所等を支える地域ネットワークの立ち上げ件数」が想定されるが、令和6年度においては予算規模8団体程度（24,000,000円）に対し、採択数（申込数）は5団体（12,096,052円）にとどまっており、想定された事業規模との乖離が生じている。この点からも、目標設定のみならず、その達成に向けた周知・広報の在り方にも課題があったと考えられる。【意見44】

② 評価環境と成果（アウトカム）について

次に、単に実施件数や予算消化率を確認するといった形式的な評価指標の測定にとどまらず、事業が社会的経済的な成果をどれだけ生み出したかという「結果」に着目する視点から評価を行った。

また、成果を把握するためのデータ収集や指標設定など、評価環境が適切に整備されていたかも確認した。

本事業においては、①に示したとおり、直接成果と事業目的との対応関係が明確でなく、数値的指標も最終成果に近い抽象的なものにとどまっているため、事業が実際に地域の支援体制構築にどの程度寄与したかを客観的に把握することは容易ではない状況にある。

本来であれば、本事業により地域ネットワークの立ち上げが進んだ結果、地域におけるこどもの居場所運営体制の充実や支援の連携強化といった中間成果が確認されるべきであるが、それらを測定する指標やデータの収集体系は十分に整備されていない。

本事業は令和6年度に終了となっているが、好事例や改善点は同種の別事業で生かしていくことが望まれる。【意見43】

③ 因果関係

本事業が最終目標である地域のこどもの居場所の拡充や支援体制の構築にどの程度寄与したかを検証するに当たっては、補助を行った事業と成果との因果関係を検証する必要がある。

しかしながら、現状においては上述の通り成果指標および中間成果指標が十分に設定されておらず、またそれに基づく定期的な実績測定や比較分析も行われていないことから、「成果が本事業の実施によって生じたのか」を客観的に断定することは困難な状況である。

以上より、成果指標の未整備やデータ蓄積の不足により、因果関係の検証可能性が限定的であると評価でき、今後将来的な因果関係検証を可能とする構造の整備が望まれる。【意見43】

(B) 効率性 (Efficiency) の評価

(a) 実施プロセスの合理性について

事業実施における手続、運営体制、進行管理が合理的に構築されていたかを検証した。

本事業は、家や学校以外にこどもが安心して過ごせる「こどもの居場所」が、現状ではその数が十分とは言えないという課題認識に基づいて企画されたものである。その解決に向け、居場所数 800 か所の達成を目標とし、新規開設数の拡大を図るための環境整備を行うという方向性は、課題と施策の対応関係が明確であり、政策目的との整合性が認められる。

特に本事業は、居場所運営団体が抱える運送手段や保管場所といった実務上の課題に着目し、長距離輸送や長期保管に依存しない市町村単位での地産

地消型支援体制を構築するというアプローチを採っている点において、現場実態に即した合理的なプロセス設計であると評価できる。市町村、市町村社会福祉協議会、居場所運営団体、支援企業等が参画する地域ネットワークの立ち上げを支援し、相互扶助のプラットフォームとして機能させることで、居場所運営の安定化と新規開設の後押しを図る構造は、最終目標達成に向けた手段として妥当性を有している。

また、募集事業として掲げられている i 拠点の整備、ii 活動の広報、iii 人材の育成、iv 連携の強化は、地域ネットワークの機能発揮に必要な要素を網羅的にカバーしており、目的達成に向けた実施手段として一定の合理性が認められる。加えて、募集要項に示された補助事業例（倉庫機能を備えた中間拠点の整備、備品の整備、広報ツールの作成、研修や交流会の開催等）は、ネットワークの実効性を高める具体策として妥当であり、事業内容と目的との論理的な一貫性が確認できる。

(b) 資源投入と成果のバランス

本事業においては、合計5団体に対し、広報（ウェブサイト制作、チラシ作成）、交流会・セミナー開催、拠点整備、協働イベントの開催等を対象として、総額12,096,052円の補助が行われた（当初予算24,000,000円）。補助対象となった事業内容はいずれも地域ネットワークの立ち上げおよび機能強化に資するものであり、事業の趣旨との整合性は概ね確認できる。

また、サンプルとして2団体について実績報告書の内容を確認した結果、補助対象経費が事業目的に沿って適切に執行されており、目的外支出は認められなかった。あわせて、実績報告書に記載された「事業の成果」からは、地域ネットワークの機能強化や居場所運営体制の安定化など、本事業の目的に資する成果（効果）が一定程度確認できた。この点において、補助金の執行管理および事業実施の妥当性について検出事項はない。

一方で、事務局の設置、申請書類の受付、交付決定通知の送付などの業務については外部団体への委託が行われており、契約金額は3,355,000円、令和6年度の支出実績は3,429,360円となっている。令和6年度における補助金支出額12,096,052円に対し、運営委託費3,429,360円支出され補助金額に対する割合が約28%を占めている点から見ると、事業管理に要するコストとしてはやや割高感が否めず、資源投入と成果とのバランスの観点では効率性に課題が残る。この点について、県へ質問を行ったところ申し込み団体からの審査書類のチェックやその対応に相応の工数がかかるとの事であった。

補助金の執行自体については上述の通り検出事項はないが、間接経費にあたる委託費の割合が高い構造となっていることから、今後は事務の内製化の

可能性や委託業務内容の見直し、業務プロセス・申請書類の簡素化、申請書類の参考記載例の充実化等を通じて、事業遂行の効率化を図ることが求められる。【意見45】

(c) 改善可能性について

本事業は令和6年度が初年度かつ令和6年度に終了事業となっており、実施期間が限定的であったことから、同年度内においては成果検証に基づく十分なPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を体系的に運用する段階には至っていない。したがって、現時点では事業成果に基づく継続的な改善効果を定量的に評価することは困難である。

本事業は令和6年度で終了しているが、好事例や改善点は同種の別事業で生かしていくことが望まれる。

(C) 経済性（Economy）の評価

令和6年度において5団体に対し総額12,096,052円の補助が行われており、補助対象経費については上述の通りのサンプル調査を通じて目的外支出は確認されなかったことから、支出内容の適正性についての検出事項はない。あわせて、実績報告書に記載された「事業の成果」からは、地域ネットワークの機能強化やこどもの居場所運営の安定化など、本事業の目的に資する成果（効果）が確認できており、投入した財源が一定の成果として還元されている点において、支出の妥当性についても検出事項はない。

一方で、補助金の執行実績に対する成果の定量的把握や、成果とコストの関係をより明確に示す指標は十分に整備されているとは言い難く、経済性の観点からの検証を一層強化するためには、成果と支出の対応関係を可視化する仕組みの構築が望まれる。

また、上述の通り事務局運営等を担う外部委託費については、令和6年度における補助金支出額12,096,052円に対し、運営委託費として3,429,360円が支出され、補助金総額に対する運営委託費の割合が約28%を占めており、事業管理に係る経費としてはやや高水準であると考えられる。この点については、委託業務の内容精査や内製化の可能性の検討、業務プロセスの簡素化を含めたコスト構造の見直しを検討する余地がある。【意見45】

【意見43】測定可能な数値的目標として唯一設定されているのは関連する5か年計画の施策指標「こどもの居場所の数800か所」のみである。これは最終成果に近い状態目標であり、本事業の直接的な効果測定指標としては十分とは言い難い。本事業の補助内容が「地域ネットワークの立ち上げ支援」であることを踏まえると、この目標は本事業

業の実施成果と直結した指標とは言えず、目標設定の構造に改善の余地があるため、見直しが望まれる

本事業は、こどもの居場所地域ネットワーク立ち上げに伴う拠点の整備および活動の広報に要する費用を補助することにより、地域ネットワーク数の増加（直接成果）→ 地域内におけるこどもの居場所等への支援体制の構築（中間成果）→ 県内全てのこどもが歩いて行ける距離に居場所が確保される社会の実現（最終成果・将来像）という段階的な成果の達成を企図している。

このように、事業の方向性および最終的なビジョンについては一定の整理がなされているものの、測定可能な数値的目標としては、関連する5か年計画の施策指標「こどもの居場所の数800か所」のみである。これは最終成果に近い状態目標であり、本事業の直接的な効果測定指標としては十分とは言い難い。事業の補助内容が「地域ネットワークの立ち上げ支援」であることを踏まえると、当該目標は本事業の実施成果と直結した指標とは言えず、目標設定の構造に改善の余地が認められる。本事業は令和6年度で終了となっているが、こどもの居場所の数の整備に関連する後継の事業や取組において、目標の設定を工夫されたい。

【意見44】周知・広報手法の改善として、市町村・社会福祉協議会を通じた個別周知、事前説明会の開催、好事例の可視化、募集期間の確保等を通じて、より効果的な広報戦略の構築を図ることが望まれる

令和6年度において、想定した予算規模（8団体程度）に対し申込・採択数が5団体にとどまっていることから、事業の周知方法や募集手法に課題があること想定される。市町村・社会福祉協議会を通じた個別周知、事前説明会の開催、好事例の可視化、募集期間の確保等を通じて、より効果的な広報戦略の構築を図ることが望まれる。本事業は令和6年度に終了となっているが、好事例や改善点は同種の別事業で生かしていくことが望まれる。

【意見45】委託業務内容の精査、内製化の可能性の検討、業務プロセスの簡素化・標準化を進めるとともに、成果とコストの対応関係を可視化することで、より効率的な事業運営を図ることが望まれる

事業運営コスト構造の見直しに関し、事務に係る外部委託費（事務局の設置、申請書類の受付、交付決定通知の送付などの業務）が補助金総額の約28%を占めており、間接経費としては高水準であることから、資源投入と成果のバランスの観点で改善の余地がある。今後は、委託業務内容の精査、内製化の可能性の検討、業務プロセスの簡素化・標準化を進めるとともに、成果とコストの対応関係を可視化することで、より効率的な事業運営を図ることが望まれる。本事業は令和6年度に終了となっているが、好事例や改善点は同種の別事業で生かしていくことが望まれる。

14. 地域におけるこどもの居場所支援団体育成事業費（福祉部こども支援課）

(1) 目的

こどもの居場所づくりについては、市町村が質と量の両面から計画的に推進していく必要がある。そこで、市町村がこどもの居場所支援組織と連携し、その地域の居場所づくりを支援するモデル事業を実施するために必要な費用を助成する。

(2) 概要

事業内容	<p>こどもに係る地域資源を生かして、市町村がこども・子育て支援を包括的に進めるために必要な組織をモデル的に育成する事業である。</p> <p>事業目的・趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、県が市町村と「こどもの居場所づくり」を計画的に推進するため、市町村と地域をつなぐ機能を持つ団体（以下「支援団体」）を育成し、これらの団体と市町村が協働してこどもの居場所を整備・支援することで、地域のこどもの居場所づくりを促進することを目的としている。 ・具体的には、居場所立ち上げのための初期整備、運営支援、広報支援、連携支援などを「補助対象事業」と位置付け、補助金を交付することで、地域団体の参入しやすさと継続性を支援する仕組みである。 <p>補助対象および交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となるのは「市町村を通じて地域におけるこどもの居場所支援団体育成事業」を行う団体。補助対象経費は、謝金、旅費、消耗品費、印刷本費、役員費（通信費、搬送費、保険料など）、賃借料、委託料など、事業実施に必要な費用全般。 ・補助基準額は、300万円 ・土地の購入や賃借、居場所団体の運営上恒常的に発生する経費（運営コストの継続部分）は、補助対象外 <p>なお、本事業は令和6年度に終了している。これは「こどもの居場所づくりに関する指針」が令和5年12月22日に閣議決定されており、本指針の内容に基づき事業が整理されている為である。</p>
当初予算額	9,000千円
決算額	2,842千円

事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び市町村から推薦を受けた団体への助成 ・学識経験者等による中間評価・最終評価会の実施
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村によるこどもの居場所づくり支援体制への確立 ・こどもの居場所の安定した運営

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	—	—	—	—	9,000
決算額	—	—	—	—	2,842

(4) 当該事業に要する人員の状況

担当1名が全体調整や全体管理を行い、審査業務に携わっている。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

こども大綱、こどもの居場所づくりに関する指針に基づいて、管内の市町村との連携を図りつつ、こどもの居場所づくりの推進に努め、広域的なこどもの居場所づくりの環境整備を行っている。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

指標 こどもの居場所の数 800 か所

達成状況 734 か所（令和5年度末）

(7) 監査人総括（評価）

(A) 有効性（Effectiveness）の評価

(a) 目標設定の明確性について

本事業は、県が市町村と協働して「こどもの居場所づくり」を計画的に推進するため、市町村と地域をつなぐ中間支援機能を有する団体（支援団体）を育成し、当該団体と市町村が協働してこどもの居場所を整備・支援することを目的としている。支援団体は、行政と地域団体の橋渡し役として機能し、地域内のこどもの居場所の安定的・継続的な運営につながる基盤形成を担うものとされている。

この目的達成のため、県は、i 市町村が実施する「こどもの居場所支援組織育成事業」に対し補助を行い、ii さらに学識経験者の意見を取り入れた評価会の開催等を通じて、活動の評価、県内市町村への横展開（ナレッジシェア）を促進することを具体的な事業内容としている。

本事業が想定する成果の流れは、次の通り整理される。

- ・直接成果：市町村における中間支援機能及び先駆的な居場所の機能を備えた「こどもの居場所支援組織」の立ち上げの支援体制を整備すること
- ・中間成果：こども家庭センターと支援組織との連携により、困難を抱えたこどもや家庭の見守りが行われ、居場所が安定的に運営されること
- ・最終成果：地域全体でこどもを育てる社会の実現 → 県内の全てのこどもが歩いて行ける距離に居場所が設置されること

目標設定の明確性の観点からの評価では、本事業自体には定量的な目標が設定されておらず、成果を客観的に測定する枠組みの整備について課題があると考えられる。唯一測定可能な指標として「関連する5か年計画の施策指標（こどもの居場所数 800 か所）」が存在するものの、当該指標は政策全体の成果を測るものであり、本事業単体の因果効果を測定する指標として用いることは適切ではないと考える。【意見46】

(b) 評価環境と成果（アウトカム）について

本事業の成果は、単に補助金交付の件数や評価会の開催件数といったアウトプットにとどまらず、「市町村における居場所支援体制の確立」や「支援団体・市町村連携による見守りの実施」「居場所の安定運営」「好事例の市町村を跨ぐ横展開」などの社会的アウトカムとして把握される必要がある。

本事業は、県が市町村と協働し、地域においてこどもの居場所づくりを計画的に推進するため、中間支援機能を担う団体（支援団体）を育成し、行政と地域団体との橋渡し役として機能させることを目的としている。その成果は、概ね次の段階的構造として整理される。

- ・直接的成果：市町村がこどもの居場所づくりを行う体制が確立され、こどもの居場所支援組織の立ち上げが実現すること
- ・中間成果：こども家庭センターと支援組織の連携により、困難を抱えるこどもや家庭の見守りが行われ、地域の居場所が安定的に運営されること
- ・最終成果：地域全体でこどもを育てる社会が形成され、県内全てのこどもが歩いて行ける距離に居場所が確保されること

これらの成果構造は、本事業の政策目的と整合しており、事業設計の方向性としては妥当であると考えられる。

一方で、上記成果を客観的に把握するための定量的な指標は、上述の通り事業開始時点において明確に設定されていなかった。

本事業の趣旨上、市町村が育成した支援団体の活動内容や行政との協働状

況、見守り支援や居場所運営の改善状況、市町村を跨ぐ横展開による成果など、具体的な計測指標が必要であったが、これらが十分に整備されていたとは言い難い。

唯一、関連する「5か年計画」の施策指標として「こどもの居場所数 800か所」が示されているものの、これは県全体の成果指標であり、本事業による因果的な効果を測定する指標としては適切ではない状況であった。【意見46】

(c) 成果と事業手段の因果関係について

事業実施自治体（越谷市）においては、被支援者と支援組織の関係構築や先駆的な居場所での取組等において一定のアウトプットは確認されたと考える。

一方で、現時点では、アウトカム（成果）が本事業によってもたらされたものであると特定できる状況には至っていない。

その主たる要因として、まず、事業開始段階で成果を把握するための定量的・定性的な指標が設定されていなかったことが挙げられる。指標が存在しない状態では、事業によってどのような変化が生じたかを客観的に測定することができず、結果として因果関係の判断が構造的に困難となる為である。

【意見46】

(B) 効率性（Efficiency）の評価

(a) 実施プロセスの合理性

本事業は、

- i. 地域に根差したこどもの居場所モデル事業を実施する市町村への補助、
- ii. 学術経験者の意見を踏まえ、県内市町村への横展開を図る評価会の開催

を主たる活動として構成されている。期待される直接的アウトカムは、市町村におけるこどもの居場所支援組織の立ち上げであり、これに向けて必要な講座開催、交流の場づくり、意見交換会などが実施されている。

補助対象経費は、事業遂行上必要とされる謝金、旅費、需用費、役務費、賃借料、委託料等で構成されており、いずれも事業活動と目的の達成に直接関連する費用であり、補助率は県 100%、上限額は 300 万円とされている。越谷市の申請においても、行政と民間団体間の連携不足という地域課題に対応するため、中間支援機能と先駆的な居場所機能を備えたモデル事業が企画されており、事業化の背景および補助対象費用の妥当性は概ね確認できる。事業内容としては、

- i. こども支援者に必要な知識・スキルを習得するための講座開催、
- ii. こどもと支援者がともにつくるオンラインコミュニティ構築、
- iii. こども施策改善のためのこどもへのヒアリング調査、
- iv. 中間支援組織との意見交換会、
- v. 評価委員会の開催

などが実施されており、本事業の目的である「地域におけるこどもの居場所支援組織の形成」を支える構造となっている点で、企画内容と実施プロセスの整合性は認められる。

交付決定までの事務手続きについても、制度公表、申請受付、審査、交付決定、実績報告、補助金確定・支払、書類保存という一般的な補助金プロセスが整然と運用されており、本評価においてプロセスの不備は確認されなかった。

(b) 資源投入と成果のバランス

本事業は単年度でのモデル事業として実施されており、補助対象は3件(900万円)と見込まれたが、実績は越谷市の1件(284万円)のみであった。事業規模が計画より縮小したことにより、投入資源と期待される成果(横展開、市町村体制整備)のバランスに制約が生じている点は否めない。

特に、中間支援組織の立ち上げや、市町村・支援団体間の協働体制構築といった中間成果は、本来複数自治体でのモデル形成により波及効果が期待されるものであるが、単一市町村での実施にとどまったため、成果の広がりは限定的であったと評価される。

さらに、本事業が単年度で終了しているため、モデル事業による学びやノウハウ(ナレッジ)を継続的に市町村へ共有し、成果を積み上げていく仕組みが十分に構築されなかった点も、資源投入と成果のバランスの観点から課題として位置付けられると想定されるが、この点は令和7年度で本事業の成果の横展開を行っており別事業で成果を積み上げがなされている状況である。

(c) 改善可能性

事業は単年度で終了していることから、PDCAサイクルを通じた継続的改善の仕組みを確立するには至らなかった。しかし、越谷市のモデル事業で得られた知見(行政と団体の間にある用語・認識ギャップへの対応、橋渡し役となるアドバイザーの必要性など)は、県が今後の施策検討に活用すべき重要な示唆を含んでいる。

したがって、本事業の成果が限定的であったとしても、

- i. 評価会で得られた知見の整理、
- ii. モデル事業の成果を県内市町村に共有する仕組みづくり、
- iii. 次年度以降の関連施策での活用（委託設計・研修体系・アドバイザー制度等）

など、得られたアウトカムを他事業へ承継することが改善可能性として重要である。

特に、事業目的に掲げられた「市町村と支援団体の協働体制の形成」については、別事業でのプレイパーク団体へのヒアリングでも行政と団体の認識差やコミュニケーションのギャップが指摘されており、アドバイザー機能の導入や対話の場の制度化など、改善策の検討余地が大きい。これらの学びを活かすことで、効率性向上につながる施策形成が期待されると考える。

(C) 経済性 (Economy) の評価

(a) 費用の妥当性（市場価格との比較）

補助対象経費に含まれる謝金、旅費、需用費（消耗品費・印刷製本費等）、役務費（通信費・搬送料等）、賃借料（会場利用等）、委託料などについて精査した結果、市場価格と比較して著しく高額である、または不自然な設定がなされている項目は認められず、費用の妥当性の観点から検出事項はなかった。

本事業は中間支援機能およびモデル事業の支援としての性質を持つため、講座開催費、調査費、会議費等が中心となるが、これらの費用も一般的な水準であり、経済性に照らして不合理な支出は確認されなかった。

(b) 代替手段の検討

本事業においては、補助金交付に際し外部委託による選定や審査は行われておらず、市町村から提出された書類を基に、県内部の「居場所支援団体育成事業選定委員会」により審査が実施されている。

選定委員会は、こども支援課、こども政策課、こども安全課の職員の計5名で構成されており、令和6年度においては、応募書類に基づき書面審査方式により評価を行った。

審査項目は以下の5項目で構成され、評点方式により総合評価が行われる。

- i. 目的の理解（提案された内容が事業の目的に合致しているか否か）
- ii. 事業内容（スケジュール、体制、効果、発展性、モデル性）
- iii. 実績（こどもの居場所支援団体の実績・ノウハウ）
- iv. 見積額（事業経費）

v. 他補助事業との重複の有無（他の国庫補助事業等と重複の有無）

これらの審査プロセスは、複数職員の評価に基づく内部審査を採用しており、外部有識者等の活用は必須ではないものの、書面審査として一定の客観性と公平性を確保していると考えます。また、審査業務を外部に委託しないことにより、追加的なコストが発生していない点も、代替手段との比較において合理的である。

以上より、選定過程において代替手段を講じる必要性が特段認められず、経済性を損なう構造にはなっていないと評価される。

【意見46】支援団体の育成状況、行政との協働度合い、見守り支援の実施状況等について、事業の成果と因果関係を特定できる測定可能な指標をあらかじめ設定したうえで事業を実施することが望まれる

本事業は、「市町村と支援団体が協働してこどもの居場所づくりを推進する」という目的や、直接成果・中間成果・最終成果の概念整理は一定程度なされているものの、事業単体としての定量的・定性的な目標が設定されておらず、成果を客観的に測定する評価指標が整備されていない。

関連する5か年計画の施策指標として「こどもの居場所数800か所」が掲げられているが、これは県全体の政策成果を測るマクロ指標であり、本事業の因果効果を把握する指標として用いることは適切ではない。今後は、支援団体の育成状況、行政との協働度合い、見守り支援の実施状況等について、事業の成果と因果関係を特定できる測定可能な指標を設定し、それを基に事業を実施することが望まれる。

15. 子育てファミリー応援事業（福祉部子ども支援課）

（1）目的

市町村が実施する子育て支援事業の2倍の金額のギフト（最大10,000円相当）を配付する。市町村がギフトの配付等を通じて子育て家庭とつながることで、孤育てやワンオペ育児などを防止する。

（2）概要

事業内容	<p>市町村が実施する子育て支援事業の2倍の金額のギフト（最大10,000円相当）を配付する。</p> <p>本事業は、県内の子育て世帯と市町村を確実につなぎ、「孤立した子育て」や「ワンオペ育児」などの課題を防止し、育児の負担軽減を図ることを目的に実施されている。</p> <p>具体的には、“「埼玉県に生まれてくれてありがとう」の感謝の気持ちを込めた、最大1万円相当のベビーギフトを子どもが生まれたご家庭に贈呈する”ことで、子育て家庭への支援と市町村による子育て支援情報との接点構築を図っている。</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none">● 支援対象：埼玉県内在住で、子どもが生まれた家庭。令和7年3月31日までに出生した子どもがいる家庭が対象。● 支援内容：市町村が実施する第1子以降の子育て支援事業に上乗せして、子ども1人当たり最大10,000円相当の「コバトンベビーギフト」を贈呈。● 申請方法：対象市町村で配布されるチラシのQRコードから申請サイトにアクセスし、必要事項を入力してギフトを選択。● 申請期限：子どもの1歳の誕生日の前日まで。令和7年1月2日～3月31日生まれの方については令和7年12月31日まで申請可。● 外部委託先：生活協同組合パルシステム埼玉（申請管理、ギフト配送、見守り対応、問い合わせ対応等） <p>なお、本事業は令和6年度に終了している。これは子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から、国の恒久的な制度である妊婦支援給付金が創設されたため。</p>
------	---

当初予算額	409,769千円
決算額	304,470千円
事業計画	4月 委託事業者との契約 4月～ 申請受付・配付 随時 未申請者のフォローアップ
事業効果	市町村がギフトの配付等を通じて子育て家庭とつながることで、孤育てなどを防止する。 【活動指標】 参加市町村数 配付世帯数

埼玉県とお住まいの市町村が5の「はじめまして」です 2023年4月版

コバトンベビーギフト

埼玉県でお子さまが生まれたご家庭へ、「埼玉県に生まれてくれてありがとう」の気持ちを込めたギフトをお贈りします。

応募の条件

埼玉県内に在住で、お子さまがいらっしゃるご家庭

用意するもの
 こども医療費受給資格者証*
 又は申請される方と
 お子さまが写真された
 住民票の写真

<申請期限>
 お子さまの1歳の誕生日の前日まで
 ※令和7年1月2日～令和7年3月31日生まれの方は、
 令和7年12月31日まで

申し込みの流れ

- 1 こども医療費受給資格者証*又は申請される方とお子さまのお名前、現住所、誕生日が記載された住民票(本籍及びマイナンバーの記載がないもの)の写真を用意します。
- 2 2次元コードからサイトへアクセスし、必要事項を入力して、申し込み
- 3 あとはおうちで待つだけ!【お届け予定】お申し込みから1ヶ月前後

コバトンベビーギフトの申し込み
<https://www.kobatonbabygift.com>

pal-system パルシステム埼玉

コバトンベビーギフト 「好きな商品セット」をプレゼント!

赤ちゃん用品セット
 お子さまを初めて迎えるご家庭におすすめのセット

食品セット
 手軽に使える大満足の人気商品を詰め合わせ、生協だから安心の商品セット

スキンケアセット
 お子さまの肌にも優しいベビー用品など親子で使えるスキンケア商品セット

商品セットは他にも色々!

すべてのセットに「パルシステムおためし無料券」1枚プレゼント!

パルシステムオリジナルの人気商品を詰め合わせた2,900円相当の商品セットの中から、1つをお試しいただける無料券をお付けします。

定番商品おためしセット yohyohum 風呂敷おためしセット おんたん風呂敷おためしセット 赤ちゃんおためしセット

パルシステム埼玉の組合員もしくはこれから加入される方は、**パルシステムのカタログから、「好きな商品プレゼント」コースも選択できます!**

お問い合わせ 0120-860-678 【受付時間】月・金 9:00～20:00

(出典：ベビーギフトの案内)

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	—	—	—	452,878	409,769
決算額	—	—	—	173,479	304,470

(4) 当該事業に要する人員の状況

こどもの居場所担当

担当の職員2名(主査、一般)と副担当の1名(会計年度任用職員)で実施している。

担当の職員が委託契約などの財務業務を担当し、副担当の職員が市町村のフォローアップの集計業務を担当している。

(5) 関係する法規(ルール)とその遵守状況について

なし

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

参加市町村数 63 市町村

配付世帯数 32,613 世帯

(7) 監査人総括(評価)

(A) 有効性(Effectiveness)の評価

(a) 目標設定の明確性について

本事業は、市町村が実施する子育て支援事業に上乗せする形で、2倍相当の金額であるギフト(最大10,000円相当)を配布することにより、子育て家庭への経済的・心理的支援を行い、孤育の防止を図ることを目的として実施されている。事業実績からは、市町村の支援事業と連動したギフト配布を通じて40,894世帯が支援対象となり、子育て家庭と行政との接点が創出されたことが確認されており、これは孤育の防止につながる一定の中間成果として評価できる。この中間成果の積み重ねにより、子育て世帯が孤立せず、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現という最終成果を企図している点において、成果の方向性は概ね明確である。

しかしながら、本事業個別の数値的目標は設定されておらず、事業の達成度を客観的に測定する枠組みが十分に整備されているとは言い難い。本事業は「市町村支援事業の2倍相当のギフトを配布する」という性格上、配布数そのものを単純な目標とする設定は必ずしも馴染まない側面があるものの、市町村がギフトの配付等を通じて子育て家庭とつながることで、孤立防止や安心感の醸成を企図している以上、何らかの測定可能な数値目標を設定することが望ましい。

一方で、外部委託先より市町村ごとの申込数および発送数、ギフトの種類、アンケート集計結果等については、既にエクセル形式で整理され、県へ提出されていることから、これらのデータは有効性評価における基礎資料として積極的に活用すべきである。具体的には、地域別の配布実績や利用者満足度、支援への接

続状況等を指標化することにより、成果の傾向分析や改善点の把握が可能になると考えられる。

また、本事業の実施に当たり、外部委託先は「見守り」の視点に立った地域貢献活動を展開しており、事業目的に対する有効性が高い取組を実施していることが確認できる。具体的には、非組合員に対してはギフト配送後に電話またはメールで利用者の声を確認し、困りごとがある場合には「子どもスマイルネット」や県内ファミリー・サポート・センター等の相談窓口へつなぐ対応を行っている。また、組合員については定期的な情報発信や「見守り安心サービス」による異変察知対応体制を整備し、必要に応じて行政や緊急機関への連絡を行う仕組みが構築されている。さらに、一般社団法人くらしサポート・ウィズとの連携による「くらしの相談ダイヤル」の公開や、DV等の法律相談の提供、「ポケットブックさいたま」や「子どもスマイルネット」の情報同封など、「つながるきっかけ」の創出にも寄与しており、孤立防止を目的とする本事業との整合性は高い。

しかしながら、これらの取組についても、相談件数、フォロー実施件数、支援機関への接続件数等の数値的指標は設定されておらず、活動の成果を客観的に測定する仕組みは十分とは言い難い。そのため、有効性の高さが認められる取組である一方で、測定可能性の観点からは課題がある。【意見47】

以上より、本事業は方向性および取組内容において一定の有効性が認められるものの、成果を客観的に検証するための数値目標および指標設計の整備、既存データの体系的活用が今後の課題であり、評価可能性を高める観点から改善の余地があると判断される。

また、本事業は関連する5か年計画の施策指標として「合計特殊出生率の上昇（現状値1.17、目標値1.66）」を掲げ、この目標の達成に資する施策の一つとして位置付けられている。しかしながら、合計特殊出生率は経済状況や雇用環境、住宅事情、価値観の変化等、複合的な要因の影響を強く受ける指標であり、本事業単体の効果を当該指標のみで評価することは適切とは言い難い。そのため、当該指標は政策全体の方向性を示す参考指標として位置付け、本事業の有効性については、より直接的な成果指標を併用して評価することが求められる。本事業は令和6年度に終了となっているが、改善点や好事例などは関連する別事業でも生かしていくことが望まれる。【意見47】

(b) 評価環境と成果（アウトカム）について

本事業においては、市町村が実施する子育て支援事業と連動し、2倍相当のギフトを配布することにより40,894世帯が支援対象となり、行政と子育て家庭との接点が創出されたことが確認できる。この点は、孤育の防止や支援への導線形

成につながる中間成果として一定の効果が発現しているものと評価できる。

さらに、外部委託先による「見守り」活動については、ギフト配送後のフォロー確認や困りごとへの対応、「子どもスマイルネット」等の相談窓口への接続、見守り安心サービスの運用、相談ダイヤルの提供、各種支援情報の同封など、多角的なアプローチが行われており、本事業の目的に対する実質的な寄与が認められる。このような取組は、孤立防止という成果の質を高める点において評価できる。

一方で、市町村ごとの申込数・発送数、ギフトの種類、アンケート結果等についてはエクセルで集計され県へ提出されているものの、これらのデータが成果指標として体系的に分析・活用されている状況には至っていない。現状では配布実績の把握にとどまっており、その後の支援接続件数やフォロー効果、相談利用状況などを継続的に把握する評価環境は十分に整備されているとは言い難い。

したがって、本事業は一定の成果が確認できる段階にあるものの、成果の質および持続性を検証するためのアウトカム指標やフォローアップ体制については、整備が必要であったと判断される。本事業は令和6年度に終了となっているが、改善点や好事例などは関連する別事業でも生かしていくことが望まれる。【意見47】

(c) 成果と事業手段の因果関係について

本事業については、ギフト配布および見守り活動という支援手段と、孤育防止や安心して子どもを産み育てられる環境づくりとの因果関係について検討を行った。

本事業では、ギフト配布を通じて子育て家庭と行政との接点が形成され、さらに外部委託先によるフォロー確認や相談窓口への接続といった見守り機能が実装されていることから、支援への導線として一定の効果を果たしていると考えられる。また、「くらしの相談ダイヤル」や「見守り安心サービス」の導入により、相談や緊急時対応へのアクセスが強化されている点も、孤育防止に資する要素として評価できる。

しかしながら、これらの取組がどの程度実際に孤立防止につながったか、また支援接続後に世帯の状況がどのように変化したかについては、相談件数、フォロー実施件数、継続支援への移行件数等の数値的データが体系的に整理されておらず、因果関係を定量的に検証することは困難な状況にある。

加えて、関連する5か年計画の指標である合計特殊出生率の上昇は、本事業と政策目標との整合性を示す参考指標ではあるものの、出生率は多様な外的要因の影響を受けるものであり、本事業単体の成果を説明する因果指標として直接用いることは適切とは言い難い。

以上より、本事業は構造上、成果の発現および支援への接続について一定の因果関係が想定されるものの、それを客観的・定量的に検証可能な評価構造には至っておらず、測定可能性の観点から課題が残る。見守り活動や相談接続の成果を指標化し、比較分析や継続追跡が可能な体制を整備する事が必要であったと考えられる。本事業は令和6年度に終了となっているが、改善点や好事例などは関連する別事業でも生かしていくことが望まれる。【意見47】

(d) 支援の到達性・公平性の観点からの評価

本事業の有効性を検討するうえでは、成果の有無だけでなく、その成果が公平かつ実質的に対象世帯へ届いているかという観点も重要である。その点において、本事業の制度設計には有効性を阻害するおそれのある要因が一部認められる。

具体的には、本事業の県の補助額が市町村のギフト額と同額を上乗せする制度構造により、市町村によって支援額に大きな差が生じており、結果として世帯間で受給総額に不均衡が発生している状況が確認される。このことは、本来平等に保障されるべき支援効果の到達度に差を生じさせる可能性があり、有効性の観点から課題があると考えられる。

また、特に市町村から4,000円以下相当のギフトを受ける世帯については、市役所での手渡しによる配布のみとなっており、宅配対応の他世帯と比較して負担が生じている可能性もある。この点支援の利用しやすさという観点から成果発現に影響を与える要因となり得る。

以上より、制度運用における公平性および利便性の差が、支援効果の均質な発現を妨げている可能性がある状況であった。【意見48】

(B) 経済性 (Economy) の評価

(a) 実施プロセスの合理性について

本事業においては、主要な業務について外部委託がなされており、その委託内容は概ね以下のとおりである。

- ア. 申請サイトの作成・運営及び申請受付
- イ. ギフトの選定、配送、対象者の見守り
- ウ. 問い合わせ対応
- エ. 問い合わせ対応マニュアルの作成
- オ. チラシの作成及び送付

これらの業務は、制度設計から実務運用、対象者への支援およびフォローアップに至るまで、事業の一連の流れを包括的にカバーしており、環境の整備からギフトの発送、その後の見守り活動までを一貫して外部委託できている点

は、業務の分断を避け、責任の所在を明確にするうえで合理的な体制であると評価できる。

(b) 資源投入と成果のバランスについて

本事業における支出の大部分は外部委託費で構成されており、限られた人的・時間的、物質的資源の中で事業を効率的に遂行するための手段として、外部専門事業者の活用は適切であると考えられる。

申請管理、ギフト配送、見守り対応、問い合わせ対応までを外部委託により一元的に実施する構造は、県側の業務負担軽減と事業運営の円滑化に寄与しており、投入資源と得られる成果との関係においても概ね妥当な事業構造であると評価できる。

(C) 経済性 (Economy) の評価

経済性の評価は、本事業における財政支出が、事業目的に照らして適正かつ合理的な水準で行われているかを検証するものである。具体的には、支出された費用が市場価格や過去の類似事例と比較して妥当であるか、より低コストで同等の成果を得られる代替手段が存在しなかったか、また公的財源が無駄なく効果的に活用されているかという観点から評価を行った。

本評価では、ギフトの調達費用および委託費といった主要な支出項目について、価格の妥当性および契約形態の合理性に着目するとともに、外部委託の構造や競争環境の確保状況を踏まえ、費用対効果の観点から総合的に検証した。

(a) 費用の妥当性 (市場価格との比較)

本事業における経済性について、まずギフト内容となる商品の価格についてサンプルによる市場調査を実施した。その結果、当該商品の価格はいずれも一般市場における販売価格と近似しており、著しく高額である、あるいは不合理と認められる点は確認されなかった。

また、ギフト代金以外の支出項目である委託料、送料、通信費、消耗品費、人件費等についても、外部委託先へ支払われる契約金額の内容を確認した結果、監査人の判断において市場価格の範囲内に収まっており、過度な水準や不透明な価格設定は認められなかった。

(b) 財源の適正利用

本事業における公的財源の用途については、支出内容が事業目的に沿って使用されており、不要な支出や著しく非効率な支出は確認されなかった。特に、ギフトの配布および関連業務に係る費用は、事業の趣旨と整合しており、財源

の適正利用が概ね確保されていると評価できる。

【意見47】成果指標および評価環境の整備について、本事業の目的に即した直接的な成果指標および中間成果指標の設定が望まれると共に、収集済みデータを含めた評価環境の整備を進め、事業の有効性を客観的かつ継続的に検証できる体制を構築することが望まれる

本事業は、市町村が実施する子育て支援事業に上乗せしてギフトを配布し、孤育の防止や子育て家庭と行政との接点形成に一定の成果を上げているものの、個別事業としての有効性を客観的に検証するための枠組みが十分に整備されているとは言い難い。

具体的には、事業の達成度を示す数値目標が設定されておらず、相談件数、フォロー実施件数、支援機関への接続件数等、見守り活動の成果を把握するための指標も明確化されていない。また、市町村ごとの申込数・発送数、ギフトの種類、アンケート結果等のデータは収集されているものの、これらが体系的に分析され、成果指標として活用されている状況には至っていない。

さらに、本事業は関連する5か年計画の施策指標として「合計特殊出生率の上昇」が掲げられているものの、当該指標は多様な要因の影響を受ける性質を有しており、本事業単体の効果の評価する指標として用いるには限界がある。

このため、本事業の目的に即した直接的な成果指標および中間成果指標の設定が望まれると共に、収集済みデータを含めた評価環境の整備を進め、事業の有効性を客観的かつ継続的に検証できる体制を構築することが望まれる。

本事業は令和6年度に終了となっているが、改善点や好事例などは関連する別事業でも生かしていくことが望まれる。

【意見48】支援の到達性および公平性の確保について、ギフト額および配布方法について、公平性および利用者負担の観点から制度全体を点検し、可能な範囲で支援水準と受け取り方法の均質化を図るなど、制度設計の見直しを検討することが望ましい

本事業における県の補助額は、市町村が行うギフト額と同額を上乗せする仕組みとなっていることから、市町村間で基礎となるギフト額に差がある場合、結果として世帯ごとの受給総額に不均衡が生じる構造となっている。これは、本来等しく享受されるべき支援効果の到達度に差を生じさせるおそれがあり、有効性の観点から課題があると考えられる。

また、一部の市町村においては、比較的低額のギフトを支給する世帯について、市役所での手渡しによる配布が行われており、宅配により受け取る世帯と比較して、宅配の

選択肢を設けないことは、申込者に追加的な時間的・身体的負担を強いる結果となっている可能性がある。このような実務運用上の差異も、支援の利用しやすさおよび実質的な支援効果に影響を与え得る要因である。

以上を踏まえ、県としては、ギフト額および配布方法について、公平性および利用者負担の観点から制度全体を点検し、可能な範囲で支援水準と受け取り方法の均質化を図るなど、制度設計の見直しを検討する必要があると考える。

本事業は令和6年度に終了となっているが、改善点や好事例などは関連する別事業でも生かしていくことが望まれる。

16. 埼玉版放課後児童健全育成事業（福祉部こども支援課）

(1) 目的

児童福祉法第6条の3第2項に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的として市町村が実施する放課後児童クラブの運営及び設置等を支援する。

(2) 概要

事業内容	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的として市町村が実施する放課後児童クラブの運営及び設置等を支援する。
当初予算額	7,483,497千円（令和6年度）
決算額	6,516,504千円（令和6年度）
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対して、クラブ運営費の補助金を交付する。 2,050か所 放課後児童クラブを新設整備する市町村に対して経費の一部を助成する。 54か所 放課後児童支援員認定資格研修を実施する。 16回
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対して、クラブ運営費の補助金を交付した。 2,084か所 放課後児童クラブを新設整備する市町村に対して経費の一部を助成した。 80か所 放課後児童支援員認定資格研修を実施した。 16回

県は当該事業を実施する市町村等に対して補助金を交付しており、主な内容は以下のとおりである。

(A) 放課後児童健全育成事業費補助

内容	放課後児童健全育成事業費補助
目的	県は、当該事業を実施する市町村に対して、クラブ運営費の補助金を交付する
交付実績	63市町村（2,084箇所）
交付実績額	6,105,139千円
負担割合	国 1/3、県 1/3、市町村 1/3

(B) 埼玉県放課後児童健全育成事業費補助

内容	埼玉県放課後児童健全育成事業費補助
目的	「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」の遵守や国の処遇改善に係る補助制度を活用する民営クラブへの加算として、市町村に補助金を交付する。
交付実績	27 市町村
交付実績額	35,501 千円（補助金 35,397 千円＋旅費 104 千円）
負担割合	県 1/3、市町村 2/3

(C) 学校施設等を活用した放課後児童クラブの整備

内容	学校施設等を活用した放課後児童クラブの整備
目的	放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブを新設整備する市町村に対して経費の一部を助成する。
交付実績	7 市町村
交付実績額	95,448 千円
負担割合	国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 等

(D) 放課後児童クラブ施設整備費

内容	放課後児童クラブ施設整備費
目的	放課後児童クラブを新設整備する市町村に対して経費の一部を助成する。
交付実績	5 市町村
交付実績額	83,065 千円
負担割合	国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 等

(E) 放課後児童クラブ環境整備事業費

内容	放課後児童クラブ環境整備事業費
目的	余裕教室等の改修整備等を行う市町村に対して経費の一部を助成する。
交付実績	25 市町村
交付実績額	123,333 千円
負担割合	国 1/3、県 1/3、市町村 1/3

(F) 埼玉県放課後児童クラブ施設整備費等補助

内容	埼玉県放課後児童クラブ施設整備費等補助
----	---------------------

目的	大規模クラブの分割を行う市町村に対して経費の一部を助成する。
交付実績	放課後子ども環境整備促進事業費交付金 8市町村 放課後児童クラブ施設整備促進事業費交付金 3市町村
交付実績額	放課後子ども環境整備促進事業費交付金 30,049千円 放課後児童クラブ施設整備促進事業費交付金 27,769千円
負担割合	(補助基本額に市町村の負担割合を乗じて得た額において) 県 1/2、市町村 1/2

(G) 放課後児童支援員人材確保・定着支援事業

当該事業は、保育士養成校等へのPR、学生向け現場体験（ボランティア等）受入促進、認定資格研修、及び巡回支援アドバイザー派遣等を実施している。

(a) 保育士養成校へのPR

内容	放課後児童クラブに勤務する放課後児童支援員と当課職員が県内保育士養成施設を訪問し、学生向けに放課後児童支援員の仕事内容ややりがいについて説明を行う。
計画	20か所に訪問。
実績	3か所に訪問。
支出	報償費 10千円

(b) 学生向け現場体験（ボランティア等）受入促進

内容	県内の保育士養成施設に在籍する学生に放課後児童クラブの業務を体験してもらうことを目的に、県内の放課後児童クラブにボランティア受入の希望調査を実施の上、県内の保育士養成施設へ受入希望クラブのリストを配布するなどして、ボランティア募集の周知等を行う。
対象者	埼玉県内の保育士養成施設の学生 埼玉県内の大学の学生
謝金	ボランティアに従事した学生：1日につき2,000円 受け入れた放課後児童クラブ（公設公営を除く）：1日につき1,500円
計画	受入計画 600人
実績	受入実績 0人

(c) 巡回支援アドバイザー派遣

内容	放課後児童クラブにおいて質の高い支援を確保できるよう、助言等を行う巡回アドバイザーを県から県内の放課後児童クラブに派遣する。1クラブにつき、2回（1回当たり2時間程度）としている。 【児童関係】 <ul style="list-style-type: none">・こどもとの関わり方、指導方法・他の児童との関係性・こどもの特性の理解・保護者への対応 【労務管理】 <ul style="list-style-type: none">・賃金等について・効果的な人材確保・施設ごとの労務管理・職場のハラスメント
計画	230回
実績	児童関係145回、労務関係1回
支出	報償費2,352千円

(d) 放課後児童支援員研修事業

業務名	放課後児童支援員研修事業
目的	放課後児童クラブに従事する職員の資質の向上を図るため、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じたきめ細やかな研修を実施することを目的とする。当該事業の実施については外部に委託をしている。
内容	放課後児童支援員認定資格研修 ^{※1} 、初任者研修 ^{※2} 、中堅者研修 ^{※3} 及び管理者研修 ^{※4} に対応するための専門研修を実施し、各研修が相互に効果的に実施されるよう研修を体系立てて実施するものとする。 ※1 放課後児童支援員認定資格研修 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）」に基づき実施する研修 ※2 初任者研修

	<p>放課後児童クラブに従事期間5年未満の職員を対象とした研修</p> <p>※3 中堅者研修 放課後児童クラブに従事期間5年以上等の職員を対象とした研修</p> <p>※4 管理者研修 放課後児童クラブ内で指導的役割を担う職員を対象とした研修</p> <p>(※2～4を総称する場合は「放課後児童支援員等資質向上研修」とする)</p>																
実績	<p>1. 認定資格研修会 研修実施日：令和6年6月20日～令和7年3月20日 全16回開催。受講者数は1,153名だった（昨年度は1,035名）。研修講師は大学教員、放課後児童クラブ指導員など。 成果としては、講師は県内の教育・福祉系の大学から、科目内容に十分応えることのできる講師を確保でき、講義内容もおおむね好評だったとのことである。</p> <p>2. 新任支援員研修会について 研修実施日：令和6年7月13日、令和7年3月8日 オンラインで2回実施。 受講者数</p> <table border="1" data-bbox="564 1368 1353 1565"> <thead> <tr> <th></th> <th>市町村数</th> <th>参加者数</th> <th>昨年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td>38</td> <td>124名</td> <td>162名</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>36</td> <td>161名</td> <td>164名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>285名</td> <td>326名</td> </tr> </tbody> </table> <p>成果としては、限られた時間ではあるが、経験豊富な支援員の実践から、現場で即必要となる事柄を中心に学ぶ、効果的な学習会となった。『児童の権利条約』および『こども基本法』をうけ、こどもの意見表明権をどのように保障していくか詳しく学ぶことができたとのことであった。</p> <p>3. 中堅者研修会について 研修実施日：令和6年11月10日、令和6年12月15日 オンラインで2回実施。</p>		市町村数	参加者数	昨年度	1回目	38	124名	162名	2回目	36	161名	164名	合計		285名	326名
	市町村数	参加者数	昨年度														
1回目	38	124名	162名														
2回目	36	161名	164名														
合計		285名	326名														

	受講者数			
		市町村数	参加者数	昨年度
	1回目	39	408名	388名
	2回目	45	414名	437名
	合計		822名	825名
	<p>成果として、こどもの主体性や権利を尊重すること、一人ひとりの違いを踏まえ、こどもの最善の利益を保障する支援員の役割について学ぶことができたとのことであった。</p>			
	<p>4. 管理者研修会について</p>			
	<p>研修実施日：令和6年10月6日、令和7年1月13日</p>			
	<p>全2回開催。</p>			
	<p>受講者数</p>			
	市町村数	参加者数	昨年度	
1回目	26	101名	101名	
2回目	25	108名	101名	
合計		209名	202名	
<p>成果として、人材確保が困難な昨今、離職予防の観点で職場リーダーが目配りすべきことを学べたことはたいへん有益とのことである。</p>				
委託金額	13,692千円			
業者名	一般社団法人子ども・放課後サポートセンター			
選定方法	随意契約			

(出典：放課後児童支援員研修事業実績報告書、仕様書)

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	5,883,777	6,372,630	6,905,888	7,474,694	7,483,497
決算額	4,987,908	5,153,754	5,394,619	5,674,982	6,516,504

(4) 当該事業に要する人員の状況

放課後児童クラブ担当

主幹、主査、担当3名の計5名で実施している。

主幹は担当内総括、主査は主に認定資格研修の業務を担当し、3名の担当は主に①運営費、②整備費、③人材確保を担当している。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

児童福祉法第6条の3第2項 ほか

子ども・子育て支援法第3条第2項、第67条第2、3項 ほか

に基づき事業を実施している。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

・放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対して、クラブ運営費の補助金を交付する。 取組予定 2,050 か所 補助実績 2,084 か所

・放課後児童クラブを新設整備する市町村に対して経費の一部を助成する。

取組予定 54 か所 補助実績 80 か所

・放課後児童支援員認定資格研修を実施する。 取組予定 16 回 実施実績 16 回

(7) 監査人総括（評価）

(A) まとめ

当該事業の実施により県内の放課後児童クラブ数、利用定員数は増加傾向にある。一方で、利用希望者数もそれ以上に増加し、定員に対して整備が一部追いついていない面もあると考えられるが、利用希望者数の増加を予測し、様々な補助事業を行った効果が一定程度現れていると考えられ、事業に対する効果は大きいと考えられる。

（放課後児童クラブの推移）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	70,162人	72,447人	75,511人	79,017人	82,787人
利用定員数	73,251人	75,801人	77,729人	79,897人	83,659人
利用希望者数	71,827人	73,677人	77,065人	80,898人	84,919人
クラブ数	1,875	1,920	1,967	2,015	2,112
大規模クラブ数	25	32	29	33	39

（出典：こども支援課作成資料より抜粋）

(B) 子育て支援の充実への貢献状況について

当該事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的として市町村が実施する放課後児童クラブの運営及び設置等を支援することが期待さ

れている。そのため、保護者が安心して労働できるようにする環境をつくるとともに、子育て環境の充実を図る意味において貢献度は高いと考えられる。

(C) 費用対効果について

令和6年度の予算額は7,483,497千円、実績額は6,516,504千円であり、執行率は約87%であった。予算と実績額の差異の主な内訳は、放課後児童健全育成事業費補助848,769千円、学校敷地等を活用した放課後児童クラブの整備29,738千円、放課後児童クラブ施設整備費22,538千円、埼玉県放課後児童クラブ施設整備費55,330千円等であり、市町村の所要額調査と実績額に乖離があったためとのことであった。これは、放課後児童クラブの整備等が一部実施できていないものがあることが要因と考えられるが、実績額として令和5年度と比較すると、市町村等への補助は大幅に増加しており、県として利用定員数の増加に向けて適切に対応していると考えられる。

(D) 収入、支出の主な内容について

令和6年度の支出は以下のとおりである。 (単位：千円)

節	支出命令額	内容
負担金、補助及び交付金	6,500,200	放課後児童健全育成事業補助金
委託費	13,692	放課後児童支援員研修委託料
報償費	2,412	放課後児童クラブへの巡回支援事業アドバイザー謝金等
旅費等	200	旅費

(E) 放課後児童クラブの設備及び運営の状況調査

放課後児童クラブ（学童保育）が適切な環境で運営されるため、設備や職員配置、運営方法などに関する最低基準を定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）がある。同基準は、子ども・子育て支援法など関連法令の施行に伴い、放課後児童クラブの運営水準を明確化し、事業の安定性・継続性を確保することを目的としており、市町村は同基準を斟酌し条例を制定している。これに関連し、県では平成27年3月に策定した「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」において、各市町村における放課後児童クラブの設備及び運営の状況を調査し、これを公表することとしており、令和6年度の調査結果は以下のとおりとなっている。

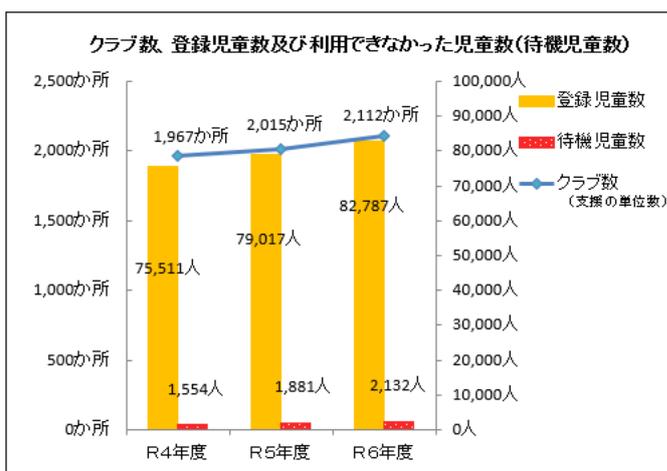
(a) 基礎データ

(ア) クラブ数、登録児童数について

調査対象クラブ数（支援の単位数※）は、2,112 か所（実施状況調査と同対象。）で、対前年度（調査日 R5. 5. 1 子ども家庭庁「実施状況調査」）比 4.8%増であった。一方、登録児童数は 82,787 人で、前年度「実施状況調査」と比べ 4.8%増加している。

※支援の単位

「支援の単位」とは、児童の集団の規模を示す基準として平成 27 年度から導入されたものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として、行うこととなった。



平成 27 年 4 月から、子ども・子育て支援新制度が本格施行されたことにより、対象年齢がそれまでのおおむね 10 歳未満から小学校 6 年生までに拡大され、クラブ数及び登録児童数が大幅に増加した。

待機児童については、令和 2 年度から令和 3 年度は減少し、令和 4 年度から令和 6 年度は増加した。令和 6 年度は前年度比 251 人増の 2,132 人の待機児童が発生した。待機児童が発生する主な要因としては、制度改正に伴い対象学年が高学年へ拡大されたことで高学年の入所希望する家庭が増加したこと、保育所の入所受入枠の拡大が進み、保育所から引き続きクラブの利用を希望する家庭が増加していること、人口や児童数が増加していない地域においても申込率が増加したことなどが考えられる。

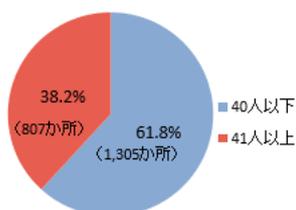
登録児童数のうち障害児の人数は、2,214 人で、前年度「実施状況調査」より 9.8%増加しており、登録児童数に占める割合は 2.7%となっている。（各年度 5 月 1 日現在 国「実施状況調査」から）

(イ) 支援の単位の規模

40 人以下の適正規模である支援の単位は、2,112 か所のうち 1,305 か所で、全体の 61.8%であった。

一つのクラブを複数の支援単位に分ける場合に、支援の単位ごとに壁やパーテーションで区切らずに実施している支援の単位は、2,112か所のうち607か所で、全体の28.7%であった。

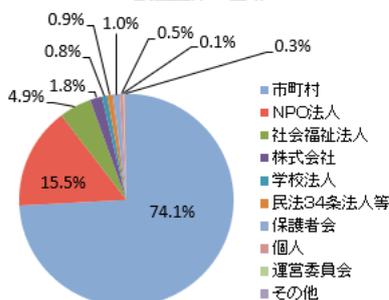
児童数40人以下の支援単位



(ウ) 設置主体

設置主体は市町村が一番多く、2,112か所のうち1,566か所で、全体の74.1%を占めた。次に多いのはNPO法人で、327か所で15.5%、3番目に多いのは社会福祉法人で、103か所で4.9%であった。「その他」の内訳は、協同組合が3か所、有限会社が2か所などであった。

設置主体の種類

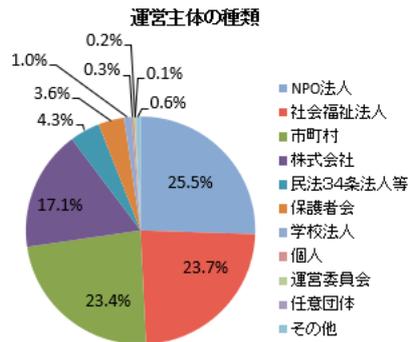


設置主体の種類	市町村	NPO法人	社会福祉法人	株式会社	学校法人	民法34条法人等	保護者会	個人	運営委員会	その他	合計
クラブ数(支援の単位)	1,566か所	327か所	103か所	38か所	17か所	18か所	22か所	11か所	3か所	7か所	2,112か所
割合(%)	74.1%	15.5%	4.9%	1.8%	0.8%	0.9%	1.0%	0.5%	0.1%	0.3%	100.0%

※民法 34 条法人等：公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人

(エ) 運営主体

運営主体はNPO法人が一番多く、2,112か所のうち539か所で、全体の25.5%であった。次に多いのは社会福祉法人で、501か所で23.7%、3番目に多いのは市町村で、495か所で23.4%であった。「その他」の内訳は、協同組合が10か所などであった。



運営主体の種類	NPO法人	社会福祉法人	市町村	株式会社	民法34条法人等	保護者会	学校法人	個人	運営委員会	任意団体	その他	合計
クラブ数(支援の単位)	539か所	501か所	495か所	361か所	90か所	77か所	22か所	7か所	5か所	2か所	13か所	2,112か所
割合(%)	25.5%	23.7%	23.4%	17.1%	4.3%	3.6%	1.0%	0.3%	0.2%	0.1%	0.6%	100.0%

※民法 34 条法人等：公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人

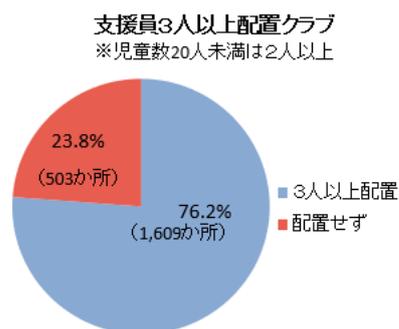
(b) 支援の単位の状況

(ア) 職員数（保育時の体制数）

職員数（保育時の体制数）は平均 4.3 人であった。※障害児担当職員の兼務を含む

(イ) 支援員の配置

支援員（有資格者）を 3 人以上（うち 1 人を除き補助員でも可）配置している支援の単位（※）は、2,112 か所のうち 1,609 か所で、全体の 76.2% であった。（※児童数 20 人未満の場合は 2 人以上配置している支援の単位）



(ウ) 常勤（フルタイム）の職員数

(ア)のうち、常勤（フルタイム）職員の人数（保育時の体制数）は平均 1.9 人であった。また、常勤職員を複数配置しているクラブは 2,112 か所のうち 1,265 か所で、全体の 59.9% であった。

※「常勤職員」とは、原則として施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者をいう。また、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者は、上記にかかわらず「常勤職員」とする。

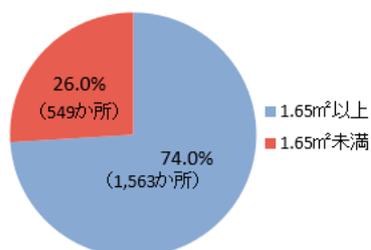
(エ) 障害児在籍クラブ数、障害児担当職員配置状況

障害児が在籍している支援の単位は2,112か所のうち1,077か所で、全体の50.1%であった。その中で障害児担当職員を配置している支援の単位は920か所であった。

(オ) 児童1人当たりの面積

児童1人当たり、設備部分を除いて1.65㎡以上の広さが確保されている支援の単位は2,112か所のうち1,563か所で、全体の74.0%であった。

児童1人当たりの面積



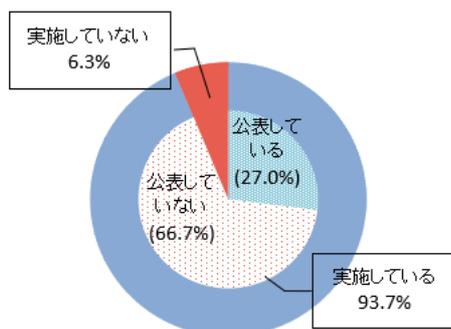
(c) 利用料金

利用料金（おやつ代含む）の平均は7,993円であった。

(d) 点検

毎年、クラブに対して運営基準の内容の点検を行っている（又は行う・行わせる予定である）市町村は63市町村のうち62市町村であった。また、この点検を行っている市町村のうち、点検内容を公表している（又は公表する予定である）市町村は17市町村で、全体の27.0%であった。

点検の実施状況



【意見49】 県は埼玉県放課後児童クラブガイドラインにおいて、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に定められた重要事項について、漏れなく調査を行い、可能な範囲でクラブ状況調査結果として開示することが望ましい

上記の県による放課後児童クラブの設備及び運営の状況調査結果において、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に定められている虐待等の禁止（第12条）、衛生管理（13条）、運営規程（14条）、帳簿（第15条）、苦情への対応（第17条）、開所時間及び日数（第18条）、第19条（保護者との連絡）、第20条（関係機関との連絡）、事故発生時の対応（第21条の調査結果が記載されていなかった。当該基準は、各自治体（市町村）が条例を制定する際の「参酌すべき基準」（参考にすべき基準）として位置付けられており、個々の事業者に罰則を伴う形で強制されるものではないが、各自治体は当該基準の多くを条例に反映させるため、実質的に全ての放課後児童クラブは、当該基準に沿って運営されることが期待されている。よって、当該基準に定められた重要事項について、漏れなく調査を行い、可能な範囲でクラブ状況調査結果として開示することが望ましい。

（F）各論点（委託事業、補助事業）について

当該事業における委託事業、及び補助事業に係る資料を閲覧したが、当該業務の財務の執行状況について異常点は発見されなかった。

【意見50】 県はクラブ運営基準の内容の点検を行っていなかった市町村に対し、点検が実施されるように促すべき市町村に積極的に働きかけるべきと考える

令和6年度、クラブに対して運営基準の内容の点検を行っている県内の市町村は63市町村のうち62市町村であった。運営基準の内容の点検は、クラブの適正・安全な運営ため非常に重要なものと考えられる。児童福祉法第21条の9では、放課後児童健全育成事業の実施主体は市町村と規定されており、県から市町村への指導権限はないため、クラブ運営基準の内容の点検で発見された事項について、県は市町村に対する指導は行っていないとのことである。そのため、確かに県は法的拘束力や強制力のある指導はできないと考えられるが、補助金の交付等を通じて県は当該事業に関与しており、クラブの適正・安全な運営の確認のためには点検は非常に重要であり、地方自治法第245条の4第1項にある技術的助言はできると考えられる。よって、今回、県内の63市町村のうち点検という形で実施していなかった1市町村に対しては、クラブが公設公営だったため点検という形では実施されていなかったとのことであった。

よって、埼玉県放課後児童クラブガイドラインに準拠した点検を実施できる体制を整えるため、県も市町村とさらに連携を強化し、点検が実施されるように促すべきと考える。なお、令和7年度からは前述の点検が未実施だった市町村に関して、クラブ

が指定管理者により運営されることとなったため、市町村が点検を実施するように改善する見込みである。

また、点検を行っている市町村のうち、点検内容を公表している（又は公表する予定である）県内の市町村は17市町村で、全体の27.0%であったが、点検内容の公表は、利用者が児童クラブの運営状況を把握することができる重要な機会の一つであり、点検内容の積極的な公表を促していくことが必要と考える。

【意見51】 県は放課後児童支援員人材確保・定着のため、謝金・賃金の見直し、潜在的有資格者を対象とした再就職支援や就職説明会、多様な勤務形態の導入、シルバー人材センターとの連携等の施策を行う市町村への支援を拡充する等の措置を講ずることが有用と考える

放課後児童支援員人材確保・定着支援事業として、様々な事業を実施しているが、下記事業については実施目標に対し実績が大きく下回っている状況にある。

①保育士養成校等への訪問

訪問目標20回に対し、実績は3か所への訪問にとどまっている（令和7年度は4校で実施見込み）。保育士養成校等への訪問は、事前に県内保育士養成校等へニーズを確認した上で実施しているが、保育士養成校にとっては保育士を取得することが第一であることから、放課後児童クラブへの就職に関する情報を最優先に求めているわけではないことが訪問回数未達成の要因であると県は考えている。令和7年度は県内保育士養成校等へニーズ調査をする際に就職担当者などに直接電話で依頼や、養成校への事前説明のために直接訪問する中で「保育士資格取得予定の学生に対し保育士資格を活かした、こどもに関わる仕事について説明させていただきたい」と学校側に伝えることで、少しでも説明機会が増加するよう努めている、とのことであった。県の努力は大いに評価できると考えられるため、今後は保育士資格取得後に放課後児童支援員として働くこともできることを積極的にアピールするなど、保育士の未来を見据えた説明を行えるように努めることが望ましい。また、当該事業を行う市町村への補助金支援の実施も検討することが有益と考える。

②放課後児童クラブへの巡回支援事業

実施目標230回に対し、児童関係145回、労務関係1回の実施にとどまっている。巡回支援事業は、各市町村ですでに同様の事業を実施している場合は対象外としており、各市町村で実施する自治体は年々増加していることから、県の派遣件数は緩やかに減少している。また、令和6年度については、派遣できるアドバイザーが不足していることから、希望どおりに派遣が実施できなかったことも理由の1つとのことである。市町村での実施増加によって県での実施回数が減少しているとのことである。

め、そこから生まれる資源をアドバイザーの人員を増やすための施策につなげていくことが必要と考える。

③学生向け現場体験（ボランティア等）受入促進

受入目標 600 名に対し、実績は 0 人とのことであり、県は実績が伴っていない主な要因は参加の要件や謝金にあると考えている（令和 7 年度は目標を 100 名とし、令和 7 年 11 月末時点の受入実績は 1 名）。令和 6 年度から参加要件を 1 日から参加可能としたことや、県内の大学生も参加可能として緩和を図っている。県は現場体験のボランティアに係るアピール活動をさらに積極的に行うことが望まれ、謝金についても見直しを行うなど、様々な角度から受入促進を図るように努める必要があると考える。

17. 放課後児童クラブ待機児童解消支援事業（福祉部こども支援課）

(1) 目的

県内の放課後児童クラブ利用希望者全員の受入れ枠を確保し、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童が放課後及び小学校の休業日を安心して過ごすことができるようになるように支援する。

(2) 概要

事業内容	県内の放課後児童クラブ利用希望者全員の受入れ枠を確保し、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童が放課後及び小学校の休業日を安心して過ごすことができるようになるように支援する。
当初予算額	12,567 千円（令和6年度）
決算額	2,241 千円（令和6年度）
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後居場所緊急対策事業 20 か所 ・待機児童調査研究事業 1 回
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後居場所緊急対策事業 1 か所 ・待機児童調査研究事業 1 回

当該事業は下記から構成されている。

(A) 放課後居場所緊急対策事業

事業の概要は以下のとおりである。

趣旨	放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館、小学校等の既存の社会資源を活用することにより、放課後にこどもの安全・安心な居場所を提供するものである。
実施主体	本事業の実施主体は、市町村とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
事業内容	放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保するため、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館、小学校等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守り等を行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。
対象児童	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部に就学している児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童を対象とする。

	<p>また、利用児童数については、事業を実施する施設の規模や職員体制、利用状況等を踏まえ、児童が安全に過ごすことができる人数を勘案して設定するものとする。</p>
職員体制等	<p>市町村が適切と認めた者を1人以上配置すること。なお、事業の実施に際しては、既存施設に従事する職員等と密接に連携し、その協力体制のもとで行うものとする。</p>
開所日数等	<p>開所する日数等は、原則として週3日以上、かつ1日2時間以上とし、その地域における社会資源の状況や、児童の保護者の就労日数・時間、小学校の授業の終了時刻・休業日その他の状況等や利用者ニーズ等を考慮して設定することとする。</p>
実施場所等	<p>児童館、公民館、小学校、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用して実施すること。また、児童が安全かつ安心して過ごすための活動スペースを備えるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカー等）を備えるものとする。</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に際しては、学校、家庭と連絡体制を構築し、こどもの状況・居場所等について必要に応じて情報共有を行うとともに、小学校の下校後、直接事業実施施設を利用できるよう小学校との協力体制を構築すること。 また、入退館時間や送迎等にも十分注意を払い、事業実施施設と学校間、自宅間の往来に係るこどもの安全確保について留意すること。 ・こどもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくるとともに、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、こどもが過ごす場所として事業の質の向上に努めること。 ・本事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。 また、傷害保険等に加入するものとする。
対象事業の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。 ・塾、スポーツクラブなどの習い事をしてこどもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。

	・他の国庫補助又は県費補助を受ける場合は本事業の対象とならない。
費用	・県は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ・市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

当該事業の実施により交付される補助金の概要は以下のとおりである。

名称	埼玉県放課後居場所緊急対策事業補助金
目的	この補助金は、「埼玉県放課後居場所緊急対策事業実施要綱」の規定に基づき市町村が実施する事業を対象に補助することで、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。
交付対象	「埼玉県放課後居場所緊急対策事業実施要綱」により市町村が行う事業に必要な経費とする。
交付想定件数	20 箇所
交付実績	1 箇所（本庄市）
交付実績額	241 千円
負担区分	国 1/3、県 1/3、市町村 1/3

（出典：子ども支援課作成資料）

（B）待機児童調査研究事業

当該事業は、効果的な待機児童対策を検討するために、待機児童に係る詳細な調査研究を実施するものであり、下記のとおり外部に委託されている。

業務名	待機児童調査研究業務委託
内容	埼玉県が実施する「待機児童調査」に関して以下の業務を行う。ただし、分析・意見の内容や実施時期・報告方法については、契約締結後、県と協議をして決定する。なお、「待機児童調査」（*）の配布・集計については委託者が実施する。 （1）調査項目の検討・分析・意見【令和6年8月】 （2）調査結果に関する分析・意見【1回目：令和6年9月～11月／2回目：令和7年3月】 （3）その他（とりまとめ結果に対する監修やデータ活用への助言等）

調査目的	近年、放課後児童クラブのクラブ数は増加し、登録児童数も増えているが、待機児童数も増加している。一方で、待機児童数は年度途中で大幅に減少している。こうした現状について、本調査により保護者のニーズを把握し、今後の児童健全育成事業に反映させるとともに、放課後や長期休業中の児童の過ごし方（こどもの居場所）について現状を把握して今後の施策に反映させようとするものである。
調査対象	県内公立小学校に通う1年生及び4年生の全保護者（約11万人）
調査時期	令和6年9月中旬から10月中旬の1か月間
調査方法	ウェブアンケート
調査項目	① 児童及び家庭に関すること ② 放課後児童クラブ利用家庭に関すること ③ 放課後児童クラブ利用家庭以外に関すること ④ その他（市町村に関することなど）
委託金額	900千円
業者名	岡村 利恵
選定方法	随意契約（2者見積もり合わせ）

（出典：待機児童調査研究業務委託仕様書）

（C）就職・結婚・子育て期の転入出に関する調査業務委託

当該事業は、こどもの人数の増加につながる様々なパターンを想定（社会増・自然増、就職・結婚・出産・子育て期）した調査を実施し、県内のこどもの人数の増加につながる効果的な取組を検討するための資料とするものであり、下記のとおり外部に委託されている。

業務名	就職・結婚・子育て期の転入出に関する調査業務委託
調査目的	こどもの人数の増加につながる様々なパターンを想定（社会増・自然増、就職・結婚・出産・子育て期）した調査を実施し、県内のこどもの人数の増加につながる効果的な取組を検討するための資料とする。
調査内容	20～39歳の男女かつ県内在住者（継続在住）・県内在住者（過去5年以内に転入）・県外在住者（過去5年以内に転出）に対し、アンケート調査を実施する。
調査時期	令和6年12月から令和7年1月（2週間程度）
調査方法	インターネット調査

委託金額	1,639千円（負担内訳：こども支援課1,100千円、こども政策課539千円）
業者名	株式会社サーベイリサーチセンター
選定方法	一般競争入札

（出典：就職・結婚・子育て期の転入出に関する調査業務委託仕様書）

（3）各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	-	-	-	-	12,567千円
決算額	-	-	-	-	2,241千円

（4）当該事業に要する人員の状況

放課後児童クラブ担当

主幹、主査、担当の計3名で実施している。

主幹・主査が待機児童調査研究事業、担当が放課後居場所緊急対策事業を担当している。

（5）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

児童福祉法第6条の3第2項等に基づき事業を実施している。

（6）令和6年度の評価指標とその達成状況について

- ・放課後居場所緊急対策事業 取組予定20か所 補助実績1か所
- ・待機児童調査研究事業 取組予定1回 実施実績1回

（7）監査人総括（評価）

（A）まとめ

当該事業の実施により県内の放課後児童クラブ利用希望者全員の受入れ枠を確保することを目的としているが、当該事業の中心である放課後居場所緊急対策事業について、取組予定20か所に対し補助実績が1か所にとどまっており、事業が十分に行われたとは言い難い。実際、待機児童数は下記のとおり近年著しく増加している傾向にあり、その対策は急務である。

（待機児童数、クラブ数等の推移）

令和	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
児童数	70,162人	72,447人	75,511人	79,017人	82,787人
クラブ数	1,875	1,920	1,967	2,015	2,112
待機児童数	1,665人	1,230人	1,554人	1,881人	2,132人

大規模クラブ数	25	32	29	33	39
---------	----	----	----	----	----

(出典：こども支援課作成資料より抜粋)

また、当該事業の1つである待機児童調査研究業務の実施により、県は県内の公立小学校に通う児童の放課後や夏休み等の過ごしかたの現状やニーズ等の情報を収集している。その結果、小学校への登校時間が保育所の預かり開始時間よりも遅いことによる、いわゆる「朝の小1の壁」を解消するため、小学校開始前の朝の時間にこどもを預かる場を整備するモデル事業を令和7年度より実施しており、一定の事業効果が得られていると評価できる。

【意見52】県は国や市町村と十分に連携をとり、市町村等が児童館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源に積極的にアプローチするように働きかけ、当該事業を拡大できるように努める必要があると考える

令和6年度の当該事業に係る予算執行率は、予算額12,567千円、実績額2,241千円と著しく低くなっている。また、成果指標としている毎年200名の待機児童の解消が未達成となっている。そのため、県は、国や市町村と十分に連携をとり、待機児童解消までの緊急的措置として、市町村等が児童館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源に積極的にアプローチできているか、進捗度合い及び実行可能性を逐次確認する等、当該事業を早急に拡大できるように努める必要があると考える。

(B) 子育て支援の充実への貢献状況について

当該事業は、県内の放課後児童クラブ利用希望者全員の受入れ枠を確保し、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童が放課後及び小学校の休業日を安心して過ごすことができるようになることが期待されている。そのため、保護者が安心して労働できるようにする環境をつくるとともに、子育て環境の充実を図る意味において貢献度は高いと考えられる。そのため、既存の社会資源に積極的にアプローチできるように県は市町村等に働き掛け、待機児童解消に努めることが必要と考えられる。

(C) 費用対効果について

令和6年度の予算額は12,567千円、実績額は2,241千円であり、執行率は約17.8%と低調であった。これは、当該事業の開始初年度であったため市町村の準備に時間を要したこと、国の要綱改正に合わせて県要綱を制定したが国の要綱改正が遅れたこと等により、待機児童解消までの緊急的措置として、児童館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用する放課後居場所緊急対策事業の取組が、予定よりも著しく少なかったことが主な要因である（取組予定20か所 補助

実績1か所)。よって、費用対効果の面では、まだ効果的に事業予算を執行できている段階ではないと考えられる。

(D) 収入、支出の主な内容について

令和6年度の支出は以下のとおりである。 (単位：円)

節	支出命令額	内容
負担金、補助及び交付金	241,000	保育対策総合支援事業費補助金
委託費	900,000	待機児童調査研究業務委託
委託費	1,100,000	就職・結婚・子育て期の転入出に関する調査業務委託

(E) 各論点（委託事業、補助事業）について

当該事業における委託事業、及び補助事業に係る資料を閲覧したが、当該業務の財務の執行状況について異常点は発見されなかった。

補足4. 埼玉県待機児童対策協議会（福祉部こども支援課）

（1）概要

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（平成30年法律第12号）により、都道府県は、保育の需要に応じた市町村の取組を支援するため、都道府県や関係市町村等により構成される協議会を組織できるとされた。

これを受け、埼玉県では、待機児童数がおおむね20人を超える市町村を委員とし、平成30年5月に待機児童対策協議会を設置した。待機児童を減らすため、議論が行われている。

（2）直近の待機児童数について

令和7年4月1日現在で、草加市26人、新座市22人、戸田市18人など、一部の地域で待機児童が生じた。主に1歳児に多い。

上記について、下記の意見が発見された。

【意見53】保育所待機児童数を極力減らすためにも、保育所等の受入数目標を達成できるよう、引き続き受入れに余裕のある市町村と保育所が不足している市町村との間で融通ができる環境を県が後押しすることが望ましい

現状では、待機児童数は減少傾向にあるものの、一部の市で待機児童が生じている。このような状況は、育児に不安を持つ者が生じることにつながると考えられる。

また、令和6年度の保育所等受入数は、目標の153,132人に対し、実績は150,861人となっており、未達となっている。

このことから、待機児童を減らす重要性があると考えられるが、現状では、近隣に入園できる保育園があっても、個人的趣向で、例えば駅に近い別の保育園に入園を希望する場合でも、当該保育園に入園できない場合、待機児童となるケースがある。このようなケースの場合、市町村を跨いでの調整のニーズは必ずしも高いとは言えない面もある。

しかし、東京都に近い自治体においては、高層マンションなどの建設により、まとまった転入者が発生する可能性があることから、待機児童が生じる可能性はある。このような場合に広域自治体としての立場から、市町村を跨ぐ受入れ調整を進めるため、引き続き各市町村に積極的に働き掛けを行うことが望ましい。

なお、全国的な傾向として待機児童数が減少傾向の中、国の方向性としては、保育所そのものの増設というよりは、保育の質を高めていこうという方向転換がされているとのことである。単純に児童の増加に伴い保育所を増設する場合、施設を作ることになるため、児童が減少した場合の余剰施設の活用の問題も生じることとなる。難し

い面もあるが、国の方向性も踏まえながら、市町村との連携を取りつつ、バランスを取りながら、待機児童を減らせるよう対応することが望ましい。

18. こども等の意見を反映したこどもまんなか社会推進事業（福祉部こども政策課）

(1) 目的

こども基本法第11条に定められた「こども等の意見反映」について、こども等の意見を幅広く聴取して、県のこども施策等に反映させるものである。こども家庭庁も令和5年度よりこども・若者から意見を聴く「こども若者★いけんぷらす」を実施しているが、その都道府県版ともいうべき取組である。

(2) 概要

(A) 概要一覧

事業内容	こども等の意見を県の施策等に反映するため、メンバーを対象にインターネットを利用したウェブアンケートにより、こどもに関係する県の取組などについて意見を聴取する。
当初予算額	13,527 千円
決算額	13,156 千円
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどものこえのメンバー募集の実施 ・ 登録メンバーに対してのウェブアンケートの実施 ・ アンケート結果及び施策への反映状況の公開
事業効果	<p>令和6年度は、アンケートを2回実施し、結果及び施策への反映状況を県ウェブサイトに掲載した。</p> <p>(1) アンケートテーマ</p> <p>ア 第1回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「埼玉県こども・若者計画（仮称）」の作成に向けたアンケート <p>イ 第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バーチャル空間の遊び場について ・ 食の安全・安心についての調査 ・ こどもたち自身による地球温暖化対策について ・ 大宮スーパー・ボールパークで試合のある日もない日も公園を楽しみつくそう！ ・ こども食堂などの「こどもの居場所」について <p>(2) 回答率</p> <p>ア 第1回 76.2%</p> <p>イ 第2回 59.6%</p>

(B) こども等の意見を反映したこどもまんなか社会推進事業に関する契約について

(a) こども県政サポーターシステム開発・運用保守業務委託

目的：「こども基本法」により規定された、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見について、インターネットを經由して聴取するためのシステムを構築する。

契約期間：令和6年6月13日から令和7年3月31日まで

選定方法：一般競争入札

応札者数：3者（うち1者は辞退）

(b) 「こども県政サポーター」募集に係る広報業務委託

目的：こどもへの意見聴取のための「こども県政サポーター」を実施するに当たり、効果的に登録者を募集するため、広報業務を委託する。

契約期間：令和6年6月20日から令和6年10月31日まで

業務委託の内容：チラシ・ポスターの作成、広報動画の制作、インターネット広告の実施

選定方法：随意契約（企画提案方式）

応札者数：2者

(C) 「さいたまけん★こどものこえ」について

県では、こども基本法第11条に定められた「こども等の意見反映」について、こども等の意見を幅広く聴取して、県のこども施策等に反映させるため、「さいたまけん★こどものこえ」を実施している。なお、「こども等」とはこどもや子育て当事者を指す。

概要は次のとおりである。

活動内容：県政等に関するウェブアンケートへの回答

その他、こどもの意見表明に関する取組への協力

募集対象：埼玉県内に在住し、応募時点において以下のいずれかの区分に該当する方

- ・未就学児（埼玉県在住）の保護者 ※保護者は県外在住の者を含む
- ・小学生低学年（1年生から3年生）
- ・小学生高学年（4年生から6年生）
- ・中学生
- ・高校生相当年齢
- ・小中高生の申込者の保護者

任期：登録決定の連絡をした日から令和7年3月31日まで

特典：アンケートに1回以上回答した方に、図書カード500円分

県では、「さいたまけん★こどものこえ」について、インターネット広告費を投じて広報を行うほか、積極的な働き掛けとして、教育局や私立高校と連携し、県内中高生への幅広い周知を実施している。また、デジタルサイネージでの動画配信やLINE広告の活用、小学生版と中高生版の別々の告知資料作成による訴求力向上など、多角的な取組を展開しており、その結果、令和7年度の中高生の登録者数は令和6年度と比較して、約1.8倍に増加しているという。

しかし、「こどものこえ」という名称から、小学生向けのイメージを多くの県民が持っているように思われるため、中学生・高校生は自身のことと捉えにくく、関心を持ちづらい懸念がある。そこで、「中学生・高校生も是非ご意見ください」といったコメントを積極的に入れるなど、中高生の声を拾いやすくする広報の工夫を継続して行うことが望ましい。

広報のため、チラシを作成している。内容は下記のとおり。下記は令和7年度版のものである。

メンバー大募集!

さいたまけん★こどものこえ

遊ぶ場所がもっとほしい

パパ・ママと もっといっしょに いたい

今の世界には 問題がたくさん あると思う

埼玉県に みんなの声を 聴かせてね!

交通事故がしょっぱら

大人にもっと こどもの声を きいてほしい!

いじめがない 楽しい学校に したい!

勉強が大変

アンケートに 答えると プレゼント!

最大1000円* 図書カード

さらに 抽選で景品が当たる

*くわしくは、県のホームページを チェック。

埼玉県はこどもの意見が大切にされ、みんなが夢や希望をもって成長し活躍できる社会を目指しているんだ。「さいたまけん★こどものこえ」のメンバーには、県をもっと良くするための取組などについて、インターネットを使ったアンケートに答えてもらうよ。ぜひ参加してね!

募集期間 2025年 6/1(日)~7/31(木)	応募できる人 小学生・中学生・高校生の年齢の人*、未就学児の保護者(養育者) ※参加する小中高生の保護者(養育者)も応募できます。
募集する人数 およそ2000人 ※応募が多い場合は抽選となります。	埼玉県内在住の



くわしくは、ホームページ「さいたまけん★こどものこえメンバー募集について」をみてね!

さいたまけん こどものこえ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kodomonokoe/bosyuu.html>



問合せ先

埼玉県福祉部こども政策課
こどもまんなか担当

電話番号: 048-830-3343 FAX: 048-830-4784
メール: a3320-48@pref.saitama.lg.jp

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

彩の国 埼玉県

メンバー大募集!

さいたまけん★こどものこえ

みんなの声がつながる
未来につながる

アンケートに答えると
プレゼント!
最大1000円*
Amazonギフトカード

さらに
抽選で景品が当たる
※詳細は、県のホームページを
チェック。

埼玉県はこどもの意見が尊重され、皆さんが夢や希望を持って成長・活躍できる社会を目指しています。
メンバーの皆さんには、埼玉県をより良くするための取組などについて、インターネットを活用したアンケートへお答えいただけます。ぜひ、皆さんの声を聴かせてください。

募集期間	募集対象	募集人数
2025/6/1(日)~7/31(木)	埼玉県内在住の 小学生・中学生・高校生の年齢の人*、未就学児の保護者(養育者) ※参加する小中高生の保護者(養育者)も応募できます。	およそ2000人 ※応募者多数の場合は抽選となります。

詳細は、ホームページ「さいたまけん★こどものこえメンバー募集について」をご覧ください。

さいたまけん こどものこえ  <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kodomonokoe/bosyuu.html>

問合せ先 埼玉県福祉部こども政策課
こどもまんなか担当

電話番号: 048-830-3343 FAX: 048-830-4784
メール: a3320-48@pref.saitama.lg.jp

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」




(出典：県ウェブサイト（令和7年度版）)

アンケートの実施期間とテーマ：

(i) 第1回（令和6年11月28日から令和6年12月12日）

対象：小学生・中学生・高校生、未就学児の保護者

・「埼玉県こども・若者計画（仮称）」の作成に向けたアンケート（こども政策課）

・第1回（アンケート回答者属性）

○年齢

区分	人数
未就学児の保護者	245
小学校低学年	351
小学校高学年	361
中学生	166
高校生	71
合計	1,194

○性別

性別	人数
男	516
女	676
その他・答えたくない	2
合計	1,194

(ii) 第2回（令和7年2月14日から令和7年2月28日）

対象：小学生・中学生・高校生、未就学児の保護者

- ・バーチャル空間の遊び場について（青少年課）
- ・食の安全・安心についての調査（食品安全課）
- ・こどもたち自身による地球温暖化対策について（温暖化対策課）
- ・大宮スーパー・ボールパークで試合のある日もない日も公園を楽しみつくそう！（公園スタジアム課）
- ・こども食堂などの「こどもの居場所」について（こども支援課）

対象：小中高生の保護者

- ・バーチャル空間におけるこども・若者の居場所づくりについて（青少年課）
- ・食の安全・安心に関する意識調査（食品安全課）
- ・地球温暖化対策について（温暖化対策課）
- ・こども食堂などの「こどもの居場所」について（こども支援課）

・第2回（アンケート回答者属性）

○年齢

区分	人数
未就学児の保護者	179
小学校低学年	265
小学校高学年	293
中学生	126
高校生	70
合計	933

○性別

性別	人数
男	401
女	529
その他・答えたくない	3
合計	933

アンケート結果 URL：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kodomonokoe/annke-tokekka.html>

（出典：県ウェブサイト）

（3）各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	-	-	-	-	13,527
決算額	-	-	-	-	13,156

（4）当該事業に要する人員の状況

こどもまんなか担当

主査1名と主任1名の2名で実施している。

（5）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

こども基本法第11条の規定に基づき事業を実施している。

「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども若者の声を聴く取組のはじめ方～」を参照している。

（6）令和6年度の評価指標とその達成状況について

評価指標	目標	実績
アンケート実施回数	2回	2回
こどものこえ登録者数	1,000人	1,566人

(7) 監査人総括（評価）

下記の意見が検出された。

【意見54】「さいたまけん★こどものこえ」アンケート及びその結果の表現について、アンケートの体裁としての配慮が不十分である。小学生低学年向けにやさしい表現を用いることや、難解な用語に説明を加えるなどの対応が必要である

現状、「さいたまけん★こどものこえ」アンケートを実施し、アンケートの集計結果をウェブサイト上で公表しているが、いずれも漢字を多用して個人情報、詐欺など難解な言葉が使用されている。漢字についてはすでに県ウェブサイトにもふりがなを表示・非表示できる機能が追加されたということであるが、依然として小学生低学年が読者として含まれるアンケートの体裁としての配慮が不十分である。他の自治体では、小学生低学年向けにやさしい表現で作成したアンケートや結果報告を別途用意する、あるいは、難解な用語については都度やさしい説明を付け加えるなど工夫している例があり、埼玉県においてもこのように更なる配慮を行うことが望ましい。

【意見55】アンケートに寄せられた意見への施策の対応状況の記載について、各種計画への反映内容や、具体的にいつまでに実現するかなどを丁寧に説明することが望ましい

埼玉県は令和6年度において「さいたまけん★こどものこえ」を2回実施し、県ウェブサイトにてアンケートの集計結果を公表している。施策への反映状況として、各種計画や事業の実施に反映したことについても記載されているが、例えば各種計画への反映状況に関する記載においては、具体的にどのような取組を実施するのかなど、平易な表現を用いて丁寧に説明することが望ましい。

(8) 参考（関連施策）

(A) 埼玉県こども会議

県では、こども基本法第 11 条に規定された「こども等の意見反映」について、こどもからの意見を県のこども施策等に反映させるため、「埼玉県こども会議」を設置したものである。

下記のチラシを作成し、募集を実施している。

(出典：県ウェブサイト)

委員は、小学校1年生から高校生まで満遍なく構成されており、在住地域も概ね県内全域から構成されている。会議の中では子ども達から多くの意見が出されている。

「埼玉県子ども会議」については、小学校だけでなく中学校・高校への周知を積極的に行い、チラシや記者発表では小学生から高校生相当までを対象と明記している。実際、子どもの会議のメンバーには、小中高生が満遍なく参加しており、引き続き多くの方が参加するよう取組を継続している。今後も、中学生・高校生の応募を促すため、周知活用を継続することが望ましい。

(B) 埼玉県子ども意見箱

県では、「埼玉県子ども意見箱」を設けて、広く県内の子どもたちから意見を募っている。

The screenshot shows the official website of Saitama Prefecture. At the top, there is a navigation bar with links for 'Home', 'Living Environment', 'Health and Welfare', 'Childcare and Industry', 'Culture and Education', 'Prefecture Information and Statistics', and 'Emergency and Disaster'. Below this, there is a search bar and a 'Search from Organization' button. The main content area features a green header for 'Saitama Children's Opinion Box'. The text on the page explains that the 'Children's Opinion Box' is a place where children living in Saitama or attending school in Saitama can freely express their opinions. It also mentions that the prefecture aims to make it more enjoyable and easier to live in by listening to children's suggestions, such as 'I wish Saitama could do this' or 'I wish Saitama could be like that'.

(出典：県ウェブサイト)

その他、広報活動の一環として、チラシを作成している。

彩の国 埼玉県

いつでも どこからでも じゆうに

みんなの意見を伝えよう

さいたまけん
埼玉県
いけんぼこ
こども意見箱

意見の投稿は
こちらから



さいたまけん よ
「埼玉県をより良くするためのアイデア」や、
さいたまけん
「こんな埼玉県になったらいいな」など
けん
県に伝えたい意見をぜひ聞かせてください
しごと かんが さんこう
こども施策を考えるとときの参考にさせていただきます

対象

さいたまけん
埼玉県内に在住または在学している 未就学児、小学生、中学生、
高校生及びこれらに相当する年齢のこどもなら誰でも投稿できます
(未就学児の場合は、保護者による投稿も可能です)



一つ一つの意見に対して、個別の回答はできませんが、
いただいた意見は、埼玉県のホームページにまとめて公表します。
(個人が特定されない方法で行います)
投稿の仕方など分からないことがあったら、大人の方に聞いてください。
※埼玉県に伝えたい意見ではない場合(誰かを傷つけるような内容など)は受付できません。
※投稿するために発生するインターネット接続料、通信料は、投稿する方の負担となります。



問合せ先
こども政策課 政策推進担当
TEL 048-830-3269 Mail a3320-46@pref.saitama.lg.jp



(出典：県ウェブサイト)

【意見56】「埼玉県こども意見箱」について、早期に意見への対応状況を公表することが望ましい

「埼玉県こども意見箱」実施要領第5条には、意見及びその対応内容を個人が特定されない形に整理した上で、定期的に県ウェブサイトに掲載することが定められている。しかし、県のウェブサイトに掲載されている最新の実施状況は令和7年7月4日のものであり、そこから時間が経過している。令和7年12月1日現在で300件近い意見が寄せられており、最初に意見を出したこどもにとっては半年近くが経過しているため、年度内を目途に、なるべく早期に意見箱の実施状況を公表することが望ましい。

補足5. 埼玉県「こどもまんなか応援サポーター」宣言（福祉部こども政策課）

こども家庭庁は、こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に共感・賛同し、その取組を応援し、自らもアクションに取り組む個人や地方自治体、団体や企業を、「こどもまんなか応援サポーター」と位置付けている。



埼玉県「こどもまんなか応援サポーター」宣言



埼玉県公式チャンネル(サイトマどうが)
チャンネル登録者数 2.63万人

チャンネル登録

👍 21



共有

🔖 保存



1917 回視聴 2 年前

埼玉県は、こども家庭庁の子供の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の趣旨に賛同し、埼玉県、大野元裕知事、埼玉県のマスコット「コバトン」&「さいたまっち」は、「こどもまんなか応援サポーター」を宣言します。...もっと見る

(出典：県ウェブサイト)

県においても、この「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、県がこどもまんなか社会に向けて取り組んでいることを周知するために、市町村と県との会議でも案内されている。引き続き市町村や団体等に対しての周知を行っていくことが期待される。

補足6. 共育て導きの書 (福祉部こども政策課)

県では、パートナーと協力して子育てをする「共育て*」を推進するため、子育て当事者・経験者による官民連携のプロジェクトチームとともに、家事・育児のヒント集「共育て導きの書」を作成した。

*共育て (ともそだて) …子育て当事者が共に、こどもと過ごす時間をつくり、相互に協力しながら子育てをすること。



家事・育児を巡る 冒険の旅のスタート

パートナーと協力し、ステージをクリアしていこう!

パパにとっても、ママにとってもまるで冒険のような「子育て」。

楽しみでワクワクする反面、不安や戸惑いもあります。

二人で協力して前に進み、家族みんなの幸せという宝を手に入れましょう。

プロローグ： 共育での考え方 p.4~9

- ☞ p.4 家事と育児のシェアを考える / 家事と育児の棚卸し
- ☞ p.6 家事と育児の効率化 / 家事と育児の分担①
- ☞ p.8 家事と育児の分担② / 共育でアンケート

共育とは…

子育て当事者の女性と男性が共に、子どもと過ごす時間を作り、相互に協力しながら子育てをすること。

冒険の心得

【その一】
パパとママは一緒に冒険するパートナーです。
壁にぶつかったときは共に協力し、解決していきましょう。

【その二】
この冊子は冒険を手助けするヒント集です。
この冊子を片手に家事や育児にどんどん挑戦してみましょう。

育児ステージ p.10~30 (0~3歳)

- ☞ p.11 妊娠中のママの変化を知る
- ☞ p.12 産後の心と体の変化を知る / 子どもの1日を知る
- ☞ p.14 こどもの成長を知る
- ☞ p.16 抱っこ / お風呂(沐浴)
- ☞ p.18 おむつ / 睡眠
- ☞ p.20 おうちの危険防止
- ☞ p.22 授乳(ミルク) / 離乳食 / 歯磨き
- ☞ p.26 室内遊び / 外遊び
- ☞ p.28 子育て支援サービス / 冒険の道案内コラム①
- ☞ p.30 医療機関の受診の目安

子育てステージ p.31~37 (4歳~小学校低学年程度)

- ☞ p.32 入園準備 / 入学準備
- ☞ p.34 放課後の過ごし方 / 休日の過ごし方
- ☞ p.36 冒険の道案内コラム②

家事ステージ p.38~43

- ☞ p.39 掃除・片付け
- ☞ p.40 洗濯 / 料理
- ☞ p.43 冒険の道案内コラム③

GOAL 家族みんなの幸せ

(出典：埼玉県ウェブサイト)

家事や育児について、子育て当事者が把握すべき事項を分かりやすく記載している。県ウェブサイト、SNS、LINE、広報紙などでの広報は行われているが、さらに多くの県民に届くよう多様な媒体を活用して引き続き周知していくことが望まれる。

19. パパ・ママ応援ショップ事業費（福祉部こども政策課）

（1）目的

子育て世帯への優待制度であるパパ・ママ応援ショップ事業や多子世帯応援ショップ事業及び乳幼児連れの外出を支援する「赤ちゃんの駅」登録事業を通じ、企業や地域社会全体で子育て家庭を支える気運を醸成するとともに、子育て家庭が「地域社会に支えられている」「こどもを持って良かった」と実感できる社会づくりを進める。

（2）概要

（A）概要一覧

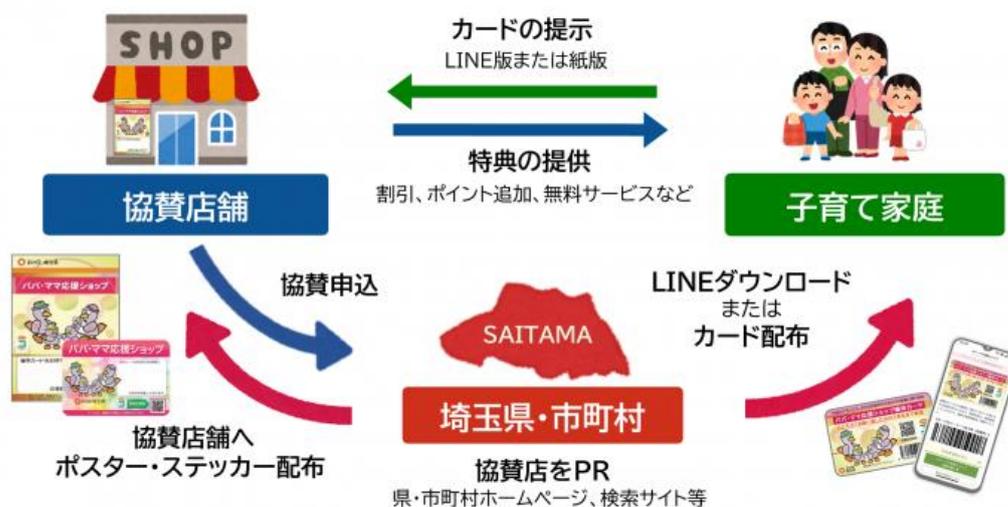
事業内容	パパ・ママ応援ショップ事業とは、18歳に達して次の3月31日を迎えるまでのこどもまたは妊婦のいる家庭が、優待カードを提示することにより、県内の企業・店舗、施設等が割引などの特典を提供するもの。 赤ちゃんの駅登録事業とは、授乳やおむつ替えができる施設に「赤ちゃんの駅」として登録してもらい、子育て家庭の乳幼児連れの外出を支援するもの。
当初予算額	6,897千円
決算額	6,586千円
事業計画	子育て世帯への優待制度であるパパ・ママ応援ショップ事業と多子世帯応援ショップ事業、乳幼児連れの外出を支援する「赤ちゃんの駅」登録事業を通じ、子育てムーブメントの社会全体への一層の浸透を図る。
事業効果	地域社会全体で子育て家庭を支えようという気運が醸成される。 パパ・ママ応援ショップ協賛店舗等の数：24,000店（令和11年度末） 子育て家庭が「地域社会に支えられている」、「こどもを持って良かった」と実感できる社会の実現

(B) パパ・ママ応援ショップ事業

(a) 制度の仕組み

パパ・ママ応援ショップ事業の制度は次の図の通りである。優待カードはパパ・ママ応援ショップ優待カードと呼ばれ、スマートフォンのアプリ画面又は紙カード提示により各種特典が受けられる。

(パパ・ママ応援ショップ事業の制度の仕組み)



パパ・ママ応援ショップの協賛店用ポスターとステッカー



なお、県が実施しているパパ・ママ応援ショップ事業は全国他の都道府県でも同様の事業が行われており、平成 29 年度から全ての都道府県で相互利用が可能となっている。従って、埼玉県民が他の都道府県を訪れた際に全国共通ロゴマークを掲げている店舗等において、利用先の店舗が設定した対象、利用条件、サービスが受けられる。

(子育て支援パスポート事業の全国共通ロゴマーク)



(b) パパ・ママ応援ショップ事業に関する契約について

I 令和 6 年度パパ・ママ応援ショップ等協賛店舗開拓業務委託

- ・契約期間 令和 6 年 11 月 15 日から令和 7 年 3 月 21 日
- ・目的 協賛店舗新規開拓
- ・選定方法 随意契約（企画提案方式）

II 令和 6 年度埼玉県 結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト運用・保守業務委託

- ・委託期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
- ・目的 「埼玉県 結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」のライセンス管理等の運用・保守業務
- ・選定方法 随意契約

(C) 赤ちゃんの駅登録事業

赤ちゃんの駅登録事業の登録の流れは次の通りである。



また、子育て支援パスポート事業の平成 27 年度以降の店舗数（パパ・ママ応援ショップと赤ちゃんの駅登録数の合計）は次の通りである。

	新規①	廃止②	増減①－②	協賛店舗数 (年度末㍻)
平成 28 年度	1,334	461	873	21,336
平成 29 年度	1,183	3,365	-2,182	19,154
平成 30 年度	1,038	525	513	22,744
令和元年度	1,885	1,609	276	23,020
令和 2 年度	1,292	530	762	23,782
令和 3 年度	740	1,045	-305	23,477
令和 4 年度	728	641	87	23,564
令和 5 年度	738	478	260	23,824

赤ちゃんの駅登録施設数の推移は次の通りである。

赤ちゃんの駅 登録施設数の推移				
令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末
3,697	3,701	3,805	3,815	3,811

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
予算額	11,435	15,455	11,319	12,079	6,897
決算額	6,971	11,529	10,510	10,463	6,586

(4) 当該事業に要する人員の状況

こどもまんなか担当

担当の職員 1 名（一般）が契約関係事務を担当し、会計年度職員 2 名が協賛店舗

登録事務を担当している。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

子ども・子育て支援法第3条第2項に基づき事業を実施している。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

評価指標	目標（令和11年度末）	実績
協賛店舗数（まち・ひと・しごと）	24,000 店舗	22,200 店舗

(7) 監査人総括（評価）

下記の意見が検出された。

【意見57】経済性の観点から、紙製のパパ・ママ応援ショップ優待カードの廃止を検討することが望ましい

現状、パパ・ママ応援ショップ優待カードは現状スマートフォンを用いたアプリと従来の紙の優待カードの2種類が併存している。このうち、アプリによる利用者が増加しており令和7年3月末現在562,120人が取得している。このような状況から、紙の優待カードの存在意義はほぼなくなりつつあり、他の自治体では、アプリのみを運用している例もあることも踏まえ、経済性の観点から将来的には廃止することが望ましい。

【意見58】赤ちゃんの駅登録事業について、授乳とおむつ交換場所の提供以外の案内についても同列に扱い、積極的に公表することが望ましい

こども家庭庁の令和6年版「子育て支援パスポート事業全国共通展開自治体パスポート一覧」の乳幼児連れの外出パスポート（フレンドリー・メニュー）には、授乳やおむつの交換場所の提供に加え、ミルク用のお湯の提供、トイレにベビーキープ設置、キッズスペースの設置、ベビーカー入店可能、妊婦・乳幼児連れに優先駐車場など、多様なサービスが例示されている。

一方、埼玉県の赤ちゃんの駅登録事業では、登録の条件がおむつ替え（ベビーベッド等、おむつ替え設備の有無）及び授乳（プライバシーの確保に配慮した環境）の2点に限定されており、その他のサービスは備考欄にまとめて記載されるに留まっている。

子育て中の親が外出しやすくするなど子育て支援の施策の効果をより高めるためにも、授乳とおむつ交換場所の提供以外の各種サービスについても、同列に扱い分かりやすく公表することが望ましい。

なお、神奈川県では前述のフレンドリー・メニューに加えて、ベビーカーの貸し出し、荷物一時預かり、離乳食の温めサービス、離乳食・お子様メニューの提供、ベビーチェアの設置等、多岐にわたる子育て支援サービスを案内しており、大いに参考になる事例である。

【意見59】 パパ・ママ応援ショップの場所が記載された「子育てマップ」を利用者目線で分かりやすく改善することが望ましい

パパ・ママ応援ショップは、ウェブサイト上の子育てマップ（「埼玉県 結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」の中にある）において協賛店舗の紹介を行い、利用者の利便性向上を図っている。しかしながら、子育てマップのレイアウトや表示方法に課題があり、わかりにくい状況にある。

- ・パソコン版について

現状のウェブサイトは次の通りになっている（図1参照）。

（図1）

施設名	区分	住所	電話番号
大衆すし酒場じんべえ太郎			
サイクルオリンピック			
トイザラス			
Jネットレンタカー			
鶏彩			
(有)サンオーク ナイスクリーニング			
ピッツェリアオオサキ・オステリアオオサキ			
串焼亭ねぎ			

例えばエリア等で検索をかけると上記（図1）のように施設名のみが羅列される。

現状ではこれらの店舗の所在地、連絡先及びどのような特典があるかについては施設名をクリックして内容を表示させる手間が必要である。

さらに店舗の区分（買物、飲食等）がマークで提示されるが、マークの凡例がないためどのような特典が受けられるのか非常に分かりにくい状況といえる。

トイザラス			
クリックしないと支店ごとの詳細情報が表示されない			
Jネットレンタカー			
凡例がないためサービス内容が瞬時にリカideきない			
鶏彩			
(有)サンオーク ナイスクリーニング			
ナイスクリーニングコープ今泉店		上尾市今泉3-9-3	048-726-7651
ナイスクリーニング武蔵浦和店		さいたま市南区曲本4丁目4-7	048-838-6755
ナイスクリーニング浦和東店		さいたま市緑区中尾550-1	048-874-2725
ナイスクリーニングフードガーデン朝霞店		朝霞市三原1丁目11-1フードガーデン	048-467-3661
ナイスクリーニングYバリュー白銀店		さいたま市桜区白銀263	048-854-0727
ナイスクリーニング与野工場		さいたま市中央区円阿弥6丁目4-10	048-854-3019

「子育てマップ」については、検索するだけで店舗名、特典の概要、場所などが一覧で閲覧できるように概観性を高めることが望ましい。また、特典内容についても「飲食代引き、こどもの飲み物サービス」など簡潔に文章で記載するなど瞬時に理解できるような状況にすることが好ましい。

・スマートフォン版について

スマートフォン版については、検索をかけると店舗名と住所や連絡先が同時に表示されるためパソコン版よりは概観性が高いといえる。しかしながら、パソコン版同様店舗の区分（買物、飲食等）についてはマークに凡例の説明がなされていないため、サービス内容のわかりにくさはパソコン版と同様であり改善すべきである。

なお、県ではDX推進の一環としてハザードマップやバリアフリーマップなど県が保有する様々な地理情報を『子育て・生活』や『医療・福祉』など7つのカテゴリに分類し、目的に応じて手軽に閲覧・活用できるサービスとして「埼玉県GISポータルサイト」を令和6年1月30日より運用している。このGISポータルサイトでも、パパ・ママ応援ショップの検索及び特典内容の検索が可能であるため、現状では子育てマップと埼玉県GISポータルサイトという2つの地図情報が並立している状況である。今後は、パパ・ママ応援ショップの検索・閲覧機能を埼玉県GISポータルサイトに集約することも検討することが望ましい。

【意見60】赤ちゃんの駅について、継続して県民に広報を行うことが望ましい

現状、子育てマップに情報が掲載されている。登録施設は県内のスーパーマーケット、デパート、病院など、特に来訪者限定しない民間施設及び公共施設である。

令和7年度発行の広報紙では赤ちゃんの駅が取り上げられておらず、県独自で登録施設を増やしてきている状況を踏まえると、県民へ更なる周知が重要と考えられる。

今後は、広報紙、SNS、YouTube、県内企業、病院、公共施設などで動画やチラシによる広報を積極的に進めていくことが有益と思われる。

【意見61】「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」において、有益な情報を掲載することが望ましい

現状、「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」の中央のお知らせ欄には、パパ・ママ応援ショップの新規登録店舗数の案内のみが表示されている。これに加えて、子育てフェスタなどのイベント予定や、パパ・ママ応援ショップの中で特に注目すべき店舗の紹介など、多様で有益な情報を掲載することが望ましい。さらに、画面が数秒毎に自動で切り替わり、複数の情報を順番に表示する形式（カルーセル）での掲載も有益である。また、パパ・ママ応援ショップの紹介に際しては、単に店舗名を掲載するだけでなく、具体的にどのような特典を受けられるのかを明示することが望ましい。

(参考) 応援公式サイト

The screenshot shows the homepage of the Saitama Prefecture support website. At the top, there is a header with the site's name in Japanese and English, along with utility links for languages, site map, and audio playback. Below the header is a navigation bar with categories like Home, Marriage/Wedding, Childcare, Pregnancy/Childbirth, Parenting, and Support Map. The main content area is divided into several sections:

- おしらせ (News):** A central section with a sub-tab for "子育てイベント" (Parenting Events). It lists recent news items with dates and headlines, such as "2026年01月09日 令和7年12月 新たに50店舗が協賛店に加わりました! NEW".
- 子育てマップ施設検索 (Parenting Map Facility Search):** A section for finding facilities, including a search for "パパ・ママ応援ショップ" (Dad/Mom Support Shops).
- 子育てイベント (Parenting Events):** A dedicated section for upcoming events.
- キーワードで探す (Search by Keyword):** A grid of icons representing various topics like "結婚・婚活" (Marriage/Wedding), "子どもが欲しい" (Want a child), "妊娠・出産" (Pregnancy/Childbirth), "子育て支援" (Parenting support), "ひとり親" (Single parent), "里親" (Foster parent), "子ども・子育て支援新制度" (New child support system), and "保育士資格" (Nursery teacher qualification).
- 小児救急電話相談 (Pediatric Emergency Phone Consultation):** A prominent section for the #7119 service, providing contact information and consultation hours.
- 困ったら (If you're stuck):** A section with links to "妊産婦の方の相談" (Consultation for pregnant women) and "子どもに関する相談" (Consultation regarding children).
- リンク集 (Link Collection):** A section for additional resources.
- 「彩の国」さいたま 埼玉県 (Saitama Prefecture):** A footer section with the prefecture's logo and name.

上記のとおり、中心部にお知らせ欄が設けられているものの、協賛店の増加情報のみとなっている。イベントの情報や、具体的にどのよう店舗が協賛店に登録したかといった内容を掲載することが有益と考えられる。更なる改良が期待される。

20. SAITAMA 出会いサポートセンター事業（福祉部こども政策課）

（1）目的

少子化の一因として未婚率の上昇（平成2年は男性5.2%、女性3.0%であったが、令和2年には男性28.1%・女性15.8%に増加）が挙げられる。一方で、未婚者の約8割は結婚を希望しているというデータがある。そこで、県、市町村、企業、民間団体で協議会を運営し、AIを活用したマッチングシステムと相談員による結婚支援を行うことで、結婚を希望する人々に出会いの機会を提供し、結婚の実現を支援する。

（2）概要

（A）概要一覧

事業内容	<p>【SAITAMA 出会いサポートセンター事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村、企業等による協議会を通じて、出会いの機会を提供する。 <p>SAITAMA 出会いサポートセンターの会員同士のマッチング、AIによる理想の相手紹介、イベント情報の配信及び実施を行い、結婚希望者の出会いをサポートする。</p> <p>【結婚ムーブメント推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインによる結婚相談として、SAITAMA 出会いサポートセンター利用者に対する身だしなみや会話術等の相談対応を実施する。また、結婚支援コンシェルジュを設置し、管内市町村等が実施するイベント、セミナー、広報への助言・立会等による協力や、結婚支援業務未実施市町への働き掛けを行う
当初予算額	16,848 千円
決算額	16,695 千円
事業計画	<p>【SAITAMA 出会いサポートセンター事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SAITAMA 出会いサポートセンターの会員同士のマッチング、AIによる理想の相手紹介 ・ 婚活イベント、セミナー等情報の配信及び実施 ・ 会員増に向けた、会員市町村及び会員企業等と連携した広報 <p>【結婚ムーブメント推進事業】</p> <p>（オンラインによる婚活相談）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身だしなみ等相談受付 週2回程度 （結婚支援コンシェルジュ） ・ 市町村会員が実施するイベントの支援 随時 ・ 未加入市町への働き掛け 随時
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や職場が持っていた結婚支援力の代替機能が果たせる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の結婚・子育てがしやすい環境づくり及び社会的気運が醸成される。 ・若者同士が結婚したい時に結婚できる気運が醸成される。 <p style="text-align: center;">登録者数 4,000 人 成婚退会組数 120 組</p>
--	--

(B) 婚活支援事業について

(a) 自治体実施の婚活支援事業について

そもそも地方自治体が婚活支援事業を営む形態としての原点は、1940年（昭和15年）に厚生省が国立の優生結婚相談所を三越デパートに開設したのが最初とされる。翌年には初の地方自治体による公設の結婚相談所として東京市結婚相談所が開設された。設置の意図は適齢期の男女を積極的に結婚させてこどもを増やすことが人口政策の基本であったため、結婚の斡旋や紹介は単なる個人の商売や趣味ではなく、官民挙げての国策協力事業として展開されたのである。その後は全国に公設の結婚相談所が開設され、長年いわゆる仲人が結婚相手を紹介する「仲人型」による形態の結婚相談所が主流であったが、1990年代以降、インターネットが発達に伴い各自自治体でネット検索を利用した紹介方法が多数導入されてくるようになった。

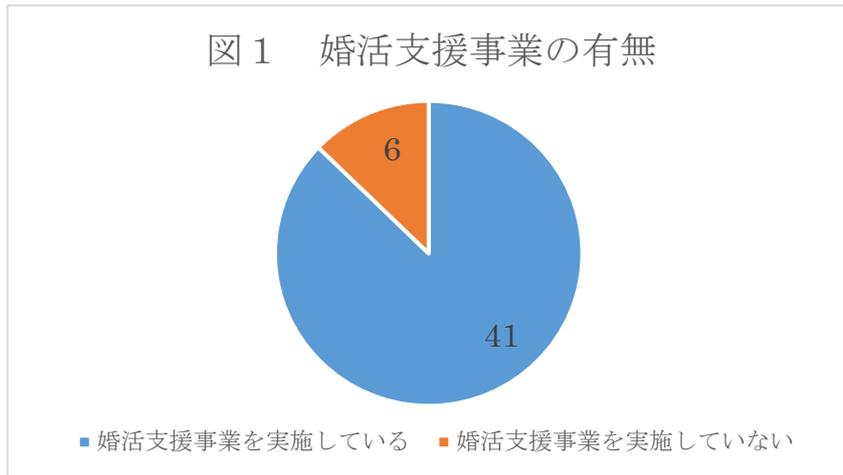
各自自治体で婚活支援事業が活性化した契機は、第一次安倍政権が2013年度補正予算で「地域における少子化対策の強化」として総額約30億円の予算が計上されたことである。この補助金は、各自自治体が地域の実情に応じた独自の婚活支援事業（お見合いパーティー、婚活セミナー、相談窓口の設置など）を実施する際に充てられるためのものである。これにより全国の自治体において婚活支援事業が広く行われるようになった。

これらの流れと並行してインターネットやAI技術の発展により、従前の結婚相談所という形態からネットを中心とした婚活支援へと手段が大きく変化した。代表的な事例として、愛媛県の「えひめ結婚支援センター」が2011年に導入したビッグデータとICTを活用した紹介システムは、お見合いの引き合わせ率を大きく向上させ、注目を浴びた。さらに、2017年には福島県がAIを活用した「はぴ福なび」を導入し、先駆的事例として知られている。これらを契機に、全国の自治体でインターネットやAIを利用したマッチングシステムが急速に普及していったという経緯がある。

(b) 全国の都道府県における婚活支援事業について

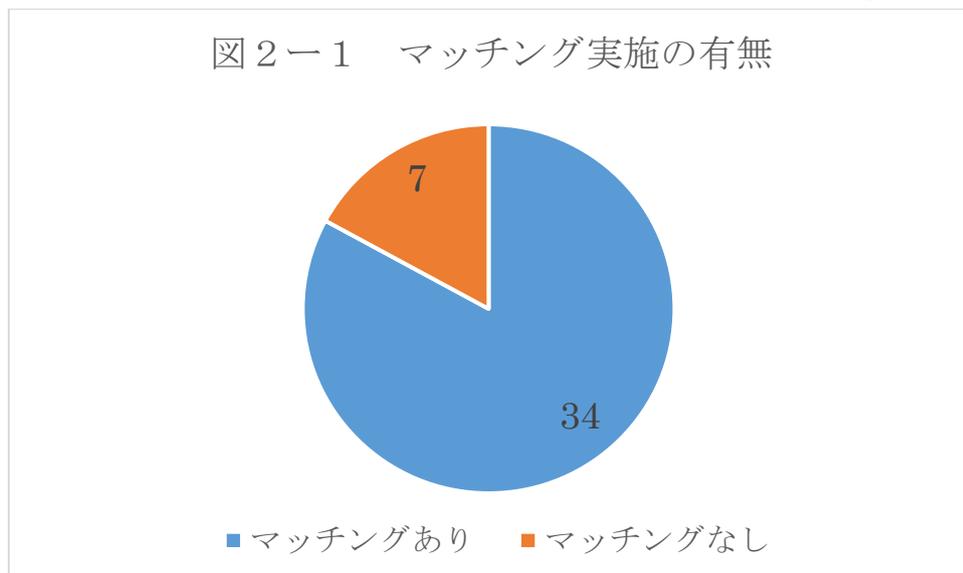
現状における監査人が調査した全国の都道府県における婚活支援事業の状況は次の通りである。

図1は47都道府県における婚活支援事業を行っているかどうかを調査した結果を示している。



ほとんどの都道府県で婚活支援事業が実施されているが、近年では婚活支援事業そのものを廃止する自治体も少なからず存在する（注 2023年和歌山県が廃止。2021年に広島県安芸高田市が廃止など）

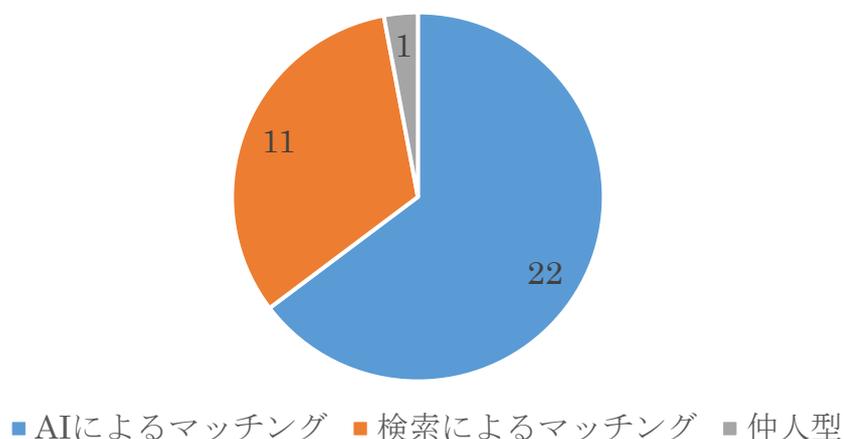
次に、図2は、各婚活支援事業において、マッチングの実施、婚活関連イベントの紹介、個別相談の実施について調査した結果を示している。



ここでいうマッチングとは、見合い相手の紹介を個別に行うことであり、ネットを通じた紹介だけでなく仲人を介した紹介も含んでいる。婚活支援事

業を行っている 41 の自治体のうち 34 の自治体で何らかのマッチングを行っていた。

図 2 - 2 マッチング機能の詳細



次にマッチングを実施している自治体のうち、どのようなマッチング機能があるか調査した結果が図 2 - 2 である。

ここで AI によるマッチングとは、各自治体の独自のアルゴリズムに従って相手を紹介するというものである。次に検索によるマッチングとは、他の会員のプロフィールを検索機能にかけて相手を見つける方法である。最後の仲人型とは専属の担当者が相性の善し悪しを判断し、会員に見合い相手を紹介する方法である。多くの自治体で AI によるマッチングが行われているが、検索によるマッチングも比較的多くの自治体で実施されていた。従来の仲人型は監査人が調査した限りにおいては現在では大阪府で行われている 1 件だけであった。

図 3 イベント紹介の有無



図3は婚活支援事業を行っている自治体が、お見合いパーティーや婚活セミナーなどの婚活イベント等の告知をおこなっているかどうかについて調査した結果である。全ての自治体で婚活イベントの告知・紹介を行っていた。

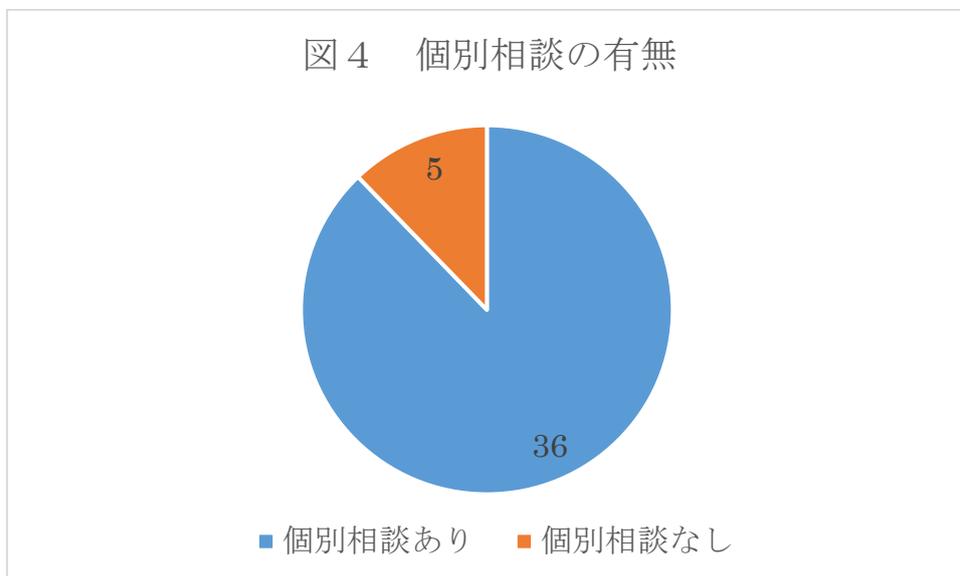


図4は、婚活支援事業の一環として会員からの個別相談を受け付けているかどうかを調査した結果である。多くの自治体で個別相談を実施している状況であった。(なお、ここでいう個別相談は相談センターで相談員と会員の対面での相談のほかオンラインでの相談も含んでいる。)

(注) 各都道府県のウェブサイトの情報を監査人が集計しており可能な限り正確性を期しているが、情報の更新時期や個人の主観による解釈の違いから、現況と異なる可能性がある。(以下、同様)

(b) 埼玉県の場合

(ア) SAITAMA 出会いサポートセンターについて

SAITAMA 出会いサポートセンターは、結婚を誠実に希望する独身男女に出会いの機会を提供する公的な結婚支援センターとして、平成30年に県事業として官民連携で設置された。

その後、令和3年7月からは官民連携の「SAITAMA 出会いサポートセンター運営協議会」を設立し、協議会に運営を移行して現在に至っている。

「SAITAMA 出会いサポートセンター運営協議会」が行う事業は、SAITAMA 出会いサポートセンター運営協議会が協議会の規約に基づく業務や県からの委託事業となっている。(詳細は(2)(A)概要一覧のとおり)

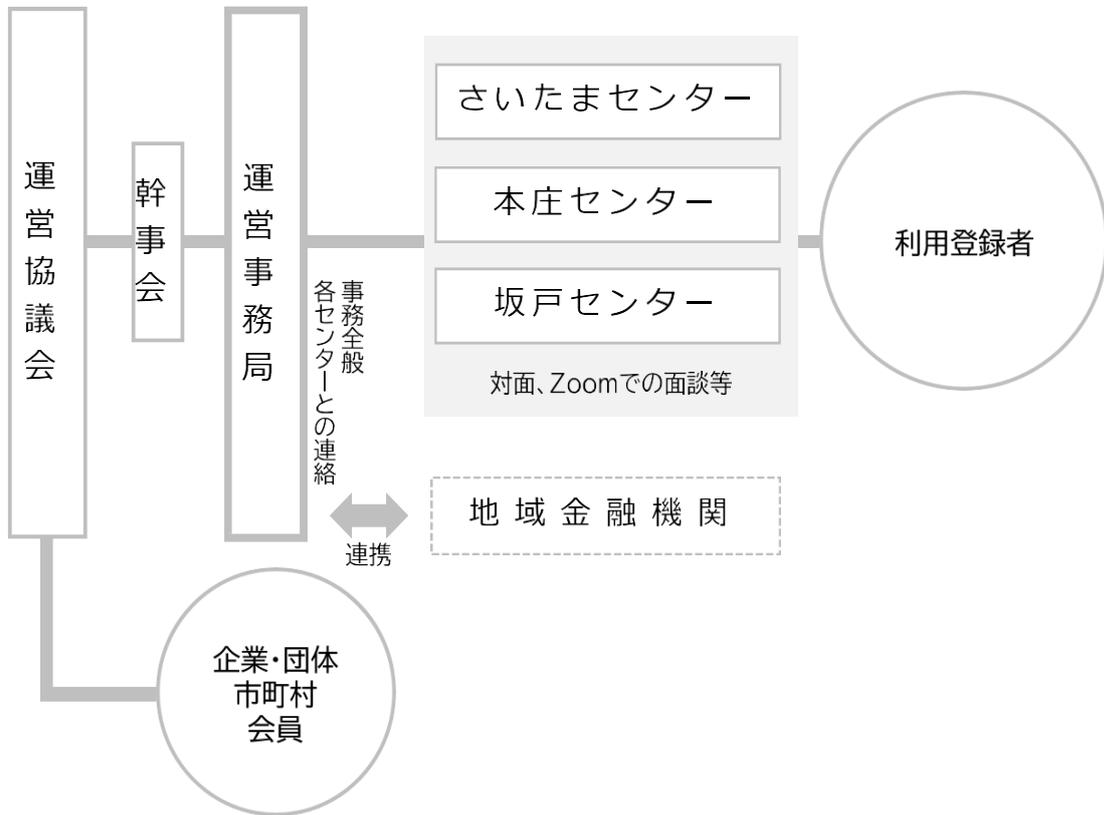
(以下本報告書ではSAITAMA 出会いサポートセンター運営協議会が実施する

婚活支援事業のことを『恋たま』と呼ぶ)

SAITAMA 出会いサポートセンター運営協議会事務局はさいたま市大宮区に設置している。また、会員の相談等に対応するため同所にさいたまセンターを設置している。センターはさいたま市以外に本庄市に本庄センター、坂戸市に坂戸センターを設置して会員の便宜を図っている。

なお、「SAITAMA 出会いサポートセンター運営協議会」は令和7年3月末現在 60 の市町村会員、32 の企業等会員、34 の協賛会員から構成されている。

SAITAMA 出合いサポートセンター運営協議会の組織図は以下の通りである。



(イ) SAITAMA 出合いサポートセンターの令和6年度の活動状況について

I 会員関係

SAITAMA 出合いサポートセンターの事業報告書によれば令和6年度の活動状況は以下の通りである。

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
利用登録者数 (人)	3,812	4,281	4,127	3,487	3,320
前年度比増減	2,034	469	-154	-640	-167
利用登録者累計	7,321	11,602	15,729	19,216	22,536
交際組数	1,466	3,294	3,217	2,995	2,546
交際組数累計	2,812	6,106	9,323	12,318	14,864
お見合数	3,688	8,125	8,268	8,157	6,882
お見合数累計	7,319	15,444	23,712	31,869	38,751
成婚退会組数	44	128	134	111	119

成婚退会組数累計	85	213	347	458	577
会員市町村	41	44	47	51	60
企業等会員数	51	62	66	63	66

II イベント関係

婚活イベントの実施：10回（参加人数；220人 成立カップル：43組）

出張登録会の実施：62回（のべ登録者数301人）

会員限定相談：50回

既存会員の満足度調査：1回（のべ回答数570人）

恋たまスタッフ研修：4回（のべ参加人数26人）

(ウ) 結婚ムーブメント事業の委託契約について

I オンライン等による婚活相談業務委託

・委託期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

・目的：SAITAMA 出会いサポートセンターで婚活を行っている人へのきめ細かなサポートと伴走型支援を行うため。また、各市町が選定した結婚支援に関するボランティア等が国の定める育成モデルプログラムを受講できるよう、研修会の開催等によるサポートを行う。

・受託者：SAITAMA 出会いサポートセンター運営協議会

・選定方法：随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質、目的が競争入札に適さないもの））

・委託内容：

(i) オンラインによる婚活相談

(a) 相談の実施

対応日：週2日間

対応時間：各日4時間

相談時間：1回当たり30分以内

手法：オンライン又は対面（事前予約要）

(b) 相談者の面談予約及び記録管理に関すること

(c) アンケートに関すること

(ii) 結婚支援ボランティアの育成モデルプログラム受講支援

II 結婚支援コンシェルジュ業務委託

・委託期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

・目的：SAITAMA 出会いサポートセンターに、結婚支援に関する専門的な知

識を持つ者を結婚支援コンシェルジュとして配置し、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに国・自治体・地域の連携を強化する。

- ・受託者：SAITAMA 出会いサポートセンター運営協議会
- ・選定方法：随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（契約の性質、目的が競争入札に適さないもの）
- ・委託内容：
 - （i） 市町村、企業、地域団体等への訪問および現状把握、未加入市町村等への働き掛け
 - （ii） 市町村等が実施するイベント、セミナー、広報への助言・立会等による協力
 - （iii） 関係先（市町村・企業等）との情報共有
 - （iv） 国が実施する結婚支援コンシェルジュ会議への参加、情報提供等の協力
 - （v） 市町村へのアンケートに関すること
 - （vi） その他、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援するために必要と認められる業務

（3）各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
予算額	20,224	9,175	8,148	16,379	16,848
決算額	20,028	8,902	7,141	16,191	16,695

（4）当該事業に要する人員の状況

担当の職員 1 名（一般）と副担当の職員 1 名（一般）、会計年度任用職員 2 名の計 4 名で実施している。

担当の職員が事業全般を担当し、副担当の職員が契約事務を担当、会計年度任用職員が実績の取りまとめ等を担当している。

（5）関係する法規（ルール）とその遵守状況について

少子化社会対策基本法第 4 条に基づき適切に対応している。

（6）令和 6 年度の評価指標とその達成状況について

評価指標	目標	実績
登録者数	4,000 人	3,320 人
成婚退会組数	120 組	119 組

(7) 監査人総括（評価）

下記の意見が検出された。

【意見62】会員からの相談内容について、応対ノウハウの蓄積・共有の観点から、過去のやり取りした内容を適切に整理することが望ましい

会員からの相談対応記録について確認したところ、相談日時や相談者の属性、相談内容の概要については一覧にまとめられているものの、対応結果については記載がなかった。対応時のメールアドレスは別途保存され、必要に応じて参照可能であるものの、応対ノウハウの蓄積・共有の観点からは、会員数の増加に伴う対応件数の増加により、参照データが膨大化すると閲覧の効率性が低下する恐れがあることから、応対内容まで含めた対応記録を整備することが望ましい。

【意見63】相談記録のAIへの積極的な活用を図り、AIマッチングシステムの高度化を推進するため、相談員が入力する「対応記録」を個人情報に配慮しつつ構造化しAIの学習データとして連携させる仕組みの構築を検討することが望ましい

AIマッチングシステムは、会員が登録した学歴、年齢などのプロフィール等のいわゆる「静的データ」に基づくマッチングに留まっている。より精度の高いマッチングを実現するには、お見合い後のフィードバックや相談員が把握する「数値化しにくい会員の特性（対人スキル、柔軟性、成婚への意欲等）」といったいわゆる「動的データ」の学習も必要である。現状では、相談記録がデータ化されておらずAIの学習データに組み込まれていないため、AIが「なぜこのマッチングが失敗（あるいは成功）したのか」という因果関係までは学習できてない。

このため、AIマッチングシステムの高度化を図るため、相談員の「対応記録」を個人情報に十分配慮しつつ構造化し、AIの学習データに連携させる仕組みの構築を検討することが望ましい。

【意見64】協議会主催以外の婚活イベント案内で、安全性を担保する施策を行うことが望ましい

SAITAMA 出会いサポートセンター運営協議会主催以外の婚活イベントを『恋たま』のウェブサイトで告知しているが、アンケート結果にはこうしたイベントに関して「参加者に会員以外の人が出た」との記載が見受けられた。SAITAMA 出会いサポートセンター運営協議会主催以外の婚活イベントについては、協議会以外の主催イベントである旨を明示するとともに、『恋たま』会員に対して協議会以外の主催イベントについては事前に『恋たま』以外の会員が含まれる旨を告知するなどの周知を行うことが望ましい。

【意見65】再契約しない会員に対しても、データ収集やアンケートを実施することが望ましい

恋たまの会員の有効期限は2年間であり、その後継続して活動したい会員は再契約するというになっている。

再契約しない会員の中には、恋たまのサービス内容に満足しない者もいると思われる、より良いサービスの提供を行うため、再契約しない会員に対するアンケートを実施することか望ましい。

【意見66】SAITAMA 出会いサポートセンター会員市町村数を増やしていくことが望ましい

少子化が進行している中で、県では少しでも歯止めをかけるために、SAITAMA出会いサポートセンター事業を行っているところであると認識している。1人でも多くの県民（若者）に当センターの存在を知ってもらい、婚活をしていただくためには、会員を増やしていくことが重要である。また、県内全市町村で結婚を支援する環境を作る上でも、会員市町村数を増やすことが望ましい。そのために、埼玉県子育て応援行動計画の指標として会員市町村数を掲げていたと認識している。会員市町村数は令和6年度末の目標63市町村に対して実績は60市町村（令和7年現在は61市町村）にとどまっている。県全体で結婚支援を推進する姿勢を示すため、引き続き働き掛けを継続することが望ましい。

2 1. SAITAMA 子育て応援フェスタ（福祉部こども政策課）

（1）目的

「SAITAMA 子育て応援フェスタ」に参加し、県の子育て支援施策等をPRするとともに、出産や子育てを助ける便利なグッズやサービスを提供する企業等が出展することで、出産や育児への疑問や不安を解消し、子育ての楽しさを実感してもらうことを目指す。これにより、本県の「こどもまんなか」の気運の醸成を図る。

（2）概要

（A）概要一覧

事業内容	「SAITAMA 子育て応援フェスタ」に県こども政策課の施策PRブースの出展などを行う。
当初予算額	6,287 千円
決算額	6,098 千円
事業計画	令和6年11月に子育て支援情報の提供等を行う
事業効果	<ul style="list-style-type: none">・イベントが県民や県内企業等に認知されることで、社会全体で子育てを応援する気運が醸成される。・「たのしい子育て」を知ってもらうことで、こどもを持つことに対する意欲が向上する。・イベントへの来場者数：20,000 人・イベントへの出展ブース数：約100 ブース・イベントへの満足度80%以上（来場者アンケートにより把握）・子育て応援イベントに関する県民の認知度向上（ウェブアンケートにより把握）

（B）子育て応援フェスタ 2024 の開催状況

開催日程：令和6年11月16日（土）、17日（日）

開催場所：さいたまスーパーアリーナ コミュニティアリーナ

主催：SAITAMA 子育て応援フェスタ事務局（株ACCEL LINK 内）

参加ブース：107 ブース

参加者団体数：59 社・団体

後援：埼玉県、こども家庭庁、アルファクラブグループ、（一社）日本マタニティフィットネス協会

来場者数：11月16日（土）8,992 名

11月17日（日）7,400 名

合計 16,392 名

会場内開催コンテンツの一例：ステージショー、ハイハイ競争、妊婦体験コーナー、消防体験コーナー、あかちゃんのお世話体験教室、おひるねアート、ふれあい手形アート、マタニティペイント／あかちゃんペイント、Tiny Teeth ネームキーホルダー／マタニティマークキーホルダーワークショップ等

(埼玉県作成のPRチラシ)

参加無料
特典プレゼントあり!

お子様と一緒に楽しめる!

家事・育児テクニク ファミリーワークショップ

誰かに教えたいような家事のテクニクや、親子で盛り上がる遊びのアイデアなど
毎日の家事・育児がぐんと楽しくなる内容が自白押し!

Workshop

家事	親子遊び	育児相談
<p>「家族対抗!身近なところにある見えない家事を探そう」</p> <p>参加家庭ごとで対抗!見えない家事(名目なし家事)を思い浮かべ家族で探してみよう!よりたくさん発見した家庭の勝ち!</p> <p>produced by 三木 智希</p>	<p>「身近なものでできる、親子のふれあい遊び」</p> <p>身近なものを使った楽しい遊びを紹介!皆さんのアイデアもあが「動物なもの」で動物の動きを真似ながら一緒に取り入れられる、アスナ先生を応援!</p> <p>produced by 原坂 一郎</p>	<p>「おもちゃづくりと何でも育児相談」</p> <p>キットを使用した手作りおもちゃ体験と専門スタッフによる育児相談を行います!みなさんの悩みを聞いてあげます!お気軽にご相談ください!</p> <p>produced by つむぎで</p>

Time Schedule

11/16 (土)		11/17 (日)	
11:00	身近なものでできる、親子対抗!	10:30	身近なものでできる、親子対抗!
11:30	親子対抗!	11:00	親子対抗!
11:50	家族対抗!身近なところにある見えない家事を探そう	11:30	家族対抗!身近なところにある見えない家事を探そう
12:20	家事	12:00	家事
12:40	おもちゃづくりと何でも育児相談	12:30	おもちゃづくりと何でも育児相談
13:10	育児相談	13:00	育児相談
13:30	身近なものでできる、親子対抗!	13:30	身近なものでできる、親子対抗!
14:00	親子対抗!	14:00	親子対抗!
14:20	家族対抗!身近なところにある見えない家事を探そう	14:30	家族対抗!身近なところにある見えない家事を探そう
14:50	家事	15:00	家事
15:10	おもちゃづくりと何でも育児相談	15:30	おもちゃづくりと何でも育児相談
15:40	育児相談	16:00	育児相談
16:00	身近なものでできる、親子対抗!		
16:30	親子対抗!		

埼玉県
 福祉部こども政策課
 子育て支援フェスタ 2025



(SAITAMA 子育て応援フェスタ 2025 の開催の様子 補助者撮影)



(SAITAMA 子育て応援フェスタ 2025 へのこども政策課の出展の様子 補助者撮影)

(C) 埼玉県こども政策課としての出展について

(a) 出展概要

出展内容：ファミリーワークショップ

出展ブース数：11 ブース

出展コンテンツ：親子遊び（身近なものでできる、親子のふれあい遊び）5回

家事（家族対抗！身近なところにある見えない家事を探そう）4回

育児相談（おもちゃづくりと何でも育児相談）4回

ファミリーワークショップ参加人数：801人（家事191人、育児266人、子育て344人）

(b) 出展のための委託契約等

(ア) SAITAMA 子育て応援フェスタブース設営業務委託

目的：県ブース設備機器等の設営及び復元までを行う。

選定方法：随意契約（少額随意契約）

(イ) SAITAMA 子育て応援フェスタ負担金

目的：SAITAMA 子育て応援フェスタの出展料

ブース数：11 ブース

支出先：(株)ACCEL LINK

(ウ) その他の費用

支出内容：ファミリーワークショップの講師等の報償費、フェスタ印刷費等

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	—	—	—	7,790	6,287
決算額	—	—	—	7,786	6,098

(4) 当該事業に要する人員の状況

担当の職員1名（一般）と副担当の職員1名（一般）の2名で実施している。
担当の職員が団体との調整、副担当の職員が契約事務を担当している。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

なし

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

評価指標	目標	実績
来場者数	20,000人	16,392人
出展ブース数	100ブース	107ブース

(7) 監査人総括（評価）

下記の意見が検出された。

【意見67】ワークショップ実施団体等への報償金について、実施回数の差異があるにもかかわらず一律で同額の報償金が支払われているため、合理的な支払額の算定とするべきである

令和6年度のファミリーワークショップは全13回実施され、親子遊びが5回、家事及び育児相談が各4回実施されている。これらはワークショップごとに3つの団体及び個人が担当し、県から報償金が支払われている。この報償金について、ワークショップの実施回数に差異があるにもかかわらず、各団体・個人に対して、一律同額の報奨金が支払われていた。実施回数に差異があるにもかかわらず同額を支払うのは合理的な理由を欠くため、実施回数は均等にするか、もしくは、実施回数に応じて報償額を調整するべきである。

【意見68】評価指標には、SAITAMA子育て応援フェスタ全体の来場者数や出展数だけでなく、ファミリーワークショップの来場者数と満足度も含めるべきである

令和6年度の評価指標として、SAITAMA子育て応援フェスタ全体の来場者数と出展ブース数が挙げられている。しかし、埼玉県子ども政策課が支出したのはファミリーワークショップに対するものである。したがって、評価指標としてはSAITAMA子育て応援フェスタ全体の来場者数と出展ブース数のみならずファミリーワークショップの来場者数及び満足度も含めることが望ましい。

補足 7. 埼玉県子育て応援行動計画（福祉部子ども政策課）

県は、令和 2 年度から令和 6 年度までの第 4 期「埼玉県子育て応援行動計画」を策定し、少子化対策や子育て支援策の内容、目標を明確にしてきた。

令和 6 年度末をもって同計画は終了し、「こども基本法」や「埼玉県こども・若者基本条例」等に基づき、新たな計画として、「埼玉県子育て応援行動計画」と「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」を統合した、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「埼玉県こども・若者計画」を策定した。

埼玉県子育て応援行動計画では、目標として合計特殊出生率を掲げていたが、こども生み、育てたい者もいれば、希望しない者や体質や持病により生めない者もいる。重要なのは、こどもを生むことを強制するのではなく、希望する者が安心して出産・子育てができる環境を整備することと考える。

そのため、埼玉県こども・若者計画をはじめ、近年では、国などで、合計特殊出生率を目標から除外をしているところである。

県は、今後もこどもを生みたい、育てたい者が安心して出産できるように、継続して支援していくことが望ましい。

まずは、こどもを生み、育てたい者が安心して子育てできる環境整備を引き続き進めていくことが重要だと考える。

若者が安心して結婚し、こどもを生み、育てられる社会の実現に向けて支援を強化することが重要である。

補足 8. 近隣都県との格差（福祉部こども支援課、こども政策課）

現在、近隣の東京都とは、こども施策に関する格差が生じている。

令和 6 年 5 月 7 日東京都近隣 3 県の知事が共同で国に提出した「居住する地域にとられないこども施策の実現及び税源の偏在是正について」によれば、東京都は独自に

- ・ 18 歳年度末までのこどもに対する月 5,000 円の給付
- ・ 高校授業料実質無償化における所得制限撤廃
- ・ 公立学校給食費の無償化
- ・ 0～2 歳児の第 2 子の保育料無償化
- ・ 18 歳年度末までのこどもに対する医療費助成

といった施策を打ち出しており、これが埼玉県をはじめとする近隣 3 県との地域間格差につながっている、としている。このような格差の要因は、財政状況の違いから生じているものと考えられる。

全国どこに住するかによって、子育てに関して上記の格差が生じることは望ましいことではないと考える。埼玉県では神奈川県や千葉県と共同で、上記要望書を国に提出し、地域間格差をなくすように、国に働き掛けを行っている。

そこで、埼玉県と東京都との格差が生じないようにするためには、まずは国が対応することが必要と考えられる。しかし、国の対応が十分になされていない現状においては、次善策として、極力このような格差が生じないように、財政状況を見ながら、埼玉県の施策を充実させること、また今後も継続して国に格差是正を働き掛けることが必要と考える。

【意見 6 9】保育料の無償化や育児支援給付など、子育て支援策に東京都と大きな格差が生じないよう、埼玉県の施策を充実させることが重要であるため、国に対して全国一律の支援制度の創設や税源偏在の是正などを引き続き働き掛けていくことが望まれる

補足9. 外国人支援

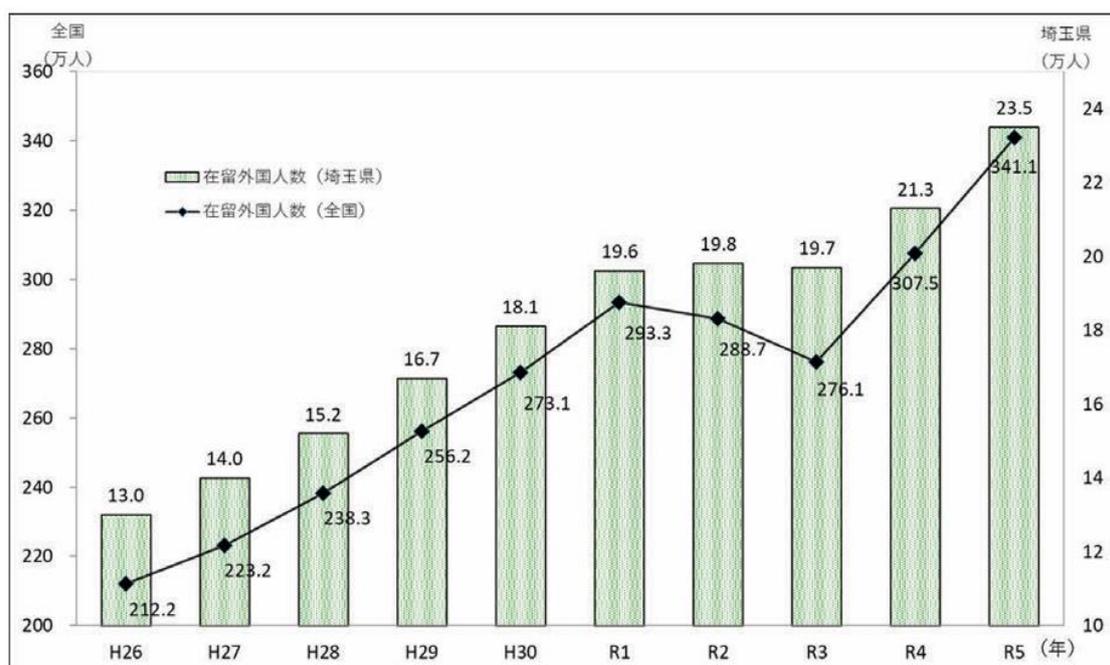
埼玉県こども・若者計画において、外国人に対する支援として下記の記載がある。

(1) 在留外国人について

本県における令和6年末(2024年末)の在留外国人数は、約26万2,000人となり、県人口に占める割合は約3.6%となっている。在留外国人や海外在留邦人などの増加に伴い、支援が必要な外国人児童生徒や帰国児童生徒などが増加しており、日本語指導が必要な外国人児童生徒は令和5年度(2023年度)で3,881人と、令和3年度

(2021年度)より748人増加している。また、帰国児童生徒や国際結婚により家庭内言語が日本語以外の場合など、日本語指導を必要とする日本国籍の児童生徒も増加傾向にある。

(図表49) 在留外国人数(埼玉県、全国)(各年12月末時点)



(資料：平成26年～令和5年出入国在留管理庁「在留外国人統計」)

(出典：埼玉県こども・若者計画)

(2) 外国人への支援

個々の状況に応じて、下記の3点の支援を行っている。

- ① 外国人児童生徒等が学校生活へ円滑に適応できるよう、日本語指導のための教員等の配置や実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成など、教育支援の充実を図る。
- ② 「外国人総合相談センター埼玉」を多言語対応の相談窓口として設置し、生活

相談のほか、入管相談、労働相談、法律相談や福祉相談などの専門相談に対応している。

(3) 外国人との意見交換

令和6年8月に埼玉県職員が、こども・若者との意見交換を埼玉会館で実施した。参加者には多様な価値観を持つ若者（若者の居場所スタッフ、居場所の利用者、若者組織のメンバー、青少年相談員、外国人、障害のある方、大学生等）が含まれ、外国人とも意見交換を行った。

補足10. ウェブサイト上の記載について（福祉部子ども支援課、子ども政策課）

様々な施策の情報提供のため、県ウェブサイトを活用している。しかし、下記の検出事項が発見された。

【指摘3】県ウェブサイト等における誤りが検出された。修正すべきである

具体的には下記の3点である。

(1) 埼玉県放課後児童クラブガイドラインについて

県は放課後児童クラブの設備及び運営の状況を調査において、クラブに対して運営基準の内容の点検を行っている市町村数を正しく開示すべきである。

県は、平成27年3月に策定した「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」において、各市町村における放課後児童クラブの設備及び運営の状況を調査し、これを公表することとしている。当該調査のうち、「毎年、クラブに対して運営基準の内容の点検を行っている（又は行う・行わせる予定である）市町村は63市町村のうち59市町村で、全体の93.7%であった。」との記載があるが、正しくは59市町村ではなく62市町村とのことである。市町村数の正しい開示は、放課後児童クラブの設備及び運営が県全体として適切に実施されている割合を示す重要なものであるため、市町村数を正しく修正し、開示する必要がある。

なお、本監査における指摘を受け、既に誤りは修正されている。

(2) 埼玉県待機児童対策協議会について

埼玉県待機児童対策協議会に関する保育所等の待機児童数のページにおいて、エラーが発生して閲覧ができないリンクがあるため、早急に修正すべきである。

埼玉県待機児童対策協議会におけるKPIの設定に関するページにおいて、参考情報として保育所等の待機児童数に関するページのリンクを掲載しているが、監査期間中（令和7年12月上旬時点）にエラーが発生して閲覧できない期間があった。該当URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0616/kyougikai.html>

当該リンクページは、待機児童対策協議会のページ内にある見出しからアクセスすることが可能ではあるが、アクセシビリティの向上の観点からリンクの修正を行うべきである。

なお、本監査における指摘を受け、既に誤りは修正されている。

(3) 「さいたまけん★こどものこえ」アンケートについて

令和6年度第2回アンケート（こどもの居場所に関する調査）の結果が埼玉県のウェブサイトに掲載されているが、回答率に誤りがあるため、改善すべきである。

埼玉県ウェブサイトにて、令和6年度第2回「さいたまけん★こどものこえ」アンケート（こども食堂などの「こどもの居場所」について）の結果の概要が掲載されており、調査の概要の（1）調査形態の項目について、回答率が76.2%と記載されているが、正しくは59.6%（＝回答数933人÷対象メンバー数1,566人）である。

なお、本監査における指摘を受け、既に誤りは修正されている。

2.2. 虐待通報等環境整備・啓発事業（福祉部福祉政策課）

(1) 目的

児童・高齢者・障害者の各虐待の通報等を行いやすい環境を整備するため、各虐待に24時間365日、一元的に対応する虐待通報ダイヤルを運用する。

また、虐待防止に関する県民への広報を行い、虐待の早期発見・早期対応につなげる。

(2) 概要

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待通報ダイヤルの運用 ・虐待の禁止及び虐待通報ダイヤルの広報
当初予算額	47,287,000円
決算額	44,647,313円
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待通報ダイヤルを運用し、平日日中は福祉政策課職員が、夜間休日は外部委託業者が電話の対応をする。 ・ポスターやチラシ、動画等を作成し、通報ダイヤル等の広報を実施する。
事業効果	通報ダイヤルの運用と虐待防止に関する県民への広報により、虐待の予防や早期発見、早期対応につなげることができる。

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	47,405	48,684	45,764	49,626	47,287
決算額	42,454	44,494	44,349	47,978	44,647

(4) 当該事業に要する人員の状況

政策企画担当

主として政策企画担当職員1名（主査）と会計年度職員1名の2名で実施している。

会計年度任用職員は、主に虐待通報ダイヤルでの通報等の対応や支出事務、広報業務等を行い、担当職員は運用全般に係る業務を行っている。

上記以外の政策企画担当職員5名（主幹、主査、一般）も補助的に通報等の対応を行っている。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

埼玉県虐待禁止条例第12条に規定する「啓発活動」及び第13条に規定する「通告、通報、届出及び相談の環境の整備等」として実施するものである。

・埼玉県虐待禁止条例

(啓発活動)

第12条 県は、虐待の防止等に関する県民の理解を深めるため、市町村と連携し、分かりやすいパンフレット等の作成及び配布、養護者に対する研修の実施その他の必要な啓発活動を行うものとする。

2 県は、学校の授業その他の教育活動において、児童の発達段階に応じた適切な虐待の防止等に関する教育を行う機会を確保するため、市町村と連携し、必要な施策を実施するものとする。

3 学校は、児童及びその保護者（児童虐待防止法第2条の保護者をいう。）に対し、虐待の防止等のための教育又は啓発に努めなければならない。

(通告、通報、届出及び相談の環境の整備等)

第13条 県は、早期に虐待を発見することができるよう、市町村と連携し、虐待を受けた児童等（虐待を受けたと思われる児童等を含む。以下この条及び第15条において同じ。）を発見した者にとって通告又は通報を行いやすい環境、虐待を受けた児童等にとって届出を行いやすい環境及び虐待を受けた児童等の家族その他の関係者にとって相談を行いやすい環境の整備に努めなければならない。

2 県は、市町村と連携し、虐待を受けた児童等に係る通告、通報及び届出を常時受けることができる環境の整備に努めなければならない。

3 県は、虐待を受けた児童等に係る通告、通報、届出又は相談を行った者に不利益が生ずることがないように、その保護について必要な配慮をしなければならない。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

【令和6年度指標】虐待通報件数：1,000件

【令和6年度実績】虐待通報件数：1,166件

(7) 歳出の主な内容、取組、評価

(A) 令和6年度歳出の主な内容

No.	項目	金額（千円）	主な内容
1	委託料	41,461	埼玉県虐待通報ダイヤル電話相談・交換業務、虐待通報ダイヤル保守管理業務委託

2	電信・電話料	2,434	虐待フリーダイヤル電話料金等、クイックダイヤル・クイックナンバー利用料
3	印刷製本費、運搬費及び送料	421	#7171 ポスター・チラシ印刷代及び封入作業、発送料
4	消耗品費	181	#7171 啓発品（うちわ・ティッシュ）他
5	その他役務費	101	#7171 啓発用デザインデータ修正、他
6	広告料、旅費	49	
7	合計	44,647	

No. 1 委託料の主な内容の評価については、(7)(E)に記載。

(B) 事業の背景

平成30年4月1日から「埼玉県虐待禁止条例」が制定された。これまで、高齢者、障害者、児童への虐待は、それぞれ個別の法律で規制等されていたが、本条例によりこれを一元化し、虐待禁止に向けた取組を総合的に行っていくこととなった。

(C) 事業の主な取組

通報がしやすい環境を設定すること、虐待ゼロを目指して広報及び普及啓発を行うことである。

電話番号「#7171」は一元的に通報等を受けるが、虐待事案に対応する法的権限はないため、受けた通報等については、内容をよく聞き取った上で、権限のある児童相談所や市町村窓口等へ繋いでいる。

・通報件数の内訳

	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	計	【参考】 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」
令和6年度	164	249	753	1,166	2,664
令和5年度	213	289	376	878	2,289

(D) 事業の課題

福祉政策課によると、虐待と思われるような状況を認識したときに、すぐに通報等が行われる体制を整えておくことが重要であり、そのためには# 7 1 7 1 の認知度をもっと高めていく必要があると考えている。

虐待ゼロ推進月間における集中的なPRをはじめ、継続的な広報啓発を通じて、虐待に関する通報等は# 7 1 7 1 ということを多くの方に認識してもらうようにすることが課題であり、特に取り組んでいく必要があるとしている。

(E) 契約締結している取引の内容

(a) 埼玉県虐待通報ダイヤル電話相談・交換業務等委託

緊急通報ダイヤルは24時間365日体制で通報を受け付けているが、県職員では対応時間が日中に限られるため、休日・夜間の相談対応を業務委託している。

この休日・夜間対応の業務委託については、令和6年9月に、3年間の長期継続契約を締結している。プロポーザルにより委託業者を募集したところ、結果的に前回と同じ会社が選定された。

契約書及び見積書を閲覧した。

(ア) 委託業務の名称

- ① 埼玉県虐待通報ダイヤル電話相談・交換業務等委託
- ② 埼玉県休日夜間児童虐待通報等ダイヤル電話相談業務委託

(イ) 履行期間及び委託金額

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

年間 75,999,000円

ただし、歳入歳出予算の当該契約について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(ウ) 複数年契約にした理由

当該業務委託については、平成30年の相談業務開始時から長期継続契約を締結しており、福祉政策課によると次のような理由によることであった。

・契約の相手方が業務を習熟することにより、相談対応の技術が向上し、虐待の早期発見・早期対応につながる。

・長期の契約により安定した契約となり、本業務で必要とする有資格者等の人材確保が期待できる。

(エ) 評価

(ア) の①は、38,956,500円、②は37,042,500円で、②については、こども安全課の「休日夜間児童虐待通告対応力強化事業」にて計上されている。

(ア) の①は、#7171への電話、②は「児童相談所虐待対応ダイヤル(189)及び児童相談所相談専用ダイヤル(0120-189)から転送される電話、に対応するものである。

見積書を確認したところ、人件費及び管理費は、毎年、定額である。
特に問題は発見されなかった。

(b) 埼玉県虐待通報ダイヤル電話交換機システム保守管理業務委託
契約書及び見積書を閲覧した。

(ア) 履行期間及び委託金額

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

令和6年度 年間 2,743,818円

ただし、歳入歳出予算の当該契約について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(イ) 複数年契約にした理由

当該業務委託については、平成30年のシステム導入時から長期継続契約を締結しており、その理由としては、1日も欠かすことなく債務の履行を受けなければならない業務内容であり、前会計年度から契約を締結しなければ業務運営上支障が生じるものであるため、また、契約の相手方が業務を習熟することによって技術が向上し、より良質で、かつ、安定的なサービスの提供が受けられるというメリットがあるため、とのことであった。

(ウ) 評価

見積書を確認したところ、入保守サービス、ハウジングサービス、VPN回線で、2年目以降、定額である。

特に問題は発見されなかった。

(F) 監査人総括(評価)

通報しやすい環境整備の構築、及び、虐待ゼロに向けた普及啓発活動の実施という点で、評価できる。問題となる事項は発見されなかった。

また、回線数の過不足の状況について、福祉政策課に質問したところ、虐待通報ダイヤルの平均受電件数は、1日当たり令和6年度が9.8件、令和7年度は9月末時点で14.0件となっており、また、令和6年度は電話対応の重複が74件あり、緊急の案件があることも考慮すると、現状の2回線は最低限必要であると考えている、とのことであった。

現状、7月の虐待ゼロ推進月間に、集中的なPR活動を実施しているほか、知事の街頭PR活動やポスター・チラシの配布、SNSを活用した広報、金融機関やスーパー、駅等でのポスター掲出と店内放送、県内市町村広報紙への掲載、県立学校へのポスター配布など、多面的な広報活動を行っている。

限られた予算内で効果的に実施しているものの、更に様々な媒体を活用して、効果的な広報を行うことが望まれる。

【参考】出典：埼玉県ウェブサイト「[埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」 - 埼玉県](#)」

埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」 - 虐待ない、絶対ない社会へ -

動画「10分で学ぶ 虐待のない社会を目指して～埼玉県虐待通報ダイヤル#7171～」を作成しました。

虐待の概要や埼玉県虐待通報ダイヤル#7171を中心に説明しています。

[YouTube動画を見る \(別ウィンドウで開きます「サイタマどうが」\) \(別ウィンドウで開きます\)](#)

[資料 \(PDF: 1,250KB\)](#)

[動画テキスト \(PDF: 569KB\)](#)

【虐待とは】

児童、高齢者、障害者が家族、親族、同居人、施設従事者などから受ける以下の5つの行為です。

(1)身体的虐待、(2)性的虐待、(3)心理的虐待、(4)ネグレクト、(5)経済的虐待

【埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」】

埼玉県では、早期に虐待を発見するために、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の通報を**24時間365日**受け付ける“埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」”を平成30年10月1日より開設しました。

お話を伺いし、適切な機関におつなぎします。生命に重大な危険があるなど緊急の場合は「110番」へ！！

23. NPOによる共助社会づくり推進事業費（県民生活部共助社会づくり課）

(1) 目的

県内のNPO法人の活動を促進することで、SDGsの普及促進及び共助社会の実現を図る。

(2) 概要

事業内容	NPO基金を活用し、NPO法人がSDGsの視点を持って地域課題を解決する取組や自立性を高める取組を支援する。
当初予算額	11,660千円
決算額	9,500千円
事業計画	NPO基金への寄附を原資に、地域課題解決に向けた活動に対する助成事業を実施するとともに、活動内容を広く周知する。 【助成額】 上限50万円/件 【補助率】・SDGs推進事業 9/10 ※設立3年以内の法人 10/10 ・自立促進事業 10/10
事業効果	助成団体数 22団体 助成額合計 9,252千円

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	18,427	13,100	12,788	11,811	11,660
決算額	16,568	10,481	8,801	9,120	9,500

(4) 当該事業に要する人員の状況

活動支援担当

担当の職員1名（一般）と副担当の1名（一般）の2名で実施している。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

埼玉県NPO活動促進助成事業助成金交付要綱に基づき、適正に実施している。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

県が、応募したNPO法人の中から独創的・自立的で優れた取組を行う22法人を採択し、助成した。（助成額合計9,252千円）。

(7) 監査人総括（評価）

本事業の令和6年度に助成した22団体のうち、こども政策に関する内容を扱っているのは4団体であった。この4団体への助成金について、助成の申請、審査、決定にかかる資料、そして団体が作成した実施報告書を閲覧した。その結果、特に問題となる点は発見されなかった。

また、支出が事業目的の達成に当たり必要なものに限定されているかについては、事業の募集・審査や助成金交付、実績報告など、事業目的達成のために必要な経費に限定されている、とのことであった。

なお、埼玉県NPO活動促進助成事業についてはその交付要綱上、当該助成金以外に公的な補助金を受けている場合は、助成の対象にしないとしており、同一の活動に対して助成金を交付することはない、とのことであった。

24. 民間団体との協働事業費（県民生活部人権・男女共同参画課）

(1) 目的

女性の抱える困難な問題は多様化・複合化し、そのため支援も複雑化している。相談から保護、自立支援と切れ目ない支援を実施することで、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目指す。

(2) 概要

事業内容	①民間団体に対し活動事業費の補助を実施する。 ②DV被害母子が心のケアを受けられるよう、心理教育プログラムを実施する。 ③女性相談支援センター退所後の自立を支援するため、一步を踏み出すための準備講座を実施する。 ④困難女性及び子どもに対して自立に向けての相談や心のケアを含めた継続的な自立支援を行う。
当初予算額	14,622 千円
決算額	10,420 千円
事業計画	①民間団体6施設に対し、活動事業費の1/2の補助を実施 ②心理教育プログラム（2コース、参加母子14組）を民間団体1団体に委託して実施 ③個別カウンセリングによる仕事相談、就職の動機付け、パソコン講座等の仕事準備及び心と体のケアを実施（36回） ④民間団体5施設に委託し、継続的な自立支援を実施
事業効果	令和6年度 ①民間団体6施設に対し、活動事業費の1/2の補助を実施 ②心理教育プログラム（2コース、参加母子12組）を民間団体1団体に委託して実施 ③個別カウンセリングによる仕事相談、就職の動機付け、パソコン講座等の仕事準備及び心と体のケアを実施（45回 71人） ④民間団体5施設に委託し、継続的な自立支援を実施

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	8,605	8,396	8,047	17,836	14,622
決算額	13,007	15,128	16,792	17,160	10,420

(4) 当該事業に要する人員の状況

困難女性支援推進担当

主査2名及び担当の職員2名（一般）で実施している。

主査2名の総括のもと、担当の職員のうち1名が民間団体活動事業補助金の業務を担当し、もう1名の職員が心理教育プログラム及び民間団体による継続的自立支援の業務を担当している。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

民間団体活動事業費補助金については、民間団体活動事業費補助金交付要綱を定め、要綱に沿った交付を行っている。

心理教育プログラムの契約については、公募型プロポーザル方式により委託業者を選定するとともに、事前に定めた仕様書に沿って契約している。

継続的自立支援業務について、委託料のうち1/2は国庫補助金を財源としており、厚生労働省作成のDV被害者等自立生活支援事業実施要綱に沿って委託事業を実施している。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

心理教育プログラム参加組数累計

目標	令和5年度	147組	⇒	令和6年度	161組
達成状況			⇒	令和6年度	159組

(7) 監査人総括（評価）

・まとめ

本事業について、国及び本県の女性支援事業は、売春防止法に基づく、売春を行うおそれのある女子の保護事業として始まり、その後、支援ニーズの多様化に伴い、DV、家庭関係の破綻、生活困窮等の問題を抱える女性へと事業対象を拡大してきた経緯があるとのことである。

また、DV対策に関しては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律上、性別に関わらず支援対象となつてはいるものの、同法の施行当時はDV被害が現在以上に潜在化しており、より相談件数の多い女性被害者に対する支援を先行して推進してきた経緯があるとのことである。

さらに、都道府県に設置義務がある配偶者暴力相談支援センターの機能（相談・保護・自立支援）については、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律上の女性相談支援センターその他の適切な施設で果たすこととなっているなど、女性被害者に対する支援を前提としてきたことから、本事業でも女性を対象とした支援を行っているとのことである。

【意見70】夫が妻から受けるDVも相対的に割合が少ないながらも存在しており、DV被害者支援の観点からは、被害者が少数だからといって支援対象から除外するのは趣旨に反しかねない。したがって、事業目的を女性に限定しない、もしくは男性を対象にする事業の実施の検討が望まれる

本事業の目的は、「女性の抱える困難な問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化している。相談から保護、自立支援と切れ目ない支援を実施することで、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心し、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目指す。」とされているが、目的の対象は女性に限定されており、男性は対象とされていない。

これは、本事業が、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律および配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律を根拠法令としていることから、妻が夫から受けるDVについての施策を行うことを主要な目的・内容と捉えていることに起因する。実際に、DVに関しては、県で受ける相談のうち妻が夫から受ける割合が、夫が妻から受ける割合よりも多くなっている。一方で、DV被害者への支援という観点からは、少数であるからと言って被害を受けた夫を支援の対象外とすることは被害者支援の趣旨に反しかねない。そこで、事業目的を女性に限定しない、もしくは男性を対象にする事業の実施の検討が望まれる。

なお、男性DV対策については、被害の特性は女性と男性で異なり、求められるノウハウ等も異なるため、現在の女性被害者支援の事業とは別の枠組みとして、男性専用相談窓口の設置、広報、支援者・相談員への研修、男性被害者向けカウンセリング等の内容について、県として令和8年度以降での事業化を目指し検討・調整しているとのことであった。

【意見71】個別カウンセリングや継続的支援業務についても、必要に応じ内容を提示することを検討することが望まれる

個別カウンセリングでは、実際に支所に入所した者に対して、入所後に自立するための各種プログラムを実施する講座について案内し、希望者には入所後の仕事相談、就職の動機付け、パソコン講座等の仕事準備及び心と体のケアを実施しているとのことであった。

また、民間団体5施設に委託して実施している、継続的な自立支援を実施する継続的支援業務については、シェルターへの入所者を対象とし、希望者に対して実施しているとのことであった。

すなわち、個別カウンセリングおよび継続的な自立支援については、With You さいたまの相談窓口や市町村等窓口に相談を行った際には、広報を行っていない、とのことであった。

その理由としては、シェルター自体が秘匿施設であるため、入所後の生活等について対象となる方にしか紹介してこなかったことや、入所者一人一人に合った講座を紹介しているため一律な広報はなじまないことが挙げられる、とのことであった。

相談者にとって、相談時に今後どのような支援が受けられる可能性があるのかについてその内容が提示されることは、それを理解することで支援を受けることについての不安感を取り除く要素になりうると考えられる。個別カウンセリングや継続的支援業務についても、必要に応じ内容を提示することを検討することが望まれる。

なおカウンセリングについて、相談業務の一環としての法律相談及び心理カウンセリングは現在も別事業（男女共同参画推進センター運営費）で実施しており、こちらについては県ウェブサイト等で周知している。

25. バーチャルユースセンター（仮称）事業費（県民生活部青少年課）

（1）目的

居場所の数が多い子どもほど自己肯定感が高く、将来に希望を持っている。子どもが自由に選べる居場所は、地域に加えてより身近なバーチャル空間にも設置して多様性を確保することが必要である。

そこで、バーチャル空間に子どもの居場所となる場を整備することで、あらゆる子どもに「居場所」があり、活躍でき、安心して暮らせる埼玉県を目指す。

（2）概要

事業内容	全庁共通メタバース空間を利用して、リアルでは自己表現が難しい小学生から大学生程度までの子どもたちが安心して気軽に参加できる、体験・交流・相談等の機能を備えたオンライン居場所を設置する。 令和6年度は、試験的に運用して本番運用に向けた運営方法などを検討する。
当初予算額	18,860,000円
決算額	16,591,137円
事業計画	・オンライン居場所の運営を委託 ・居場所運営の検討会議を実施
事業効果	・埼玉県バーチャルユースセンターの運営 延べ利用者数 362人 登録者数 108人 ・埼玉県バーチャルユースセンター運営検討会議の実施 5回

埼玉県バーチャルユースセンター



(埼玉県バーチャルユースセンターのデモ画面)

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額					18,860
決算額					16,591

(4) 当該事業に要する人員の状況

企画・非行防止担当の職員1名(主査)。担当主幹も関わりながら事務を進めている。

(5) 関係する法規(ルール)とその遵守状況について

なし

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

評価指標：居場所の運営(利用者160人/年)、検討会議(5回程度)、相談(50件/年)

達成状況：居場所の運営(延べ利用者362人/年)

*利用方法を試行錯誤していたため、実人数の把握不可

検討会議(5回)、相談(0件/年)

(7) 監査人総括(評価)

(A) 有効性 (Effectiveness) の評価

本事業は、近年のこども・若者が居場所としてインターネット空間を利用する傾向が高まっている一方で、県内にはオンライン上の居場所が十分に整備されていないという課題認識を踏まえ、バーチャル空間を活用した交流・体験・相談の場を構築することを目的として実施されたものである。内閣府の調査では、家や学校以外に「居場所がない」と回答したこどものうち、27.1%が悩みを相談したいと考えているにもかかわらず、相談に踏み出せない背景として「相談相手がいない」「何を話せばよいかわからない」といった要因が指摘されている。また、リアルな相談に比べ、SNSやメールなどバーチャルな相談手段の方が気軽であるという傾向も示されており、オンライン空間における相談機能の整備は喫緊の課題といえる。

これらの課題を踏まえ、県では、①インターネット空間における居場所の創出、②バーチャルな相談窓口の設置と適切な支援機関へのつなぎ、③運営方法の検討（初年度の為）を具体的な事業活動として位置付け、埼玉県バーチャルユースセンターの運営を通じてこども・若者の心理的安全性の確保と相談行動の促進を図ることとしている。

(a) 目標設定の明確性

本事業における目標は、アウトプット・アウトカムの階層ごとに整理されており、課題意識から成果に至るまでの一貫したストーリーが構築されている点の特徴である。事業実績（アウトプット）として、「体験・交流・講演への利用者数」「バーチャル相談の相談件数」「運営検討会議の開催回数」を測定指標として設定している。また、直接的成果（アウトカム）として、「バーチャルユースセンターを居場所と感じる利用者の割合」や「専門支援機関につながった件数」を、いずれも測定可能な数値として明確化している。

さらに中間成果としては、「将来の夢や目標を持つ中学生の割合」「相談窓口の設置により早期相談や深刻化の未然防止が図られたと感じる支援者の割合」を設定し、最終的には、こども・若者が多様な居場所を持ち、自己肯定感を高めながら安心して生活できる環境の実現を目指している。

このように、本事業では、課題意識・活動内容・直接成果・中間成果・最終成果が相互に結びついた構造が形成されており、監査人としても、成果を測定するための指標が設定されている点、またそれらが課題意識と整合している点から、目標設定に一定の明確性が認められると評価した。

一方で、「体験・交流・講演への利用者数」及び「バーチャル相談の相談件数」の目標を達成するため、広報の取組は引き続き実施していくことが望まれる。【意見72】

(b) 評価環境と成果（アウトカム）について

成果の把握に向けたデータ収集体制については、運営マニュアルにおいて、「協力機関を通じて利用者アンケートを実施し、必要に応じて直接聞き取りを行う」と明記されており、直接的成果を測定するための仕組みが確保されている。特に、「居場所だと感じるか」という主観的指標と、「専門的支援につながった件数」という客観的指標を併用して成果を捉える構造は、アウトカム評価として妥当性が高い。

また、相談件数や利用者の属性など、活動ログとして蓄積される情報も今後の評価精度向上に資するものであり、現段階において評価環境が一定程度整っていると判断される。課題意識・事業活動・成果指標が一貫している点も、本事業の評価可能性を高める要素である。

(c) 成果と事業手段の因果関係について

事業手段と成果の関係性については、埼玉県バーチャルユースセンターの利用者に対し直接アンケートを取得している点から、一定の因果関係の特定が可能であると評価できる。具体的には、体験・交流・相談といった事業活動（アウトプット）が、利用者が「居場所だと感じる」という心理的变化や、実際に専門的支援につながるという具体的成果に結びついているかを、事業実施と同じ時間軸で確認しているため、アウトカムとの因果関係を裏付ける根拠が確保されている。

一方で、中間成果や最終成果のように中長期的な変化を要する指標については、本年度のみでは十分な検証が困難であるという限界を有する。しかし、短期的な直接的成果については、事業活動と結果の因果関係を適切に把握できている点で、有効性評価の基盤は整っていると考える。

(B) 効率性（Efficiency）の評価について

効率性の評価に当たっては、事業実施における手続、運営体制および進行管理が合理的に構築されていたか、また投入された資源に対して適切な成果が得られているか、さらに今後の効率向上に向けた改善余地が確保されているかという観点から検証を行った。

(a) 実施プロセスの合理性について

本事業の中核をなす埼玉県バーチャルユースセンターの企画・運営については、専門的知見と実務経験を有する外部団体に対し、企画提案競技による業務委託契約を締結し実施されている。令和6年度は試験的な運用期間と位置付けられており、本番運用に向けた運営方法やルール整備を検討することを主たる目的としている。

本事業は、バーチャル空間の活用、こども・若者へのユースワーク的アプローチ、相談対応、支援機関との連携、安全利用ルールの構築など、求められる専門性や対応領域が多岐にわたる。このような業務内容を県の限られた人員体制のみで担うことには一定の制約があることから、外部の専門団体へ委託する判断は、実施プロセスの合理性の観点から妥当であると考ええる。

委託業務の内容は、交流・体験・相談機能を備えたバーチャルユースセンターの企画・運営を中心に、バーチャル空間の活用、スタッフの常駐による参加者フォロー、対面イベントやリアルな居場所への接続支援、メールやSNSを含む多様な相談手法への対応など、事業目的の達成に必要な要素を包括的に網羅している。また、開設時間、相談対応期限、定員設定などについても具体的に仕様書で定められており、運営の透明性と実効性を確保する設計となっている。

さらに、運営検討会議への参加や資料作成、安全利用ルールやトラブル対応方針の検討など、試験運用期間において検証すべき事項が明確に整理されている点も、冗長な工程や重複作業を避けた合理的なプロセス設計であると考ええる。

(b) 資源投入と成果のバランスについて

資源投入と成果のバランスの観点から見ると、令和6年度は試験運用期間として位置付けられており、本番運用に向けた運営方法の検討や課題抽出を主たる目的として事業が実施されている。令和7年10月からの本番運用につながっている点を踏まえると、「試験運用を通じて運営モデルを構築する」という当初の事業目的は概ね達成されていると評価できる。

一方で、今後は本番運用段階に移行することから、利用者数の増加や相談件数の推移、設定されたアウトカム指標（居場所と感ずる割合、専門支援への接続件数等）を踏まえ、より効果的かつ効率的な運営が求められる段階にある。試験運用で得られた知見を踏まえ、資源配分の最適化を図っていくことが重要であると考ええる。【意見73】

(c) 改善可能性について

本事業においては、成果物を電子データで提出することとされており、月例報告書、実績報告書、運営マニュアル、勤務割振実績、データベースに蓄積された各種活動記録などが体系的に整理され、担当課へ報告されている。特に、活動報告には、実施日数、登録者数、参加人数、相談件数といった定量情報に加え、アンケート結果や事業分析といった定性的情報も含まれており、事業改善に資する基礎データが一定程度蓄積されている。

本事業は初年度かつ試験運用期間であるため、現時点では改善活動そのものを厳密に評価する段階には至っていないものの、今後の改善に向けた体制は整備さ

れていると判断できる。これらの成果物や蓄積データを活用することで、運営方法の見直し、コンテンツの改善、相談対応体制の強化など、効率向上につながる改善策を検討することが可能である。

(C) 経済性 (Economy) の評価

経済性の評価は、本事業の実施に当たり投入された財政資源が、事業目的に照らして適正かつ合理的な水準で用いられているか、また同等の成果をより低いコストで実現できる余地がなかったかを検証するものである。本評価では、①費用の妥当性、②代替手段の検討の二つの観点から検証を行った。

(a) 費用の妥当性について

本事業における委託内容については、前述の効率性の評価で整理したとおり、埼玉県バーチャルユースセンターの企画・運営、交流・体験・相談機能の提供、安全利用ルールや運営マニュアルの検討、運営検討会議への対応など、多岐にわたる業務が仕様書に明示されている。事業の性質上、専門的知見と実務経験を要する業務が中心であり、一定の委託費用を要する構造となっている点は、事業内容から見て合理性が認められる。

一方で、令和6年度は本事業の初年度であり、かつ先駆的・試験的な取組として実施されたことから、業務量や対応工数を事前に精緻に見積もることが難しい状況であったと想定される。そのため、委託費の算定においても、標準的な工数や単価に基づく積算が必ずしも十分に行えない側面があったものと考えられる。

今後、本番運用段階に移行するに当たっては、利用者アンケート結果、業務完了報告書、月例報告等を踏まえ、事業目的の達成に真に必要な業務内容とそうでない業務を整理し、仕様書に含まれる工程の妥当性を毎年度検証していくことが重要である。具体的には、冗長な工程や重複作業が仕様書に含まれていないかを再点検するとともに、業務内容を整理・可視化した上で、標準工数を設定し、「標準工数 × 市場単価 (標準単価)」に基づく積算を行うことが望ましい。

このような手法を採ることにより、発注額が市場価格から不相当に乖離することを防止し、委託費の透明性および経済性をより一層担保することが可能になると考えられる。

(b) 代替手段の検討について

本事業においては、前述のとおり、事業実績やフィードバックを踏まえて毎

年度仕様書の内容を見直すことが想定されている。このような運用は、事業目的の達成手段を固定化することなく、より効率的・経済的な実施方法を検討するという点で、代替手段の検討という観点からも有効である。

すなわち、事業を継続する中で、外部委託による実施が引き続き最適であるのか、あるいは業務の一部を内製化することや、業務内容を再編成することでコスト削減が可能かといった点について、実績データに基づき検討する余地がある。こうした検証を通じて、事業手法の選択肢を比較・検討すること自体が、経済性を高めるための重要なプロセスであると考ええる。

以上より、本事業は初年度・試験運用という制約の中では大きな不合理は認められないものの、本番運用に向けては、仕様書の継続的な見直しと積算方法の精緻化を通じて、より高い経済性を確保していくことが求められる。

【意見 7 2】埼玉県バーチャルユースセンターについて、試験運用で得られた知見を踏まえ、資源配分の最適化を図っていくことが望まれる

令和 7 年度以降では、本番運用段階に移行することから、利用者数の増加や相談件数の推移、設定されたアウトカム指標（居場所と感ずる割合、専門支援への接続件数等）を踏まえ、より効果的かつ効率的な運営が求められる段階にある。試験運用で得られた知見を踏まえ、資源配分の最適化を図っていくことが重要であると考ええる。

【意見 7 3】埼玉県バーチャルユースセンターの広報を継続して実施することが望まれる

令和 7 年 10 月に開設し、県広報紙やこどもの居場所イベントなどで広報活動を行っているところであるが、利用者数はまだ少ない状況である。投資額を考慮すると、更なる利用者数の増加が望まれる。

なお、LINE 会員の増加も考えられるが、現状では、匿名性を重視し、個人情報収集につながる友達登録等は利用者の選択に委ねているとのことである一方で口コミによる広報も効果的とのことである。いずれにせよ継続的な実施が利用者増加のためには必要である。

広報活動としては、県では学校訪問、SNS 発信、動画広告等を実施している。この他、YouTube 広告、Instagram 広告を 4 回実施したとのことである。また、バーチャルユースセンターのスタッフの人となり伝えることで信頼関係を構築し、利用者増加を図っているとのことである。

新規事業ではあるが、更なる広報を行い、実際の利用している方の口コミや意見を県民に周知するほか、学校の教員や保護者にも子ども・若者たちに利用を働き掛けてもらうことも有益と考えられる。

(参考) 県広報紙での広報

2 令和7(2025)年10月1日発行

ここで会おうよ、みんなのたまりば

略して
プライバシー
VYC

WEB版で
動画公開中

埼玉県バーチャル
Virtual Youth Center
ユースセンター

子どもや若者みんなが安全に
利用できる、バーチャル*1な
居場所を紹介します。

*1 現実ではないけれど、現実のように感じられるもの

県青少年課
048-830-2905

バーチャル埼玉

競技りブースエリア
アリーナ
アウトドアエリア
アドベンチャーエリア
エンタランス
出展エリア
相談エリア

どんな場所?

埼玉県のメタバース*2「バーチャル埼玉」の中に、子どもや若者みんなのための「埼玉県バーチャルユースセンター(VYC)」ができました。自分の分身となるアバターを操作して、友達を作ったり困っていることと仲間と共有したり、スタッフに相談したりできる場所です。 *2 インターネット上の仮想空間

埼玉県バーチャルユースセンター

対象者	県内に住む子ども・若者 *県内への通学・通勤も含む	開室日時	火曜 午後4~7時(小学生向け) 木曜 午後4~7時 日曜 午後7~9時
利用方法	VYCの公式ホームページから参加		

埼玉県バーチャルユースセンターは、県の委託により認定NPO法人さいたまユースサポートネットが運営しています。 問法人 ☎ 048-829-7561

二つの安全・安心

1 本名・顔・声は出さなくてOK

頭に載せているのは /

ナシ イチゴ サクラソウ

好きなニックネームを設定し、アバターを操作して参加します。埼玉県の名物を頭に載せたオリジナルアバターから、好きなアバターを選べます。チャット(文字による会話)で交流できるので、声を出さなくても大丈夫。

2 スタッフが見守っている

「STAFF」の文字が目印!

開室中はずっとスタッフが見守っています。気軽にチャットで話しかけることが可能です。

VYCでできること

交流する

さまざまなプログラムを通して他の利用者やスタッフと交流できます。気持ちを共有することで、同じ悩みを持つ人とつながるきっかけにもなります。

相談する

困っていること、悩んでいることをいつでもスタッフに相談できます。プライバシーが守られる個別相談もあります。

*個別相談は1回30分、事前予約が必要です

参加者同士で交流できるプログラム

さまざまなトークテーマを設定しているから、共通の話題で話しやすい。話すだけ、聞くだけの参加でも大歓迎です。

注目プログラム

イバショビルド (高校生以上対象)

「自分たちに必要な居場所ってどんなところだろう」「こんな場所だったらいいな」を気軽にトーク。心地良く過ごせる場所をみんなで作っていきましょう。

推しトーク

「自分の好きなテーマパークについて話したい」という声から、テーマが「私の好きなテーマパーク」になったことも、自分の「推し」をリクエストして盛り合えます。

ぶっちゃけトーク

普段は言いづらい話題がテーマ。家族や友達、先生にも話せず一人で抱えている気持ちを共有できる場です。

参加者同士で交流できるプログラム

みんなで輪になってトーク

スタッフに相談

参加方法

パソコンやスマートフォンなどを使って、公式ホームページから参加できます。プログラムの日程も公開しています。



特別オープナー

相談エリアでスタッフが待っています。みんなで交流しませんか。見学だけでも大丈夫です。

日程	開室時間	開催プログラム(午後5~6時)
10月8日(水)	午後4~7時	イバショビルド(高校生以上対象)
9日(木)		推しトーク「好きなテーマパーク」
10日(金)		ぶっちゃけトーク「学校行きたくない」
11日(土)	午前11時~午後4時	おためしVYC

リアルイベントも同時開催

11日(土)はこどもの居場所フェア埼玉にブース出展します!

タブレットを用意しているので、手ぶらで来て参加できます。スタッフと実際に会える機会です。操作方法など、なんでも聞いてください。

場所 ソニックシティビル 第1展示場
*大宮駅下車徒歩3分
時間 午前11時~午後4時

お試し期間中に参加したこどもの声!



顔をみなくて良いので参加しやすい

自分のペースで参加できた



気軽にチャットなどができて交流しやすい



否定されない安心感があった

自宅からでも参加できるのが良かった



VYCスタッフからのメッセージ



私たちは、「リアルな対面は少し苦手」と感じるこどもや若者たちの生きづらさを少しでも解消したい、そんな思いで埼玉県バーチャルユースセンターを運営しています。

保護者や地域の皆さん、埼玉県バーチャルユースセンターがあることを、ぜひこどもや若者に教えてあげてください。そして、**インターネットの準備や操作など、こどもが困っていたらぜひ手伝ってあげてください。**

学校でも家庭でもない安心できる「第3の居場所」で、スタッフ一同お待ちしております。



スタッフもアバターで待っています



みんなのまめ役 さっちゃん

旅行とスイーツが好き

私たち大人は、みんなが安心して自分を表現できる居場所を大切にしながら、仲間との交流や新しい出会いをサポートしています。あなたの**「ここから一歩を踏み出したい」**を全力で応援します。ここの時間が、あなたにとって心地良いひとときになりますように。



プログラム担当 じえふりい

おしゃべりと顔から掛けが好き

「ちょっと話したいな」「安心して話したいな」そんな気持ちを持ったこども・若者が気軽に立ち寄れるところ。同じ趣味を持った人、少し先を歩く先輩、同じ悩みを分かち合える仲間とつながれるかも。ちょっとしたのぞいてみるだけでもOKですよ。



相談担当 ゆきんこ

アニメ、マンガ、旅行が好き

自分の気持ちを大切にしながらゆったり過ごせることで、一人で抱えていることも話せるかもしれません、**無理にがんばらなくても大丈夫**。あなたのペースで気軽に来てみてくださいね。

知事コラム

メタバース(仮想空間)の新たな居場所「埼玉県バーチャルユースセンター」!

「居場所がなく孤立を感じる。あるいは「孤立している」との声が頻りに聞かれるようになりました。こども・若者が生きていく上で、安全で安心して過ごせる居場所があることは不可欠とされますが、地域のつながりの希薄化や少子化の進行などにより、自分の居場所を持つことが難しくなっています。

本県においても、市町村による居場所づくりを支援していますが、さまざまな事情により居場所に直接足を運ぶことができない方もいらっしゃいます。また、市町村の居場所を踏まえ、こども・若者たちが頼り親しんだインターネット経由で入る方がハードルが低い場合もあるかと思えます。

そこで県は、インターネット上に作ったメタバース(バーチャル埼玉)に、居場所がなく孤立感を感

じる、あるいは孤立しているこども・若者たちが安心して気軽に利用できる居場所「埼玉県バーチャルユースセンター」を設置しました。このメタバースは、リアルな居場所にはない特長があります。まず一つ目は、「匿名性」です。アバターが自分の分身となるため、人前ですることが苦手な人や、面と向かっては話しにくい悩みを相談したい人でも自分のことをすべてさらすことなく利用できます。

二つ目は、「利便性」です。インターネットにつながるスマートフォンやパソコンなどがあればどこからでも、まるで同じ場所にいるかのように交流できます。さまざまな事情により外出できない場合でも、自宅から気軽に利用できます。

三つ目は、「多様性」です。年齢や性別、外見など

にとらわれず、自分の好きなアバターを選んで自分を表現できます。このメタバースでの居場所づくりは、弊としても新しい試みであり、昨年10月から検証を行い、今年10月から本格的な運用を開始しました。

埼玉県バーチャルユースセンターは、目的がなくても気軽に立ち寄ることのできる自由な居場所です。たわいもない話をしてもらって、ただ様子を見に来るだけでも大歓迎です。開室時間中は、スタッフが空間内の安全性や長時間利用等について注意を払うとともに、こども・若者のやってみたいことに寄り添い、伴走します。

今後も埼玉県バーチャルユースセンターがあらゆるこども・若者にとって、安心して気軽に利用できる居場所となるよう取り組んでまいります。



知事の日常業務はこちらからご覧いただけます



埼玉県知事 大野元裕

(出典：県広報紙)

26. こどもデジタル・シティズンシップ推進事業費（県民生活部青少年課）

(1) 目的

県で認定したネットアドバイザーが、デジタル社会に生きるこどもたちがリスクに対処して「ネットを利活用」し、保護者が適切に見守ることができるように、保護者やこどもたちに対して啓発する。

(2) 概要

事業内容	ネットアドバイザーが小中学校等で、保護者やこどもたちにインターネットトラブル事例を踏まえた予防策や家庭内ルールの取り決めに啓発する。 効果的な啓発を行うため、検討委員会による講座内容・資料等のブラッシュアップを行うとともに、研修会・情報交換会を実施する。
当初予算額	4,458 千円
決算額	3,125 千円
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども安全見守り講座の開催 ・ ネットアドバイザー検討委員会による講座内容や資料等のブラッシュアップ ・ ネットアドバイザースキルアップ研修会の実施 ・ 関係機関との情報共有による連携
事業効果	こども安全見守り講座開催数・受講者数 開催数：193 回 受講者数：33,161 人(保護者等 8,702 人 児童・生徒 24,459 人)

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	6,406	5,148	8,080	4,468	4,458
決算額	2,239	3,172	4,601	2,148	3,125

(4) 当該事業に要する人員の状況

健全育成支援担当

担当の職員1名（一般）と副担当の1名（一般）の2名で実施している。

主査級の職員が、研修会の実施や関係者・機関との連携を担当している。

主事級の職員が、講座開催の調整を担当している。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

埼玉県青少年健全育成条例、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づき実施している。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

- ・家庭内ルールを決めている小6児童の割合 75.3%（指標 80.0%）
- ・インターネット使用における依存傾向の状況にあてはまるものなしと回答した小6児童の割合 37.6%（指標 45.0%）
- ・自分の個人情報をSNSに掲載している小6児童の割合 6.4%（指標 7.0%）

(7) 監査人総括（評価）

(A) 有効性（Effectiveness）の評価

本評価では、こどもデジタル・シティズンシップ推進事業が、当初想定した課題意識に対してどの程度有効に機能しているかについて、①目標設定の明確性、②評価環境と成果③成果と事業手段との因果関係の三つの観点から検証を行った。

(a) 目標設定の明確性について

本事業は、保護者がこどものネットリテラシーについて体系的な啓発や学習を受ける機会が限られているという現状を踏まえ、デジタル社会においてこどもが安全にインターネットを利活用できるよう、保護者およびこども双方への啓発を強化することを目的として実施されている。

この課題に対応するため、令和6年度の事業活動として、ネットアドバイザーの派遣によるこども安全見守り講座の実施や保護者向け啓発動画の作成、ネットアドバイザー検討委員会による講座内容・資料のブラッシュアップ、さらに研修会や情報交換会を通じた関係機関との連携強化が位置付けられている。事業実績としては、講座の開催回数や受講者数、アドバイザー研修の実施等が明確に把握されており、事業活動の内容自体は具体的かつ整理されている。

本事業では、成果（アウトカム）として、「家庭内ルールを決めている小学校6年生の割合や、インターネット使用における依存傾向が見られない児童の割合」といった指標を設定し、最終的には、こどもがデジタル社会のリスクに対処しつつ、適切にICTを活用できるようになることを目指している。しかし、これらの指標は県全体の児童生徒を対象とした大規模調査（教育委員会実施調査）に基づくものであり、講座に参加したこどもや家庭にどの程度の変化が生じたのかを直接的に示す指標とはなっていない。このため、指標自体は存在するものの、事業との因果関係を明確に把握するには十分とは言えない構造的な

課題がある。

以上を踏まえると、本事業の目標設定は、政策レベルの最終成果を明示している点では一定の整理がなされているが、講座実施の成果と結びつきやすい中間的なアウトカム指標（意識の変化等）をより明確に設定することが望まれる。「講座 → 意識の変化 → 行動の変化 → 最終的な成果」と考えた場合、「意識の変化」は、講座の内容と直結し中間的なアウトカムとして因果関係を特定しやすいと考えられる。【意見 7 4】

(b) 評価環境と成果について

成果の把握に向けた評価環境については、現状、講座終了後に学校および保護者を対象としたアンケートが実施されており、講座の満足度や今後の指導への活用可能性といった一定の効果は把握されている。令和 6 年度の保護者アンケートでは、講座の満足度が 84.7%、今後のこどもへの指導に活用できると回答した割合が 90.9%に達しており、啓発活動として一定の成果が認められる。

しかしながら、アンケート内容は主として満足度や理解度に焦点を当てたものとなっており、「講座 → 意識の変化 → 行動の変化 → 最終的な成果」という因果の流れを十分に捉える設計とはなっていない。また、講座の主な対象であるこども本人に対するアンケートが実施されていないため、アウトカムの把握が間接的・限定的なものとなっている。【意見 7 4】

さらに、ネットアドバイザーの研修拡充も本事業の目的の一つであるにもかかわらず、アドバイザー育成に関するアウトカム指標が明確に設定されていない点も、成果把握の観点からは課題として挙げられる。【意見 7 4】

加えて、講座の開催状況を地域別に見ると以下の通りとなり、秩父地域や北部地域において開催回数が著しく少なく、学びの機会に地域差が生じている可能性がある。この点については、県が開催状況を把握できており、評価環境としての基礎データは整っているものの、地域別の開催目標値が設定されていないため、是正に向けた進捗管理が十分に行われていない可能性がある。今後は、地域別の開催件数に目標値を設定し、事業効果をより精緻に測定することが望まれる。【意見 7 5】

なお、県では地域別の開催件数や地域別のネットアドバイザー数に偏りがある問題に対処する為に、令和 6 年度より通常のネットアドバイザースキルアップ研修会に加え地域別のネットアドバイザー地域別勉強会の開催を行っている。

講座の地域別開催状況

東部：65 回

県央：40回
北部：19回
南西部：66回
秩父：3回

(c) 成果と事業手段との因果関係について

本事業の効果については、講座後のアンケート結果により一定の測定が可能であり、その範囲においては、事業活動と成果との因果関係が一定程度認められる。

特に、保護者の理解や意識向上といった点については、講座の実施が直接的な影響を与えていると評価できる。

一方で、前述のとおり、アンケート内容が講座の満足度や理解度に偏っている点、こども本人の意識や行動の変化を直接測定できていない点、また中間的なアウトカム指標が十分に設定されていない点から、成果と事業手段との因果関係を特定できない部分が残されている。

今後の改善に向けては、こども本人を対象としたアンケートの実施や、「講座受講後にネット利用時の行動がどのように変化したか」といった意識・行動の変化を捉える設問の導入、さらにネットアドバイザー育成に関する成果指標の設定などを通じて、因果関係をより明確に把握できる評価手法の構築が求められる。

(B) 効率性 (Efficiency) の評価

効率性の評価に当たっては、事業実施における手続、運営体制および進行管理が合理的に構築されていたかを検証した。具体的には、冗長な工程や重複作業が存在していないか、また事業目的の達成に向けたプロセスが適切に設計されていたかという観点から評価を行った。

(a) 実施プロセスの合理性について

令和6年度の本事業における主な事業活動は、ネットアドバイザーの派遣によるこども安全見守り講座の実施および保護者向け啓発動画の作成、ネットアドバイザー検討委員会による講座内容やスライド資料のブラッシュアップ、さらに研修会や情報交換会の実施、関係機関との情報共有による連携強化である。

本事業の運営においては、役割分担が明確に整理されており、県は講座実施の全体調整や広報、研修会・情報交換会の実施、関係機関との連携促進といったコーディネート機能を担い、実際の講義や現場での啓発活動は、専門知識と実務経験を有するネットアドバイザーが担当している。このように、専門性が求められる業務をネットアドバイザーに委ね、県は全体調整や支援に専念する運営体制は、限られた行政資源を有効に活用する観点から、実施プロセスとして合理的である

と評価できる。

一方で、県内には、さいたま市や幸手市等のように、独自にネットリテラシーやデジタル・シティズンシップに関する講座を実施しており、県主催の講座を必ずしも必要としない自治体も存在している。こうした自治体の取組は、地域の実情に即した運営方法や、学校・家庭・関係機関との連携の在り方において有益な知見を有していると考えられる。このため、県がこれらの先行事例の内容や工夫点、成果を整理した上で他市町村へ横展開することにより、各自治体における自発的な問題意識の醸成や、地域特性に応じた対応策の検討・実施を促すことが期待される。特に、県主催の講座を一律に提供するのではなく、自治体独自の取組を後押しする形で好事例を共有することは、事業全体の有効性を高めるとともに、限られた資源を効率的に活用する観点からも有効であると考えられる。【意見 7 6】

(b) 資源投入と成果のバランスについて

本事業への投入資源は、主として人的資源および運営経費で構成されている。人的体制としては、担当職員 1 名および副担当職員 1 名の計 2 名体制で事業が運営されており、運営経費としては、ネットアドバイザーへの報奨金、会場費、印刷製本費、消耗品費等が支出されている。

これに対する事業成果として、令和 6 年度には、ネットアドバイザー派遣によるこども安全見守り講座が 193 回開催され、受講者数は 33,161 人（保護者等 8,702 人、児童・生徒 24,459 人）に達している。また、保護者アンケートでは、講座の満足度が 84.7%、今後のこどもへの指導に活用できると回答した割合が 90.9%となっており、啓発活動として一定の成果が確認されている。

さらに、こども安全見守り講座検討委員会・資料作成委員会による講座内容・資料の見直しにより、従来の「ネットの危険性」に重点を置いた内容から、デジタル社会においてリスクに対処しながらインターネットを利活用する視点を重視した、デジタル・シティズンシップを取り入れた講座が実施されている。加えて、ネットアドバイザー向けの研修会や地域別勉強会の実施、講座のオンデマンド配信等により、指導体制の質的向上も図られている。これらの研修に対するアンケート結果においても、総合満足度が「大変高い」「高い」とする回答が多くを占めている。

以上の点を踏まえると、限られた人的・財政的資源の投入に対して、多数の受講者への啓発と一定の満足度・活用意向が確認されており、資源投入と成果のバランスについて不合理と認められる点は見当たらない。

(c) 改善可能性について

効率性向上に向けた改善の取組についても一定の工夫が認められる。県では、地域別の開催件数やネットアドバイザー数に偏りがあるという課題に対応するため、令和6年度から、従来のネットアドバイザースキルアップ研修会に加え、ネットアドバイザー地域別勉強会を開催し、地域単位での底上げを図っている。

また、講座内容についても、これまでの「ネットの危険性」に重点を置いた構成から、こどもがデジタル社会の中で主体的にリスクに対処し、保護者が適切に見守ることができるよう、デジタル・シティズンシップの考え方を取り入れた内容へと見直しが行われている。

以上より、県は、事業の効果性および効率性を高めるため、事業内容や運営方法について継続的な改善を行っており、本観点において現時点で不合理と認められる点は検出されなかったと評価される。

(C) 経済性 (Economy) の評価

本評価では、①費用の妥当性（市場価格との比較）、②代替手段の検討、③財源の適正利用の三つの観点から評価を行った。

(a) 費用の妥当性（市場価格との比較）

本事業への投入資源は、主として運営経費の支出と人的資本の投入であり、人的体制としては、担当職員1名および副担当職員1名の計2名体制で事業が運営されている。運営経費の主な内訳は、ネットアドバイザーへの報奨金、会場費、印刷製本費、消耗品費等で構成されている。

これらの運営経費について、支出一覧を確認し、市場価格や一般的な事業運営水準と比較した結果、各費目において著しく高額である、または不相当と認められる支出は確認されなかった。事業内容に照らして必要とされる範囲内の支出にとどまっており、費用の妥当性の観点から不合理な点は検出されていない。

(b) 代替手段の検討について

より低コストで同等の成果が得られる手段の有無について検討したところ、県内には、さいたま市や幸手市等のように、独自にネットリテラシーやデジタル・シティズンシップに関する講座を実施しており、県主催の講座を必ずしも必要としない自治体も存在していることが確認される。これらの自治体の取組は、地域の実情に即した運営方法や、学校・家庭・関係機関との連携の在り方

などにおいて、有益な知見を有していると考えられる。

このような先行事例について、県が内容や工夫点、成果を整理した上で他市町村へ横展開することにより、各自治体における自発的な問題意識の醸成や、地域特性に応じた対応策の検討・実施を促すことが期待される。特に、県主催の講座を一律に提供するのではなく、自治体独自の取組を後押しする形で好事例を共有することは、事業全体の有効性を高めるとともに、限られた資源を経済的に活用する観点からも有効であると考えられる。その際には、県と市町村との間で役割分担を明確化し、同一内容の講座等が重複して実施されることによる二重投資とならないよう配慮することが求められる。先行自治体の取組を活用した横展開や役割分担の明確化を進めることにより、今後更なる経済性向上を図る余地があると判断される。【意見 7 6】

(c) 財源の適正利用について

財源の適正利用の観点からは、運営経費の主な支出内容が、ネットアドバイザーへの報奨金、会場費、印刷製本費、消耗品費といった事業目的に直結する項目で構成されていることを確認した。支出一覧を精査した結果、事業運営上不必要と認められる支出や、目的外使用と判断される支出は検出されなかった。

【意見 7 4】講座内容と結びつきやすい中間的な成果指標を新たに設定し、評価の精度を高めることが望まれる

本事業の有効性をよりの確に把握し、事業改善につなげていくためには、成果（アウトカム）を直接的かつ因果的に測定できる評価手法の整備が重要である。現状では、家庭内ルールの設定率やインターネット依存傾向といった指標により一定の成果測定は行われているものの、これらは県全体を対象とした包括的な指標であり、講座実施による効果を直接的に把握するには限界がある。このため、講座内容と結びつきやすい中間的な成果指標を新たに設定し、評価の精度を高めることが望まれる。

具体的には、「講座 → 意識の変化 → 行動の変化 → 最終的な成果」という成果の流れを明確に意識した上で、講座で扱った内容に即した意識変化を測定する指標を設定することが有効である。例えば、インターネット上のリスクに対する理解度や、困ったときの相談先を把握しているかといった項目について、講座受講後に確認することで、講座の直接的な効果を把握することが可能となる。

また、現状の成果把握は主として保護者や学校を対象としたアンケートに基づいており、事業の対象である子ども本人の意識や行動の変化を直接捉える仕組みが十分とはいえない。この点については、設問数を限定した簡易なアンケート等を活用し、子ども本

人を対象としたアウトカム測定を段階的に導入することが望ましい。これにより、講座がこどもの行動や判断にどのような影響を与えているかを、より直接的に把握できるようになると考えられる。

さらに、講座実施直後の評価にとどまらず、可能であれば一定期間経過後にフォローアップ調査を行うことで、意識の変化が家庭内での行動や相談行動の変化につながっているかを確認することも有効である。例えば、家庭内でのインターネット利用に関する話し合いの有無や、利用ルールの見直し状況などを確認することで、講座の効果が実生活に定着しているかを把握することが可能となる。

加えて、本事業ではネットアドバイザーの育成やスキル向上も重要な目的とされていることから、アドバイザー研修についても成果指標を設定し、その効果を測定することが望まれる。研修受講後の理解度や講座運営に対する自己評価、受講者からの評価等を活用することで、アドバイザー育成の成果を可視化し、講座全体の質の向上につなげることができる。

これらの評価結果については、単に集計するだけでなく、毎年度の事業計画や講座内容の見直しに反映させる仕組みを構築することが重要である。成果が十分に確認できた取組については地域への展開を検討し、効果が限定的であった部分については内容や手法の改善を行うなど、PDCA サイクルを通じた継続的な事業改善を図ることで、本事業の有効性を一層高めていくことが期待される。

【意見75】特に秩父地域と北部地域では、他の地域に比べて開催回数が著しく少なく、学びの機会に明確な格差が生まれている。こどもたちに均等な機会を提供するためにも、地域間格差をなくすようにすべきである

講座の開催状況を地域別に見ると、実施回数に大きなばらつきが生じている。

東部：65回

県央：40回

北部：19回

南西部：66回

秩父：3回

特に秩父地域と北部地域では、他の地域に比べて開催回数が著しく少なく、学びの機会に明確な差が生まれている。この偏在は、学校数や人口など地域性による部分もあるが、こどもたちが直面するデジタルリスク（SNS利用・依存・誤情報など）は地域差が小さいことを考えると、現状のままでは望ましいとは言えない。また、講座の開催が依頼制に依存している面もあり、地域によって啓発の必要性が十分に顕在化していなかったり、担当者がいなかったりすることで、結果として開催回数が極端に低い地域が生まれている可能性がある。学びの機会が地域によって偏る状況は、デジタル社会における「情報格差」につながる懸念があり、こどもたちに均等な機会を提供するという観点

からも改善が求められる

改善提案

① 地域別の開催目標を設定する

児童生徒数、学校数を基準に「最低限確保すべき開催回数」を地域別に設定し、毎年度の実績をモニタリングする仕組みを整える。

② 依頼制だけに頼らない能動的アプローチ

開催が少ない地域には、県側から積極的に働きかけ、学校や自治体との調整を進める体制を整える。特に小規模地域では、行政側の働き掛けが効果的であると考えられる。

【意見76】県内自治体の独自講座や先進的な取組を収集・整理し、事例集の作成や情報交換の場の設置等を通じて、他市町村への横展開を図る仕組みを構築することが望まれる

県内には、さいたま市や幸手市等のように、独自にネットリテラシーやデジタル・シティズンシップに関する講座を実施しており、県主催の講座を必ずしも必要としない自治体も存在している。このような自治体の取組は、地域の実情に即した運営方法や、学校・家庭・関係機関との連携の在り方などにおいて有益な知見を有していると考えられる。

こうした先行事例について、県が内容や工夫点、成果を整理した上で他市町村へ横展開することにより、各自治体における自発的な問題意識の醸成や、それぞれの地域特性に応じた対応策の検討・実施を促すことが期待される。特に、県主催の講座の一律的な提供にとどまらず、自治体独自の取組を後押しする形で好事例を共有することは、事業全体の有効性を高めるとともに、限られた資源を効率的に活用する観点からも有効である。

このため、今後は、県内自治体の独自講座や先進的な取組を収集・整理し、事例集の作成や情報交換の場の設置等を通じて、他市町村への横展開を図る仕組みを構築することが望まれる。

27. 見えないチカラを伸ばし夢をつかむリアル体験事業費（県民生活部青少年課）

(1) 目的

次代を担う子どもたちを対象に、企業や大学等と連携した体験活動の機会を提供し、夢の実現を支援する。

また、新たな体験活動に取り組む企業を開拓・支援し、体験創出と気運醸成を推進する。

(2) 概要

事業内容	県内の大学や企業等と連携し、リアルな職業体験を提供することで、将来の夢の発見、実現を支援する。 特に家庭環境等により体験活動の機会に恵まれない子どもたちの参加を促すため、児童養護施設やジュニア・アスポート教室等と連携して、体験の機会を提供する。
当初予算額	3,936 千円
決算額	2,663 千円
事業計画	小学生の体験活動事業 ・リアル体験教室（県と企業が共同で実施） ・リアル体験教室プレミアム実施（企業の単独実施（県は広報を支援））の働き掛け ・様々な環境の子どもたちの優先枠を設定
事業効果	リアルな職業体験により、子どもたちの将来の夢の発見と実現に向けた行動変容を促す。 リアル参加者：1,683 人（内オンライン参加 163 人、優先枠参加 322 人） プレミアム参加者：約 4,700 人

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	5,000	4,994	5,878	4,981	3,936
決算額	4,080	3,412	3,754	3,179	2,663

(4) 当該事業に要する人員の状況

健全育成支援担当

担当の職員1名（一般）と副担当の1名（一般）の2名で実施している。

担当の職員が教室の運営や関係機関・参加者との調整を担当し、副担当の職員がその補助を行っている。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

埼玉県青少年健全育成条例に基づき実施している。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

- ・体験教室に参加したことで夢に向かって行動に良い変化が見られた割合 76.5%（指標80%）
- ・将来の夢や目標を持つ小6児童の割合 83.6%（指標84%）

(7) 監査人総括（評価）

(A) 有効性（Effectiveness）の評価

本評価では、本事業が当初想定した目的および成果に対し、実際の事業内容および実績がどの程度寄与しているかを確認するため、①目標設定の明確性、②成果の測定とその測定環境、③成果と事業手段との因果関係の3つの観点から検証を行った。

(a) 目標設定の明確性について

本項では、事業の目的・課題認識が明確に整理されているか、また、それらが具体的な事業活動および成果指標へ適切に落とし込まれているかという観点から検討を行った。

具体的には、以下の点について確認した。

- ・子どもを取り巻く現状課題（体験機会の不足、体験格差、不登校の増加等）が、統計資料や調査結果に基づき明確に整理されているか
- ・上記の課題に対し、県が本事業を通じて何を解決しようとしているのか（事業目的）が明確に示されているか

- ・事業目的が、県および企業等と連携した体験活動の提供、体験機会に恵まれない子どもへの配慮といった具体的な事業活動（インプット・アウトプット）に適切に反映されているか

- ・アウトプット（体験教室の実施、参加人数、優先枠の設定等）と、アウトカム（直接的成果、中間成果、最終成果）との関係性が論理的に整理されているか

本事業は、こどもの体験機会の不足や格差という社会的課題 → 体験活動の提供という事業活動 → こどもの意欲や行動変容 → 将来の夢や目標を持つこどもの増加 → 社会全体としての体験活動の機会を十分に得ることでチャレンジ精神や想像力など非認知能力の向上という一連のストーリーが明確に構成されており、目標設定の考え方は妥当であると考えます。

また、アウトプットについても、参加人数や定員数といった定量的指標が設定されており、事業の実施状況を客観的に把握できる枠組みが整えられている点は評価できます。

(b) 成果の測定と評価環境について

本項では、本事業が生み出した成果が、単なる事業実施実績（アウトプット）にとどまらず、こどもの意識や行動の変化といったアウトカムとして把握されているか、また、それを測定するための評価環境が整備されているかという観点から検討を行った。

具体的には、以下の点について確認した。

- ・県が想定する直接的アウトカム（体験を通じたこどもの行動変容）が、事業目的と整合した内容となっているか

- ・アウトカムが「夢に向かって行動に良い変化が見られるか」といった、事業の効果を的確に捉える指標として設定されているか

- ・当該アウトカムが、測定可能な定量的指標として設計されているか

- ・成果を把握するためのデータ収集方法（保護者への追跡アンケート等）が明確に定められ、実際に運用されているか

- ・直接的アウトカムから中間成果、最終成果へと至る評価構造が一貫して整理されているか

体験教室終了後に参加児童の保護者を対象とした追跡アンケートを実施することで、こどもの意欲や行動の変化を把握しており、成果測定の体制は適切に整備されていると認められる。令和6年度のアンケート結果においても、将来の夢や目標について親子で話し合う機会が増えた割合や、行動に良い変化が見られたとする回答が高い水準で確認されており、事業に

よる一定の成果が示されていると考えられる。

また、アウトプット（体験教室への参加）→直接的アウトカム（意欲・行動の変化）→中間成果（将来の夢や目標を持つこどもの増加）→最終成果（非認知能力の向上と前向きに生きる社会の実現）という成果の流れが明確に定義されている。

一方で、体験教室の倍率が高く、参加を希望することも全員が機会を得られていない状況が継続している点については、成果が一部の参加者に限定されている可能性がある。今後は、追加開催やオンラインによるハイブリッド開催や倍率が高い教室と低い教室が混在している状況を踏まえ、需要に応じた開催設計を行う等により、多くのこどもにアウトカムが波及するよう改善を図ることが望まれる。【意見 77】

(B) 効率性 (Efficiency) の評価

(a) 実施プロセスの合理性

効率性の評価に当たっては、事業実施における手続、運営体制および進行管理が合理的に構築されていたかについて検証を行った。具体的には、冗長な工程や重複作業が存在していないか、また事業目的の達成に向けたプロセスが適切に設計されていたかという観点から評価した。

本事業の主な実施内容は、

- i. 県と企業が共同して実施する「リアル体験教室」の開催、
 - ii. 企業が単独で実施する「リアル体験教室プレミア」に対する広報支援、
 - iii. 家庭環境等に配慮した様々な環境のこどもたちへの優先枠の設定、
- で構成されている。

具体的な事業活動は、体験教室の企画・開催・運営、および企業単独実施型事業の広報活動が中心であり、事業内容は明確で、相互に重複する工程は認められない。特に、体験活動の実施自体を全て県が内製化するのではなく、当該分野に知見や実績を有する民間企業や専門学校等と連携する構造を採用している点は、事業の実施プロセスとして効率性の観点から合理的であると考えられる。

(b) 資源投入と成果のバランス

本事業における事業費の主な支出内訳は、広報活動に係る印刷製本費が約 197 万円、体験教室の開催に係る経費として消耗品費約 24 万円、会場使用借上料約 18 万円、旅費等約 16 万円、その他一般経費約 11 万円となっている。

これらの支出は、事業の中心的な活動である体験教室の実施および参加者募集に直結するものであり、投入された資源は事業目的に沿った形で使用されて

いると認められると考える。

また、支出項目について既に人材、設備、ノウハウを有する民間団体と共同で事業を実施することで、県が新たに専門人材や設備を確保する必要がなく、限られた資源の中で多くの参加機会を創出している点は、資源投入と成果のバランスの観点から評価できる。さらに企業の社会貢献活動と本事業の目的をうまく結びつけ、企業単独実施による体験教室を促進している点についても、県の直接的な負担を抑えつつ参加者数の拡大につなげており、効率的な事業構造が構築されていると考えられる。

(c) 改善可能性

本事業では、アウトプットおよびアウトカムが参加人数や行動変容の有無といった測定可能な定量的指標として設定されており、効率性向上に向けた改善検討を行うための基礎的な評価環境が整備されていると考える。

実際、参加申込件数に対して当選倍率が低い教室が存在する一方で、令和6年度においては、より多くの子どもが参加できるよう、企業等の理解を得た教室についてはオンライン配信を併用するなど、実施方法の工夫が行われていると考える。

(C) 経済性 (Economy) の評価

本評価では、①費用の妥当性、②代替手段の検討、③財源の適正利用の三つの観点から評価を行った。

(a) 費用の妥当性 (市場価格との比較)

本事業における令和6年度の事業費の主な支出内訳は、広報活動に係る印刷製本費が約197万円、体験教室の開催に係る経費として消耗品費約24万円、会場使用借上料約18万円、旅費等約16万円、その他一般経費約11万円となっている。

これらの支出内容について、市場価格や一般的な事業運営水準と照らして確認した結果、各費目において著しく高額である、または不合理と認められる点は確認されなかった。特に、広報活動や体験教室の実施は本事業の中核をなす活動であり、これらに一定の経費を要することは事業の性質上やむを得ないものと考えられる。

また、過去の事業費(決算額)の推移を見ると、令和2年度4,080千円、令和3年度3,412千円、令和4年度3,754千円、令和5年度3,179千円と推移しており、令和6年度の決算額2,663千円はこれらと比較して減少している。一方で、令和6年度においては体験教室の申込倍率が高い状況が継続しており、

限られた財政資源の中で多くの参加ニーズに応える成果が得られていることから、従前よりも少ない投資額で相対的に高い成果を上げることが出来ていると考える。

(b) 代替手段の検討

代替手段の検討の観点では、支出経費の推移から、事業実施方法や経費配分について毎年度一定の見直しが行われ、その結果として支出額が減少傾向にあることが確認できる。この点から、事業運営においてコスト意識を持った検討が継続的に行われてきたものと考えられ、代替的な実施方法や効率化に向けた取組について、一定の成果が認められる。

一方で、広報活動に係る印刷製本費や会場使用借上料については、事業効果に照らして直ちに不合理と判断されるものではないものの、更なる経費低減の余地があると考えられる。例えば、広報物に協賛企業や協力団体の広告掲載欄を設けることにより、印刷費用の一部負担を協議することや、デジタル媒体の活用を拡充することなどが考えられる。

また、会場使用料についても、可能な範囲で自治体施設の活用や、協賛企業・協力団体からの会場提供を受けるなどの工夫を一層行うことで、同等の成果をより低いコストで実現できる可能性がある。

(c) 財源の適正利用

財源の適正利用の観点からは、事業費が体験教室の開催や広報活動といった事業目的に直結する用途に充てられており、不必要な支出や目的外支出は確認されなかった。

また、年度ごとに事業費が縮減されつつも、事業の成果や参加ニーズが維持・向上している点を踏まえると、財源の配分についても一定の適正性が確保されていると考えられる。

【意見77】 需要に応じた開催設計を行う等により、多くのこどもにアウトカム（体験教室の受講効果）が波及するよう改善を図ることが望まれる

体験教室の倍率が高く、参加を希望するこども全員が機会を得られていない状況が継続していることから、事業の成果が一部の参加者に限定されている可能性がある。今後は、追加開催やオンラインによるハイブリッド開催や倍率が高い教室と低い教室が混在している状況を踏まえ、需要に応じた開催設計を行う等により、多くのこどもにアウトカムが波及するよう改善を図ることが望まれる。

補足 1 1. 子ども・若者支援地域協議会（県民生活部青少年課）

（1）概要

近年、日本においては、若年無業やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、児童虐待、いじめ、少年による重大事件、有害情報の氾濫など、子どもや若者を巡る状況が深刻化している。これを受け、子ども・若者育成支援推進法第 19 条では、地方公共団体に対し、関係機関等の支援を適切に組み合わせることにより効果的かつ円滑な実施を図るため、単独又は共同で、関係機関等により構成される「子ども・若者支援地域協議会」の設置に努めることを求めている。また、同法第 13 条では、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター）としての機能を担う体制を、単独又は共同で確保するよう努めることとしている。

（2）埼玉県の取組

子ども・若者育成支援推進法第 19 条に基づき、埼玉県では平成 30 年 11 月に埼玉県若者支援協議会を設置している。

設置の背景としては、若者が抱えている困難は複雑化・深刻化しており、1つの支援機関や団体では解決が難しくなっていることがあり、そこで、様々な支援機関や団体のネットワークを強化するため設置したものである。埼玉県若者支援協議会では、支援者のスキルアップや顔が見える関係づくりに取組んでいる。

（3）県内市町村の取組

県内市町村でも、同様に子ども・若者支援地域協議会（これに相当する体制を含む。以下、「子ども・若者支援地域協議会等」）を令和 6 年度で 33 市町に設置している。

設置市町：さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、東松山市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、新座市、富士見市、蓮田市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、越生町、滑川町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、美里町、神川町、寄居町、松伏町

子ども・若者が抱える問題が複雑化・深刻化している傾向は、県内でも同様であり、各支援機関や団体が協力していくことが不可欠である。現在設置していない市町村においても、設置が望まれる。

（4）県内市町村への支援

埼玉県では、子ども・若者支援地域協議会を設置している市町と、設置していない市町村の地域間格差をなくすために、取組を行っている。令和 7 年度は下記の取組を行っている。

- ・令和7年4月 市町村若者支援担当者会議を開催し、子ども・若者支援協議会設置の働き掛けや、設置に当たって活用できる国の事業を紹介。
 - ・令和7年5月 市町村に対し、設置状況把握のためのアンケート実施。
 - ・令和7年7月 市町村若者支援担当者会議を開催し、令和7年5月のアンケート調査のフィードバックを行うとともに、設置に当たって課題解決に資するよう、他県から講師を招き、先進事例を紹介。
 - ・令和7年9月～ 未設置市町村に対して、国事業「こども・若者支援体制整備及び機能向上事業」アドバイザーと一緒に訪問や、オンラインでの県と市町村担当者との意見交換により、個別の設置の働き掛けや相談会を実施。（令和7年12月現在、10市町）
 - ・令和8年2月 市町村若者支援担当者会議を開催し、国事業のアドバイザーと県外自治体から講師を招き、先進事例を紹介。
- 上記のように、埼玉県では、継続して、協議会等未設置の市町村に対して設置の働き掛けを行っているところである、

【意見78】子ども・若者支援地域協議会（これに相当する体制）が未設置の市町村に対して、今後も市町村との意見交換会や、協議会による成果などを共有することを通じて設置の働き掛けを継続して行っていくことが望ましい

具体的には、協議会等を設置している市町の取組事例を共有することや、設置市町から未設置の近隣市町村へ情報提供の支援について働き掛けることも有益と考えられる。

28. 埼玉版ネウボラ推進事業（保健医療部健康長寿課）

(1) 目的

市町村が実施する妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援機能等の拡充を図る。

(2) 概要

事業内容	<p>妊娠・出産・育児の様々な相談にワンストップで応じ、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援体制を担う「子育て世代包括支援センター」の相談支援機能の拡充並びに市町村が実施する新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備するための補助を行う。</p> <p>併せて乳児家庭全戸訪問事業等を実施し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進め、児童虐待の発生を予防するとともに、妊娠期からの伴走型支援を通じ、切れ目ない支援を推進できるよう市町村を支援する。</p>
当初予算額	250,775 千円
決算額	210,449 千円
事業計画	<p>(1) 子育て世代包括支援センターの支援拡充</p> <p>妊娠・出産・育児の様々な相談にワンストップで応じ、切れ目のない支援体制を担う「子育て世代包括支援センター」の相談支援機能拡充を図る。</p> <p>(2) 埼玉版ネウボラの推進</p> <p>妊娠期からの伴走型支援を通じ、産後うつ病の予防・早期発見・適切な医療につなげるとともに、産科医療機関等と市町村との連携を強化することできめ細やかな支援体制を構築する。</p> <p>(3) こども家庭センターの整備や運営への支援</p> <p>こども家庭センターの設置や運営に対する支援を通じ、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図ることにより、妊娠期からの切れ目ない支援の一層の推進を図る。</p>
事業効果	<p>全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能について一体的に相談支援を行う機関である、市町村の「こども家庭センター」の設置・運営を支援した。また、</p>

	<p>妊娠・出産・育児の様々な相談にワンストップで応じ、切れ目のない支援体制を担う母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）を運営する市町村のうち、45市町に対して運営経費や開設準備経費を助成した。</p>
--	--

(A) ネウボラとは

(a) ネウボラとは

ネウボラとは、フィンランド語で「相談・アドバイスの場所」を意味する造語である。フィンランドでは、妊娠期から就学前までかかりつけの保健師が妊娠から産後、学童期まで一貫して担当して悩み相談を受けアドバイスをを行い、ワンストップで継続的に母子とその家族の相談・支援が行われている。

(b) 市町村におけるネウボラ

埼玉県和光市においては、安心・安全な妊娠・出産・子育てを実現するために、「わこう版ネウボラ」事業を独自に展開している。

その他にも、埼玉県上尾市や埼玉県神川町などでも、ウェブサイトにおいて「あげお版ネウボラ」や「かみかわ版ネウボラ」の取組を掲載している。

(c) 国のこども家庭庁の設置について

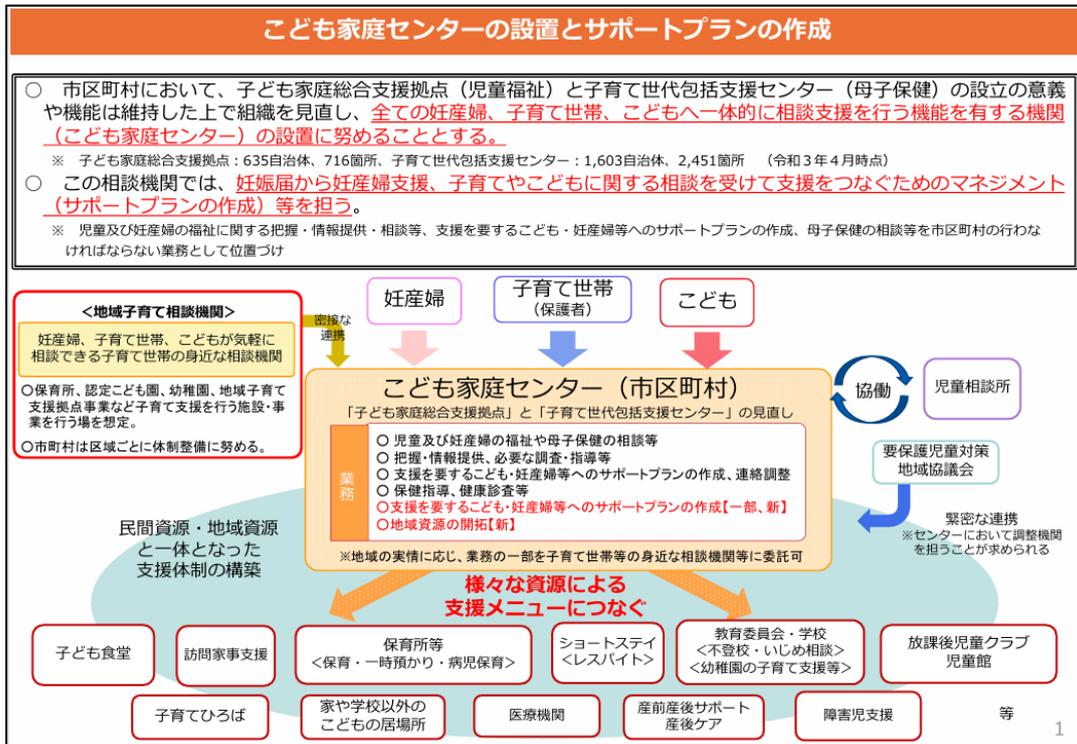
「こども家庭庁」は、子育てや少子化、児童虐待、いじめなどこどもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め解決するために令和5年4月に内閣府に設置された。また、令和5年4月に施行した「こども基本法」の目的は、「全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」である（こども基本法第一条より）。

こども家庭庁では、こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関す

る内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めるとしている。(こども家庭庁設置法第三条)

(d) こども家庭センターの設置について

こども家庭センターは、こどもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して一体的な支援をおこなう施設である。従来の市区町村には、母子健康を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「こども家庭総合支援拠点」があったが、令和6年4月施行の改正児童福祉法により、二つの機能を統合した「こども家庭センター」が新設された。こども家庭センターは母子保健機能と児童福祉機能を連携しながら、子育て世帯などに対する一体的な支援を切れ目なく・漏れなく対応することを目的としているとともに、周辺の関係機関とも協力しながら地域の中核的機関としての役割も期待されている。

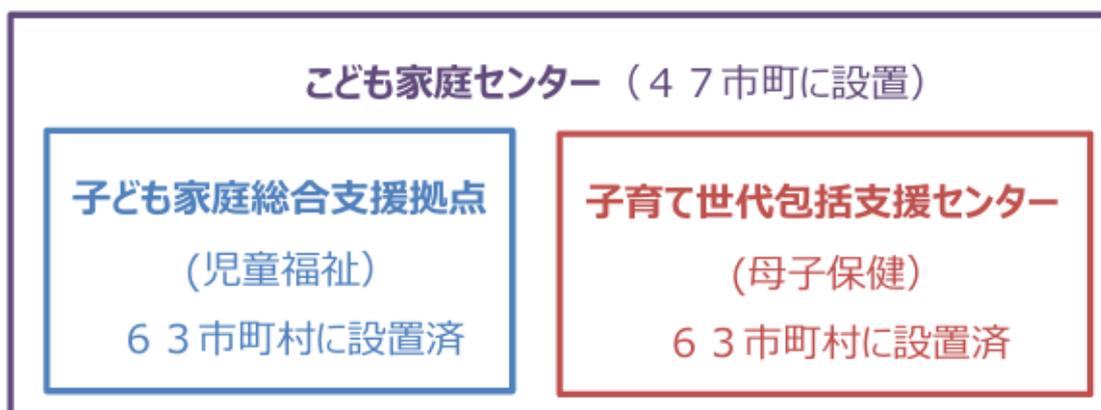


(出典：こども家庭庁支援局虐待防止対策課 「こども家庭センターについて」より抜粋)

(B) 利用者支援事業（こども家庭センター型）について：こども家庭センターへの援助

(a) 利用者支援事業（こども家庭センター型）の事業内容について

埼玉県健康長寿課母子保健担当では、こども家庭センターの母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）を運営する市町村に対し、保健師等専門職員の人件費等を運営経費として助成する。また、市町村が行う母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図るこども家庭センターの統括支援員の配置に必要な費用、支援が必要な者に対するサポートプランの作成や、地域における社会資源の発掘に必要な費用制度の円滑な導入に資する費用、開設のために必要な費用の支援を行う。



(出典：健康長寿課提出資料より抜粋)

(b) こども家庭センター設置状況について

令和6年度調査時点（令和6年5月1日付こども家庭庁調査）においては、埼玉県内の47市町村がこども家庭センターを設置済みであり、令和7年度においても13市町村がこども家庭センターを設置している。設置済み市町村は以下の通りである。なお、埼玉県では、令和8年度までに県内全市町村での設置を目指している。

令和6年度までに設置済み市町村 (47市町村)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市、ふじみ野市、白岡市、三芳町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、皆野町、神川町、上里町、宮代町、杉戸町、松伏町
----------------------------	---

令和7年度設置市町村（13市町村）	朝霞市、志木市、和光市、新座市、鶴ヶ島市、吉川市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、横瀬町、小鹿野町、寄居町
現時点で未設置の市町村（3市町村）	長瀨町、東秩父村、美里町

（出典：健康長寿課提出資料より）

利用者支援事業（こども家庭センター型）の令和6年度の予算額及び決算額は以下の通りである。

（単位：千円）

	令和6年度
予算額	140,865
決算額	124,137

（C）妊娠・出産包括支援推進事業

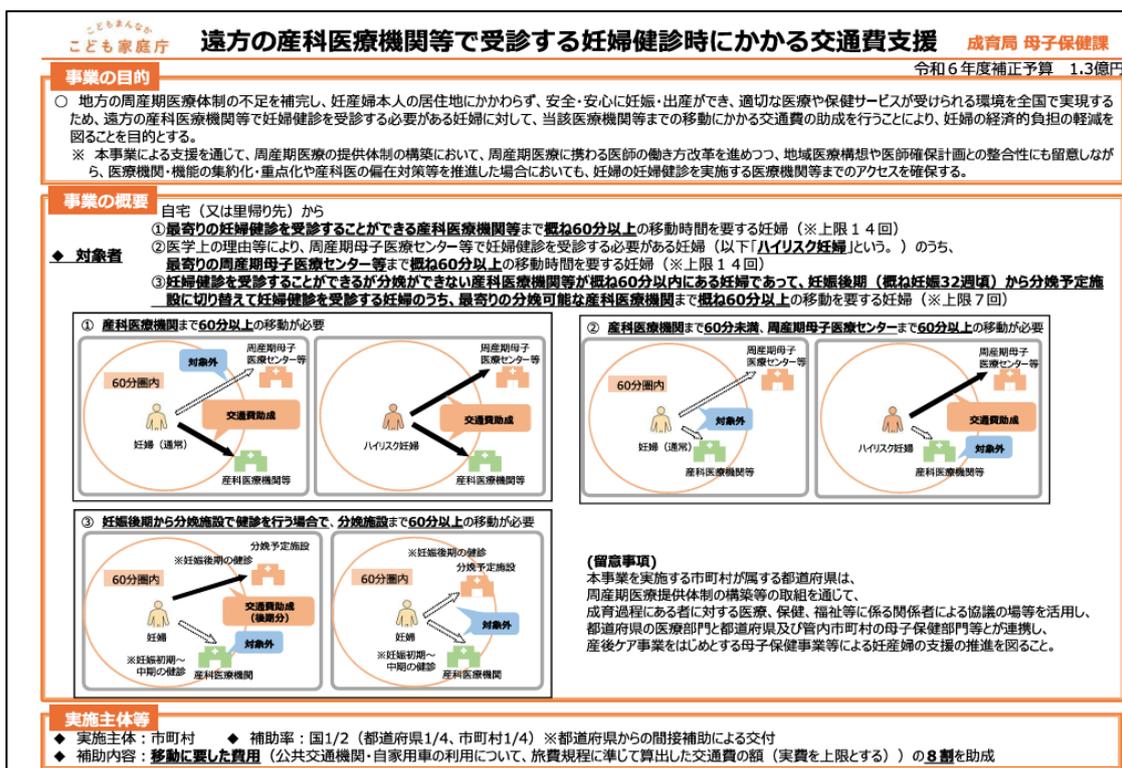
（a）概要

市町村が妊娠・出産・育児に係る切れ目ない支援事業を実施するために、保健師等の専門職への研修を行い、円滑な支援の推進及び職員の資質向上を図っている。また、埼玉県内市町村のこども家庭センター等を訪問調査し、事業の実施状況や課題をヒアリングし、今後の県事業に活かしている。さらに、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができるように、令和7年度より、遠方の産科医療機関等で分娩や妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該医療機関等までの移動にかかる交通費等の助成を行う市町村に補助金を支出している。それにより、周産期医療体制の不足を補完し、妊婦の経済的負担の軽減を図ることができる。

(b) 遠方の産科医療機関等で分娩や妊婦健診を受診する際の交通費支援について

令和7年度より実施予定であり、遠方の分娩取扱い施設で出産する妊婦への交通費・宿泊費支援を行う市町村への補助金及び、遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する妊婦への交通費支援を行う市町村への補助金である。

以下は、遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する妊婦への交通費支援のイメージ図である。



（出典：こども家庭庁ウェブサイトより抜粋）

県においては、遠方の分娩取扱い施設で出産する妊婦への交通費・宿泊費支援の令和7年度実施予定は5市町村（秩父市、横市町、皆野町、小鹿野町、寄居町）であり、遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する妊婦への交通費支援の令和7年度実施予定は3市町村（秩父市、横瀬町、小鹿野町）となっている。

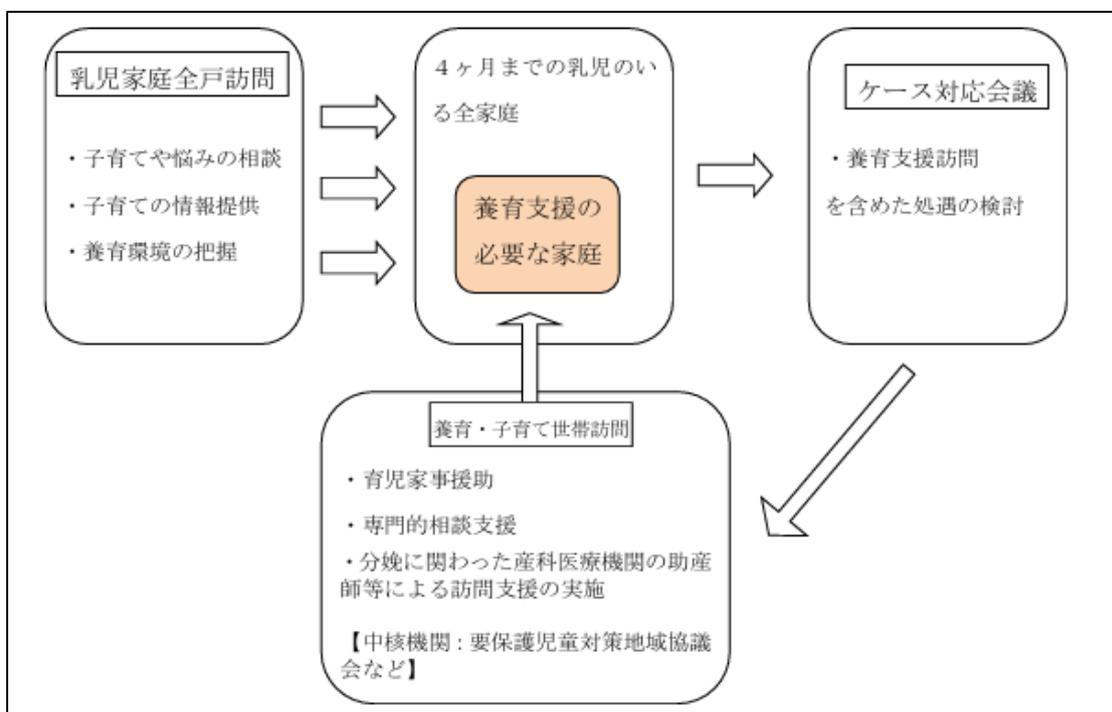
妊娠・出産包括支援推進事業における令和6年度の予算額及び決算額は以下の通りである。

(単位：千円)

	令和6年度
予算額	158
決算額	100

(D) 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業

乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うとともに、養育支援が特に必要な家庭に対して支援を行う市町村に対し事業費を助成する事業である。また、訪問支援員は、家事・育児等に対して不安を抱えた妊産婦の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、育児等の支援を実施し、虐待リスクの高まりを未然に防ぐ。



(出典：健康長寿課提出資料より抜粋)

乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業における令和6年度の予算額及び決算額は以下の通りである。

(単位：千円)

	令和6年度
予算額	97,174
決算額	83,432

(E) 妊娠期からの虐待予防強化事業

(a) 概要

妊娠期からの虐待予防強化事業は、単独予算事業であり、各市町村が妊娠初期から妊婦の心身の問題に対応し、養育支援を必要とする家庭を把握しやすい立場にある産婦人科医療機関や助産所と連携を図ることで、妊娠中に支援を必要とする妊産婦を把握し早期に支援を行うシステムの整備を行っている。具体的には、養育上の問題等があり、市町村の支援が必要な妊婦を把握した医療機関は、妊婦の居住地の市町村へ情報提供を行い、市町村は、母子保健サービスの中で適切な支援を行うとともに、必要に応じて要保護児童対策地域協議会等を利用した継続支援を実施している。その他、県保健所が市町村と医療機関の連携強化や事業の円滑な推進及び職員の資質向上のため、研修会・事例検討会等を開催し困難事例への対応支援を実施している。

妊娠期からの虐待予防強化事業実施の背景としては、全ての妊婦や乳幼児を対象としている母子保健事業においては、「支援を必要とする家庭の把握」「虐待予防」の役割が求められていることにある。各市町村では健診未受診者への対応や家庭訪問の中でリスクの把握を行っている一方、産婦人科医療機関や助産所は妊娠初期から妊婦の心身の問題に対応し、養育支援を必要とする家庭を把握しやすい立場にあるため、産婦人科医療機関と市町村(こども家庭センター等)が連携を図ることにより、妊娠中に支援を必要とする妊産婦を把握し早期に支援を行うシステムの整備を行うことで、支援の必要な家庭が早期に把握され、早期に必要な支援を受けることができ、乳幼児や児童虐待の未然防止及び児童虐待による死亡事例ゼロへとつながると考えられる。

妊娠期からの虐待予防強化事業における令和6年度の予算額及び決算額は以下の通りである。

(単位：千円)

	令和6年度
予算額	4,091
決算額	2,676

(b) 乳幼児の虐待件数について

埼玉県の乳幼児の虐待件数の推移は以下となっている。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～3歳未満	3,287	3,436	3,095	3,041	2,603
3～就学前	4,090	4,482	4,370	4,459	3,833

(出典：こども安全課提出資料より)

(c) 実施報告書について

妊娠期からの虐待予防強化事業においては、市町村からの実施報告を集計し、その内容を実施報告書として全市町村に共有している。

実施報告書の共有内容の抜粋は以下の通りである。

(単位：件)

1 送付数									
年度	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6
送付数(実)	2227	3024	3686	3991	4245	4244	4401	3943	3564
送付数(延)	2350	3269	3956	4317	4701	4572	4858	4322	3894
【参考】埼玉県内出生数※年	54452	53076	51241	48298	47328	45424	43451	42108	39955

2 母親の年齢分布									
	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6
～19	111	204	205	176	153	104	125	129	123
20～29	518	1029	1218	1313	1425	1414	1417	1180	1108
30～34	444	851	1043	1155	1243	1284	1386	1199	1121
35～39	324	661	840	960	1017	1008	1019	971	837
40～49	127	275	376	382	404	433	452	461	369
50～59	0	1	3	5	2	1	2	3	6
60～	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無記入	0	3	1	0	1	0	0	0	0

7 支援内容									
	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4	R5	R6
病棟訪問	34	80	71	91	44	39	28	36	38
家庭訪問	1129	2329	2856	3031	3238	3339	3346	3067	2839
電話連絡	148	312	408	409	537	466	570	482	410
面接	38	92	99	95	106	92	145	139	105
健診	25	27	35	32	37	33	18	18	8
その他	2	47	78	104	91	86	78	89	51

(出典：健康長寿課提出資料より抜粋)

(F) 産後ケア推進事業

産後ケア推進事業は、各市町村が産後間もない母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行う産後ケア事業の実施を支援するものである。令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となっていたが、子ども・子育て支援法の改正により、令和7年度から地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることになり、市町村の必須の業務となった。地域子ども・子育て支援事業となったため、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援交付金交付要綱により、令和7年度から新たに県負担（補助率1/4）が生じることになったものである。

子ども家庭庁 **産後ケア事業** (子ども・子育て支援交付金)

拡充 一部推進枠

成育局 母子保健課

令和7年度概算要求額 子ども・子育て支援交付金 90.8億円 (—)
※令和6年度までは母子保健医療対策総合支援事業として実施 (令和6年度予算額: 60.5億円) 【平成26年度創設】

事業の目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子ども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。
※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律 (令和元年法律第69号) により、市町村の努力義務として規定された (令和3年4月1日施行)

事業の概要

- ◆ **対象者**
産後ケアを必要とする者
- ◆ **内容**
退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)
- ◆ **実施方法・実施場所等**
 - (1) 「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
 - (2) 「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
 - (3) 「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施
- ◆ **実施担当者**
事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

事業主体等

- ◆ **実施主体** : 市町村
- ◆ **補助率** : 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4
※都道府県負担の導入 (R6以前は、国 1/2、市町村 1/2)
- ◆ **補助単価案**
 - (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
 - (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
 - (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免 (R4~) 1回あたり 5,000円
 ②上記①以外の世帯に対する利用料減免 (R5~) 1回あたり 2,500円
 - (4) 24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり月額 2,943,600円
 - (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算 (R6~) 1人当たり日額 7,000円
 - (6) 兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】
 1施設あたり月額 174,200円
 1施設あたり月額 244,600円
 - (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上している施設への加算【拡充】
 1施設あたり月額 244,600円

160-⑦

事業の実績

年度	実施自治体数 (件数)	産後の利用率 (%)
H26	29	6.1
H27	61	6.1
H28	179	6.1
H29	392	6.1
H30	658	6.1
R1	941	6.1
R2	1,158	6.1
R3	1,360	6.1
R4	1,462	10.9
R5	1,547	10.9

※ 実施自治体数は要受交付決定ベース
※ 産後の利用率の算出方法
 宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

(出典：子ども家庭庁ウェブサイトより抜粋)

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	295,296	289,074	268,995	309,725	250,775
決算額	217,873	218,433	200,656	245,280	210,449

(4) 当該事業に要する人員の状況

母子保健担当

基本的には単位事業ごとに1名ずつ主担当を定め、事業を実施している。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について
母子保健法、児童福祉法に基づき、事業を実施している。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について
この地域で子育てをしたいと思う親の割合 R6目標 96% 実績 93.2%

(7) 監査人総括（評価）

埼玉版ネウボラ推進事業は、主に市町村が実施する、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援機能の拡充のための支援を行う事業である。具体的には、「こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター）」の整備や運営の支援、遠方の分娩取扱い施設で出産する妊婦、又は遠方の産科医療機関等で妊婦検診を受診する妊婦への交通費等の支援を行う市町村への補助金（令和7年度より予算措置）、乳児家庭全戸訪問事業等への助成、妊娠期から支援を必要とする妊産婦を把握し支援を行う体制への支援、出産後1年以内の母子に対して実施する産後ケア事業への補助等（令和7年度より予算措置）である。

こども家庭センターは、こどもや子育て世帯、妊産婦を対象に医療・福祉・保育・教育などの多方面から継続して支援をおこなう施設として、令和6年度より設置が進められており、埼玉県内でも、現時点で既に60市町村において、こども家庭センターが設置済みとなっている。こども家庭センターでは、母子保健機能と児童福祉機能を連携しながら、子育て世帯などに対する一体的な支援を切れ目なく・漏れなく対応することを目的としている。

また、児童福祉法などに基づき、妊娠期からの虐待予防強化事業を実施している。当該事業は、産婦人科と市町村が連携し、養育支援を必要とする妊産婦がいる場合に産婦人科から市町村へ情報提供を行うことで、当該妊産婦に必要な支援を提供し、乳幼児や児童虐待の未然防止を目的としている。

これらの妊娠期から子育て期まで様々な支援を実施することで、令和6年度の「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」は93.2%であり、目標値である96%には届かないものの、埼玉県内で子育てをしたいと思う親の割合が非常に高いことがうかがえる。

一方で、下記意見に記載の通り、いくつかの課題も発見された。例えば、埼玉版ネウボラ事業は、市町村が主体となって実施するものであるため、その支援内容や内容の充実度に市町村間で差が生じてしまう可能性がある。埼玉県としては、市町村ごとの支援の内容や質の差を把握し、助言を行っているとのことであり、引き続き当該助言を継続していき、市町村間で支援内容に差が生じてしまうことがないように努めることが望ましいと考える。また、妊娠期からの虐待予防強化事業においては、産婦人科や助産所との連携を図り、支援が必要な妊婦への継続的な支援を行うことで、こどもの虐待を未然に防ぐための取組を行っているが、当該事業に関する評価指標がないため、その効果の測定はされていない。当該事業の効果についても測定し、その結果、乳幼児の虐待が減少しているかどうかについても検証していくことが望ましいと考える。

埼玉版ネウボラ推進事業においては、埼玉県がより一層子育てのしやすい県となるように、今後も引き続き、課題の把握と改善を図りながら事業を推進していただきたいと思います。

【意見79】「妊娠期からの虐待予防強化事業」の効果を評価するために適切な指標を設定し、その結果として乳幼児の虐待件数が減少しているかどうか検証を行っていくべきである

埼玉版ネウボラ事業では、市町村への支援を通じて、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進している。その中の埼玉県独自の「妊娠期からの虐待予防強化事業」の取組では、産婦人科や助産所と連携し、支援が必要な妊婦への継続的支援で、児童虐待の未然防止に取り組んでいる。児童虐待の相談件数は全国的にも埼玉県においても増加傾向にあり、虐待を予防し、こどもの権利を守ることは当事業の重要な役割の1つとなっている。しかしながら、埼玉版ネウボラ事業の評価指標は、「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」のみであり、結果として「妊娠期からの虐待予防強化事業」の取組の効果測定が十分に行われていない状況である。そのため、当事業の効果が発揮され、実際に乳幼児の虐待件数が減少しているかどうか分からない。したがって、当事業の効果について適切に測定できる新たな指標を設定し、その結果、乳幼児の虐待件数が減少しているかどうかについて検証を行っていくことを検討することが望ましい。

【意見80】埼玉県は、各市町村が実施しているネウボラ事業の支援内容や内容の充実度に関する状況を把握し、市町村ごとに支援内容や内容の充実度に差が生じないように、引き続き助言等を行っていくべきである

埼玉版ネウボラ事業は、市町村が主体となって実施するものであるため、その支援内容や内容の充実度に市町村間で差異が生じてしまう可能性がある。これについて、こども家庭センターについては、国が主体となって人員配置等の調査を行っており、埼玉県としてはその調査結果を基に市町村への助言等を行っているとのことである。また、年に数カ所こども家庭センターを訪問しヒアリングを実施するとともに、こども家庭センターの担当課長会議への参加を通じて、支援内容について市町村にアドバイスを実施しているとのことである。市町村間で支援内容に差が生じないように、埼玉県としては、適切に市町村への助言・指導をしていくことが重要であることから、今後も引き続き、当該事業の運営を市町村任せにするのではなく、市町村が実施している支援内容や内容の充実度に関する情報を把握し、支援内容が十分ではない市町村については助言等を行っていくことが望ましい。

【意見 8 1】 妊娠期からの虐待予防強化事業において、各市町村からの実施報告を単に集計・共有するだけでなく、傾向や成功事例等の共有を図り、医療機関や市町村による虐待予防行動の後押しをしていくべきである

埼玉県は、妊娠期からの虐待予防強化事業において、市町村から提出される実施報告の内容を集計し報告書にまとめて全市町村に共有しているが、当該集計結果の内容を用いて、市町村に対して留意事項やアドバイス等を共有する取組は実施していない。埼玉県としては、各市町村からの実施報告を単に集計・共有することにとどまらず、各医療機関や各市町村の傾向や成功事例等についても積極的に共有することで、医療機関や市町村による虐待予防の行動につながるよう後押ししていくことが望ましいと考える。

【意見 8 2】 埼玉県は、専門職の能力向上に課題を抱える市町村に対して、研修やサポートなど引き続き支援を行っていくべきである

現状、多くの市町村で、保健師や相談員等の専門職が不足している。また、近年は子育てに関する事例が複雑化しており専門職の能力向上も重要な課題となっている。

県は、埼玉版ネウボラ推進事業の一環として、保健師等の専門職への研修や、県保健所による困難事例への対応支援のための研修会・事例検討会などの支援を実施しているが、担当課も専門職員の更なる能力向上の必要性を強く認識している。引き続き、このような研修会を実施し、専門職員の知識や判断力の向上に役立てていくことが肝要と考えられる。したがって、埼玉県は、今後も、研修支援を継続し、専門職の能力向上に向けた支援を引き続き行っていくことが望ましい。

29. 母子保健体制強化事業費（保健医療部健康長寿課）

(1) 目的

地域母子保健の質の維持向上を図り、虐待の予防及び早期発見に努める。

(2) 概要

事業内容	市町村母子保健の質の向上のため、母子保健運営協議会及び研修会を実施している。そのほか、旧優生保護法相談受付、新生児聴覚検査体制整備を行っている。
当初予算額	16,571 千円
決算額	13,546 千円
事業計画	(1) 母子保健運営協議会・連携会議・研修会の開催 (2) 旧優生保護法補償金等支給法の相談、周知、請求事務 (3) 新生児聴覚スクリーニング検査の精度管理
事業効果	(1) 担当者の資質向上と県内母子保健体制の強化による母子保健の向上により、こどもの健全育成と妊娠から出産に至る切れ目ない支援の充実が図られる。 ・母子保健担当者向け研修会の実施 1,924 名参加 ・こどもの心の健康相談延べ相談件数 241 件 (2) 旧優生保護法に基づく強制不妊手術を受けた方への損害賠償等の支給が図られる。 ・旧優生保護法相談件数： 123 件 (3) 新生児聴覚スクリーニング検査の精度向上による難聴児の早期発見・早期療育によりコミュニケーションが可能となり、難聴児の QOL が向上する。 ・新生児聴覚検査体制整備事業：精度管理委託 1 件

(A) 母子保健基盤整備事業

母子保健基盤整備事業においては、埼玉県内母子保健の向上に資することを目的として、母子保健運営協議会や母子保健関係職員専門研修会、新生児聴覚検査検討会議を実施している。また、地域における母子保健の向上と体制強化のため、保健所において関係機関との連携の強化や市町村への支援を行っている。

なお、令和 6 年度における「母子保健運営協議会」、「母子保健関係職員専門研修会」、「新生児聴覚検査検討会議」の実施回数、実施方法は以下の通りである。母子保健関係職員専門研修会については、会議の効率化を図るため書面開催としているとのことである。

研修名	実施回数	実施方法
母子保健運営協議会（新生児聴覚検査検討会議を兼ねている）	1回 令和7年1月30日 （木）	オンライン開催
母子保健関係職員専門研修会	1回 —	書面開催

（出典：健康長寿課提出資料より）

（B）ハイリスク児支援事業

ハイリスク児支援事業においては以下の事業を実施している。

（a）子どもの心の健康づくり事業

子どもの心の健康づくり事業では、何らかの精神的な問題があると思われる児童に対し、保健所において小児精神保健医療に関する専門相談を実施している。

各保健所において、医師1名、心理士1名、保育士1名の専門家を配置しており、月に1回専門相談を開催している。担当課によれば、各保健所の専門医は、保健所毎に委嘱した固定の医師・心理士であり、毎回同じ専門医が対応に応じることができているとのことである。また、保健所における専門相談の待機状況については、待機が生じているという報告はないとのことである。

また、保健所の専門相談にて、専門家に相談した後、治療・福祉・教育支援等などのようにつなげて継続支援をしていくのかについて担当課に質問したところ、保健所での相談の後は、対応した医師・心理士等の判断により、医療機関や教育相談への案内・紹介状の作成等を行っているとの回答を受けた。その後さらに継続支援が必要と判断されたケースについては、市町村など関係機関や保健所の職員がその後の支援を実施しているとのことである。

各保健所における相談件数及び相談結果（複数計上）は以下の通りである。

(単位：件)

保健所	件数 (実)	相談結果（複数計上）				
		経過観察	他機関紹介	対応方法 の助言	その他	合計
南部	14	11	2	12	0	25
朝霞	9	0	1	25	20	45
春日部	22	8	9	25	2	44
草加	11	5	4	3	8	20
鴻巣	4	0	0	12	3	15
東松山	0	0	0	0	0	0
坂戸	32	2	20	3	0	25
狭山	8	0	1	8	0	9
加須	9	0	5	5	0	10
幸手	9	0	0	8	1	9
熊谷	9	0	5	7	1	13
本庄	0	0	0	0	0	0
秩父	7	0	2	9	0	11
合計	134					

(出典：健康長寿課提出資料より抜粋)

(b) 子どもの心の地域子育て支援事業

子どもの心の地域子育て支援事業では、市町村・学校関係者に対し、子供の精神保健に係る研修・検討会議を開催する。

令和6年度の会議の実績については以下の通りである。

会議名	テーマ	日時	実施形式
2024年度埼玉県子どもの心の地域子育て支援事業研修会	こころの問題を抱える子どもと家庭支援	2024年10月20日 (日)	対面(獨協医科大学 埼玉医療センター) 大会議室
		2024年10月27日 (日)	

(C) 新生児聴覚検査体制整備事業

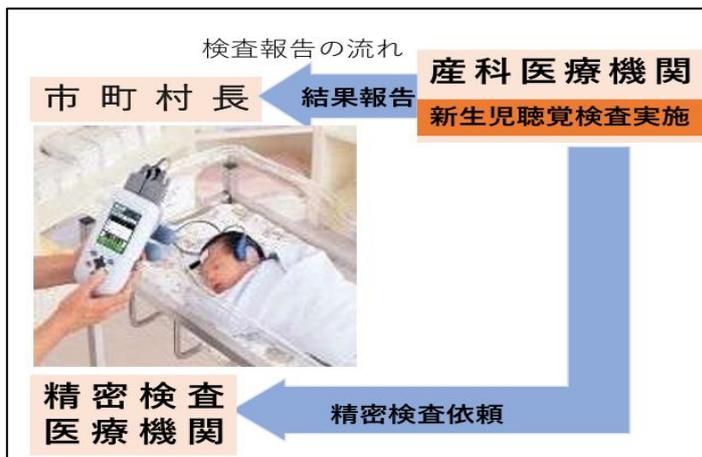
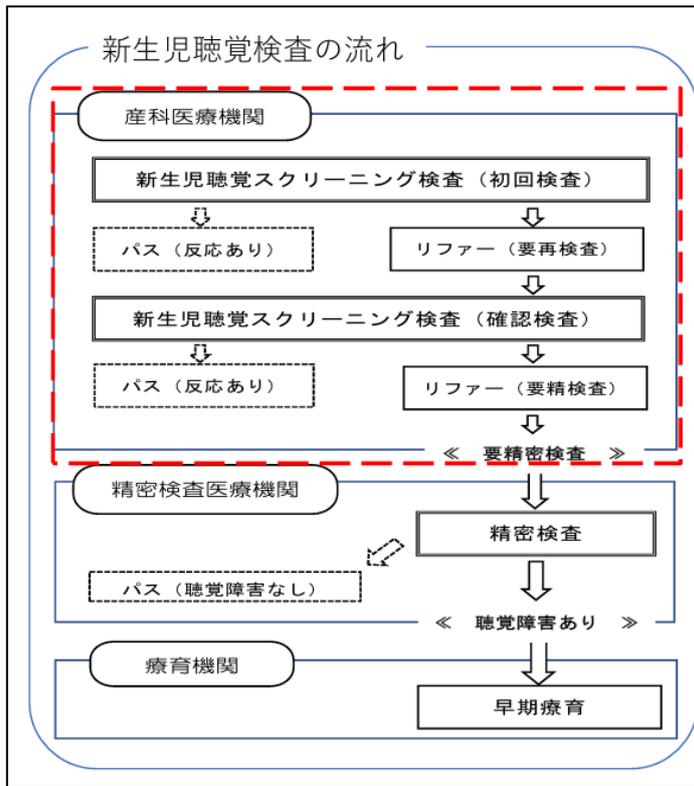
新生児聴覚検査体制整備事業においては、新生児聴覚検査実施産科医療機関等に対し、定期的に検査実施状況の把握・確認や検査の精度管理を行っている。

(a) 新生児聴覚検査の重要性

先天的に難聴を有するこどもは、出生児1,000人当たり1～2人の割合で発生しているが、新生児聴覚検査の正確な実施や再検査受検率の向上より、早期療育に至る確率は20倍以上上昇するとともに、早期療育を受けた場合、聴覚を活用したコミュニケーションが可能となる確率は3倍以上上昇する。そのため、先天性聴覚障害を早期に発見し、適切な療育や医療につなぐことが重要であるとともに、産科医療機関において実施される新生児聴覚検査について、適切な検査が行われているかを市町村が母子健康手帳などにより定期的に確認する必要がある。

(b) 新生児聴覚検査の流れ

新生児聴覚検査の流れは以下の通りである。



（出典：健康長寿課提出資料より抜粋）

(c) 埼玉県内の実施医療機関数

埼玉県内において、新生児聴覚検査を実施している医療機関の市町村ごとの数は以下の通りである。

さいたま市 17、川越市 1、熊谷市 2、川口市 9、行田市 1、秩父市 1、所沢市 6、飯能市 1、加須市 1、本庄市 1、東松山市 1、春日部市 4、狭山市 2、羽生市 2、鴻巣市 1、深谷市 3、上尾市 4、草加市 3、越谷市 7、蕨市 1、戸田市 2、入間市 2、朝霞市 3、志

木市 0、和光市 1、新座市 3、桶川市 0、久喜市 0、北本市 1、八潮市 0、富士見市 3、三郷市 3、蓮田市 1、坂戸市 2、幸手市 1、鶴ヶ島市 0、日高市 1、吉川市 1、ふじみ野市 1、白岡市 1、伊奈町 1、三芳町 0、毛呂山町 1、越生町 0、滑川町 0、嵐山町 0、小川町 1、川島町 0、吉見町 0、鳩山町 0、ときがわ町 0、横瀬町 0、皆野町 0、長瀨町 0、小鹿野町 0、東秩父村 0、美里町 0、神川町 0、上里町 0、寄居町 0、宮代町 0、杉戸町 0、松伏町 0

合計 97

(出典：健康長寿課提出資料を監査人が加工)

(d) 受検率について

厚生労働省／子ども家庭庁は、毎年度「新生児聴覚検査の実施状況等について」を調査・公表している。当該資料における令和5年度（※令和6年度は未公表）の新生児聴覚検査の受検者数及び受検率は以下の通りである。

(2) 1,741市区町村のうち、初回検査の受検者数を集計している1,723市区町村（*1,718）における児の受検状況

(図参照)

※受検者数や未受検者数には里帰り出産等で重複がある。

※不明は、出生児数から受検者数と未受検者数を引いた数としている。

出生児数(人)	受検者数(人)	未受検者数(人)	不明(人)	実施率(%) (受検者数/ 出生児数)
719,415 (*758,437)	691,718 (*722,165)	8,003 (*9,854)	19,694 (*26,418)	96.2 (*95.2)

(出典:子ども家庭庁「令和5年度「新生児聴覚検査の実施状況等について」より抜粋)

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	20,062	18,991	17,930	25,239	16,571
決算額	11,486	11,958	10,679	14,865	13,546

(4) 当該事業に要する人員の状況

母子保健担当

基本的には単位事業ごとに1名ずつ主担当を定め、事業を実施している。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

母子保健法、旧優生保護法補償金等支給法に基づき事業を実施している。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

児童相談所における虐待相談対応件数 R6 目標 15,000 件 R6 実績 15,781 件

(7) 監査人総括（評価）

母子保健体制強化事業においては、地域母子保健の質の維持向上を図り、虐待の予防及び早期発見に努めるために、母子保健運営協議会・連携会議・研修会の開催、旧優生保護法補償金等支給法の相談、周知、請求事務、新生児聴覚スクリーニング検査の制度管理等を実施している。

また、母子保健体制強化事業の中の、ハイリスク児支援事業においては、何らかの精神的な問題があると思われる児童または保護者に対し、保健所において小児精神保健医療に関する専門相談を実施している。当該専門相談により早期の段階から専門的な助言及び支援が可能となり、児童の健全な発達支援につながっていると見える。

また、新生児聴覚検査体制整備事業においては、新生児聴覚検査実施産科医療機関等に対し、定期的に検査実施状況の把握・確認や検査の精度管理を実施している。先天的に軟調を有するこどもは、出生時 1,000 人当たり 1～2 人の割合で発生しているが、早期療育により、聴覚を活用したコミュニケーションが可能となる確率は 3 倍以上上昇するため、先天性聴覚障害を早期に発見し、適切な療育や医療につなぐことが重要となる。当事業により、検査体制の信頼性の確保が図られ、新生児の早期発見・早期支援につながる体制整備が進められている。

一方で、以下意見に記載の通り、いくつかの課題も発見された。例えば、母子保健関係職員専門研修会は、職員の資質向上や情報共有を目的としているが、現状では年に 1 回の書面による担当者会議にとどまっており、当研修会内においては実質的な研修や現場の課題解決に資する議論等を行われていない状況である。これについては、その他の研修や会議において、対面やオンライン等で協議や意見交換を実施しているとのことであるため、それらの対面やオンラインの研修や会議を組み合わせることで、今後も、職員同士の密な情報共有や意見交換を図っていき、母子保健関係職員が必要な知識・技術を適時に習得し、実践に反映されていくことが望ましい。

母子保健体制強化事業においては、地域母子保健の質の確保についての役割を果たしていることから、今後も、事業効果や運用上の課題を確認しつつ、必要な見直しを行いながら事業を継続していただきたいと考える。

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

【意見 8 3】新生児聴覚検査の県全体及び、保健所別又は市町村別の受検率に関する統計データを県ウェブサイト等で公開すべきである

厚生労働省・こども家庭庁では毎年「新生児聴覚検査の実施状況等」について調査・公表を行っているが、埼玉県では、県全体及び、保健所別又は市町村別の受検率が公表されていない。新生児聴覚検査は、先天性聴覚障害を早期に発見し、適切な療育につなげるための重要な事業であるため、また、地域ごとの受検率を公表することは、受検率に差がある場合はその課題を明確にし、受検率の向上を図るための有効な材料となる。なお、新生児聴覚検査は産科医療機関にて受検するため、出生市町村と受検する産科医療機関がある市町村は必ずしも一致しないが、おおよそ全体の傾向については把握することができるといえる。したがって、県は、県全体及び、保健所別又は市町村別の受検率に関する統計データを県ウェブサイト等で公開することが望ましい。

【意見 8 4】母子保健関係職員専門研修会は年 1 回の書面による開催であるため、その他の対面やオンライン形式での研修会・会議と組み合わせ、職員同士の密な情報共有や意見交換を促進すべきである

母子保健関係職員専門研修会は、職員の資質向上や情報共有を目的として設置されているものの、現状では年に 1 回の書面会議にとどまり、実質的な研修や現場の課題解決に資する議論等は十分に行われていない。担当課によれば、当研修会は書面での情報共有になるが、その他の研修や会議において、対面やオンライン等で協議や意見交換を実施しているという。

母子保健分野は、妊娠期から子育て期にかけて多職種が連携する必要があり、事例も複雑化している現状を鑑みると、母子保健関係職員が必要な知識・技術を適時に習得し、実践に活かす研修が求められる。したがって、今後も、1 回の書面会議に加え、その他の対面やオンラインで実施する研修や会議とを組み合わせ、職員同士の密な情報共有や意見交換を促進していくことが望ましい。

30. 新ウェルカムベイビープロジェクト事業費（保健医療部健康長寿課）

(1) 目的

妊娠、出産、不妊に関する正しい知識を思春期の段階から習得を目指し、各々のライフステージに合わせて適切な時期に妊娠、出産を実現できるよう支援する。

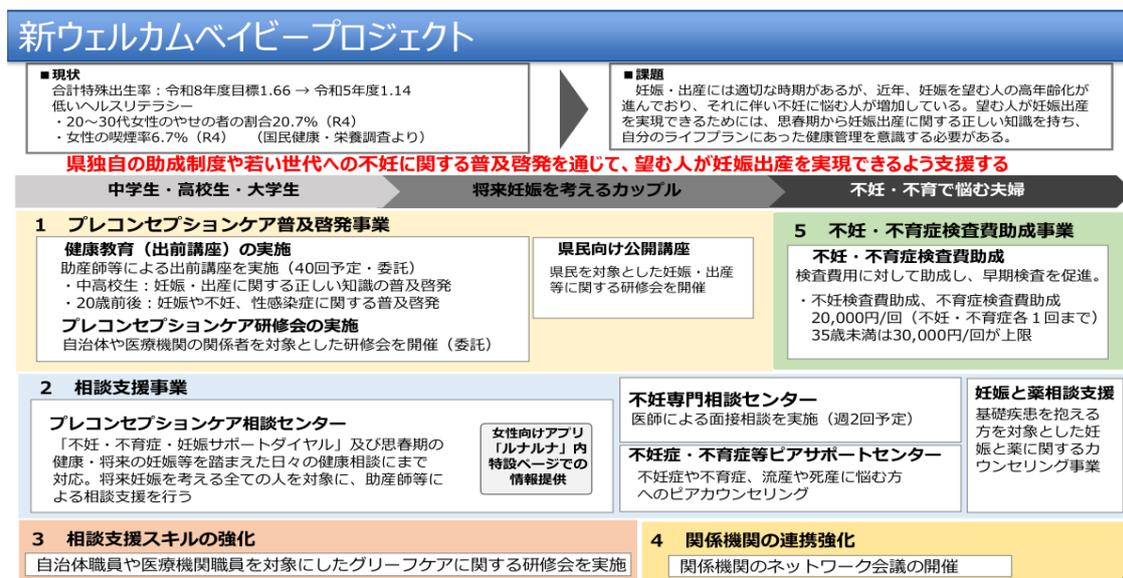
(2) 概要

事業内容	希望する方が妊娠・出産を実現できるよう若いうちから妊娠・出産や自身の健康に関する正しい知識を持ち、自身の健康管理を意識する「プレコンセプションケア」の推進を図るため、普及啓発及び相談支援を実施する。不妊症や不育症の治療を行う方の精神的な負担に関する支援を強化することにより、望む方が治療を継続できる環境を整える。また、不妊・不育症検査費用の一部を助成し、早期に検査を実施できるよう支援する。
当初予算額	100,642 千円
決算額	111,491 千円
事業計画	<p>(1) プレコンセプションケア普及啓発 健康教育（出前講座）の実施、プレコンセプションケア研修会</p> <p>(2) 相談支援 プレコンセプションケア相談センター、不妊専門相談センター、不妊症・不育症等ピアサポートセンターの設置</p> <p>(3) 相談支援スキルの強化 関係者を対象とした研修会を実施</p> <p>(4) 不妊・不育症検査費助成</p>
事業効果	<p>正しい知識の普及啓発を行うことにより、若い世代が結婚、子育てを含めたライフプラン形成の意識向上を図る。不妊・不育症検査に対する経済的支援の充実を図ることで、こどもを生き育てる環境整備が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育（出前講座）の実施回数 40 回 ・不妊・不育症及びプレコンセプションケアに関する電話相談 212 件 ・不妊・不育症検査費助成件数 3,722 件

(A) 新ウェルカムベイビープロジェクト全体像

新ウェルカムベイビープロジェクト事業は、プレコンセプションケア普及啓発事業、相談支援事業、相談支援スキルの強化、関係機関の連携強化事業、不妊・不育症検査費助成事業で構成されており、全体像は以下の通りである。なお、プレコンセプションケ

ア普及啓発事業においては、中学生・高校生・大学生、将来妊娠を考えるカップル、不妊・不育で悩む夫婦の3つのステージに区分し、それぞれのステージに合わせた支援事業を実施している。



（出典：健康長寿課提出資料より抜粋）

（B）プレコンセプションケア普及啓発事業

プレコンセプションケア（プレコン）とは、こども家庭庁のプレコンセプションケア推進5か年計画によれば、「プレコンセプションケアは、元来、周産期死亡率の低下や新生児予後の改善を目的とした、健康な妊娠・出産を目指す「妊娠前のケア」という概念であったが、現在はそれにとどまらず、生涯にわたり、身体的・精神的・社会的（バイオ・サイコ・ソーシャル）に健康な状態であるための取組として、「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う」概念であるとのことである。埼玉県としても、若いうちから男女ともに将来の妊娠等も意識し、自分の心身の健康管理を行うことができるため、プレコンセプションケア普及啓発事業を実施している。

（a）プレコンセプションケアの認知度について

こども家庭庁のプレコンセプションケア推進5か年計画によれば、「プレコンセプションケア」という言葉やその概念について、国民の9割以上が「知らなかった」と回答しており、プレコンセプションケアという言葉自体の認知度は低く、また、プレコンセプションケアに関する知識を適切に身につけることが重要と認識している。

また、30代以下の若い世代におけるプレコンセプションケアの概念の認知度が5年後に80%以上となることを目指すとしている。

(b) 健康教育（出前講座）について

プレコンセプションケア普及啓発事業において、中高校生や20歳前後の人に対し、助産師等による出前講座を委託により実施しており、妊娠・出産に関する正しい知識や妊娠や不妊、性感染症に関する知識の普及啓発を行っている。なお、埼玉県内の人工妊娠中絶件数は以下となっており、20歳未満の望まない妊娠が毎年300件程度発生している。比率としては必ずしも高くないものの、将来の妊娠出産を見据えて、若い世代への性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及が重要となっている。

埼玉県内の人工妊娠中絶件数の推移は以下の通りである。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数（件）	5,490	4,513	4,919
うち20歳未満（件）	416	299	362

（県ウェブサイト 令和5年 埼玉県保健統計年報 統計資料（第5章 業務統計等）より抜粋）

また、妊娠・出産の適齢期に関する正しい知識については、出前講座だけでなく埼玉県ウェブサイトにも掲載しており、将来こどものいるライフプランを考えている人にとっての啓発を行っている。

(出典：県ウェブサイト [思春期からの男女の健康について ～「プレコンセプションケア」を知っていますか?～](#) - 埼玉県より抜粋)



(c) 県民向け公開講座について

プレコンセプションケア普及啓発事業の健康教育（出前講座）は、主に中高校生や20歳前後の人を対象としていることから、県単独予算事業として、将来妊娠を考える若いカップル等に対して、県民向け公開講座を実施している。令和7年度については、11月1日（土）に実施し、参加人数は12名であったが、参加後のアンケート結果によれば、参加者全員が講座1及び2について「参考になった」と回答した。



おひとりでも、
カップルでも
お申込みいただけます

未来の自分、未来の家族のための プレコンセプションケア

～知ってほしい妊娠・不妊・カラダのこと～

妊活中の方や不妊治療を考えている方、いつか子どもを持ちたい方へ

この講座は、産婦人科医や助産師が講師となり、健やかな妊娠に向けた身体づくりや不妊治療について詳しく解説します。
妊活中や不妊治療を考えている方、
いつか子どもを持ちたいと考えている方、
たくさんのご参加をお待ちしています！

参加
無料



日時

11/1 土
13:30～16:35

プログラム

講義1

「未来への希望を叶えるために
—産婦人科でできること—」

講師
埼玉医科大学総合医療センター
産婦人科 教授 高井泰氏



会場

彩の国すこやかプラザ
セミナーホール北側
(与野駅西口から徒歩10分)

対象

埼玉県在住の
妊活中や不妊治療を考えている方
将来のライフプランを考えたい方

講義2

「健やかな妊娠のために
—プレコンを知ろう—」

講師
埼玉県助産師会
助産師 櫻井裕子氏



申込

Formsから申込み
申込みはこちら →
10/30 (木) 〆切



モバイルから申し込む

問合せ 埼玉県保健医療部健康長寿課
☎ 048-830-3561 ✉ a3570-09@pref.saitama.lg.jp

(出典：埼玉県ウェブサイト [県民向け講座「未来の自分、未来の家族のためのプレコンセプションケア～知ってほしい妊娠・不妊・カラダのこと～](#) - 埼玉県より抜粋)

(C) 相談支援事業

相談支援事業においては、相談窓口として「プレコンセプションケア相談センターふれたま」や、「不妊専門相談センター」、「不妊症・不育症等ピアサポートセンター「ふわり」」、「県保健所」の4つを設けており、また、思春期の性に関する相談・指導のできる医療機関として15機関を埼玉県ウェブサイトに掲載している。その他、「妊娠と薬外来」として埼玉県内に設置された拠点病院における妊娠中の薬物治療に関する相談支援を実施している。埼玉県ウェブサイト内に掲載されているこれらの相談ページ及び、「性に関する問題に関する情報提供、助言、その他の必要な支援を行う医療機関」の一覧は以下の通りである。

不妊専門相談センター（専門医による面接相談）

不妊や不育症に関する検査、治療などの医学的な相談に、専門医が面接でお答えします。予約制で、料金は無料です。

- 不妊の検査は、どんなことをするのか？
- 不妊の治療はどんな治療がある？
- 現在行っている治療に不安がある・・・。
- 不育症について相談したい。など

対面相談場所

川越市鴨田1981 埼玉医科大学総合医療センター内

オンライン相談も可能です。

予約方法

以下の申込フォームに入力してください。

申込フォームから送信後、約1週間以内にオンライン診療システムの案内のメールが返信されますので、当システムから相談予約を取得してください。

相談は無料ですが、相談予約時に、本人確認のため保険証の登録及びクレジットカードの登録が必要となります。

クレジットカードのない方は、メールでご希望日候補をあげていただき調整いたします。

<https://forms.gle/iG4DHd9qsGMi4BVF9>



電話のお問合せ先

049-228-3732（電話対応時間：月～金曜日 15時00分～16時00分 祝・休日、年末年始を除く）

※こちらは埼玉医科大学総合医療センター産婦人科 培養室の電話番号で、不妊専門相談センターの予約システムに関するお問い合わせ専用です。検査や治療、助成金の手続きに関するお問い合わせを多数いただいておりますが、こちらではお答えできませんのでご注意ください。

プレコンセプションケア相談センター埼玉 ふれたま（助産師による電話相談）

不妊・不育症、妊娠・出産、思春期の健康、将来の妊娠などを踏まえた日々の健康。これらの電話相談に助産師がお答えします。（一般社団法人埼玉県助産師会への委託事業）

1. 電話番号：048-799-3613
2. 日時：月・金曜日 10時～15時、第1～第4土曜日 11時～15時、16時～19時（祝・休日、年末年始を除く）

※当相談でお受けする相談内容と異なるお話をなさる電話が増えております。

より多くの方の相談機会を確保するため、電話番号を通知の上、お電話いただくようお願いいたします。
御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

プレコンセプションケアについては、以下のページをご覧ください。

[思春期からの男女の健康について～「プレコンセプションケア」を知っていますか？～](#)

不妊症・不育症等ピアサポートセンター「ふわり」（経験者による電話相談や面接相談）

不妊症や不育症でお悩みの方、流産や死産を経験された方の不安や心配などについて、Zoomによる電話相談や面接相談を無料で行います。不妊や不育などの経験のあるスタッフが、お気持ちに寄り添い、ていねいに相談をお受けします。

詳細はこちらのページをご確認ください。

[埼玉県不妊症・不育症等ピアサポートセンター「ふわり」](#)

県保健所

各保健所において、女性の健康に関する相談を幅広くお受けしています。

- 妊娠や不妊について聞いてみたい。
- 身体のことについて相談したい。
- 治療を始めるか（続けるか）迷っている。など

1. 電話相談：月～金曜日の8時30分～12時00分、13時00分～17時15分（祝日、12月29日～1月3日を除く）
2. 電話番号：各保健所代表電話



思春期の性に関する相談について

「性のこと、身体のこと、誰に聞けばいいかわからない…」

思春期は、心も身体も大きく変化する大切な時期。だからこそ、性・身体のことの疑問や不安、デリケートな悩みは尽きないものです。

「これで大丈夫かな?」「もしも…だったら?」

友達には話しにくい、親には相談しづらい、そんな悩みを一人で抱え込んでいませんか?

皆さんの悩みに寄り添い、適切な診察やアドバイスができる医療機関を以下に掲載しています。

あなたのプライバシーは守られますので、ご安心ください。

[適切な指導・助言ができる医療機関一覧 \(PDF: 57KB\)](#) 

また医療情報ネットからも医療機関を検索することもできます。

キーワードを「思春期外来」と入力して検索してください。

[全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所/薬局を検索 | 医療情報ネット | 厚生労働省](#) (別ウィンドウで開きます)

(出典：県ウェブサイト [不妊治療・不育症・プレコンセプションケア \(思春期の健康\) に関する県の相談窓口 - 埼玉県](#) より抜粋 (2025年12月監査時点))

性に関する問題に関する情報提供、助言、その他の必要な支援を行う医療機関

医療機関名	〒	医療機関住所	電話	緊急避妊にかかる 対面診療可
平田クリニック	360-0015	熊谷市肥塚4-205	048-526-1171	○
桜ヶ丘病院	366-0033	深谷市国済寺408-5	048-571-1171	○
池田レディースクリニック	367-0062	本庄市小島南3丁目1-12	0495-22-2048	○
高橋クリニック	338-0002	さいたま市中央区下落合7-6-12	048-857-2277	○
加藤クリニック	330-0053	さいたま市浦和区前地2-3-11	048-882-0034	○
丸山記念総合病院	339-8521	さいたま市岩槻区本町2-10-5	048-757-3511	○
宮坂産婦人科クリニック	336-0926	さいたま市緑区東浦和 2-71-2	048-873-0220	○
ナラヤマレディースクリニック	362-0014	上尾市本町1-1-7	048-771-0002	○
菅原病院	343-0813	越谷市越谷1-15-2	048-964-3321	○
堀中医院	343-0813	越谷市越ヶ谷3-1-26	048-962-5331	○
愛和レディースクリニック	350-0001	川越市古谷上983-1	049-235-8811	○
ウイメンズクリニックふじみ野	354-0035	富士見市ふじみ野西1丁目17-3 ハビネスビルふじみ野2.3F	049-293-8210	○
大塚産婦人科小児科医院	352-0025	新座市片山1-16-3	-	○
中村産婦人科	355-0328	比企郡小川町大塚1176-1	0493-72-0373	○
牧田産婦人科医院	352-0021	新座市あたご3-3-17	048-478-1151	○

※どちらの医療機関でも受付時間内での対応となります。

(出典：県ウェブサイト [shishunkiiroukikanrisuto.pdf](#) より抜粋
(2025年12月監査時点))

(出典：県ウェブサイト[妊娠と薬に関する相談窓口 - 埼玉県](#)より抜粋)

妊娠中のお薬の御不安、お悩みは「妊娠と薬外来」に御相談ください

「妊娠と薬外来」について

国立成育医療研究センター「妊娠と薬情報センター」と連携して、県内に設置された拠点病院において、基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等に対し、妊娠中の薬物治療に関する相談支援を実施します。

事業開始時期

令和7年6月1日

埼玉県内の拠点病院

埼玉県内の拠点病院は、下記3医療機関です。

- 埼玉医科大学病院（入間郡毛呂山町毛呂本郷38）▶[埼玉医科大学病院の妊娠と薬外来の御案内](#)
- 自治医科大学附属さいたま医療センター（さいたま市大宮区天沼町1-847）▶[自治医科大学附属さいたま医療センターの妊娠と薬外来ホームページ](#)
- 埼玉医科大学総合医療センター（川越市鴨田1981番地）▶[埼玉医科大学総合医療センターの妊娠と薬外来ホームページ](#)

対象者

埼玉県内在住の基礎疾患を抱える妊産婦や妊娠を希望する女性等

相談方法

問診票入力

「妊娠と薬情報センター」ホームページのWeb問診票システムでアカウントを作成し、問診票にご入力ください。
(事務手数料として、申込時に1,100円(クレジット決済)お支払いいただく必要があります。)

確認メール受理

申込完了後、「妊娠と薬情報センター」から拠点病院の予約方法など詳細の御案内がメールにて通知されます。

外来予約

それぞれの拠点病院の予約方法にしたがって相談外来の予約をお取りください。

●Web問診票システムURL：<https://www.ncchd.go.jp/kusuri/process/>

※詳しくは、上記ホームページ内の、「ご相談までの流れ」を御確認ください。

費用

3,300円(税込み)

埼玉県在住の方は公費補助の対象となり、上記金額を窓口でお支払いいただきます。

※外来窓口において、県内在住であることが確認できる書類(保険証、免許証等)を確認させていただきます。

※埼玉県以外の拠点病院に受診した場合や埼玉県外在住の方が受診した場合は、上記補助の対象外となるため、費用が異なります。

その他

妊娠と薬情報センター：<https://www.ncchd.go.jp/kusuri/process/>

(2025年12月監査時点)

なお、2026年1月14日において、上記ウェブサイトは更新され、窓口の一覧をまとめた以下の記載が追加となっている。

印刷 ページ番号：19053 掲載日：2026年1月14日

不妊治療・不育症・プレコンセプションケア（思春期の健康）に関する県の相談窓口

埼玉県では不妊治療及び不育症、プレコンセプションケア（思春期の将来の妊娠などを踏まえた健康）に関する相談窓口として、下記の各相談窓口を設けています。また [思春期の性に関する相談・指導のできる医療機関](#) を掲載しております。

埼玉県の不妊症・不育症・プレコンセプションケアに関する相談窓口

埼玉県では、不妊症や不育症、思春期の健康等に関する専門相談窓口を設置しています。「どこに相談すればよいかわからない」「自分にあった相談先を探したい」という場合は、下記を参考にしてください。

内容で選ぶ	相談相手で選ぶ	相談方法で選ぶ
不妊検査や不妊治療の種類、違いについて知りたい	医師（専門医）に医学的な相談をしたい	対面で相談したい
今行っている不妊治療に不安や迷いがある	身体的変化や妊娠、出産などについて詳しい助産師に相談したい	電話で相談したい
将来の妊娠や出産、思春期の健康について相談したい	不妊治療や流産、死産などの経験者に気持ちを聞いてほしい	オンラインで相談したい
成長や加齢に伴う身体的変化について相談したい		
不妊治療中の悩みや辛い気持ちを話したい		
流産や死産に関する相談をしたい		

A 不妊専門相談センター
 B プレコンセプションケア相談センター埼玉 ぶれたま
 C 不妊症・不育症等ピアサポートセンター ぶわり

相談窓口（詳しくは以下のページをご覧ください）

- A [「不妊専門相談センター」](#)
- B [「プレコンセプションケア相談センター埼玉 ぶれたま」](#)
- C [「不妊症・不育症等ピアサポートセンター ぶわり」](#)

その他の相談窓口等

- [「県保健所」](#)
- [「思春期の性に関する相談・指導のできる医療機関」](#)

不妊に関する助成事業については、以下のページをご覧ください。

- [新ウェルカムベビープロジェクト関連事業 早期不妊検査・不育症検査に関する助成制度](#)

下記の相談窓口にご相談される皆様へ

- ご相談いただいた内容について、相談者の同意がない限り、第三者に公開することはありません。プライバシーは厳守いたします。ただし、相談者の安全を守るために必要と判断した時など、緊急の場合には、相談内容を含む個人情報を関係機関に共有する場合があります。
- 相談内容によっては、他の窓口を御案内する場合や、対応が難しい場合があります。いたづらや目的外利用と判断される場合、相談員の誹謗中傷、暴言、恐怖感を生じさせるような罵声等があった場合には、こちらからご相談を終了させていただく場合があります。

不妊専門相談センター（専門医による面接相談）

不妊や不妊症に関する検査、治療などの医学的な相談に、専門医が面接でお答えします。予約制で、料金は無料です。

- 不妊の検査は、どんなことをするの？
- 不妊の治療はどんな治療がある？
- 現在行っている治療に不安がある・・・。
- 不妊症について相談したい。など

対面相談場所

川越市鴨田1981 埼玉医科大学総合医療センター内

オンライン相談も可能です。

予約方法

以下の申込フォームに入力してください。

申込フォームから送信後、約1週間以内にオンライン診療システムの案内のメールが返信されますので、当システムから相談予約を取得してください。

相談は無料ですが、相談予約時に、本人確認のため保険証の登録及びクレジットカードの登録が必要となります。

クレジットカードのない方は、メールでご希望日候補をあげていただき調整いたします。

<https://forms.gle/iG4DHd9qsGMi4BVF9>



電話のお問合せ先

049-228-3732（電話対応時間：月～金曜日 15時00分～16時00分 祝・休日、年末年始を除く）

※こちらは埼玉医科大学総合医療センター産婦人科 培養室の電話番号で、不妊専門相談センターの予約システムに関するお問い合わせ専用です。検査や治療、助成金の手続きに関するお問い合わせを多数いただいておりますが、こちらではお答えできませんのでご注意ください。

プレコンセプションケア相談センター埼玉 ふれたま（助産師による電話相談）

不妊・不育症、妊娠・出産、思春期の健康、将来の妊娠などを踏まえた日々の健康。これらの電話相談に助産師がお答えします。（一般社団法人埼玉県助産師会への委託事業）

1. 電話番号：048-799-3613
2. 日時：月・金曜日 10時～15時、第1～第4土曜日 11時～15時、16時～19時（祝・休日、年末年始を除く）

※当相談でお受けする相談内容と異なるお話をなさる電話が増えています。

より多くの方の相談機会を確保するため、電話番号を通知の上、お電話いただくようお願いいたします。
御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

プレコンセプションケアについては、以下のページをご覧ください。

[思春期からの男女の健康について～「プレコンセプションケア」を知っていますか？～](#)

不妊症・不育症等ピアサポートセンター「ふわり」（経験者による電話相談や面接相談）

不妊症や不育症でお悩みの方、流産や死産を経験された方の不安や心配などについて、Zoomによる電話相談や面接相談を無料で行います。不妊や不育などの経験のあるスタッフが、お気持ちに寄り添い、ていねいに相談をお受けします。

詳細はこちらのページをご確認ください。

[埼玉県不妊症・不育症等ピアサポートセンター「ふわり」](#)

県保健所

各保健所において、女性の健康に関する相談を幅広くお受けしています。

- 妊娠や不妊について聞いてみたい。
- 身体のことについて相談したい。
- 性感染症について相談したい。
- 治療を始めるか（続けるか）迷っている。など

1. 電話相談：月～金曜日の8時30分～12時00分、13時00分～17時15分（祝日、12月29日～1月3日を除く）
2. 電話番号：各保健所代表電話



保健所名	電話番号	所在地	担当区域
南部保健所	048-262-6111	〒333-0842 川口市前川1-11-1	蕨市、戸田市
朝霞保健所	048-461-0468	〒351-0016 朝霞市香葉台1-10-5	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
春日部保健所	048-737-2133	〒344-0038 春日部市大沼1-76	春日部市、松伏町
草加保健所	048-925-1551	〒340-0035 草加市西町425-2	草加市、八潮市、三郷市、吉川市
鴻巣保健所	048-541-0249	〒365-0039 鴻巣市東4-5-10	鴻巣市、上尾市、橘川市、北本市、伊奈町
東松山保健所	0493-22-0280	〒355-0037 東松山市若松町2-6-45	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、真見町、東秩父村
坂戸保健所	049-283-7815	〒350-0212 坂戸市石井2327-1	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町
狭山保健所	04-2954-6212	〒350-1324 狭山市稲荷山2-16-1	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
加須保健所	0480-61-1216	〒347-0031 加須市南町5-15	行田市、加須市、羽生市
幸手保健所	0480-42-1101	〒340-0115 幸手市中1-16-4	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
熊谷保健所	048-523-2811	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1	熊谷市、深谷市、寄居町
本庄保健所	0495-22-6481	〒367-0047 本庄市前原1-8-12	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父保健所	0494-22-3824	〒368-0025 秩父市桜木町8-18	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

思春期の性に関する相談について

「性のこと、身体のこと、誰に聞けばいいかわからない…」

思春期は、心も身体も大きく変化する大切な時期。だからこそ、性・身体のことの疑問や不安、デリケートな悩みは尽きないものです。

「これで大丈夫かな?」「もしも…だったら?」

友達には話にくい、親には相談しづらい、そんな悩みを一人で抱え込んでいませんか?

皆さんの悩みに寄り添い、適切な診察やアドバイスができる医療機関を以下に掲載しています。

緊急避妊薬にかかる対面での診療も可能です。

あなたのプライバシーは守られますので、ご安心ください。

[適切な指導・助言ができる医療機関一覧 \(PDF: 57KB\)](#)

また医療情報ネットからも医療機関を検索することもできます。

キーワードを「思春期外来」と入力して検索してください。

[全国の病院・診療所・産科診療所・助産所/薬局を検索 | 医療情報ネット | 厚生労働省](#) (別ウィンドウで開きます)

(出典：県ウェブサイト [不妊治療・不育症・プレコンセプションケア \(思春期の健康\) に関する県の相談窓口 - 埼玉県](#) より抜粋 (2026年1月27日時点))

(D) 不妊・不育症検査費助成事業について

不妊・不育症検査費助成事業は、県単独予算事業であり、市町村を実施主体として、不妊検査及び不育症検査の費用の一部補助を行っている。助成費は 35 歳未満の場合は 30,000 円、35 歳以上の場合は 20,000 円が上限となっている。

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	169,725	159,556	162,326	117,266	100,642
決算額	143,432	149,581	98,260	82,419	111,491

(4) 当該事業に要する人員の状況

母子保健担当

担当の職員 1 名 (一般) と副担当の 1 名 (一般) の 2 名で実施している。

(5) 関係する法規 (ルール) とその遵守状況について

少子化対策基本法、成育基本法に基づき事業を実施している。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

20~30 代の女性の痩せの割合 (%) 令和6年度目標 27% 令和5年度実績 27.3%

低出生体重児の割合低下 (%) 令和6年度目標 9.2% 令和4年度実績 9.2%

不妊検査助成を受けた方のうち 35 歳未満の割合 (%) 令和6年度目標 77%

令和4年度実績 63%

(7) 監査人総括（評価）

新ウェルカムベイビープロジェクト事業においては、希望する方が妊娠・出産を実現できるよう若いうちから妊娠・出産や自身の健康に関する正しい知識を持ち、自身の健康管理を意識する「プレコンセプションケア」の推進を図るため、普及啓発事業を実施している。この事業においては、中学生・高校生・大学生、将来妊娠を考えるカップル、不妊・不育で悩む夫婦の3つのステージに区分し、それぞれのステージに合わせた支援事業を実施している。また、県単独予算事業として、将来妊娠を考える若いカップル向け等に対して、県民向け公開講座を実施している。

さらに、不妊や不育症に関する相談窓口を複数設けるとともに、市町村を実施主体として、不妊検査及び不育症検査費用の一部補助も実施している。これにより、治療を希望する者が適切な時期に医療につながることができ、経済的・心理的負担の軽減に一定の効果을上げているものと認められる。

一方で、いくつかの課題も発見された。例えば、相談支援事業については、埼玉県ウェブサイト上に複数の相談窓口が掲載されているものの、相談窓口が多く、利用者にとって相談先の選択が分かりにくい状況にある。

また、プレコンセプションケア普及啓発事業における県民向け公開講座については、参加者アンケートでは高い満足度が示されている一方で、参加者数が定員を大きく下回っており、改善の余地があると考えられる。

さらに、ウェルカムベイビープロジェクト事業においては、プレコンセプションケアの推進を通じ、妊娠を望む人が妊娠・出産を実現できるように支援することを目的としているが、プレコンセプションケアによる知識啓発や健康管理のみならず、妊娠・出産を両立することができる社会環境の整備や子育てを行うための経済的基盤の確保も不可欠となるため、新ウェルカムベイビープロジェクト事業のみならず、埼玉県が一体となって、子育て環境の整備や経済的支援等を実施し、こどもを望む人が安心して妊娠・出産・子育てを行えるように、子育てに関する各部との連携体制をより一層強化すべきである。

新ウェルカムベイビープロジェクト事業においては、男女ともにこどもを持つ前から、妊娠・出産に関する正しい知識を持ち、妊娠を希望する人が妊娠・出産を実現できるように、また、望まない妊娠を防ぎ、心身を健康に保てるように、今後も課題を踏まえつつ、より効果的な事業運営が図られることを期待する。

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

【意見 8 5】プレコンセプションケアの認知度を向上させ、若い世代に対するプレコンセプションケアの普及活動に取り組むべきである

国は「プレコンセプションケア普及啓発事業の5か年計画」（令和7年5月22日）において、若年層に対するプレコンセプションケアの概念の浸透を重点施策と位置付け、5年後に認知度80%以上を目標としている。

国の5か年計画によれば、プレコンセプションケアとは、「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う」という概念であるが、その言葉や内容に関する認知度は1割にも満たないほど低い。

県では、新ウェルカムベイビープロジェクトにおいて、プレコンセプションケア普及啓発事業に取り組んでいるが、若い世代でプレコンセプションケアの概念について認知する人が増えることは重要であると考えます。

したがって、埼玉県においても、国の計画を踏まえ、プレコンセプションケアの普及啓発活動に引き続き取り組み、プレコンセプションケアの認知度の向上に繋がるような指標を設定することが望ましいと考える。

【意見 8 6】プレコンセプションケア普及啓発事業の成果として、若年層が妊娠や出産の正しい知識を身に付けているか、また、望まない妊娠の防止につながっているかを把握できるよう、事業効果を測定するための指標を設定すべきである

プレコンセプションケア普及啓発事業は、若年層の望まない妊娠を防ぐため、妊娠や出産に関する正しい知識や適切な健康管理の重要性の普及啓発を目的としている。しかしながら当該普及啓発の効果測定のための具体的な指標が設定されていないため、事業成果の把握や改善につなげることが困難と考えられる。そのため、当該普及啓発活動の成果として、若年層が妊娠や出産の正しい知識を身に付けているか、また、若い世代の望まない妊娠の防止につながっているかといった点を把握できるよう、事業効果を測定するための指標を設定すべきであると考えます。

【意見 8 7】相談支援事業において、利用者が相談内容に応じて適切な窓口にアクセス

できるようにウェブサイト上の情報を整理し分かりやすく提示すべきである

相談支援事業においては、埼玉県ウェブサイトには、プレコンセプション相談センター埼玉 ぶれたま、不妊専門相談センター、不妊症・不育症等ピアサポートセンター「ふわり」、県保健所、思春期の性に関する相談・指導のできる医療機関、妊娠と薬相談支援の相談窓口の記載がある。相談窓口が多く、利用者がどの窓口で相談すべきかが判断しづらい状況となっている。特に、不妊専門相談センター、プレコンセプション相談センター埼玉 ぶれたま、不妊症・不育症等ピアサポートセンター ふうりは、いずれも相談内容に「不妊」に関連する記載があることから、不妊で悩む利用者がどの窓口を利用すべきか迷う可能性が高い。したがって、相談例の掲載といった工夫により等、利用者が相談内容に応じて適切な窓口へアクセスできるよう、県ウェブサイトに掲載する情報を整理し、分かりやすく提示することが望ましいと考える。

【意見 88】思春期の性に関する相談については、相談可能な医療機関の数が適切かどうかの検証も含め相談しやすい体制の整備や相談窓口の周知を行い、思春期の性に関する相談体制の充実を図るべきである

相談支援事業においては、思春期の性に関して適切な診察や助言が可能な医療機関として、15 の医療機関が埼玉県ウェブサイトに掲載されている。しかしながら、県内の人口規模や思春期における性の悩みの重要性を踏まえると、相談先としての医療機関数が十分であるかについては、必ずしも明らかではない。この点について担当課に確認したところ、ウェブサイトに掲載している 15 の医療機関は、産婦人科医会において協議・選定された医療機関の中で、思春期外来として埼玉県ウェブサイトへの掲載に協力したものとであった。また、思春期の性に関する相談窓口としては、「プレコンセプションケア相談センター埼玉ぶれたま」が設置されており、居住市町村にかかわらず電話相談が可能であること、さらに、性や健康に関する相談は個別性が高く、プライバシーへの配慮が求められることから、複数の相談手法の確保が重要であり、必ずしも医療機関の受診を必要とするような相談に限るものではないとの説明があった。加えて、ぶれたまにおいては、相談内容に応じて地域の医療機関等を紹介するなど、関係機関と連携した相談支援を行っているとのことである。

県のウェブサイトを頼りに、思春期の性に関して相談を希望する場合、地理的に遠方の医療機関を受診することは、思春期の若年層にとって心理的・物理的な負担となる可能性があるため、相談しやすい体制の整備および県の相談窓口やカウンセリングセンター、医療機関の思春期外来など相談先の周知を進め、相談支援体制の一層の充実を図ることが望まれる。

【意見 89】不妊・不育症検査費助成事業については、令和7年度においては埼玉県内の全ての市町村で実施しているが、当制度の維持に向けて埼玉県として、引き続き支援を行うべきである

不妊・不育症検査費助成事業について、不妊症の検査費用の助成制度は埼玉県内の全ての市町村が実施している一方で、不育症検査費用の助成制度は、監査対象の令和6年度では、嵐山町のみ未実施であった。これについて、担当課の確認によれば、令和7年度から嵐山町でも不育症検査費用の助成を開始し、令和7年度においては、全ての市町村で不妊症・不育症検査費用の助成制度が実施されているとのことであった。不育症は適切な検査と治療が重要であり、早期の検査支援は当事者にとって心理的・経済的負担の軽減につながる。したがって、埼玉県としては、引き続き埼玉県内の全ての市町村での実施が維持されるように支援を行い、制度実施の環境を整備していくことが望ましい。

【意見 90】プレコンセプションケア普及啓発事業の県民向け公開講座については、幅広い広報やコンテンツの検討、他の成功事例の研究等、参加人数を増加させるための取組を実施すべきである

プレコンセプションケア普及啓発事業における県民向け公開講座は、令和7年度より実施されており、将来の妊娠・出産を見据えた健康管理に関する知識を広く県民に提供する貴重な機会である。参加者へのアンケート結果によれば、全員が「参考になった」と回答しており、将来妊娠を考えるカップルにとって有意義なものとなっていると考えられる。当該講座は県では各種媒体で広く県民に周知しているところである。

しかしながら、現状では講座の定員100名に対して実参加者数は12名と少なく、普及啓発効果が十分に達成されているとは言い難い状況となっている。県民向け公開講座は、将来妊娠を考える若いカップルを対象としているため、そのような若年層が認知し、興味を持って参加できるようなものにする必要がある。したがって、各種媒体への幅広い発信や、対象者が興味を持てるようなコンテンツの検討、他の成功事例の研究等を行い、公開講座の参加者数を増加させ、より多くの県民がプレコンセプションケアに関する知識を得る機会の拡大につなげるべきである。

【意見 91】プレコンセプションケア普及啓発事業においては、女性だけでなく、男性も性や妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け健康管理が行えるように、男性向けの啓発活動を適切に強化し事業に取り組むべきである

プレコンセプションケアにおいては、男女間で妊娠や出産に関する知識に差が存在することが指摘されている。一般に、女性は妊娠・出産の機会を通じ、基礎知識を得やすい環境にあるのに対し、男性は性に関する自身の健康管理への関心が低く、情報へのアクセスの機会が少ない傾向にある。また、男性においては、加齢や生活習慣による生殖

機能の低下等の理解が十分とはいえず、不妊は女性側の問題と誤解するケースも見受けられる。このような理解不足は、不妊の予防や早期の健康管理を妨げ、結果として当事者の心理的・身体的・経済的負担を増大させるおそれがある。したがって、プレコンセプションケア普及啓発事業においては、性や妊娠・出産に関する健康管理を男女双方の課題として捉え、男性においても性や妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け健康管理が行えるように、男性向けの啓発活動を適切に強化し事業を取り組むべきであると考えられる。

【意見92】埼玉県は、プレコンセプションケア普及啓発事業を引き続き強化していくとともに、県が一体となって、子育て環境の整備や経済的支援等を実施し、こどもを望む人が安心して妊娠・出産・子育てを行えるように、子育てに関する各部との連携体制をより一層強化すべきである

新ウェルカムベイビープロジェクト事業においては、プレコンセプションケアの推進を通じ、若い世代に対する性や妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け、妊娠を望む人が妊娠・出産を実現できるように支援することを目的としているが、実際の妊娠適齢期である20代や30代においては、学業や仕事の多忙期と重なるため、プレコンセプションケアによる知識啓発や健康管理だけでは十分とは言えない。学業や仕事と妊娠・出産を両立することができる社会環境の整備も重要となる。

また、子育てやこどもの教育に対しては金銭的負担も大きいことから、十分な子育てを行うための経済的基盤の確保も不可欠となる。

このように、こどもを望む人が実際にこどもを妊娠・出産し子育てを行っていくためには、新ウェルカムベイビープロジェクト事業のみならず、労働政策、教育施策、経済的支援施策等との連携が必要となる。

したがって、埼玉県は、プレコンセプションケア普及啓発事業により若い世代に性や妊娠・出産に関する正しい知識や健康管理の啓発活動を引き続き強化していくとともに、県が一体となって、子育て環境の整備や経済的支援等を実施し、こどもを望む人が安心して妊娠・出産・子育てを行えるように、子育てに関する各部との連携体制をより一層強化すべきであると考えられる。

3 1. 多様な働き方推進事業費（産業労働部雇用・人材戦略課）

(1) 目的

誰もがいきいきと働ける職場環境づくりを促進するとともに、仕事と生活の両立について社会的気運の醸成を図ることを目的に実施している。

(2) 概要

事業内容	働きたい人が自ら望む働き方で働き続けられる職場環境づくりを促すため、テレワークや短時間勤務など多様な働き方を実践している企業を県が認定
当初予算額	35,400 千円
決算額	25,406 千円
事業計画	多様な働き方実践企業の認定（年6回） 認定企業数 4,250 社（令和6年度末）
事業効果	働きやすい環境が整った企業が増加する

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	40,586	36,338	37,227	22,598	35,400
決算額	24,489	22,631	22,056	15,122	25,406

(4) 当該事業に要する人員の状況

主幹1名（担当内統括）、主査1名（主に認定事務全般）、担当1名（主にオンライン関係と認定事務）、会計年度1名（その他認定事務）のほか認定企業の新規開拓・更新管理の専担職員として会計年度3名で実施している。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（第3条）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（第4条）、その他労働関連法これら法令に定められた地方公共団体の責務として、適切に実施している。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

認定企業数 4,250 社（令和6年度末、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略 K P I）

令和6年度末の認定企業数は 4,203 社、達成率は 98.9%

(7) 監査人総括（評価）

(A) 令和6年度歳出の主な内容

No.	項目	金額（千円）	主な内容
1	委託料	20,530	多様な働き方実践企業認定制度に係るオンラインシステム構築業務、令和6年度高校生向け多様な働き方実践企業職場体験ツアー事業、令和6年度多様な働き方実践企業WEB広報業務委託、他
2	消耗品費	2,651	多様な働き方実践企業シンボルマーク入りボールペンの作成、認定楯（アクリルフレーム）、多様な働き方実践企業シンボルマーク入りトートバッグの作成、他
3	旅費	744	費用弁償、他
4	運搬料及び送料	601	資料等送付代
5	郵便料	574	切手・レターパック代
6	印刷製本費	211	多様な働き方実践企業認定制度チラシの印刷、他
7	その他	95	
8	合計	25,406	

No. 1～4の主な内容の評価については、(7)(F)に記載。

(B) 事業の概要

(a) 多様な働き方実践企業推進事業

働きたい人が自らの働き方で働き続けられる社会の構築を目指し、多様な働き方を実践している企業を認定する制度である。

沿革としては、平成24年度に、女性活躍推進と男女が共に生き生きと働ける社会づくりを目的に創設し、その後働き方改革関連法の施行やコロナ禍におけるテレワークの定着など社会情勢の変化に伴い制度をアップデートしている。令和7年度からは、従来の「働きやすさ」に加え、多様な人材の活躍

促進、働きがい、DXの推進による生産性向上などの項目を加えて制度実施している。

現在、約4,200社が認定を受けている。認定の有効期限は5年間で5年ごとに更新が必要となる。更新時は新規認定と同様に手続きが必要であり、更新しない企業もあるため、企業への働き掛けを行う必要があり、事務負担が大きい。この事務に対応するため、会計年度任用職員3人を配置している。



「働き方改革」は、働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革です

県では、埼玉版働き方改革ポータルサイトを作成し、県民、県内企業に周知しているところである。

(出典：県ウェブサイト働き方改革ポータルサイトより引用 (令和8年2月22日現在))

埼玉版 文字サイズ・色を変える ▶ 音声読み上げ ▶ このサイトについて ▶ キーワードを入力してください ▶ 検索

働き方改革ポータルサイト

テレワークポータルサイト ▶ ワンストップ支援サイト ▶ 女性向けページ (埼玉県女性キャリアセンター) ▶

特設

- 埼玉PX・男性育休
- 多様な働き方実践企業
- 県内企業の取組事例
- 県の支援策 (相談窓口など)
- 企業内保育所
- セミナー・イベント
- 関連情報・リンク集

埼玉県働き方改革ポータルサイト > 多様な働き方実践企業 > 多様な働き方実践企業で働いてみませんか？

- 多様な働き方実践企業
- 多様な働き方実践企業で働いてみませんか？
- プライム企業・プラチナ認定企業のご紹介
- 申請方法
- 認定企業の皆様へ
- 多様な働き方実践企業認定制度とは？
- (応募締め切りました) 夏休み特別企画「多様な働き方実践企業」職場体験ツアー—高校生参加者募集！
- 令和7年度 高校生向け「多様な働き方体験ツアー」レポート

- 関連リンク
- 埼玉県テレワークポータルサイト
 - 埼玉県 SAITAMA PREFECTURE
 - 女性向けページ 埼玉県女性キャリアセンター
 - 女性の「働く」を応援するワンストップサイト

掲載日：2026年2月2日

多様な働き方実践企業で働いてみませんか？

埼玉県では、従業員の仕事と家庭の両立を応援し、ライフステージによらず働き続けられる企業を「多様な働き方実践企業」として認定しています。

埼玉県で働きたい方、自分に合った企業をお探しの方、ぜひ「多様な働き方実践企業」から企業探ししてみませんか？

多様な働き方実践企業検索サイト Work Style Search in 埼玉

埼玉県多様な働き方実践企業

「働きやすい」を見つけたいあなたに

Work Style Search in 埼玉

自分に合った働き方を探しているあなたにお届けしたい、
埼玉県が認定する「多様な働き方実践企業」
ライフスタイルに合わせて働き続けられる
職場環境づくりに取り組んでいる会社です
「働き方」で検索することで、認定企業の魅力がわかります

「スキルアップ・キャリアアップ」や「残業少なめ・有休消化率高め」など自分の理想の働き方、もしくはテレワークや特別休暇など働く企業にあったら嬉しい制度から、簡単に検索することができます。
理想の企業探し、検索サイトでしてみませんか？

(出典：県ウェブサイト働き方改革ポータルサイトより引用 (令和8年2月22日現在))

埼玉県多様な働き方実践企業 認定企業数（令和7年4月現在）
4,389件

働き方で検索 多様な制度で検索 認定区分で検索 所在地・会社名・業種などで検索 [企業名の方はこちら](#)

“働きやすい”を見つけたいあなたに

Work Style Search in 埼玉

自分に合った働き方を探しているあなたにお届けしたい、
埼玉県が認定する「多様な働き方実践企業」
ライフスタイルに合わせて働き続けられる
職場環境づくりに取り組んでいる会社です
“働き方”で検索することで、認定企業の魅力がわかります

— プライム企業の紹介 —

今日のピックアップ



日本ピストンリング株式会社
埼玉国さいたま市中央区



高田製薬株式会社
埼玉国さいたま市南区



第一生命保険株式会社 埼玉中央支社
埼玉国さいたま市大宮区

（出典：県ウェブサイト 多様な働き方実践企業検索サイトより引用（令和8年2月22日現在））

(b) 多様な働き方実践企業の認定基準

認定基準（令和7年4月1日以降申請分）

I. 次の①～⑤の認定項目のうち、**2項目以上**に該当する企業等を「**多様な働き方実践企業**」として認定する。

- ① 仕事と育児・介護の両立を支援する環境を整備している
- ② 柔軟な働き方が選択できる環境を整備している
- ③ 誰もが活躍できる環境を整備している
- ④ 従業員のキャリアアップ・スキルアップに積極的に取り組んでいる
- ⑤ DXを推進している

II. I. に該当する以外に、下記を満たしていること。

(i) 育児・介護休業法を遵守した就業規則を整備していること（従業員 10 人以上の場合）。

なお、育児・介護休業法の遵守状況については、チェックリストで確認している。

しかし、当該チェックリストは、令和 7 年 11 月の監査時点では、同法の令和 4 年改正の内容となっており、令和 7 年 4 月 1 日及び同年 10 月 1 日の改正（施行）が反映されていない。これは、年度途中での認定要件の変更は混乱をきたす恐れがあるためであり、令和 8 年度認定（受付）分からは、最新の令和 7 年 10 月改正（施行）の内容にて就業規則の法令遵守状況をチェックすることとしている。

なお、個別の認定項目における「育児・介護休業法の定めを上回る」の判断については、認定日現在において有効な法令の規定に基づいて行っている。

育児・介護休業法の改正で、就業規則に影響を及ぼすものは、次の通り。

令和 7 年 4 月 1 日 施行	<ul style="list-style-type: none">・子の看護休暇の見直し（名称変更：「子の看護等休暇」）（第 16 条の 2） 施行前までの「小学校就学の始期に達するまで」から「小学校第 3 学年修了まで」に拡大され、取得事由として、施行前までの「病気・けがをした子の看護」や「予防接種・健康診断の受診」に加え、以下の事由が追加された。<ul style="list-style-type: none">・感染症等に伴う学級閉鎖等、入園（入学）式、卒園式への参加
	<ul style="list-style-type: none">・所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大（第 16 条の 8） 残業免除などの請求が可能となる労働者の子の範囲が拡大され、対象となる子の範囲は、施行前の「3 歳未満の子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」を養育する労働者に拡大された。
	<ul style="list-style-type: none">・短時間勤務制度の代替措置にテレワーク追加（第 23 条第 2 項） 3 歳未満の子を養育する労働者に対し、テレワークを代替措置として認める。
令和 7 年 10 月 1 日 施行	<ul style="list-style-type: none">・3 歳以上小学校就学前の子を養育する労働者の柔軟な働き方の実現（第 23 条の 3） 事業主による措置の義務化（以下の 5 つの選択肢から 2 つ以上を講じ、労働者が選択・利用できるようにする） ①始業時刻等の変更（フレックスタイム制、時差出勤等）

	②テレワーク等（月 10 労働日以上、原則時間単位での利用も可） ③短時間勤務制度（原則として 1 日 6 時間） ④養育両立支援休暇の付与（年 10 日以上） ⑤保育施設の設置運営等
--	---

(ii)次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、一般事業主行動計画を策定し公表すること及び同計画を厚生労働省都道府県労働局に届出をするとともに実践していること（従業員 101 人以上の場合）。

ただし、市町村においては、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、特定事業主行動計画を策定し公表するとともに、同計画を実践していること。

Ⅲ. プライム企業の認定

認定項目 5 項目のうち **4 項目以上**に該当し、かつプライム企業認定項目（実績項目） 7 項目のうち **4 項目以上**に該当する場合、「**プライム企業**」として認定している。

多様な働き方実践企業 認定項目

① 仕事と育児・介護の両立を支援する環境を整備している

次のアからシのうち **2 つ以上**の制度等を導入していること。

ア	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）に定める年齢を上回る育児休業制度（「子が 1 歳（および一定の場合には子が 2 歳）に達するまで」を上回る育児休業制度がある。）
イ	育児・介護休業法に定める日数又は回数を上回る介護休業制度（「通算 93 日、3 回まで分割可」を上回る介護休業制度がある。）
ウ	育児・介護休業法に定める年齢又は時間を上回る育児のための短時間勤務制度（「3 歳未満の子、1 日 6 時間」を上回る育児のための短時間勤務制度がある。）
エ	妻出産時や学校行事参加のための特別休暇などの休暇制度
オ	託児環境の整備
カ	男性従業員の育児休業等取得促進のための取組

キ	介護離職防止のための取組
ク	出産退職者、介護離職者等の復職・再雇用制度
ケ	有給での子の看護休暇又は介護休暇制度
コ	くるみん認定（厚生労働省）
サ	（従業員 100 人以下の企業等対象）次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき、一般事業主行動計画を策定し公表すること及び同計画を厚生労働省都道府県労働局に届出をするとともに実践していること
シ	過去 5 か年において、育児・介護休業法で定める育児・介護に係る制度の利用実績があること

	令和 7 年第 1 回	令和 7 年第 2 回	令和 7 年第 3 回	計
認定項目の企業数	30 社中 23 社	180 社中 159 社	100 社中 81 社	310 社中 263 社 84.8%

（出典：埼玉県ウェブサイト）（②以降、及び、多様な働き方実践企業 プライム企業認定も同じ）

②柔軟な働き方が選択できる環境を整備している

次のアからコのうち 2 つ以上の制度等を導入していること。

ア	テレワーク制度
イ	フレックスタイム制度
ウ	始業又は終業の時刻を繰上げ又は繰下げる制度
エ	限定正社員制度
オ	副業・兼業
カ	選択的週休 3 日制
キ	時間単位の有給休暇制度
ク	長時間労働是正のための取組
ケ	年次有給休暇取得促進のための取組
コ	フリーアドレス、フリースペースの導入

	令和 7 年第 1 回	令和 7 年第 2 回	令和 7 年第 3 回	計
認定項目の企業数	30 社中 23 社	180 社中 112 社	100 社中 83 社	310 社中 218 社 70.3%

③誰もが活躍できる環境を整備している

次のアからオのうち2つ以上の制度等を導入していること。

ア	女性活躍の促進に向けた取組
イ	パートタイム労働者等から正社員への転換制度
ウ	仕事と病気治療の両立を支援するための取組
エ	日本語学習支援など外国人従業員が働きやすい職場環境整備
オ	その他の取組（次の①～④の項目の宣言等を行っている。 ①埼玉県シニア活躍推進宣言企業 ②埼玉県アライチャレンジ企業 ③埼玉県障害者雇用優良事業所又は、もにす認定（厚生労働省）を受けている事業主 ④埼玉県健康経営実践事業所又は健康経営優良法人等（経済産業省）

	令和7年第1回	令和7年第2回	令和7年第3回	計
認定項目の企業数	30社中19社	180社中141社	100社中68社	310社中228社 73.5%

④従業員のキャリアアップ・スキルアップに積極的に取り組んでいる

次のアからオのうち2つ以上の制度等を導入していること。

ア	研修受講・資格取得にかかる費用の補助
イ	自己啓発のための短時間勤務・休暇制度
ウ	従業員等のキャリアアップ・スキルアップのための研修制度等
エ	会社全体で従業員等をサポートする制度（①～⑤から具体的な取組を選択。①メンター制度 ②ブラザーシスター制度 ③業務以外での社内コミュニティ（社内部活動）など ④従業員の奨学金の返還を支援する制度 ⑤その他）
オ	その他の取組（①～⑤から具体的な取組を選択。 ① 人事評価制度を運用し、目標設定や評価結果に対してフィードバックの機会を設けている。 ② 従業員から配置転換の希望を取る制度がある。 ③ 採用ホームページ等で入社後のキャリアマップや生涯年収等を公開している。 ④ 従業員満足度調査（ES調査）を実施している。 ⑤ その他 等）

	令和7年第1回	令和7年第2回	令和7年第3回	計
認定項目の企業数	30社中29社	180社中111社	100社中83社	310社中223社 71.9%

⑤ DXを推進している。

次のアからウのうち2つ以上の制度等を導入していること。

ア	デジタル化に向けた意思決定及び体制の整備
イ	デジタルツールの活用による柔軟な働き方の推進
ウ	デジタルツールの活用による業務効率化の推進

	令和7年第1回	令和7年第2回	令和7年第3回	計
認定項目の企業数	30社中24社	180社中101社	100社中79社	310社中204社 65.8%

多様な働き方実践企業 プライム企業認定

上記の認定項目5項目のうち4項目以上に該当し、下記のプライム企業認定項目（実績項目）7項目のうち4項目以上に該当する場合「プライム企業」として認定する。

		認定項目の企業数(令和7年度)			
		第1回	第2回	第3回	計
		7社	32社	25社	64社
①	男性従業員の育児休業の取得が定着している 男性の従業員等で、その養育する子に、育児・介護休業法における育児休業（出生時育児休業を含む。）を取得した者の割合が県の目標を上回る （令和7年度 県の目標 44.8%）	4社	17社	12社	33社 51.6%
②	介護休業した従業員が現に働いている	1社	11社	9社	21社 32.8%

	過去5か年において、介護休業した従業員等で復帰した者が50%以上である				
③	残業時間の縮減に努めている 年間の1人当たり月平均残業時間が別に示す業種別平均を下回る	4社	22社	22社	48社 75.0%
④	年次有給休暇の取得促進に努めている 年次有給休暇の年間取得率が別に示す業種別平均を上回る	6社	25社	19社	50社 78.1%
⑤	出産した女性従業員が現に働いている 過去5か年において、出産した女性の従業員等の仕事復帰1年後の継続就業率が50%以上である	4社	24社	21社	49社 76.6%
⑥	女性管理職が活躍している 管理職（課長相当職以上）のうち、女性の比率が国の目標を上回る (令和7年度目標値 18%)	6社	20社	17社	43社 67.2%
⑦	従業員が長く働いている 平均勤続年数が別に示す業種別平均を上回る	3社	20社	14社	37社 57.8%

(c) 求職者へのPR強化事業

人手不足が深刻な状況下で、認定企業であることが求職者にとって魅力となり、雇用につながることを重視すると考えられることから、そこを重視して事業を行っている。

令和6年度の取組として、高校生向けバスツアーを実施し認定企業を訪問し、その企業の担当者と直接交流し、認定企業を就職先の候補の一つとして紹介した。また、マイナビなどの就職サイトにウェブ広告を出稿し、トップページのバナー広告等が多く求職者の目に触れるようにしていた。

令和7年度には、ウェブ広告は実施していないが、制度リニューアルに伴いPR動画を作成し、制度の説明を行うとともに、最高ランク「プライム企業」の認定を受けた企業にモデルケースとして出演してもらい、制度の認知度向上に取り組んでいる。

(C) 目標と達成状況

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIとして設定されており、令和6年度までに4,250社の認定企業数を目標としていた。令和6年度での実際の認定企業数は4,203社で、達成割合は98.9%であった。

令和7年度から第3期目の戦略になるが、令和11年度末の目標を4,800社としており、今後5年間で約600社の認定企業数増加を目指している。

第3期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の指標に係る関連計画等一覧表

指標区分	指標名	現状値	第3期戦略目標値	関連する主な計画等
KPI	多様な働き方実践企業の認定数	3,977社（令和5年度末）	延べ4,800社（令和11年度末）	

（出典：埼玉県ウェブサイト）

(D) 短期的課題及び長期的課題

認定企業ごとに、5年に一度更新時期が到来し、約4,200社のうち毎年約800社が更新対象となる。現状、更新辞退率が約25%と高く推移しており、この更新辞退が原因で、令和6年度は新規認定が増えても純増企業数が目標に届かない状況である。そのため、更新辞退率を減らしていくことが重要であり短期的な課題となっている。更新辞退の主な要因として、手続きの煩雑さが挙げられる。県は、その改善のため、令和7年度に制度をリニューアルし、認定項目を9項目から5項目に簡素化した。また、紙ベースの煩雑さを解消するため、オンラインシステムを導入し、いつでもどこでも申請可能な体制を整備した。

長期的な課題としては、認定企業を着実に増やすことが大事であり、これから先5年間で600社の認定企業数の純増を目標としているが、企業が自主的に認定の取得を目指して働き方改革を進めることが理想であり、そのため、自主的に取り組みたくなるような魅力的な認定制度にしていくことが必要と考えている。

人材不足の中、認定取得が雇用につながることを重視し、力を入れている。新しい取組として、県主催の合同企業説明会に認定企業が優先参加できる仕組みを構築した。ハローワークと連携し、ハローワークを訪れる求職者へ、直接多様な働き方実践企業の情報を提供する取組を行った。

(E) 他部署との連携状況

各地域振興センターにおいて、産業労働担当の職員が、管轄区域内の企業に対して、新規の開拓や更新の手続きで協力している。（なお、南部及び南西部地域の企業

対応は本庁が担当。) また、市町村は、多様な働き方実践企業認定制度の周知広報に協力しており、ウェブサイトへの掲載や、市町村自体が制度に申請・参加することで連携している。

(F) 歳出の主な内容について

(a) 委託料

(ア) 認定制度オンラインシステム開発経費一式

令和5年度に、行政・デジタル改革課が埼玉県事業者オンライン申請サービスを構築した。このシステムは、申請者から一度入力された情報は二度入力することを不要（ワンスオンリー）とし、申請手続プロセスの全てをデジタル化することで申請者が窓口に来庁することなく完結させるものである。この申請システムを利用し「多様な働き方実践企業」認定制度のオンライン申請の運用を開始した。

本制度の申請システムの改修等に係る業者の選定は、雇用・人材戦略課で行い、新たな機能の追加やシステム開発段階で生じる不具合対応など安定的に運用するため、既存システム構築業者である株式会社ウフルと随意契約を締結している。

契約書、見積書及び業務完了報告書を閲覧した。

I. 委託業務の名称

多様な働き方実践企業認定制度に係るオンラインシステム構築業務委託

II. 履行期間及び委託金額

令和6年7月16日から令和7年3月31日まで

12,327,425円

III. 受託者

株式会社ウフル

IV. 業務の目的・概要

事業者認定制度のオンライン化をさらに加速することを目的とし、新たに「多様な働き方実践企業認定制度」に関する手続を本システム上でアプリケーション化する。

V. 評価

見積書において、内容は、カミレスライセンス（注：カミレスは、金融機関や行政機関での窓口手続きや郵送手続きにおける申請・承認プロセスを一気通貫で実現する、電子申請サービスであり、プラットフォームにSalesforceを採用している。カミレスのウェブサイトには、埼玉県の導入事例が紹介されている。）、及び開発一式である。

開発については、要件定義、申請様式作成、自動メール配信、一括メール配信、メルマガ配信、テスト、受け入れテスト支援、マニュアル作成、等。

業務完了報告書において、令和7年3月31日に完了していることを確認した。

また、成果物の1つであるシステムのマニュアル（県職員向け）を入手した。

特に問題はなかった。

(イ) 高校生向け職場体験ツアー

契約書、見積書を閲覧した。

I. 委託業務の名称

令和6年度高校生向け多様な働き方実践企業職場体験ツアー事業業務委託

II. 履行期間及び委託金額

契約締結日（令和6年5月17日）から令和6年11月29日まで
3,999,600円

III. 受託者

ヒューマンアカデミー株式会社

IV. 業務委託の内容

- ① ツアーの企画及び実施
- ② 事前ワークショップの開催及び事前学習資料の作成
- ③ ツアー移動時間の企画
- ④ ツアーの動画撮影及び編集
- ⑤ ツアー結果のウェブページの作成

V. ツアー概要

	ツアーの日	訪問先
ツアー1	令和6年8月5日 (月)	マリンフード株式会社／狭山市 株式会社角栄ホームズ／川越市
ツアー2	令和6年8月7日 (水)	ワタキューセイモア株式会社／越谷市 小原歯車工業株式会社／川口市
ツアー3	令和6年8月8日 (木)	社会福祉法人花園福祉会 花園第二こども園／深谷市 株式会社トーウン／羽生市

参加者の声の例として、次のような話が掲載されている。

- ・ふだん見ることのできない場所や体験をすることができて、自分の将来に

ついて考えるきっかけになりました。

- ・いろいろな職業を調べているだけでは知りえないお話や実際に社員のかたにお話を聞けて、今まで見えてなかったものが見えるようになった。
- ・今日の職業体験で様々な企業や待遇等について知ることが出来ました。
- ・ふだん子どもと触れ合う機会がないのでとても良い体験でした。全然知らないことがわかりたくさんのことを学ぶことができました。
- ・今日の1日で充実した社会経験を少しでも積むことができ、将来に役立てたいと思いました。

VI. 評価

見積書において、内容は主にツアー3日の動画撮影費、バスレンタル費、ツアー添乗員（キャリアコンサルタント1名）謝金、事前ワークショップ登壇講師謝金、運営人件費、他である。

ツアーの対象となる企業、及び、参加する高校生の選定方法について、産業労働部雇用・人材戦略課に質問したところ、ツアー対象の企業の選定方法は、プラチナ認定企業あてに希望を募り、応募のあった企業の中から、業種や地域性のほか、若手社員との交流ができる企業を優先的に選定している。高校生は記者発表による周知や学校へ案内し募集を行い、申込順に受け付けて参加者を決定している、とのことだった。

効果について質問したところ、このツアーは、多様な働き方実践企業を訪問することで、県内にも働きやすい職場があることを知ってもらい、将来の仕事選びのヒントとしてもらうほか、自らのキャリアについて考え将来の可能性を探索するきっかけとしてもらうことを目的として実施している。ツアー参加者にアンケートを実施し、感想や意見などを確認しているが、概ね満足していると考えている（大変満足76%、やや満足24%）。

満足度の理由としては、「自分の将来について考えるきっかけになった」「自分の中で、就職についてのイメージや、自分が将来就きたい職業の幅がすごく広がった」などの感想をいただいている、との説明があった。

特に問題はなかった。

(ウ) 多様な働き方実践企業WEB広報

契約書、見積書を閲覧した。

I. 委託業務の名称

令和6年度多様な働き方実践企業WEB広報業務委託

II. 履行期間及び委託金額

令和6年11月21日から令和7年3月17日まで

2,992,000円

Ⅲ. 受託者

T S P 太陽株式会社

Ⅳ. 業務の概要

働きやすい職場環境づくりに取り組む『多様な働き方実践企業』のうち、『埼玉県PX（パタニティ・トランスフォーメーション）大賞』を受賞した企業の担当者等を対象に日頃の取組等について座談会形式で取材する。取材した内容を元に記事を作成し、若年求職者が多く利用するウェブ媒体に掲載する。また、当該ウェブ媒体閲覧後に読者に向けて多様な働き方実践企業の認知度等のアンケート調査を実施し、報告書を提出する。概要は、以下の通り。

①『多様な働き方実践企業』の紹介ページの作成

②多様な働き方実践企業（埼玉県PX大賞受賞企業）へ座談会形式の取材及び記事掲載

③ウェブページ内に掲載する誘導枠としてのバナークリエイティブの制作

④ウェブページへのバナークリエイティブ及び『多様な働き方実践企業』紹介ページ等の掲載

⑤閲覧者向けのアンケート調査の実施

⑥実施報告書の作成

Ⅴ. 評価

特に問題はなかった。

【参考】（出典：県ウェブサイト「[埼玉PX大賞 - 埼玉版働き方改革ポータルサイト](#)」）

埼玉PX大賞

埼玉PX（ピーエックス）大賞とは

埼玉県では、男性の育児休業取得を後押しするため、男性の育児と仕事の両立を積極的に支援する県内中小企業を「埼玉PX大賞」として表彰しています。

受賞企業の取組を表彰式や県ホームページ等を通じて広く発信することにより、受賞企業のイメージアップや人材の確保に繋げていただくとともに、他の企業へ取組の普及を図っていきます。

<埼玉PXとは>

PXとは、父性を意味するパタニティと変革を意味するトランスフォーメーションを組み合わせた造語です。埼玉県内の企業が、男性従業員の育児取得の推進を契機として、誰もが安心して育児と仕事を両立できる職場環境づくりなど、組織の活性化や企業風土の改革に取り組むことを「埼玉PX」と呼んでいます。



埼玉県ウェブサイト「[埼玉PX大賞 - 埼玉版働き方改革ポータルサイト](#)>[第2回埼玉PX大賞募集チラシ](#) (PDF : 1,094KB)」

第2回埼玉PX大賞

ピーエックス

男性育休推進宣言企業

彩の国 埼玉県

男性の育休取得に積極的な中小企業を表彰します!!

令和7年8/29(金) 応募締切

埼玉県では、県内企業における男性の育休取得を後押しするため、先進的な取組を行う企業を表彰します。企業の皆様からの応募をお待ちしております。

表彰企業のメリット

- 1 表彰状及び副賞を贈呈します。
- 2 埼玉県の表彰式やHP等を通じて、取組をPRします。
- 3 企業のイメージアップや優秀な人材の確保に繋がります。

POINT

LEVEL UP

(エ) 検索サイト運営保守・補修費

多様な働き方実践企業の認定企業を所在地等多様な条件で検索するほか、休暇の取りやすさや制度等での自分の希望する働き方、を検索できるようにするものである。

契約書を閲覧した。

I. 委託業務の名称

令和6年度多様な働き方実践企業検索サイト運用・保守業務委託

II. 履行期間及び委託金額

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

911,900円

III. 受託者

株式会社中野技術

IV. 評価

特に問題はなかった。

(b) 需用費における消耗品について

消耗品費に計上されている物品（多様な働き方実践企業シンボルマーク入りボールペンの作成、多様な働き方実践企業シンボルマーク入りトートバッグの作成、認定楯（アクリルフレーム）の購入、多様な働き方実践企業認定企業交付用アルミプレートの作成）等の管理について、発注数の決定、在庫の把握（台帳等）等、どのように行っているか、産業労働部雇用・人材戦略課に質問したところ、発注数の決定については、認定の際に発送するグッズ等では、年度で認定する企業数に合わせて決定し、制度の周知用に配付するグッズについては、イベントでの配布数と在庫数を基に決定している。在庫の把握は、エクセルで管理し大まかな入出庫の数を把握するとともに、約2か月に1度在庫に間違いがないか現物を確認している、とのことだった。

(c) 運搬料及び送料、郵便料について

スムーズな更新につなげるため、更新1年前の企業に通知を送付しており、その中で直近の法改正の内容についてお知らせしている。

当該通知「多様な働き方実践企業 更新1年前のご案内」を閲覧した。就業規則改正ポイントを動画で解説するための動画閲覧用の二次元コードが掲載されている。

(G) 評価

多様な働き方実践企業認定制度に認定される企業が増加することにより、働き方改革を推進する企業が増加し、子育てや介護と仕事の両立が図られるような社会を作っていくことに貢献しているという点で、評価できる。

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

【意見93】就業規則の育児・介護休業法の遵守状況のチェックリストについて、法改正の施行に合わせて、タイムリーに見直すべきである

多様な働き方実践企業認定制度における認定基準のⅡでは、育児・介護休業法を遵守した就業規則の整備が求められている。遵守状況の確認には、下記のチェックリストを使用しているが、令和7年11月現在、当該チェックリストは、同法の令和4年改正時点の内容となっている。

令和7年度には4月1日と10月1日を施行日とする改正が予定されていたが、急遽の適用や年度途中での変更は混乱をきたす恐れがあるため、令和8年度認定（受付）分から、最新の令和7年10月改正（施行）の内容で就業規則の法令遵守状況をチェックすることとしている。

就業規則の育児・介護休業法の遵守状況のチェックリストは、法改正の施行に合わせて、タイムリーに見直すべきである。

令和7年改正（4月1日施行）の主なポイント

- ・子の看護休暇の名称変更：「子の看護等休暇」へ変更
- ・子の看護休暇の対象拡大：「小学校就学前」から「第3学年修了まで」へ変更
- ・所定外労働時間の免除対象：「3歳未満の子」から「小学校就学前の子」へ変更
- ・育児のための短時間勤務制度に「テレワークを代替措置として認める」規定を追加

令和7年改正（10月1日施行）の主なポイント

- ・「育児のための柔軟な働き方」を追加し
「3歳以上小学校就学前の子を養育する従業員に対して、事業主は以下の5つの選択肢から2つ以上を講じ、従業員が選択・利用できるようにする。」
- ①始業時刻等の変更（フレックスタイム制、時差出勤等）
- ②テレワーク等（月10労働日以上、原則時間単位での利用も可）
- ③短時間勤務制度（原則として1日6時間）
- ④養育両立支援休暇の付与（年10日以上）
- ⑤保育施設の設置運営

(様式第2号)

1 確認事項

就業規則(育児・介護休業等に関する規則含む)を整備している企業等は、(1)に記載の「確認事項の詳細項目」の内容が就業規則に反映されている場合は☑を入れてください。

就業規則や一般事業主行動計画については、根拠資料を確認させていただきます。【別添】根拠資料確認シートも併せて提出してください。

- (1) 育児・介護休業法を遵守した就業規則を整備している

確認事項の詳細項目	
<input type="checkbox"/> 育児休業	○従業員は、子が1歳(および一定の場合には、子が2歳)に達するまでの間、1人の子につき2回まで分割して育児休業を取得することができる。 ○出生時育児休業(産後パパ育休)は子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分けて育児休業を取得することができる。 ○有期雇用従業員の育児休業取得要件について、「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件を撤廃している(労使協定の締結により除外可)。
<input type="checkbox"/> 介護休業	○従業員は、要介護状態にある対象家族を介護するため、対象家族1人につき、通算93日まで、3回を上限として介護休業を取得することができる。 ○有期雇用従業員の介護休業取得要件について、「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件を撤廃している(労使協定の締結により除外可)。
<input type="checkbox"/> 子の看護休暇	○小学校就学前の子を養育する従業員は、年5日(小学校就学前の子が2人以上であれば年10日)まで、病気・けがをした子の看護等のために、休暇を1日または時間単位で取得することができる。
<input type="checkbox"/> 介護休暇	○要介護状態の対象家族の介護等のため、年5日(対象家族が2人以上であれば年10日)まで、介護休暇を1日または時間単位で取得することができる。
<input type="checkbox"/> 育児のための短時間勤務制度	○3歳未満の子を養育する従業員について、勤務時間の短縮(1日6時間)の措置を講じている。
<input type="checkbox"/> 介護のための短時間勤務制度等	○要介護状態にある対象家族を介護する従業員について、①短時間勤務制度、②フレックスタイム制度、③始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ、④介護サービスの費用助成等のいずれかの措置を講じている。(①～③は3年間以上の期間で2回以上利用可能)
<input type="checkbox"/> 所定外労働の免除	○3歳未満の子を養育する従業員又は要介護状態にある対象家族を介護する従業員は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定外労働が免除される。
<input type="checkbox"/> 時間外労働の制限	○小学校就学前の子を養育する従業員又は要介護状態にある対象家族を介護する従業員は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、法定時間外労働を1か月24時間、1年150時間に制限することができる。
<input type="checkbox"/> 深夜業の制限	○小学校就学前の子を養育する従業員又は要介護状態にある対象家族を介護する従業員は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの深夜業が免除される。

- (2) 次世代法に基づき、一般事業主行動計画を策定・公表し、都道府県労働局に届出をしている

- (3) 女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・公表し、都道府県労働局に届出をしている

厚生労働省のウェブサイトには、育児・介護休業法の令和7年度の改正内容が周知されている。一方で、県の多様な働き方実践企業の申請案内のページにおいて、「令和7年4月及び10月の改正(施行)内容については、令和8年度以降の認定申請から対応が必要となる予定です。」とあり、就業規則等の見直しを促すようになっていない。こちらも、法改正の施行に合わせて、タイムリーに見直すことが望ましい。

なお、産業労働部雇用・人材戦略課によると、認定は年6回行われており、年度の途中でチェックリストを変更すると、申請の準備を進めていた企業にとっては再度申請書を作成し直すことにつながるなど運用が難しくなるため、現状はこのやり方としているとのことであった。今後は、周知期間や法改正の内容とのバランスを検討していく、とのことである。

(出典：県ウェブサイト)

申請時お役立ち情報

申請する際、御活用いただきたい情報をまとめました

(1) 育児・介護休業法の改正…改正に沿った就業規則になっていますか

平成28年～令和4年にかけて、育児・介護休業法の大規模改正がありました

就業規則等の改正はお済みですか?

育児休業法は平成28年(第1次改正)～令和4年(第5次改正)まで5回改正されています。改正内容は、育児休業法に規定されている事項について、労働者側が有利となる改正が中心です。

令和4年の大規模改正

- 育児休業取得の要件、育児休業取得要件緩和 (育児休業法第15条)
- 育児休業の取得期間 (育児休業法第16条)
- 育児休業の取得日数 (育児休業法第17条)
- 育児休業の取得期間 (育児休業法第18条)
- 育児休業の取得期間 (育児休業法第19条)
- 育児休業の取得期間 (育児休業法第20条)
- 育児休業の取得期間 (育児休業法第21条)
- 育児休業の取得期間 (育児休業法第22条)
- 育児休業の取得期間 (育児休業法第23条)
- 育児休業の取得期間 (育児休業法第24条)
- 育児休業の取得期間 (育児休業法第25条)
- 育児休業の取得期間 (育児休業法第26条)
- 育児休業の取得期間 (育児休業法第27条)
- 育児休業の取得期間 (育児休業法第28条)
- 育児休業の取得期間 (育児休業法第29条)
- 育児休業の取得期間 (育児休業法第30条)

改正のポイントを解説する動画も公開中! ぜひご覧ください

育児・介護休業法の改正経緯 (PDF: 515KB) (別ウィンドウで開きます)

<厚生労働省ホームページ>

・ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

<育児・介護休業法規定例>

・ <https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/35.html>

令和7年4月及び10月の改正(施行)内容については、令和8年度以降の認定申請から対応が必要となる予定です。

まずは

かんたんセルフチェック



- 就業規則、育児・介護休業規程を策定している(従業員が10人以上の場合)
- 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している(従業員が101人以上の場合)

認定には上の2点が前提条件になります
クリアできたら下の項目へ

①～⑤のうち2つ以上にチェックがつくと、認定の可能性があります。

- ①仕事と育児・介護の両立を支援する環境を整備している
育児・介護休業法の規定を上回る制度を導入、妻出産時等の特別休暇、男性育休取得促進の取組、介護離職防止のための取組 など
- ②柔軟な働き方が選択できる環境を整備している
テレワーク制度、時間単位の有給休暇制度、長時間労働是正のための取組、年次有給休暇取得促進のための取組 など
- ③誰もが活躍できる環境を整備している
女性活躍促進のための取組、仕事と病気治療の両立支援の取組、パートタイムから正社員への転換制度 など
- ④従業員のキャリアアップ・スキルアップに積極的に取り組んでいる
研修受講・資格取得にかかる費用を補助、自己啓発のための休暇制度等、外部研修に従業員を参加 など
- ⑤DXを推進している
デジタル化に向けた体制の整備、デジタルツールの活用による業務効率化を推進 など

上の①～⑤のうち4つ以上 + 下の1～7のうち4つ以上チェック = **プライム企業認定**



- 1 男性従業員等の育児休業の取得割合が県の目標を上回る
- 2 介護休業した従業員等の職場復帰率が50%以上
- 3 年間1人当たりの月平均残業時間が業種別平均を下回る
- 4 年次有給休暇の年間取得率が業種別平均を上回る
- 5 出産した女性従業員等の仕事復帰1年後の継続就業率が50%以上
- 6 管理職(課長相当職以上)のうち女性の比率が国の目標を上回る
- 7 従業員の平均勤続年数が業種別平均を上回る

貴社名

電話番号

所在地 〒

ご担当者お名前

所属

チェックリストの送付先

上記を記入の上、E-mailまたはFAXでお送りください。

E-mail:a3960-01@pref.saitama.lg.jp FAX:048-830-4821

認定までの流れ



認定制度や手続の流れについての詳細は県ホームページをご覧ください。

埼玉県 多様



(出典：県ウェブサイト)

【意見94】多様な働き方実践企業の認定数について、企業に継続して働きかけることにより、純増となるようにすることが望ましい

多様な働き方実践企業は、一度認定を受けると永続的に有効というわけではなく、5年ごとに更新が必要となる。更新時に、登録企業の20～30%が辞退してしまう現状があるため、継続して更新するように県が働き掛けをすることが重要であると考え

る。

また、厚生労働省の調査(*)によると、若年正社員の転職希望理由(複数回答)のうち、「賃金の条件がよい会社にかわりたい」が59.9%、「労働時間・休日・休暇の条件がよい会社にかわりたい」が50.0%と高い割合を占めており、若年層ではプライベートを充実させたいというニーズが増加しており、多様な働き方が可能な企業が多数存在し、若者が適正にマッチした企業を選択できる環境の整備が重要である。そのためにも、県が多様な働き方を推進する企業を支援し、登録企業の増加を図るべきである。

(*) 出典 (厚生労働省 令和5年若年者雇用実態調査の概況)

【意見95】令和7年の職場体験ツアーの動画が埼玉県ウェブサイトに掲載されていない。ツアーに参加できなかった高校生や、来年度の参加を検討している高校生のためにも、できるだけ早期に動画を掲載することが望ましい

なお、令和6年の職場体験ツアーは県ウェブサイトに掲載されている。

上記は監査時点(令和7年11月30日現在)のものであるが、本意見を提示した後、掲載が行われ、現在(令和8年2月22日時点)では下記のとおり、掲載されている。

高校生向け

多様な働き方 体験ツアー

埼玉県では、仕事とプライベートの両立ができる企業を「多様な働き方実践企業」として認定しています。今年も県内の高校生が認定企業4社を訪問し、仕事と会社の雰囲気を実際に体験してきました！

ツアー概要

開催日時／訪問先等

ツアー1日目：令和7年8月6日（水曜日）

▼ 株式会社システムインテグレータ / さいたま市（ソフトウェア・コンサル事業）

▼ 平岡織染株式会社 / 草加市（製造業）

ツアー 1日目 ダイジェスト動画（15秒）



（出典：県ウェブサイト）

なお、過年度の職場体験ツアーに参加し、ツアーを経て就職した方や、多様な働き方実践企業に就職した方へのインタビュー記事を掲載し、高校生に紹介することが望まれる。

しかし、現状では、過年度の職場体験ツアーに参加した者のうち、就職を予定している方は少なく、多くは進学している状況にある。将来的に自分に合った職業を探すきっかけとして活用しているケースが多いものと推察される。

【意見 9 6】多様な働き方実践企業の効果測定に当たり、評価指標として、多様な働き方実践企業への新規就職者数や、高校卒業後 3 年以内の若年者の採用者人数などを設定することが望ましい

多様な働き方推進事業の評価指標として、多様な働き方実践企業への新規就職者数や、第 2 新卒など高校卒業後 3 年以内の者の採用者人数を把握することが望ましい。新卒で入社しても、企業とのミスマッチにより短期間で退職し、改めて就職活動を行う若者も多いからである。また、近年では経験者採用も増加していることから、経験者の採用人数を把握することも有益と思われる。一つの指標だけでは効果の実態把握に限界があるため、複数の指標を用いて多角的に分析することで、事業の効果の把握や改善につながるものと考えられる。

**【意見 9 7】多様な働き方実践企業の認定を受けた企業に対し、登録情報の更新状況や毎年
の新卒高校生の採用者数や離職者数などの情報をシステムに反映してもらう仕組みを検討することが望ましい。現行のオンラインシステムでは難しいければ、「埼玉県企業ガイド」
へ登録してもらい、情報入力をしてもらうことが望ましい**

当事業の効果を正確に測定するためにも、令和 7 年度から導入されているオンラインシステムを利用して、多様な働き方実践企業の認定を受けた企業に、登録情報の更新の有無や毎年の新卒高校生の採用者数や離職者数などの情報を入力してもらうことを検討することが望ましい。

現状のオンラインシステムは多様な働き方実践企業の申請受付を主な機能としており、採用者数などの入力機能を追加することが難しい状況にある。

そこで、「埼玉県企業ガイド」への登録を多様な働き方実践企業として行うことによって、高校生や大学生の方の就職活動の参考にってもらうということを考えているとのこと。それゆえ、当該ガイドに登録してもらい、毎年の新卒高校生の採用者数などを入力してもらうことが望ましい。

(参考) 埼玉県企業ガイド



Foreign Language

A 文字サイズ・色合い変更

音声読み上げ

埼玉県トップ



自分にぴったりの企業を見つけよう

企業検索

企業一覧から希望条件を選択して
自分にピッタリの企業を見つけることができます。

(出典：県ウェブサイト)

【意見 9 8】 多様な働き方実践企業認定企業の紹介動画について、過年度のものなどアクセスしにくい状況が見受けられるため、改善することが望ましい

多様な働き方実践企業を紹介する「多様な働き方体験ツアー」のレポート動画について、YouTube にアップロードされているが、関連企業のサイトから直接アクセスができないなど、アクセス方法が分かりにくい状況である。現状では、「多様な働き方体験ツアー」レポートの令和 7 年度のページに掲載されている「その他」のリンクから辿ることで過去の動画にアクセス可能となっている。

多くの県民に視聴してもらえるよう、県のウェブサイトなどに動画のリンクを明示的に掲載し、アクセスを簡便にすることが望ましい。

【意見 9 9】 認定企業の企業情報に変更が生じた場合は、企業より連絡があった際に速やかに修正対応を行うことが望ましい

YouTube にアップロードされている多様な働き方実践企業の紹介動画の概要欄に掲載されている企業のウェブサイトのリンクをクリックしてもアクセスできないケ

ースがあった。全ての会社のリンク先を常時確認するのは現実的に困難であるため、掲載内容に変更があった場合には、県に連絡する体制を構築することを検討すべきと考える。また、アクセスできない場合の代替手段として、企業名検索を促す案内文を掲載することも有益と考えられる。

3 2. 働きやすい職場環境づくり支援事業費（産業労働部雇用・人材戦略課）

(1) 目的

セミナーの開催やアドバイザー派遣を通じて、企業の働き方改革の取組を支援し、働きやすい職場環境づくりを推進する。また、優れた取組を広く周知することにより、県内企業に働き方改革のノウハウを提供する。

(2) 概要

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革セミナー事業 ・アドバイザー派遣事業 ・情報発信事業
当初予算額	33,380 千円
決算額	33,705 千円
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革セミナーを6回実施する ・アドバイザー派遣（伴走型支援コース15社×5回、通常支援コース130社×2回）を実施する ・働き方改革ポータルサイト及びテレワークポータルサイトを運営する
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の働き方改革の推進 ・誰もが働き続けられる社会の実現 ・働きやすい環境の整備

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	-	33,491	28,792	26,984	33,380
決算額	-	32,284	28,309	26,565	33,705

(4) 当該事業に要する人員の状況

3.0人（雇用・人材戦略課 働き方改革推進担当）

主幹1名（総括）、担当2名（セミナー・情報発信事業担当、アドバイザー派遣担当）

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

当該事業は労働施策総合推進法5条に基づき実施されている。

労働施策総合推進法は多様な事情をもつ労働者が安定して働ける社会の実現を目的としており、第5条では都道府県の責務が規定されているが、これに基づき適切に実施している。

(地方公共団体の施策)

第五条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、労働に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

	指標	結果
ロールモデルとなる取組事例企業数	15社	15社
アドバイザー派遣により働き方の見直しや改善に取り組む企業の割合	65%	88%

ロールモデルとなる取組事例企業については、働き方改革推進アドバイザー派遣制度を利用した企業のうち15社の事例を、リーフレット及び働き方改革ポータルサイトで紹介した。

アドバイザー派遣により働き方の見直しや改善に取り組む企業の割合については、令和6年度に制度を利用した企業に対し、その後の取組状況についてアンケートを実施しており、集計の結果、88.4%であった。なお、令和5年度に同制度を利用した企業に対し、令和6年度に行ったアンケートの結果は72.2%であった。

(7) 監査人総括(評価)

(A) 令和6年度歳出の主な内容

No.	項目	金額(千円)	主な内容
1	委託料	32,996	働き方改革セミナー開催業務委託、働き方改革促進業務委託、ポータルサイト修正業務委託
2	報償費	419	カスタマーハラスメント専門委員会にかかる謝金
3	手数料	143	埼玉PX大賞ロゴマークの作成、他
4	その他	147	
5	合計	33,705	

No. 1の主な内容の評価については、(7)(F)に記載。

(B) 事業の概要

セミナーの開催やアドバイザーの派遣を通じて、企業の働き方改革の取組を支援し、働きやすい職場環境づくりを推進している。さらに、企業の優れた取組をポータ

ルサイトにより広く周知することで、県内企業にノウハウを提供していくという枠組みである。実施事業としては、働き方改革セミナー事業、アドバイザー派遣事業、それを発信する情報発信事業がある。

(C) 目標と達成状況

目標としては、セミナーの開催回数や、アドバイザー派遣の回数、企業数などを毎年度目標として設定している。セミナーに関しては令和6年度は6回開催の目標に対して6回開催している。アドバイザー派遣については、145社に対し計340回の派遣を目標としているところ、実績は148社348回の派遣となっており、いずれも目標通り達成している。

(a) 令和6年度の働き方改革セミナーの開催実績

	開催日	テーマ	参加者数
第1回	令和6年6月26日	働き方改革	77
第2回	令和6年7月30日	男性育休	41
第3回	令和6年9月12日	テレワーク	66
第4回	令和6年10月15日	働きがい	62
第5回	令和6年11月7日	仕事と介護の両立	46
第6回	令和6年12月5日	女性活躍	55

(b) 令和6年度の働き方改革セミナー（全6回）のアンケート結果

(ア) 勤務先の会社・組織

① 勤務先の会社・組織の業種

区分	割合	回答数
製造業	30.0%	61
建設業	11.3%	23
サービス業	11.3%	23
運輸業	10.8%	22
卸売・小売業	10.3%	21
その他	26.1%	53

② 勤務先の会社・組織の規模

区分	割合	回答数
----	----	-----

1～30人	31.0%	63
31～100人	26.1%	53
101～300人	27.1%	55
300人以上	15.8%	32

③ セミナーに参加者の属性

区分	割合	回答数
企業の経営者	19.2%	39
企業の人事・労務担当者	63.1%	128
その他	12.8%	26
無回答	4.9%	10

(イ) 参加のきっかけ

① セミナーをどこで知ったか

区分	割合	回答数
埼玉県からの案内	55.5%	117
キャリア・맘 (筆者注：業務委託先) からの案内	18.5%	39
埼玉県ウェブサイト	17.5%	37
その他	8.5%	18

② セミナーへの参加目的

	主な回答 (自由記述の抜粋)
第1回 (働き方改革)	人事労務等への知識を深めるため、事例や情報収集のため
第2回 (男性育休)	育児休業取得促進のため、事例や情報収集のため
第3回 (テレワーク)	テレワークのメリットを知るため、事例や情報収集のため
第4回 (働きがい)	魅力的な組織づくりのため、事例や情報収集のため
第5回 (仕事と介護の両立)	社内制度拡充のため、事例や情報収集のため

第6回（女性活躍）	職員の採用や定着促進のヒントを得るため、事例や情報収集のため
-----------	--------------------------------

(ウ) 第一部講演について

① セミナーへの参加目的

区分	割合	回答数
非常に参考になった	49.8%	101
やや参考になった	45.3%	92
あまり参考にならなかった	3.9%	8
参考にならなかった・無回答	1.0%	2

② 講義時間について

区分	割合	回答数
長かった	5.4%	11
適切であった	87.2%	177
短かった	7.4%	15

③ 講師の説明について

区分	羽い合い	回答数
とてもわかりやすかった	58.6%	119
ややわかりやすかった	36.0%	73
ややわかりにくかった	3.9%	8
わかりにくかった・無回答	1.5%	3

④ テキストについて

区分	割合	回答数
とてもわかりやすかった	48.3%	98
ややわかりやすかった	47.3%	96
ややわかりにくかった	3.9%	8
無回答	0.5%	1

(エ) 事例発表・パネルディスカッションについて

① 内容について

区分	割合	回答数
非常に参考になった	44.8%	91
やや参考になった	49.3%	100
あまり参考にならなかった	3.9%	8
無回答	2.0%	4

② 時間について

区分	割合	回答数
長かった	2.5%	5
適切であった	86.7%	176
短かった	9.4%	19
無回答	1.5%	3

③ 資料について

区分	割合	回答数
とてもわかりやすかった	47.3%	96
ややわかりやすかった	48.8%	99
ややわかりにくかった	2.0%	4
無回答	2.0%	4

(D) アドバイザー派遣実績の主な支援テーマ別の内訳

主な派遣テーマ		合計		通常支援		伴走型支援	
		企業数	派遣回数	企業数	派遣回数	企業数	派遣回数
1	長時間労働の解消・生産性向上	19	47	14	22	5	25
2	テレワーク・モバイルワーク、DXの定着促進	1	3	1	3	-	-
3	同一労働同一賃金の実現	10	31	6	11	4	20
4	男性の育休取得促進	3	8	3	8	-	-
5	仕事と育児・介護の両立支援	7	30	2	5	5	25
6	社員の年次有給休暇の取得	2	5	2	5	-	-

7	時差出勤制度・フレックスタイム制度導入	2	6	2	6	-	-
8	労務管理、雇用管理	101	207	101	207	-	-
9	女性の職域拡大の実現	2	10	0	0	2	10
10	不明（未報告）	1	1	1	1	-	-
	計	148	348	132	268	16	80

（E）短期的課題及び長期的課題

雇用・人材戦略課によると、短期的な課題としては、セミナーやアドバイザー派遣に関して目標を達成すること、及びポータルサイトの閲覧者数を増やすことが挙げられる。

長期的課題としては、事業のアウトプット成果は出ているものの、それが企業の働き方改革にどの程度寄与していかを、できるだけ数字で示す必要があるが、適切な寄与度や関係指標を見つけ出すことが難しいことが挙げられる。なるべく客観的な数字で企業の意識改革や取組の進み具合を把握できるようにする必要がある。アンケート等を通じて、事業に参加した企業やアドバイザー派遣を受けた企業での効果測定は実施しており、今後も継続して行っていく予定とのことである。

（F）他部署や外部との連携状況

事業の支援として、経済六団体（筆者注：一般社団法人 埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会、埼玉県中小企業団体中央会、一般社団法人 埼玉県経営者協会、埼玉経済同友会、一般社団法人 埼玉中小企業家同友会）や市町村に周知や広報を依頼している。

（G）「働き方改革推進アドバイザー派遣」追跡調査

調査内容	「働き方改革推進アドバイザー派遣」追跡調査
調査対象	令和6年度に「働き方改革推進アドバイザー派遣」を利用した企業 148社（伴走16社、通常132社）
回答数	43社（回答率29.1%）
調査方法	郵送による調査票配布、電子申請システムによる回答 調査票発送 令和7年10月1日 回答期限 令和7年10月20日

上記の結果、アドバイザー派遣を受け働き方の見直しや改善に関する取組を実施したかという質問に対し、「取組を実施した」、あるいは「取り組んでいる」と回答した企業

が9割近くに及んだ。具体的に取組を実施した内容として、有給休暇取得の促進、業務の見直し、業務改善による効率化、長時間労働の是正、従業員が子育てや介護と仕事を両立するための支援などが挙げられている。このように、アドバイザーの派遣を受けた企業が実際に働き方改革を推進している状況が見て取れ、子育てをしやすい職場環境の整備が進んでいることが確認できる。

(H) 歳出の主な内容の評価について

(a) 委託費

(ア) 働き方改革セミナー

契約書及び見積書を閲覧した。

I. 委託業務の名称

働き方改革セミナー開催業務委託

II. 履行期間及び委託金額

契約日（令和6年4月10日）から令和7年3月15日まで
10,351,000円

III. 受託者

株式会社キャリア・ママ

IV. 業務委託の内容

- ・働き方改革セミナー開催業務
- ・WEBセミナーを6回実施する
- ・効果的な広報の業務
- ・県が実施する他の事業との連携
- ・完了報告

V. 評価

ウェブセミナーにおいて、講師、ファシリテーター、パネリスト、個別相談アドバイザーへの謝金、撮影機材・スタッフ、オンデマンド配信用動画編集、等からなる。

広報において、DM発送、ウェブサイト構築・運用、等からなる。
特に問題はなかった。

【参考】出典：埼玉県ウェブサイト「[働き方改革セミナー - 埼玉版働き方改革ポータルサイト](#)」(令和7年度)

(イ) アドバイザー派遣

契約書及び見積書を閲覧した。

I. 委託業務の名称

働き方改革促進業務委託

II. 履行期間及び委託金額

契約日（令和6年4月10日）から令和7年3月15日まで
21,655,000円

III. 受託者

株式会社TMC経営支援センター

IV. 業務委託の内容

(i) 働き方改革促進業務

- ・派遣企業の募集・開拓
- ・企業ヒアリングの実施
- ・申込受付
- ・伴走型支援コースへの参加企業の選定
- ・企業診断ツールの活用
- ・アドバイザーの選定・派遣
- ・アドバイザーの業務
- ・伴走型支援コースによる優良事例企業の報告
- ・進捗状況報告
- ・働き方改革セミナーとの連携

(ii) 企業リストについて

(iii) 県が実施する他の事業との連携

(iv) 完了報告

V. 評価

派遣先企業の選定方法について、産業労働部雇用・人材戦略課によると、派遣を希望する企業等に対してヒアリングを実施し、派遣が必要と認められる企業について申込を受け付けて、受付順としているとのことである。伴走型支援については、申込企業のうち、委託業者が集中コンサルティングの実施が必要と判断した企業について、県が設定するテーマに沿っているかを確認した上で、選定している。

また、アドバイザーの派遣による改善内容について、どのように評価をおこなっているか質問したところ、月に1回、委託業者から支援内容等を記載した企業別報告書の提出を受け進捗や支援結果を確認しており、また、派遣を受けた企業へアンケート調査を実施し状況を確認しているとのことであった。令和6年度に派遣を受けた企業へのアンケート

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

1,190,000円

Ⅲ. 受託者

グローバルデザイン株式会社

Ⅳ. 評価

特に問題はなかった。

【参考】出典：埼玉県ウェブサイト「[ホーム - 埼玉県テレワークポータルサイト](#)」



新着情報	2025年10月21日	テレワークモデル企業・テレワーク導入支援動画
	2025年9月3日	ホテル・サテライトオフィスなどのテレワークスペース（さいたま市）
	2025年7月23日	相談・アドバイザー派遣



(I) 評価

働き方改革セミナー、アドバイザー派遣により、働きやすい職場環境づくりを支援する取組は、評価できる。

下記を除き、問題となる事項は発見されなかった。

【意見100】働き方改革セミナーについて、受講者数を増加させるため、評価指標として、受講者数を設定することが望ましい

令和6年度にセミナーを6回実施し、延べ受講生は約360名、オンライン受講生は約1500名であった。オンライン受講生については1申込で複数名が視聴しているケースもあり、実際の受講者数は1,500名を大きく超えると考えられる。

セミナーの実施に、1,000万円を超える費用がかかっているため、さらに受講者の増加が求められる。

今後は、研修雑誌などで宣伝し、目標受講者数を設定して、より多くの受講生に受講してもらうことが有効性の観点から望ましい。

【意見101】働き方改革推進アドバイザー派遣について、労務管理や雇用管理で具体的にどのような支援をしたのか、多くの企業に共通して改善や支援を行った事項があれば、その内容の概要を県ウェブサイトなどで示すことが望ましい

令和6年度の働き方改革推進アドバイザー派遣実績によると、支援テーマとして最も件数が多いのは労務管理や雇用管理である。具体的にどのような支援を行ったのか、多くの企業で共通した改善や支援内容があれば、要点をまとめて示すことも有意義であると考えられる。共通する支援内容を県のウェブサイト等で紹介することによる、より多くの企業の改善に役立つと考えられる。

3.3. 学校におけるヤングケアラー支援事業（教育局人権教育課）

（1）目的

児童生徒及び教職員に対して、埼玉県ケアラー支援条例の趣旨に沿った理解増進を図るとともに適切な相談支援を受けられる環境を整備する。

（2）概要

事業内容	・「ヤングケアラーの専門家」若しくは「元ヤングケアラー」を講師として招聘し、講演会等の実施 ・指導資料等を活用したヤングケアラーに関する授業と学校の実情に応じたヤングケアラー支援策をセットにした県立高校独自のヤングケアラーサポートクラスの実施
当初予算額	4,613 千円
決算額	3,867 千円
事業計画	・市町村小・中学校を対象としたヤングケアラーサポートクラスを年間 16 回実施する。 ・県立学校を対象とした自走式ヤングケアラーサポートクラスを年間 50 校実施する。
事業効果	令和 6 年度 実施後に理解が深まった児童生徒の割合 小・中学校 81.7% 高校 85.1%

ヤングケアラーとは、家族などの介護を無償で行っている 18 歳未満の子供たちをいう。少子高齢化や一世帯当たりの人数が減少している現代の社会においては、誰もがケアを担う可能性があるといわれている。そこで、学校の日頃の教育活動において児童生徒に「ヤングケアラー」について教え、児童生徒が「ヤングケアラー」についての理解を深められるようにすることや、ケアを担うことになった時に周囲に相談したり、サービスを活用したりする力を身に付けておくことが重要であると考えられる。当該事業の具体的な取組として、下記（A）及び（B）の 2 つがある。

（A）ヤングケアラーサポートクラス

県は、教職員や児童生徒、保護者がヤングケアラー（家族などの介護を無償で行っている 18 歳未満の子供たち）に対する理解を深め、学校における相談支援を充実させるための出張授業「ヤングケアラーサポートクラス」を、県内小・中・高校等で実施している。

(a) 実施内容

(ア) 児童生徒・教職員向け講演会等

元ヤングケアラーによる体験談及び大学教員等による講演等

(イ) 学校における相談支援に関する教職員研修

福祉・教育行政担当者を交えた校内研修

(ウ) 元ヤングケアラーとの交流相談会

元ヤングケアラー等による児童生徒との交流相談会

(b) 実施実績

児童生徒向け講演会

	日時	学校名	対象	内容
1	令和6年6月25日(火)	朝霞市立朝霞第九小学校	第6学年(69名) 保護者 市子ども未来課 県社協	・有識者・元ヤングケアラーによる講演 ・寸劇 *6月18日(火)15:30~16:30事前打ち合わせを実施
	8:40~9:25			
2	令和6年7月4日(木)	横瀬町立横瀬中学校	第2学年(58名) PTA役員 SSW 健康子育て課	・有識者・元ヤングケアラーによる講演
	14:35~15:25			
3	令和6年7月12日(金)	幸手市立長倉小学校	第5学年(71名) PTA役員、保護者 子ども未来課 民生児童委員	・有識者・元ヤングケアラーによる講演 ・寸劇 *6月26日(水)14:30~15:30事前打ち合わせを実施
	11:35~12:20			
4	令和6年7月16日(火)	飯能市立原市場中学校	全学年(91名) PTA役員、保護者 SSW 市職員(福祉・子供)	・有識者・元ヤングケアラーによる講演
	11:00~12:10			
5	令和6年9月5日(木)	三郷市立鷹野小学校	第5・6学年(101名) PTA役員、保護者、 市社協	・有識者・元ヤングケアラーによる講演 ・寸劇 *8月20日(火)16:00~17:00事前打ち合わせ
	13:45~14:30			

				を実施
6	令和6年9月18日(水)	川口市立東中学校	第1・3学年(380名) 子育て相談課 県社協	・有識者・元ヤングケアラーによる講演 ・生徒間のグループワーク支援
	8:45~10:45			
7	令和6年10月7日(月)	三芳町立三芳東中学校	全学年(354名) SSW 福祉課 町社協	・有識者・元ヤングケアラーによる講演
	14:05~14:55			
8	令和6年11月5日(火)	松伏町立松伏小学校	第6学年(126名) PTA役員、保護者 SSW すこやか子育て課 町社協	・有識者・元ヤングケアラーによる講演 ・寸劇 ・児童間のグループワーク支援 *10月9日(水)15:30~16:30 事前打ち合わせを実施
	13:45~15:25			
9	令和6年11月19日(火)	美里町立松久小学校	第6学年(29名) こども未来課	・有識者・元ヤングケアラーによる講演 ・寸劇 *11月8日(金)15:30~16:30 事前打ち合わせを実施
	13:40~14:25			
10	令和6年11月21日(木)	和光市立大和中学校	全学年(888名) PTA役員、保護者 学校運営協議会 SSW	・有識者・元ヤングケアラーによる講演
	13:45~14:35			
11	令和6年11月28日(木)	寄居町立鉢形小学校	第4~6学年(138名) 子育て支援課 町社協 民生児童委員	・有識者・元ヤングケアラーによる講演 ・寸劇 ・児童間のグループワーク支援 *11月11日(月)9:00~10:00 事前打ち合わせを実施
	13:20~15:05			
	令和6年12月17日(火)	越生町立越生中学校	第3学年(71名) PTA役員、保護者	・有識者・元ヤングケアラーによる講演

12	8:50～10:40		S S W 子育て支援課	・生徒間のグループワーク支援
13	令和6年12月17日(火)	ときがわ町立都幾川中学校	全学年(101名) 福祉課	・有識者・元ヤングケアラーによる講演
	14:25～15:15	学校		
14	令和6年12月18日(水)	日高市立高根小中学校	第7～9学年(230名) S S W こども家庭センター	・有識者・元ヤングケアラーによる講演 ・生徒間のグループワーク支援
	13:35～14:25			
15	令和7年1月20日(月)	東松山市立東中学校	第2学年(159名) こども支援課 市社協	・有識者・元ヤングケアラーによる講演
	13:40～14:30			
16	令和7年1月22日(水)	桶川市立桶川小学校	第6学年(117名) S S W 子ども未来課 男女共同参画課 市社協	・有識者・元ヤングケアラーによる講演 ・寸劇 *12月23日(月)15:00～16:00事前打ち合わせを実施
	13:35～14:20			

教職員等研修に関する助言

	日時	学校名
1	令和6年 7月 4日(木) 15:45～16:15	横瀬町立横瀬中学校
2	令和6年 7月12日(金) 14:00～15:30	幸手市立長倉小学校
3	令和6年 9月 5日(木) 15:10～15:50	三郷市立鷹野小学校
4	令和6年10月 7日(月) 15:30～16:00	三芳町立三芳東中学校
5	令和6年11月 5日(火) 15:50～16:30	松伏町立松伏小学校
6	令和6年11月19日(火) 15:45～16:15	美里町立松久小学校
7	令和6年11月21日(木) 16:00～16:30	和光市立大和中学校
8	令和6年11月28日(木) 15:45～16:15	寄居町立鉢形小学校
9	令和7年 1月20日(月) 15:00～15:30	東松山市立東中学校

相談交流会

	日時	学校名
1	令和6年 7月12日(金) 12:20~12:50	幸手市立長倉小学校
2	令和6年12月17日(火) 10:50~11:20	越生町立越生中学校
3	令和6年12月17日(火) 15:40~16:10	ときがわ町立都幾川中学校

(出典：ヤングケアラーサポートクラス実施報告書)

(c) 児童生徒アンケート

Q1 授業（講演）等を受ける前「ヤングケアラー」についてどのくらい知っていましたか。

選択肢	人数	割合
詳しく知っていた	246	10.1%
言葉は聞いたことがあった	908	37.2%
言葉も知らなかった	1,288	52.7%

Q2 授業（講演）等を受けて、「ヤングケアラー」についてどのくらいわかりましたか。

選択肢	人数	割合
新しいことを知ることができた	1,994	81.7%
知っていることがほとんどだった	150	6.1%
分かりにくかった	298	12.2%

(d) 教職員アンケート

Q1 学校におけるヤングケアラー支援の説明の満足度

選択肢	人数	割合
参考になった	265	72.2%
やや参考になった	96	26.2%
どちらでもない	4	1.1%
あまり参考にならなかった	2	0.5%
参考にならなかった	0	0.0%

Q2 ヤングケアラーの理解度

選択肢	人数	割合
深まった	264	71.9%
やや深まった	97	26.4%

どちらでもない	3	0.8%
あまり深まらなかった	3	0.8%
深まらなかった	0	0.0%

Q3 説明と自身の取組について

選択肢	人数	割合
十分取り組んできている	39	10.6%
これから取り組みたい	318	86.6%
取り組もうとは思わない	6	1.6%
その他	4	1.1%

Q4 説明と学校の支援体制について

選択肢	人数	割合
十分取り組んでいる	112	30.5%
検討し見直したい	230	62.7%
見直しは必要ない	14	3.8%
その他	11	3.0%

(B) 自走式ヤングケアラーサポートクラス

県は、県立学校を対象とした自走式ヤングケアラーサポートクラスを実施しており、実施内容は上記(A)に記載したものと同様である。

(a) 実施実績

R6年度自走式ヤングケアラーサポートクラス

実施校 42校 43課程

No	学校名	内容1	日時	参加者	内容2	日時	参加者
1	春日部東	③外部講師による全校生徒への講演(約1時間)その後、アンケート・感想等の記入(約30分)	7月12日(金) 9:00~10:00	全学年	②教職員向け研修会に参加し、生徒への対応力を向上させる	7月12日(金)	教職員
2	三郷北	③外部講師を招喚し、ヤングケアラーに関する講演をしていただく	10月17日(木) 14:25~15:15	1,3年	② ヤングケアラー支援に関する教職員の資質・対応力向上のための研修会	11月7日	教職員
3	宮代	②ヤングケアラーの理解促進に係る授業	6月13日(木) 第6時限	全学年	③外部講師等のゲストティーチャーによる授業(講演会等)	12月2日(月)	全学年
4	羽生	③「ヤングケアラー」に関する基礎的な理解を深める内容。	10月17日(木)	昼間部1~4年	②職員会議後に講演会の振り返りを行い、「埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック」を活用して教職員研修を実施	10月24日(木)	教職員
5	飯能	③特別時間割において実施予定	12月23日(月) 10:00~11:00 1月23日(木) 13:35~14:25	全学年	②教職員対象の研修会	1月職員会議	教職員
6	狭山緑陽	②ヤングケアラーハンドブックおよび、厚生労働省が配信している「特別対策—ヤングケアラーほんとのきもち—」を活用した授業。	3月17日 10:10~11:50 17:15~18:55	1,2学年	②人権教育課指導主事による教職員の対応力向上のための研修会	4月4日(木) 14:00~15:00	教職員
7	所沢北	③外部講師等のゲストティーチャーによる講演会	11月18日(月) PM	1,3年	①相談会	11月18日(月) PM	教職員
8	川越初雁	③体育館で外務講師等のゲストティーチャーによる講演。その後、感想録等を記入	12月19日(木) 8:55~10:45	全学年	②ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会に職員が参加。その成果を基に、ヤングケアラーに係る職員の校内伝達研修会を実施	11月21日(木) 校内研修	教職員
9	鳩山	②LHR等により、学年ごとに県からの資料を活用した授業を行う。動画資料	11月10日(木) 14:30~15:50	2-3年	①6月実施の面談により、ケアが必要な家庭を把握し、状況によりSC・SSWと協働して支援にあたる。必要に応じて全体研修会を実施する。	6月5日(水) 13:00~14:00	生徒・教員・SSW/SC
10	蕨	第3学年LHRで、外部講師を招いた講演会を実施する。(講師未定) 第1・2学年LHRで、各担任が資料を配布し理解促進を図る。	1月29日(水) 15:25~16:15	1,2年	②教職員対象の研修会	1月30日(木) 15:50~16:50	教職員
11	大宮武蔵野	③毎年度学校行事として実施している「人権教育」の一環として、ヤングケアラーについての理解を促進するため、生徒向けの外部講師講演を60分程度実施	7月12日(金)	全学年	③生徒向けの外部講師講演終了後、ヤングケアラーやそれらを取り巻く諸課題について、解決策を検討する授業を実施	7月12日(金)	全学年
12	上尾鷹の台	③ 外部講師等のゲストティーチャーによる授業(講演会等)	7月18日(木)	全学年	② ヤングケアラー支援に関する教職員の資質・対応力向上のための研修会	7月17日(木)	教職員
13	大宮東	③ 外部講師等のゲストティーチャーによる授業(講演会等)	11月21日(木) 14:25~15:15	3年	②昨年度、PTA講演会において専門家による講話を実施。大変好評であったため講話の内容を、教職員を対象に伝達研修を行う。	12月5日(木)	教職員
14	浦和商業	②専門的立場の方からの講演を傾聴し、生徒・教職員の知識理解を深め、今後の生活や指導に生かす 作成動画使用する	3月14日 9:00~9:50	1,2年	②教職員のヤングケアラーに関する知識理解を深め、今後の教育活動に生かす	11月28日 15:50~16:40	教職員
15	北本	③外部講師等のゲストティーチャーによる授業(講演会等)	6月27日(木) 13:30~14:20	全学年	②ヤングケアラー支援に関する教職員の資質・対応力向上のための研修会	5月17日(金) 14:00~15:00	教職員
16	秩父農工科学	③外部講師等のゲストティーチャーによる授業(講演会等)	7月16日(火) 9:00~10:15	全学年	②7月に実施した講演会、アンケートをもとにした実態把握と対応力向上のための研修会。	9月19日(木) 16:20~16:50	教職員
17	熊谷工業	②③生徒対象に基本的な情報提供や支援ルートなどを紹介していただくとありがたい。	11月22日(金) AM	1,3年生	①②経験者や支援員から見た「欲しい支援・必要な支援」などを教えていただき、それらを学校現場にどう落とし込むのがよいのか御教示願いたい。	11月22日(金) AM	教職員
18	岩槻商業	③外部講師等のゲストティーチャーによる授業(講演会等)	11月29日(木) 12:00~12:50	123年生	②ヤングケアラー支援に関する教職員の資質・対応力向上のための研修会	11月29日(木) 15:50~17:00	教職員
19	ふじみ野	③外部講師をお願いして、そもそもどういう問題なのか(無自覚の場合もあると思われる)、どういった支援策があるのか等を御教示願いたい。	10月31日(木) 14:25~15:15	2年生	①講演会の際に、元ヤングケアラー・地域の支援機関等の職員からも助言をいただきたい。	10月31日(木) 14:25~15:15	生徒・教職員
20	妻沼	③外部講師等のゲストティーチャーによる授業(講演会等)	3月13日(木) 9:00~10:00	13年生	②ヤングケアラーに関する職員研修会を実施予定(校長による職員研修会)	3月13日(木) PM	教職員
21	川越西	③全校生徒を対象とした「人権教育教室」として実施する	12月17日(火) 10:00~11:30	全校生徒	②ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会参加者による伝達研修として教職員研修を実施する。	11月21日(木) 15:50~16:30	教職員

22	八潮	④ヤングケアラーハンドブックの解説動画を活用して理解を深める。	12月17日(水)	未定	②支援のための教育・福祉合同研修会参加者による伝達研修	12月18日(木)	教職員
23	栗橋北彰	③ヤングケアラーに対して正しい知識を身に付ける(ゲストティーチャーを招いての講演会を予定)	12月20(金) 9:30~10:40	全学年	②ヤングケアラーに対する対応方法について理解を含める(教職員の伝達講習もしくは人権教育課職員による研修を予定)	11月7日(木)	教職員
24	川口東	③外部講師等のゲストティーチャーによる授業(講演会等)	12月20(金) 9:30~10:40	全学年	② ヤングケアラー支援に関する教職員の資質・対応力向上のための研修会	3学期	教職員
25	川越総合	①文学用語にて、資料を活用しながらヤングケアラー自身の経験をいくつか紹介・考察し、小論文にて自己の振り返りを行う。	9月9日(月)	3年若干名	② 1 1月に実施される合同研修会への参加伝達研修	3学期	教職員
26	飯谷商業	④人権教育課作成動画視聴、アンケート等。	3月	2年	② ヤングケアラー支援に関する教職員の資質・対応力向上のための研修会	3月	教職員
27	越谷西	②ZOOMを利用したの全学年オンライン授業	2月6日、13日	全学年	② *ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会参加者による伝達研修	11月13日(水)	教職員
28	鷺宮	③ 外部講師等のゲストティーチャーによる授業(講演会等)	3月13日(木) 9:00~10:00	1,2年	② *ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会参加者による伝達研修	9月19日(木)	教職員
29	鴻巣女子	④人権教育課作成動画視聴	11月28日 5時間目	1年	② ヤングケアラー支援に関する教職員の資質・対応力向上のための研修会	12月5日(木)	教職員
30	常盤高校	④人権教育課作成動画視聴	冬休み課題	2年	② *ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会参加者による伝達研修	1月10日	教職員
31	狭山清陵	④人権教育課作成動画視聴	7月17日(水) 未定	全学年	② *ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会参加者による伝達研修	12月20日	教職員
32	上尾橋	③外部講師等のゲストティーチャーによる授業(講演会等)	10月22日 10:10~11:00	全学年 教職員	②ゲストティーチャーによるヤングケアラー支援に関する知識や具体的な支援策の研修 相談会・交流会	10月22日 11:15~12:00	教職員
33	芸術総合	③外部講師等のゲストティーチャーによる授業(講演会等30~40分程度の講演を希望)	9月30日 10:00~10:30	全学年	② *ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会参加者による伝達研修	11月21日(金)	教職員
34	庄和高校	③外部講師等のゲストティーチャーによる授業(講演会等)	3月14日 9:00~	1,2年	② ヤングケアラー支援に関する教職員の資質・対応力向上のための研修会	9月28日(木) 16:30~17:00	教職員
35	朝霞西	④人権教育課作成動画視聴	12月23日(月)	全学年	② *ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会参加者による伝達研修	9月19日(木) 職員会議	教職員
36	上尾高校	④人権教育課作成動画視聴	12月13日(金) 11:50~12:40	全学年	② ヤングケアラー支援に関する教職員の資質・対応力向上のための研修会	12月10日 14:00~14:30	教職員
37	越谷南	③外部講師等のゲストティーチャーによる授業(講演会等)	12月19日(木) 9:30~9:50	全学年	①生徒と元ヤングケアラーとの交流会	12月19日(木) 11:30~12:00	全学年(希望者)
38	白岡	③外部講師等のゲストティーチャーによる授業(講演会等)	12月20(金) AM	全校400	② *ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会参加者による伝達研修	12月17日	教職員
39	所沢(定)	③外部講師等のゲストティーチャーによる授業(講演会等)	12月23日(月) 18:00~19:00	定時生徒	② *ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会参加者による伝達研修	11月21日(木) 14:00~14:30	教職員
40	春日部工業	③外部講師等のゲストティーチャーによる授業(講演会等)	1月21日(火) 850-950	1,2年	② ヤングケアラー支援に関する教職員の資質・対応力向上のための研修会15:50から16:50	11月21日(木) 15:50~16:50	教職員
41	皆野高校	④ヤングケアラーハンドブックの解説動画を活用して理解を深める。	2月	3年	② *ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会参加者による伝達研修	9月	教職員
42	所沢(金)	③外部講師等のゲストティーチャーによる授業(講演会等)	12月18日(水) 午前1時間程度	全学年	② *ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会参加者による伝達研修	11月21日(木) 14:00~14:30	教職員
43	浦和東	④ヤングケアラーハンドブックの解説動画を活用して理解を深める。	12月9日(月) 8:50~9:40	1年	② 学年行事にて、ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修会(11月)参加教員から伝達し、支援の理解を深める。	3学期	1年

(b)生徒アンケート (17,290人)

Q1 授業(講演)等を受ける前「ヤングケアラー」についてどのくらい知っていましたか。

詳しく知っていた	13.6%
----------	-------

言葉は聞いたことがあった	59.8%
言葉も知らなかった	26.6%

Q 2 授業（講演）等を受けて、「ヤングケアラーや家族のお世話」に関する理解度は変わりましたか。

理解が深まった	85.1%
特に変化はない	13.2%
よくわからなかった	1.7%

(c) 教職員アンケート

Q 1 学校におけるヤングケアラー支援の説明の満足度

満足	26.1%
やや満足	54.1%
可も不可もなし	17.1%
やや不満	2.7%
不満	0%

Q 2 ヤングケアラーの理解度（参加後）

高い	21.9%
やや高い	63.2%
普通	14.9%
やや低い	0%
低い	0%

Q 3 説明と自身の取組について

十分取り組んでいる	14.9%
これから取組みたい	71.7%
取り組もうと思わない	10.9%
その他	2.5%

Q 4 説明と学校の支援体制について

十分取り組んでいる	25%
検討し見直したい	60%
見直しは必要ない	8.3%
その他	6.9%

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	—	1,439	2,925	5,582	4,613
決算額	—	1,332	2,898	3,484	3,867

(4) 当該事業に要する人員の状況

企画・支援担当の主査級の職員2名で実施している。1名の職員が市町村向けのヤングケアラーサポートクラスの業務、もう1名が県立高校向けの自走式ヤングケアラーサポートクラスの業務を担当している。また、副課長級の職員1名が全体の統括及び進捗管理を担当している。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

埼玉県ケアラー支援条例及び埼玉県ケアラー支援計画（第2期）に基づき、事業を実施している。また、当該事業は、埼玉県ケアラー支援計画の基本目標の一つである「ケアラーを支えるための広報啓発の推進」において、ケアラーに関する啓発活動の取組として位置付け、適切に対応しており、これらの規定に抵触するような事象は生じていない。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

目標とそして、ヤングケアラーの相談や支援を行う公立小中高校の割合を60.0%として設定しているが、令和6年度の実績は、小学校28.5%、中学校50.6%、高校54.0%となっており、中学校及び高校は目標に近いが、小学校は目標の約半分にとどまっている。目標の値が過度に高いとは考えられないため、目標に達していない原因を十分に分析し、改善に努める必要がある。

(7) 監査人総括（評価）

(A) まとめ

県はヤングケアラーへの支援対策として様々な措置を講じ、一定程度の効果は現れていると考えられるが、潜在的なヤングケアラーも含め十分な支援が実施できているとは言い難い状況である。ヤングケアラーへの支援対策は市町村が主体となっていくべきものだが、ヤングケアラーの人数が十分に把握できていない状況である。そのため、県は内部の関係部署間、市町村と連携し、ヤングケアラーの人数の把握及び支援体制の構築を粘り強く行っていくことが求められる。

(B) 子育て支援の充実への貢献状況について

当該事業は以下の目的に沿った子育て支援を実施することが期待されており、事業の実施は子育て支援に対する貢献は評価できると考えられる。

(a) 家庭内の負担軽減と子どもの健全育成

ヤングケアラーは、家族の介護や世話を担うことで学業や友人関係に支障をきたすことがあるが、当該支援事業により、子どもが本来の成長過程を過ごせるようになることが期待され、子育て支援の目的である「子どもの健やかな育成」に直結する。

(b) 多機関連携による包括的支援

厚生労働省やこども家庭庁は、ヤングケアラー支援を「子ども・子育て支援法」の枠組みに明記し、福祉・教育・医療などの連携を強化している。これにより、子育て支援事業がより実効性のあるものとなり、支援の漏れを防ぐことが期待されている。

(c) 支援者・保護者への啓発と相談体制の強化

ヤングケアラー支援を通じて、保護者や支援者が家庭内の課題に気づきやすくなり、早期介入が可能になる。

(C) 費用対効果について

令和6年度の予算額は4,613千円、実績額は3,867千円であり、執行率は約83.8%である。報償費の実績額が予算よりも少なくなっていると考えられるが、得られた効果に鑑みると、概ね予算が適切に活用されていると評価できる。

(D) 収入、支出の主な内容について

令和6年度の支出は以下のとおりである。 (単位：千円)

節	支出命令額	説明
報償費	965	自走式ヤングケアラーサポートクラス 学校令達分 (28校)
旅費	50	職員旅費
需用費	19	啓発映画購入代
需用費	80	自走式ヤングケアラーサポートクラス 学校令達分 (23校)
委託料	2,753	ヤングケアラーサポートクラス業務委託料

(E) 各論点（委託事業、補助事業）について

児童生徒及び学校関係者等のヤングケアラーについての認知度の向上を図るとともに、ヤングケアラーが福祉機関等との支援者と繋がる機会を提供すること、また、ヤングケアラーに対する福祉的支援の内容や手続並びに学校が行う支援等についての学校関係者の理解を深めることを目的として、ヤングケアラーサポートクス（出張授業）を実施しており、日本ケアラー連盟に業務委託している。当該委託業務の財務の執行状況について関連書類を閲覧した結果、異常点は発見されなかった。

【意見102】 県は市町村ごとのヤングケアラーの人数を正確に把握できるようにするため、県内部の関係部署間、市町村との連携をさらに強化する必要がある

令和2年及び3年の厚生労働省の調査によれば、周囲に困りごとを相談できていないヤングケアラーの割合は、小学6年生で76.1% 中学2年生で67.7% 高校2年生で64.2%に上る。一方で、県や市町村は、周囲に困りごとを相談できていない小学、中学、高校生のヤングケアラーの人数、さらにはヤングケアラー自体の人数を十分に把握できていない。

その理由として、学校の教職員がヤングケアラーに該当する児童生徒の把握が困難であることや、児童生徒自身がヤングケアラーである自覚がない場合があることが挙げられる。このため、ヤングケアラーの正確な人数の把握は一定の困難が伴うが、県内の複数の市町村ではヤングケアラーの人数を把握し公表した実績がある。

ヤングケアラーの人数の把握は、その有無によって支援の度合いは変わり得ると考えられ、市町村によって支援状況が大きく異なっている可能性がある。よって、県は市町村ごとの学校を含めたヤングケアラーの人数を正確に把握できるよう、県内部の関係部署間、市町村との連携を強化していくことが必要である。

【意見103】 県は相談窓口を積極的に案内するなど、ヤングケアラーが相談しやすい環境をさらに整えるべきである

県は各小中高校におけるヤングケアラーに関する相談や支援の件数を把握しているが、ヤングケアラーの中には、児童生徒同士の気遣い等から学校における相談や支援を敬遠する児童生徒もいると考えられ、そのような児童生徒が県や市町村に相談するケースもあり得ると考えられる。そのため、県福祉部が設置している県の相談窓口や、市町村の相談窓口を積極的に案内するなど、ヤングケアラーが相談しやすい環境をさらに整えるべきと考える。

【意見104】 県は、各学校においてヤングケアラーの周知が十分に行われるような措

置がとられているか確認すべきである

県は、児童生徒がヤングケアラーを正しく理解できるよう「ヤングケアラーハンドブック」を児童生徒に対して冊子等で配布している。しかしながら、市町村で実施されたヤングケアラーに関する講習会の児童生徒のアンケートでは、ヤングケアラーという言葉は初めて知ったという児童生徒が多い結果となっており、ヤングケアラーの周知はまだ不十分な面があると言わざるを得ない結果となっている。

よって、児童生徒自身がヤングケアラーに該当することに気付かない事態を防ぐためにも、ヤングケアラー自体の周知が十分行われるような措置を講じるべきである。例えば、ヤングケアラーハンドブックは小学校4年生を対象として紙面で配布されているが、その他の学年にも内容を周知することや、児童生徒が当該ハンドブックを読まずに廃棄していないか、教員による当該ハンドブックの説明が実施されたか等を、学校を通じて確認すべきである。

【意見105】ヤングケアラーに関する研修当日にやむを得ず欠席した教職員に対しても、動画視聴等の研修を受けられる機会を確保すべきである

県は、自走式ヤングケアラーサポートクラスにおいて、実施校や地域、生徒の実態に合ったヤングケアラー支援の取組として、教職員向けの研修を実施している。しかしながら、業務の都合等によりやむを得ず欠席した教職員が当該研修をあらためて受講する機会が十分に確保されていない。そのため、このような教職員に対しても、県職員が行う研修動画を作成・提供する等、動画視聴等の研修を受けられる機会を確保すべきである。

34. 性の多様性を尊重した教育推進事業（教育局人権教育課）

（1）目的

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例の趣旨に沿った理解増進を図るほか、児童生徒に寄り添った相談体制の整備を図る。

（2）概要

事業内容	・性的指向・性自認に関して専門的な助言・指導を要する学校への相談支援や理解促進等の取組への支援 ・オンライン上で、悩みを抱える生徒同士の交流会（オンラインサロン）の実施
当初予算額	4,002 千円
決算額	4,000 千円
事業計画	・市町村立中学校及び県立学校からの要請に応じて、委託契約を結んだ外部専門機関から性的指向・性自認に関する専門家を年間 30 回派遣する。 ・性的指向・性自認に関する悩みを抱える中学生・高校生のためのオンライン上での交流会を年間 3 回実施する。
事業効果	令和 6 年度 ・生徒向け講演会 理解を深めたと回答した生徒の割合 88.3% ・オンラインサロン 満足したと回答した参加者の割合 100%

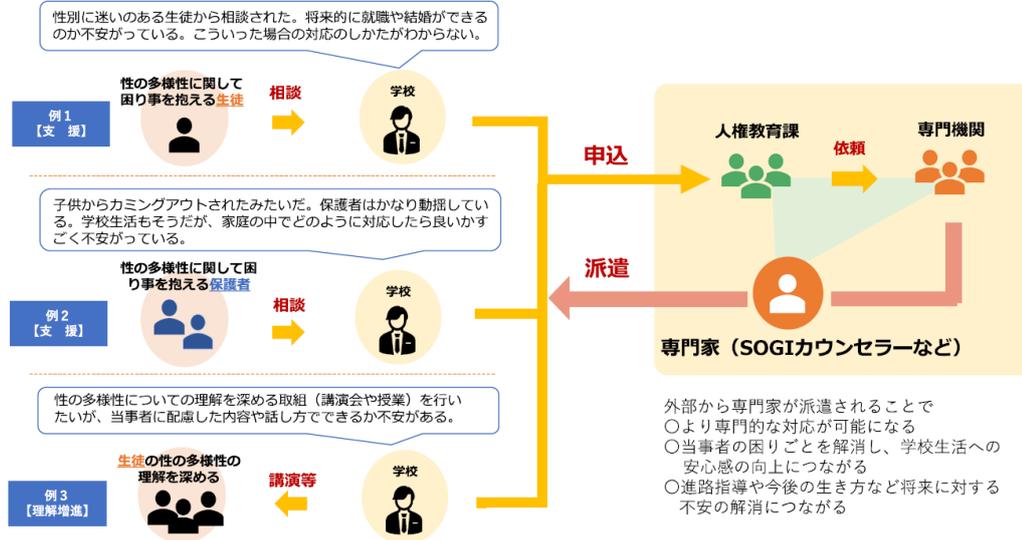
（A）外部専門機関と連携した学校相談体制の充実

市町村立中学校及び県立学校からの要請に応じて、外部専門機関から性的指向・性自認に関して深い知識を持つ専門家を派遣し、学校における相談対応や性的マイノリティの理解促進等の取組への支援を実施する。令和 6 年度は、以下のとおり研修会及び講演会が開催されている。主な実施内容は、性の多様性についての基礎理解、接し方、ワークショップ等について外部専門家による研修、講演などである。

外部専門機関と連携した学校相談体制の充実

(1) 目的 … 市町村立中学校及び県立学校からの要請に応じて、外部機関から性的指向・性自認に関して深い知識を持つ専門家を派遣し、学校における相談対応や性的マイノリティの理解促進等の取組への支援を実施する。

(2) 内容



実施した研修会及び講演会

実施日	学校名	実施内容	対象
令和6年7月12日 (金)	上尾市教育委員会	研修会	市内小中学校長
令和6年7月17日 (水)	埼玉県立進修館高等学校	講演会	生徒
令和6年7月19日 (金)	埼玉県立熊谷高等学校	講演会	1年生生徒
令和6年7月22日 (月)	行田市教育委員会	研修会	市内小中学校教職員、保護者
令和6年7月25日 (木)	埼玉県立川越特別支援学校	研修会	教職員
令和6年7月29日 (月)	埼玉県立狭山緑陽高等学校	研修会	教職員
令和6年8月5日 (月)	本庄市立本庄東中学校	研修会	教職員
令和6年8月20日 (火)	八潮市教育委員会	研修会	市内小中学校教職員
令和6年8月26日 (月)	秩父市立吉田中学校	相談会	教職員

令和6年9月5日 (木)	鴻巣市教育委員会	研修会	人権教育主任 市教委
令和6年9月10日 (火)	上尾市立東中学校	研修会	教育相談部会 職員
令和6年9月25日 (水)	埼玉県立春日部特別支援学校宮代分校	研修会	教職員
令和6年10月10日 (木)	埼玉県立新座総合技術高等学校	研修会	教職員
令和6年10月24日 (木)	埼玉県立春日部高等学校	講演会	1、2学年生徒
令和6年10月31日 (木)	埼玉県立上尾特別支援学校上尾南分校	講演会	3年1組担任 3年1組生徒
令和6年10月31日 (木)	埼玉県立上尾特別支援学校上尾南分校	講演会	3年2組担任 3年2組生徒
令和6年11月8日 (金)	川口市立領家中学校	研修会	教職員
令和6年11月12日 (火)	埼玉県立浦和西高等学校	研修会	教職員
令和6年11月21日 (木)	埼玉県立大宮高等学校	講演会	1、3学年生徒 教職員
令和6年11月25日 (月)	埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園	研修会	教職員
令和6年11月26日 (火)	狭山市教育委員会	研修会	市内小中学校教職員
令和6年11月27日 (水)	埼玉県立川越女子高等学校	講演会	1学年生徒
令和6年12月3日 (火)	本庄市立児玉中学校	研修会	教職員
令和6年12月6日 (金)	加須市立騎西中学校	研修会	保護者 教職員

令和6年12月20日(金)	埼玉県立桶川西高等学校	講演会	全校生徒
令和7年1月20日(月)	飯能市教育委員会飯能市教育センター	研修会	飯能市校長研修会 市内小中学校校長
令和7年2月3日(月)	埼玉県立熊谷女子高等学校	講演会	2学年生徒
令和7年2月4日(火)	埼玉県立川越高等学校	講演会	1、2学年生徒 教職員
令和7年2月6日(木)	日高市立高根小中学校	研修会	教職員
令和7年3月19日(水)	埼玉県立松山女子高等学校	講演会	1、2学年教職員

(出典：令和6年度「LGBTQに係る学校支援及びオンラインサロン」実施業務委託実施報告書)

(B) オンラインサロンの実施

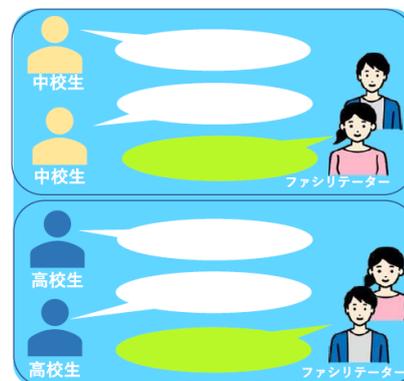
性的指向・性自認の悩みを家庭や学校に打ち明けることが困難な中学生・高校生を対象に、オンライン上で、悩みを抱える生徒同士の交流会を実施する。

【オンラインサロン】中学生、高校生対象、ZOOM(年3回)

【目的】性的指向・性自認で悩みを抱える中学生、高校生を孤立させないため、自分の悩みを相談できる環境を整えることで、全ての生徒が安心して通うことができる学校づくりの推進をする。

【内容】NPO法人等の当事者を交えた生徒同士の交流会

- (1) 申込 ニックネームで登録(強制カミングアウト防止)
- (2) 時間 90分
- (3) 参加 (1回あたり最大20名)
 - ▶登録したニックネームで参加
 - ▶原則、顔出しNG(秘匿性のため&録画対策)
 - ▶録音・録画・撮影なし(当事者に配慮)
 - ▶1グループ=約4~5名+ファシリテーター複数名
 - ▶申込の段階から、いたずら行為の禁止を繰り返し伝える。
当日、妨害行為等があったときは、ホスト側で対応
(ブレイクアウトルームで説得/待機室戻し・部屋排除など)



オンラインサロンのイメージ
※基本的にはチャットでやり取り

オンラインサロンの実績

日程	申込者数	高校生		中学生	
		参加者	欠席者	参加者	欠席者
令和6年8月22日(木)	13名	10名	0名	2名	1名
令和6年10月6日(日)	13名	7名	3名	3名	0名
令和6年12月26日(木)	14名	7名	4名	2名	1名

オンラインサロンのアンケート結果



(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	—	2,062	4,168	4,279	4,002
決算額	—	1,498	3,888	3,998	4,000

(4) 当該事業に要する人員の状況

企画・支援担当の主査級の職員2名が当該事業を担当している。1名が、主に学校への相談支援や理解促進等の取組への支援の業務を担当し、もう1名が主にオンラインサロンの業務を担当している。

また、副課長級の職員1名が、全体の統括及び進捗管理を担当している。

(5) 関係する法規(ルール)とその遵守状況について

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づき事業を実施している。

また、相談支援や理解促進等の取組への支援など、同条例の規定に基づき適切に対応しており、これらに抵触するような事象は生じていない。

条例を具体化したものとして県が公表している「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」は以下のとおりである。

埼玉県性の多様性を尊重した 社会づくり基本計画

(令和5年度から令和7年度)

概要版



計画の目標

性の多様性を尊重した社会づくり

全ての人がある場において性の多様性を尊重され、
安心して生活できる社会の実現

計画の位置付け

- 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第9条に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 本県の総合計画である「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」との整合を図り、県分野別計画として策定する計画です。
- 県民からの意見や埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の検討を踏まえ、県民、事業者、学校、民間団体、市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

計画の基本方針

計画を推進するため、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第3条の基本理念を踏まえ3つの基本方針を定めます。

- I 性の多様性に関する理解の増進
県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解増進を図ります。
- II 相談しやすい体制の充実
性の多様性に関して、LGBTQや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。
- III 暮らしやすい環境づくり
LGBTQが、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例の概要

- 趣旨
性的指向及び性自認の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とするものです。
- 基本理念
性の多様性を尊重した社会づくりは、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できるよう、行われなければならない。
性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい環境づくりに関する取組が行われなければならない。
- 主な内容
差別的取扱い等の禁止、県の責務、市町村への支援、県民の責務、事業者の責務

条例の条文は、県ホームページをご覧ください。



 計画の体系

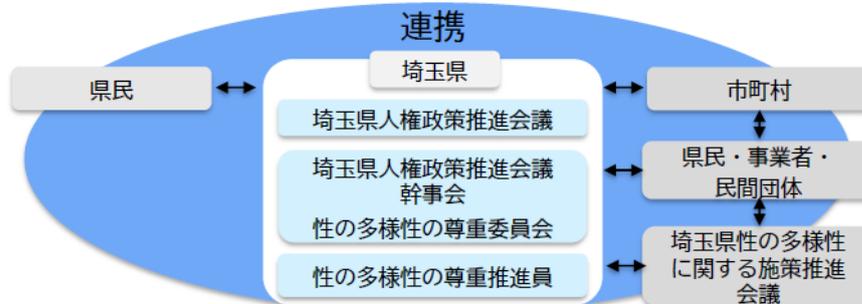
基本方針	具体的施策	推進項目
I 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発
		②事業者向け研修の実施
	2 性の多様性に係る人権教育の推進	③県職員に対する研修等の実施
		④性の多様性に関する情報発信・実態把握などの実施
II 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①児童生徒に対する教育の実施
		②教職員等への研修の実施
	2 県内相談機関への支援	③家庭、地域社会における学習機会の提供
		④県民向け相談の実施
III 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤学校における相談の実施
		⑥事業者向け相談の実施
		⑦苦情処理の在り方の検討
		⑧県内相談機関向けの研修の実施
		⑨県内相談機関ネットワークの構築
	2 働きやすい環境づくりの推進	⑩生計を共にするLGBTQの権利や身分に関する制度や手続きの見直し
		⑪埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進
		⑫学校における性の多様性への配慮
		⑬防災対策における性の多様性への配慮
		⑭医療機関・不動産業界等への働き掛け
		⑮市町村への支援
		⑯民間団体に関する情報の提供
		⑰事業者向け研修の実施(再掲)
		⑱事業者向け相談の実施(再掲)
		⑲「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及

🚩 計画の指標

NO	推進指標	現状値	目標値
1	にじいろ県民講座参加者数	4,251人 (令和3年度)	18,000人 (令和5～7年度累計)
2	性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合	—	100% (令和7年度末)
3	埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数	—	220社 (令和7年度末累計)

🚩 推進体制

性の多様性を尊重した社会づくりを推進していくために、県、市町村、県民、事業者及び民間団体がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、取組を展開していきます。



🚩 主な事業

にじいろ県民相談 (埼玉県LGBTQ県民相談)

性的指向・性自認に関する悩みについて、電話とLINEで相談できる専門相談窓口を設置しています。

相談方法は  はこちら

埼玉県アライチャレンジ企業登録制度

性の多様性への配慮を行い、アライ※を目指す企業を登録する制度を設けて、登録企業やその取組状況を県ホームページで公開しています。

※英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、LGBTQ（性的マイノリティ）を理解し、支援している人、または支援したいと思う人のこと

詳しい内容は  はこちら 

(出典：埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画)

- (6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について
- 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の指標
- 性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合
- 100% (令和7年度末)
- 実績値 令和6年度末 90.6%

(7) 監査人総括（評価）

(A) まとめ

性の多様性を尊重する社会をつくるためには、更なる事業遂行努力と時間が必要と考えられるが、当該事業の実施によって着実に性の多様性を尊重しなくてはならない意識は浸透してきていると考えられる。よって、下記に記載の意見事項を除き、異常点は発見されておらず、県による適切な事業の遂行が実施されていると考えられる。

(B) 子育て支援の充実への貢献状況について

当該事業におけるオンラインサロンの実施や学校相談体制の充実を図ることにより、性の多様性に関する子供の理解が深まり、性的マイノリティの当事者である子供やその保護者が、差別や偏見のない環境で安心して生活できるようになることや、性の在り方に対する固定観念や押しつけが減ることによる子供の自己肯定感と社会性の向上が期待されるため、当該事業の子育て支援の充実への貢献は高いと考えられる。

(C) 費用対効果について

令和6年度の予算額は4,002千円、実績額は4,000千円であり、執行率は約99.9%である。当該事業の趣旨に鑑み、性の多様性を尊重する教育の充実や理解には専門的知識・経験を持つ外部機関の協力が不可欠と考えられ、概ね予算が適切に活用されていると評価できる。

(D) 収入、支出の主な内容について

令和6年度の支出は以下のとおりである。

(単位：円)

節	支出命令額	説明
委託料	3,999,600	「LGBTQに係る学校支援及びオンラインサロン」実施業務委託

(E) 各論点（委託事業、補助事業）について

「LGBTQに係る学校支援及びオンラインサロン」実施業務委託について、選定から決定、委託費の支払いに係る資料を閲覧し、当該業務の財務の執行状況について異常点は発見されなかった。

【意見106】県は、教職員が生徒に対して研修内容のフィードバックを実施したか確認すべきである

当該事業として実施された教職員向けの研修は、性の多様性に関する教職員の理解を深めるとともに、児童生徒から相談があった場合の対応力を向上させることを目的としている。そのため、研修を受けた教職員及び生徒の理解度が高まることが重要であるが、県は研修を受けた教職員が生徒へフィードバックをしたかについては確認していない。そのため、県は教職員に対してどの程度生徒に対してフィードバックをしたかを確認し、仮に十分ではない場合には外部機関と協議の上、生徒に研修内容の趣旨が浸透するように努める必要があると考える。さらに、実際に行われた研修の対象は主に教職員向けに実施されているものが多かったが、生徒向けに実施されたものもある。生徒の理解度が深まることが教育上重要であると考えられることから、今後、生徒の参加機会を増やすことができるように県は学校に働き掛けることが望ましいと考える。

【意見107】県は、他県の担当者等と交流するなどの機会を設け、取り入れられる有益な取組の有無を確認すべきである

当該事業の目的である性の多様性を尊重した教育の推進について、県は国や他県ウェブサイト等の閲覧により情報収集に努めているが、取組を行っている他県や市町村に対して具体的な調査や十分な協議は実施していない。そのため、他県の担当者や市町村と直接交流するなどの機会をつくり、他県の取組状況を確認し、取り入れられる有益な取組の有無を確認すべきと考える。

35. 人権教育推進事業（教育局人権教育課）

（1）目的

県全体の人権教育を推進するため、人権教育推進協議会を開催し、人権教育の推進方策に関する事項について協議を行う。また、人権教育の定着を図るため、県内4地区5会場において人権教育実践報告会を行う。さらに、学校教育、家庭、地域社会における人権教育を推進するため、教職員対象の研修会を実施し、指導者の資質向上を図るとともに、啓発資料の作成等を行う。

（2）概要

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県人権教育推進協議会の開催 ・ 人権教育実践報告会の開催 ・ 各地区人権教育推進協議会への補助 ・ 教職員等人権教育研修会の実施 ・ 人権教育指導資料としての人権作文集「はばたき」の作成・配布 ・ 各種人権課題に関する出前講座の実施 ・ 市町村人権教育（社会教育）担当者研修会の実施 ・ 人権啓発映画の購入 ・ 市町村の人権教育指導者の養成等への補助
当初予算額	4,567 千円
決算額	3,024 千円
事業計画	人権教育推進体制の充実、学校教育及び家庭、地域社会における人権教育を推進するための取組を行う。
事業効果	<p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県人権教育推進協議会 2回開催 ・ 人権教育実践報告会を県内4地区5会場で開催 1,600名参加 ・ 各地区人権教育推進協議会への補助 50,000円×8地区 ・ 教職員等人権教育研修会 公立小・中学校長及び人権教育担当者、公立高等学校・特別支援学校長及び人権教育担当者、市町村人権教育（学校教育）担当者を対象として各1回実施 ・ 人権作文集「はばたき」の作成・配布 2,950部 ・ 各種人権課題に関する出前講座 9回実施 ・ 市町村人権教育（社会教育）担当者研修会 1回実施 ・ 人権啓発映画の購入 5タイトル

	・市町村の人権教育指導者の養成等への補助 100,000円×3市
--	----------------------------------

(A) 埼玉県人権教育推進協議会

埼玉県人権教育推進協議会は、埼玉県の人権教育の推進方策に関する事項について協議する附属機関に準ずる協議会である。令和6年度は以下のとおり開催されている。

項目	内容
日時	第1回 令和6年7月16日(火) 14:00~15:30 第2回 令和7年2月6日(木) 14:00~15:30
場所	オンライン会議
内容	第1回 令和6年度人権教育課事業概要について 第2回 インターネットによる人権侵害に係る教育の推進について ヤングケアラー支援の取組について

令和6年度 埼玉県人権教育推進協議会委員名簿

氏名	所属・役職等
阿左美 健司	埼玉県議会文教委員会委員長
林 尚示	東京学芸大学教育学部総合教育科学系教育学講座教授
橋本 久雄	埼玉県人権擁護委員連合会会長
石川 薫	東京成徳大学深谷中学・高等学校長
中根 将行	埼玉县市町村社会教育委員連絡協議会副会長
渡辺 大輔	埼玉大学ダイバーシティ推進センター准教授
上原 美子	埼玉県立大学保健医療福祉学部教授
笠松 直美	NPO法人地域教育ネットワーク代表理事
相澤 靖子	埼玉県立越谷西特別支援学校長
有賀 弘一	埼玉県立妻沼高等学校長
大澤 紀子	鴻巣市立鴻巣北小学校長
小野 知二	埼玉県高等学校教職員組合中央執行委員長
宮寄 晋	朝霞市立朝霞第三中学校教諭
中澤 美奈子	埼玉県立東松山特別支援学校嵐山学園分校養護教諭
岩田 泉	桶川市教育委員会教育長
宮崎 宣男	鳩山町教育委員会教育長

市川 広美	埼玉県児童福祉施設協議会副会長
荻野 裕佳里	埼玉県家庭教育振興協議会理事
加藤 英明	公募委員

(B) 人権教育実践報告会

埼玉県人権教育実践報告会は、埼玉県人権教育研究協議会が主催する研究会で、人権尊重の重要性を深く理解し、具体的な教育・啓発活動の実践について研究・協議することを目的としている。対象者は、県公私立の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教職員及び保護者、市町村教育委員会、公民館等の職員である。令和6年度は以下のとおり開催されている。

項目	内容
(南部)	
日時	令和6年7月26日(金) 12:45~16:30
場所	草加市文化会館
内容	1 全体会(人権作文の発表等) 2 分科会(報告内容を基に協議) ① 同和問題(部落差別) 分科会 ② 子供 分科会 ③ 高齢者 分科会 ④ 障害のある人・様々な人権課題 分科会 ⑤ 女性 分科会 ⑥ 外国人 分科会
参加人数	330名
(西部)	
日時	令和6年7月26日(金) 13:30~16:30
場所	入間市産業文化センター
内容	1 全体会(人権作文の発表等) 2 分科会(報告内容を基に協議) ① 女性・外国人 分科会 ② 子供 分科会 ③ 同和問題(部落差別) 分科会 ④ 高齢者・障害のある人 分科会 ⑤ 性的指向・性自認 様々な人権問題 分科会
参加人数	458名
日時	令和6年7月26日(金) 13:30~16:20

場所	熊谷市立江南総合文化会館「ピピア」 他
内容	1 全体会（人権作文の発表 等） 2 分科会（報告内容を基に協議） ① 女性（男女平等） 分科会 ② 子供・インターネットによる人権侵害 分科会 ③ 高齢者 分科会 ④ 障害のある人 分科会 ⑤ 同和問題（部落差別） 分科会 ⑥ 外国人 分科会
参加人数	310名
（北部（秩父））	
日時	令和6年7月29日（月）13：15～16：15
場所	小鹿野文化センター
内容	1 全体会（人権作文の発表 等） 2 分科会（報告内容を基に協議） ① 女性（男女平等）・高齢者 分科会 ② 障害のある人・外国人 分科会 ③ 子供・同和問題（部落差別） 分科会
参加人数	149名
（東部）	
日時	令和6年7月29日（月）13：00～15：45
場所	加須文化・学習センター「パストラルかぞ」
内容	1 全体会（人権作文の発表 等） 2 分科会（報告内容を基に協議） ① 障害のある人・子供 分科会 ② 同和問題（部落差別）・女性 分科会 ③ 外国人・高齢者 分科会 ④ インターネットによる人権侵害・子供 分科会
参加人数	353名

(C) 各地区人権教育推進協議会運営補助

県は、人権教育を推進するため、教育行政区単位に設立された地区人権教育推進協議会に対し、その運営費の一部にあてるため、毎年度予算の範囲内において、補助金を交付する。令和6年度は以下の8地区に対して補助金の交付が行われた。

交付先	交付金額
北足立南部地区人権教育推進協議会	50,000円

北足立北部地区人権教育推進協議会	50,000 円
入間地区人権教育推進協議会	50,000 円
比企地区人権教育推進協議会	50,000 円
秩父地区人権教育推進協議会	50,000 円
大里地区人権教育推進協議会	50,000 円
北埼玉地区人権教育推進協議会	50,000 円
埼玉葛地区人権教育推進協議会	50,000 円

(D) 教職員等人権教育研修

人権が尊重される社会を実現するため、学校において教育活動全体を通じ、児童生徒の発達の段階に応じた人権尊重の意識を高める教育の推進が求められている。そこで、人権教育の現状と課題について理解を深め、学校における人権教育の推進及び充実に資するとともに、教職員としての資質向上を図るため研修会を開催している。教職員等研修のうち、令和6年度の公立小・中学校長等人権教育研修会については、以下のとおり開催されている。

項目	内容
開催方法	オンデマンド （「埼玉県限定公開セミナー動画チャンネル」）
対象	県内公立小・中・義務教育学校長（さいたま市を除く）
動画配信期間	令和6年5月14日から6月14日
内容	①挨拶（県立学校部副部長） ②人権教育に係る事業説明・情報提供 ・個別の人権課題について 「同和問題（部落差別）」 「北朝鮮当局による拉致問題」 「性的指向・性自認」 「ケアラー・ヤングケアラー」 ・子供の権利擁護委員会について③講演「インターネットによる人権侵害」 ③講師 情報文化総合研究所 代表取締役 佐藤佳弘氏 ④アンケートの記入
視聴者数	1,040 名

(E) 人権教育指導資料集作成

人権教育のための主要な資料の一つとして人権作文集『はばたき』が作成・発刊されている。

項目	内容
発行元	埼玉県教育委員会
目的	児童生徒の人権意識の高揚を図り、身の回りの様々な人権侵害や差別の問題に正しく対処できる児童生徒を育成するため。
内容	県内の公立学校の児童生徒から募集した人権に関する作文の中から、優秀作品を選定して掲載している。 子供たちの豊かな感性と純粋な感覚で人権問題をとらえた内容が特徴。
活用方法	学校教育や社会教育の現場において、人権教育の指導資料として活用される。
入手方法	埼玉県教育委員会のウェブサイト 埼玉県教育委員会 人権作文集「はばたき」で最新号やバックナンバーの一部が公開されている。
作成	契約先である印刷業者が2,950部印刷し、各学校や市町村教育委員会等へ配布している。

(F) 市町村人権教育指導研修事業補助

市町村における人権教育の推進を図るため、県は人権に関する指導者の養成を行う市町村に対し、補助金を交付している。令和6年度は、3市（羽生市等）に対し100,000円ずつ交付された。

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	7,256	5,721	4,838	4,816	4,567
決算額	2,765	2,773	3,117	3,457	3,024

(4) 当該事業に要する人員の状況

総務・人権教育担当5名で当該事業を担当している。

職位	主な担当業務
主幹級職員	全体の統括及び進捗管理、県人権教育推進協議会
主査級職員1	団体・市町村への補助
主査級職員2	教職員等人権教育研修会、出前講座

主査級職員 3	人権教育実践報告会、教職員等人権教育研修会、 人権作文集「はばたき」、出前講座
主査級職員 4	市町村人権教育（社会教育）担当者研修会、 人権啓発映画購入、出前講座

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条及び国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」等に基づき、当該事業に係る取組を実施しており、関係法規等に抵触するような事象は生じていない。

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

人権を尊重した教育の推進に係る施策目標（「第4期埼玉県教育振興基本計画」に掲載）

→「人権感覚育成プログラム」を活用した参加型体験学習を実施した学校の割合
 現状値（令和6年度） 86.2%（小学校 93.2%、中学校 89.3%、高校 49.7%）
 目標値（令和10年度） 100.0%

(7) 監査人総括（評価）

(A) まとめ

当該事業は、子育て支援の直接的な施策（経済的支援、保育所整備など）と並行して、精神的・社会的側面から子育て家庭を支える環境づくりに大きく貢献していると考えられる。よって、下記に記載の意見事項を除き、異常点は発見されておらず、県による適切な事業の遂行が実施されていると考えられる。

(B) 子育て支援の充実への貢献状況について

人権教育を通じて、地域住民が多様な価値観を認め合い、互いの人権を尊重する意識を高めることで、子育て家庭が孤立せず、安心して子どもを育てられる地域社会の形成を目指しており、子育て支援の重要な基盤となると考えられる。また、人権教育は、児童生徒一人ひとりを大切にする教育を推進し、いじめや児童虐待の防止対策とも密接に関連し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など、課題を抱える子どもや家庭への支援体制の充実にも貢献していると考えられる。

(C) 費用対効果について

令和6年度予算額は4,567千円、実績額は3,024千円であり、執行率は

約 66.2%である。報償費の実績額が予算よりも少なくなっている主要因は、協議会の開催方法を現地開催からオンライン会議に変更し、会場使用料等の経費が削減されたことであり、得られた効果に鑑みると、概ね予算が適切に活用されていると評価できる。

(D) 収入、支出の主な内容について

令和6年度の支出は以下のとおりである。

(単位：円)

節	支出命令額	説明
報償費	25,000	小・中学校長人権教育研修会講師謝金
報償費	40,000	小・中・高・特人権教育担当者研修会講師謝金
報償費	25,000	高等学校・特別支援学校等校長研修会講師謝金
報償費	25,000	市町村人権教育（社会教育）担当者研修会講師謝金
報償費	170,000	人権教育推進協議会委員謝金（2回分）
報償費	162,925	人権教育実践報告会開催経費教育事務所令達分
旅費	11,926	職員旅費
需用費	3,506	教科書購入代
需用費	361,494	人権作文集「はばたき」印刷代
需用費	504,455	啓発映画購入代
需用費	640,298	人権教育実践報告会開催経費教育事務所令達分
役務費	10,000	男女平等教育推進委員会講師派遣費用
役務費	107,000	人権教育実践報告会開催経費教育事務所令達分
使賃料	237,020	人権教育実践報告会開催経費教育事務所令達分
補助金	300,000	市町村指導者研修補助金
補助金	400,000	地区人権教育推進協議会運営費補助金

(E) 各論点（委託事業、補助事業）について

8地区に対して交付されている地区人権教育推進協議会運営費補助金、3市に対して交付されている市町村人権教育指導研修事業補助金について、申請から交付までの一連の資料を閲覧するとともに、人権作文集『はばたき』の印刷に係る契約先の印刷業者の選定から決定、委託費の支払いに係る資料を閲覧し、当該業務の財務の執行状況について異常点は発見されなかった。

【意見108】 県は人権教育実践報告会の成果がフィードバックされ浸透するように

周知の方法を検討すべきである

人権教育実践報告会が4地区5会場で開催されており、県立の高等学校等の教職員等が参加しているが、協議会において実践報告・意見交換をした後に学校にフィードバックをしているかについて、県は確認を行っていない。当該実践報告会は、学校において教職員及び児童生徒が、人権尊重の重要性を深く理解し、具体的な教育・啓発活動の実践について研究・協議することを目的としており、その意義も非常に重要であるため、学校において当該研究の成果がフィードバックされ浸透するよう、県として周知の方法を検討することが必要と考えられる。

【意見109】県は、各受講者の感想や要望を集約し、有益と考えられる情報にまとめ、事後的に受講者にフィードバックすることで、意見交換と同様の効果が発揮されるように努めるべきである

教職員等人権教育研修が小中学校長等に対して開催されているが、教職員の負担軽減のためオンデマンド形式での視聴となっている。オンデマンド形式はいつでも視聴可能であるが、研修参加者同士の意見交換などができない。そのため、研修の受講は受け身になりがちになると考えられ、教職員同士による研修結果を受けた実践報告・意見交換はされていない。研修の実践報告の機会や意見交換は教職員の意識向上のため非常に有益であるが、実際に対面式での開催は教職員の業務負担の観点から困難と考えられる。そのため、県は、各受講者の感想や要望を集約し、有益と考えられる情報にまとめ、事後的に受講者にフィードバックすることで、意見交換と同様の効果が発揮されるように努めるべきである。

【意見110】県は、人権教育の推進を県として定めた人権感覚育成プログラムの高校での活用率が改善するように努めるべきである

県は、子どもたちが人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を育成することを主な目的として「人権感覚育成プログラム」を作成し、県内の学校教育の場で活用している。また、県は、第4期埼玉県教育振興基本計画において、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施した学校の割合を、令和10年度までに100%にする施策指標を示している。しかしながら、当該プログラムの高校での活用率が低く、これは、一部の高校において人権教育全体計画及び人権教育年間指導計画に人権感覚育成プログラムの活用が明確に位置付けられていないことや、当該プログラムの内容が多岐にわたっていることから、効果的な活用方法を学校がイメージできていない可能性が考えられるとのことである。そのため、当該プログラムの高校での活用率を改善するために、当該プログラムが十分に位置付けられていない高校に対し、直接働き掛けを行うとともに、教職員に対してシンプルかつ理解しやすい説明を行い、当該プログラムを周知させていくことが必要と考えられる。なお、県は、令和7

年度から「校種別人権感覚育成プログラム一覧表」や「校種別おすすめプログラム」の資料を作成し、研修等で周知しているとのことである。

36. 共生社会の形成に向けた特別支援教育推進事業（教育局特別支援教育課・高校教育指導課・義務教育指導課）

（1）目的

障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶインクルーシブ教育システムの実現を追求するとともに、切れ目ない支援体制の構築を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を整備する。

（2）背景

特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである（注1）。

この特別支援教育の最も重要な考え方として、昭和53年（1978年）イギリスの「ウォーノック報告」において提言された「特別な教育的ニーズ」がある。この「特別な教育的ニーズ」という考え方は、その後平成6年（1994年）ユネスコとスペイン政府共催で「特別な教育的ニーズに関する世界会議」が開催され、万人のための教育を目指したサラマンカ声明への採択へとつながった。（注2）

こうした流れの中で、2006年に国連総会において採択された障害者の権利に関する条約の第24条では「インクルーシブ教育システム」について規定された。

「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

我が国では平成26年（2014年）に同条約を批准し、「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として取り組んでいくこととしている。

（注1） 定義は文部科学省ウェブサイトより引用（最終アクセス 令和7年11月10日）

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_m.htm#inpageLinks4

（注2） 本節の参考文献は以下の通りである。

三吉 和彦（2025）「研究ノート 特別支援教育の充実に関する一考察ー通常の学級におけるインクルーシブ教育ー 広島市立大学教育基盤センター紀要 39-46

(3) 概要

(A) 概要一覧

事業内容	障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備するため、小中高等学校への巡回支援や特別支援教育コーディネーターへの研修などを行う。
当初予算額	38,869 千円
決算額	21,370 千円
事業計画	特別支援学級、通級指導教室担当者への巡回指導 外部人材を活用した高等学校への巡回支援 高等学校に通う障害のある生徒への支援 高等学校における通級による指導 センター的機能の強化・充実 免許法認定講習の実施 支援籍学習の充実に向けたボランティアの育成
事業効果	令和6年度 専門員巡回支援訪問回数 747 回 巡回支援員の派遣 26 校 153 回 生活介助支援員 6 校 11 名 一時的な支援 11 校 21 名 高等学校通級指導 8 校 特別支援教育コーディネーター向けの研修参加者 延べ 206 人 免許法認定講習受講者数 延べ 2,449 人 ボランティア登録者数 583 人

事業計画・内容についての解説

(a) 特別支援学級、通級指導教室担当者への巡回指導

(ア) 趣旨

埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、市町村教育委員会からの要請に基づき、小中学校及び義務教育学校（以下「小中学校等」という。）へ特別支援教育推進専門員による巡回指導を行うものである。

(イ) 資格

- ・特別支援教育において専門的な知識・経験を有する者
- ・その他、県教育委員会が認めた者

(ウ) 派遣内容

- ・特別支援教育推進専門員は、小中学校等からの要請に応じて、小中学校等の特別支援学級、通教指導教室を巡回し、担当教員の指導・育成にあたる。

- ・特別支援教育推進専門員は、小中学校等からの要請に応じて、小中学校等の管理職や特別支援学級担任、通教指導教室担当者、特別支援教育コーディネーターに校内支援体制の整備について助言を行う。

- ・特別支援教育推進専門員は、市町村教育委員会や小中学校等からの要請に応じて、特別支援教育体制の推進に資する研修業務にあたる。

- ・特別支援教育推進専門員は、必要に応じて県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、巡回支援の業務にあたる。

I. 外部人材を活用した高等学校への巡回支援、高等学校に通う障害のある生徒への支援、高等学校に通う障害のある生徒への支援

高等学校拠点校では、高等学校支援体制推進のため、以下の事業に取り組むものとする。

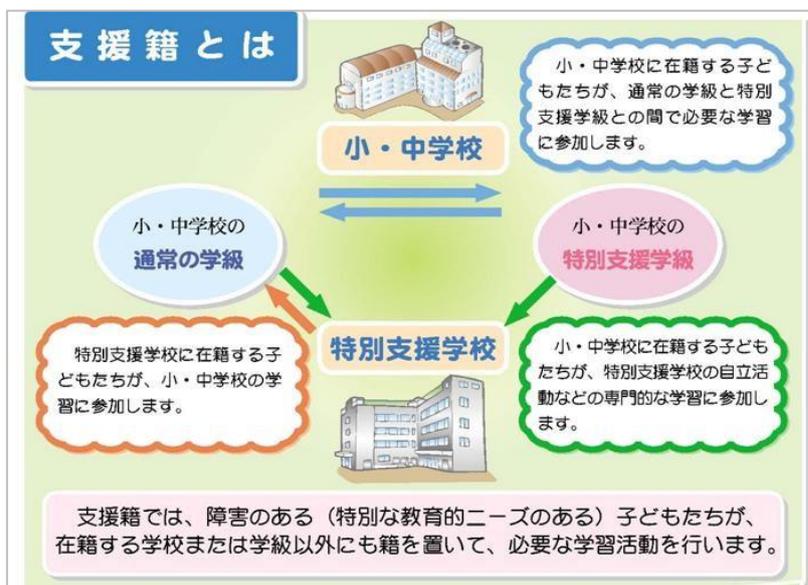
- ・校内支援体制の整備に関すること
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成に関すること
- ・専門家による巡回支援の活用に関すること
- ・発達障害や特別支援教育についての教職員の理解推進に関すること
- ・研修会の開催に関すること
- ・近隣校への情報の伝達に関すること

II. センターの機能の強化・充実

特別支援学校において、小中高等学校等からの要請に基づいて障害のある児童生徒の教育に関し必要な助言や支援を行う「センター的機能」の強化・充実を図るため、研修などをとおして特別支援学校の教職員の専門性を向上させる。

III. 支援籍について

支援籍とは、障害のある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍である。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。また、小中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障害の状態を改善するために必要な指導を受けるケースもある。支援籍についての概要をまとめたものは次の通りである。



(出典 埼玉県教育委員会 支援籍学習実践事例集より)

(4) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	39,274	40,041	36,644	39,007	38,869
決算額	19,850	21,782	22,215	23,840	21,370

(5) 当該事業に要する人員の状況

○ 特別支援教育課

【インクルーシブ教育システム推進担当】

主幹兼主任指導主事1名、指導主事1名、担当(一般)1名の計3名で実施している。

研修等に係る事前準備等は指導主事が行い、主幹兼主任指導主事は統括を行っている。当日は担当含めて3名で運営している。

【特別支援学校教育指導担当】

指導主事1名で実施している。

認定講習に係る業務を行っている。

○ 高校教育指導課

【教育課程担当】

主幹兼主任指導主事1名、指導主事3名の計4名で実施している。

外部人材や学校との調整を指導主事が行い、主幹兼主任指導主事は統括を行っている。

○ 義務教育指導課

【学びの支援担当】

指導主事 1 名で実施している。

会議、巡回日程、講師謝金に係る業務を行っている。

(6) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

学校教育法第 74 条に基づき、特別支援学校のセンター的機能を発揮するために必要な特別支援学校の専門性向上を図っている。

障害者基本法第 16 条に基づき、障害者が特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、必要な施策を行っている。

発達障害者支援法第 8 条に基づき、発達障害児が特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、適切な支援体制の整備を行っている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 5 条に基づき、合理的な配慮を的確に行うため、関係職員に対する研修を実施している。

上記規定に基づき適切に対応しており、これらに抵触するような事象は生じていない。

(7) 令和 6 年度の評価指標とその達成状況について

(A) 巡回支援を受けた教員数（小・中・高）

・目標（令和 7 年度以降は計画値 以下同様）

年度	R6	R7	R8	R9	R10
巡回支援を受けた教員数（人）	637	644	650	657	664

・実績

学校種	小中	高	合計
巡回支援を受けた教員数（人）	692	153	845

(B) 免許状保有率の向上（特別支援学校）

・目標

年度	R6	R7	R8	R9	R10
免許状保有率（％）	95%	95%	95%	95%	95%

・実績

障害種	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・虚弱	合計
免許状保有率	44.4%	48.1%	82.1%	79.6%	80.0%	79.4%

(C) 支援籍学習実施者数

・目標

年度	R6	R7	R8	R9	R10
支援籍学習実施者数（人）	997	1,026	1,056	1,087	1,119

・実績

令和6年度：964人

(8) 監査人総括（評価）

下記の意見が検出された。

【意見111】特別支援学校教諭免許状保有率について、早急に目標値である95%を達成するようにすることが望ましい

現状は特別支援学校の平均免許状保有率が79.4%に留まっている。特別支援学校教諭免許状は特別支援教育の内容の質を担保するものであるため、早急に目標値である95%の保有率を達成するようにすることが望ましい。

37. いじめ・不登校対策相談事業（教育局生徒指導課）

(1) 目的

不登校・いじめ・成育環境の課題等に対応するため、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の配置及び中学校相談員を配置する市町村へ助成等を行い、教育相談体制を整備・充実する。

(2) 概要

(A) 概要一覧

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー（SC）の配置 ・精神科医の配置 ・チューデントサポーター派遣事業 ・高校相談員配置 ・スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置 ・中学校配置相談員助成事業 ・いじめ防止対策推進法関係事業 ・多様な教育機会の確保に関する研究事業
当初予算額	295,075,000 円
決算額	286,737,648 円
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談体制の整備 SC、SSW等を配置し、教育相談体制を整備する。また、中学校相談員を配置する市町村に対し助成金を交付する。 ・多様な教育機会の確保に関する研究 県立戸田翔陽高校内に設置した不登校生徒支援教室「いっぽ」にて、多様な教育機会の確保について研究する。
事業効果	<p>SC、SSW等を学校に配置するとともに、大学生等を身近な教育相談員として派遣することで、適切な生徒指導に必要な相談体制を整備することができる。</p> <p>また、多様な学びの場の充実に向けた教育活動の在り方について研究を行い、その成果を市町村と共有することで、不登校児童生徒の学びの場が充実し、学びたいと思った時に学べる環境が実現する。</p>

(B) 令和6年度における実施状況

(a) スクールカウンセラー（SC）の配置

(ア) 目的

不登校やいじめ、非行問題行動などの課題解決を図るため、児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助ができる埼玉県ＳＣを設置し、もって健全な児童生徒の育成を図る。

(イ) 配置状況

令和６年度 ◆：市町村立向け □：県立向け

◆小学校 689校（さいたま市を除く全公立小学校）

（月１回半日配置：113校、月１回１日配置：576校）

◆中学校 355校（さいたま市を除く全公立中学校）

（週１日配置：130校、隔週１日配置：225校）

□教育事務所 4所（週５日配置）

□県立総合教育センター 2所（週２日配置：本所、週１日配置：分室）

□県立高校（全日制） 30校（隔週１日配置：30校）

□県立高校（定時制） 10校

（週１日配置：10校を拠点校として定時制全23校へ派遣が可能）

□オンライン相談対応 総合教育センター本所・きたうらわ相談室

（週５日配置：県立学校からの相談に対応）

(b) 高校相談員配置

(ア) 目的

県立学校における教育相談体制の充実や、中途退学の未然防止を目的として、生徒や保護者の相談への対応、学校生活の支援を図るために配置するもの。

(イ) 配置状況

不登校の経験が有り、学校生活の適応に課題がある生徒（多部制定時制高校）や、基礎学力の定着が不十分で、学習に課題を抱える生徒（再編整備校のうち単位制高等学校）が多く入学することを想定した学校に配置している。

令和６年度は県立高校を対象に10校に配置を行っている。

(c) スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置

(ア) 目的

児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられる。このため、教育に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技能を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童生徒に支援を行うＳＳＷを配置する。

(イ) 配置状況

- 令和6年度 計 95人配置 ◆：市町村立向け □：県立向け
- ◆市町村教育委員会 59市町村（政令市・中核市除く） 76人
 - 教育事務所 4所 4人
 - 県立総合教育センター 1所 1人
 - 県立高校（全日制） 24校 4人
 - 県立高校（定時制） 8校 8人
- （8校を拠点校として定時制全23校へ派遣が可能）
- ◆□生徒指導課（SSWスーパーバイザー） 2人

(d) 中学校配置相談員助成事業

(ア) 目的

いじめ・不登校などの問題行動の未然防止とその解消を図るため、中学校の相談室に相談員を配置する市町村への助成を通じ、学校の教育相談体制を支援するもの。

(イ) 助成金額

政令市を除く62市町村の全中学校への配置に対して助成を行っている。
・令和6年度助成実績額 276,844千円

(e) 多様な教育機会の確保に関する研究事業

戸田市教育委員会と連携した不登校生徒支援教室「いっぽ」の実証研究を行う。

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	286,304	294,159	293,911	295,857	295,075
決算額	277,182	282,501	284,241	284,691	286,738

(4) 当該事業に要する人員の状況

(A) 総務・不登校対策・中退防止担当

各事業につき、市町村立学校の業務を担当する主査級職員（指導主事）、県立学校担当の業務を担当する主査級職員（指導主事）の2名で実施している。予算の執行・令達・管理については主査級職員（行政）2名、一般職員（行政）2名で担当している。

(B) 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当

主査級職員主担当（指導主事）、主査級職員副担当（指導主事）の2名で実施して

いる。主担当の職員が専門員や委員との調整、会議の運営等の業務を担当し、副担当の職員が主担当の業務の補助を行っている。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

- ・いじめ防止対策推進法
 - ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
 - ・学校教育法施行規則 第六十五条の三、第六十五条の四
- 同法の規定に基づき、適切に対応しており、これらに抵触するような事象は生じていない。
- ・スクールカウンセラー等活用事業に関するQ&A（文部科学省初等中等教育局児童生徒課）
 - ・スクールソーシャルワーカー活用事業に関するQ&A（文部科学省初等中等教育局児童生徒課）

(6) 令和6年度の評価指標とその達成状況について

(A) SCについて

- ・SCの相談延べ件数

いじめ・不登校	評価指標	相談件数（延べ）
合計	115,300件	117,198件

- ・SCが関与したいじめ・不登校に関する相談の改善・解消率

いじめ・不登校	評価指標	相談件数（実）	改善・解消件数	改善・解消率
合計	82%	4,898	4,208	85.9%

- ・小中学校に在籍する不登校児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導を受けた割合

	令和6年評価 指標	令和5年	令和6年
小・中学校	79%	64.5%	調査中

※令和6年度の割合については令和7年10月下旬に公表予定

(B) SSWについて

- ・SSWの相談延べ件数

不登校・家庭環境の問題	相談件数（延べ）
合計	26,211件

- ・SSWが関与した不登校・家庭環境の問題に関する相談の改善・解消率

不登校・家庭環境の問題	相談件数（実）	改善・解消件数	改善・解消率
合計	5,091	1,230	24.2%

(7) 監査人総括（評価）

下記の意見が検出された。

【意見112】SC関係者への理解促進活動が不十分であるため、各学校がスクールカウンセラー（SC）の職務について十分な周知活動を行っているかどうか調査し、実態を把握するとともに、周知活動の促進を行うことが望ましい

埼玉県では、スクールカウンセラー活用指針（以下「SC活用指針」という。）を設けて、いじめ・不登校等の児童生徒が抱える問題の解決や軽減のために、「心の専門家」として、教職員へのコンサルテーション、教職員研修における助言・援助、児童生徒・保護者へのカウンセリング、いじめ防止対策推進法に係る学校におけるいじめ防止等の対策に関する業務を行っている。SC活用指針では「2 教職員 生徒・保護者への周知」として、SCの配置が決まり次第、できるだけ早い時期に生徒・保護者に紹介する、全校集会等で紹介し相談日・相談方法等を知らせる、保護者に学校通信等で相談日・相談方法等を周知する、などSCの受け入れ態勢に関する詳細な規定が設けられている。

しかし、県担当者に教職員・生徒・保護者への周知活動がどの程度行われているかを確認したところ、基本的には関係者への文書による通知のみであり、実際に学年通信への記載が行われているかどうかなど実態の把握が行われていない状況であった。

なお、県内の一部の小中学校の学年通信・学校通信はネット上で閲覧可能であり、監査人がサンプルで調査したところ、SCの紹介に言及している通信は確認できなかった。

SCの認知度については、比較的近時の調査であっても半数以上の関係者が「知らなかった」あるいは「来ている認識がなかった」と回答している報告も存在し（注1）、SCの関係者への認知度の浸透は制度を適切に運用するための根幹となる事項であるといえる。したがって、県は各学校がSCの職務について十分な周知活動を行っているかどうか調査し、実態を把握するとともに、周知活動の促進を行うことが望ましい。

（注1）飯田香織（2024）「スクールカウンセラーの認知度とイメージから見る課題や今後のあり方の検討～援助要請を出しにくい児童生徒の支援～」国際研究論業（大阪国際大学）37（2）31～42

【意見 1 1 3】スクールカウンセラー（ＳＣ）の受け入れ態勢がＳＣ活用指針に則っているかどうかの実態把握が不十分であるため、実態把握を行い、対応が不十分な学校には随時指導することが望ましい

ＳＣ活用指針では、県ＳＣの席を設けること、相談場所としての相談室等を確保すること、県ＳＣのロッカー、靴箱、駐車スペース等を確保することなど、ＳＣの受け入れ態勢に関する詳細な規定が設けられている。

この点について、県担当者にＳＣの活動場所の徹底が図られているかを確認したところ、基本的には関係者への文書の通知がされているのみであり、ＳＣのための席や適切な相談室が設けられているかなど実態の把握が行われていない状況であった。ＳＣの席や相談室等の設置は、ＳＣが職務を円滑に遂行するために必要なものであるため、県でも実態を把握し対応が不十分な学校には随時指導することが望ましい。

なお、今回の報告書ではＳＣの周知活動と受け入れ態勢について言及したが、ＳＣ活用指針の他の項目やＳＳＷの受入れに関しても同様の対応が必要である。ＳＣ活用指針、ＳＳＷ活用ハンドブックを作成して終わりではなくて、作成した指針がルールに従って実際に正しく運用されているか県としてもある程度確認していくことが望ましい。

【意見 1 1 4】ＳＣの勤務体制について、学校で発生する生徒に係る様々な悩みに関して、継続的な問題対応や迅速な問題解決を図るためにも、まずは小学校は月 1 回 1 日、中学校は週 1 回に統一することが望ましい。将来的には週 5 日常時にＳＣが配置される「常駐型（あるいは常勤型）」の導入が望ましい

令和 6 年度におけるＳＣの配置について県担当者に確認したとこと以下の通りであった。

配置先	設置数	勤務体制
公立小学校	576校	月 1 回 1 日
	113校	月 1 回 半日
公立中学校	130校	週 1 回
	225校	隔週 1 日

配置状況にやや差が見られ、公立小学校の多くは月 1 回 1 日の配置が行われているが、113校は月 1 回 半日であった。公立中学校は130校が週 1 回の配置が行われているが、225校は隔週 1 日という状況であった。よって、小学校は月 1 回 1 日、中学校は週 1 回に統一することが望ましい。

また、埼玉県におけるＳＣの勤務体制は、月あるいは週に数日勤務する、全国的に多い「一般形（常駐・常勤でない場合を指す。）」と呼ばれるものに該当するが、この方法では継続的な問題対応や迅速な問題解決が困難であるとの指摘があり、そのため将来的には週 5 日常時にＳＣが配置される「常駐型（あるいは常勤型）」の導入が

望ましい（注2）（注3）。

（注2）石川悦子（2025）「常勤スクールカウンセラーに関する調査研究」こども教育宝仙大学 紀要16（2025年3月）、飯田香織（2016）「常駐型スクールカウンセラーの取組からの報告ー学校現場で有効なSC活動について考える。」生徒指導学研究 15

（注3）滋賀県や名古屋市において常駐型、常勤型の導入実績がある。

38. ネットトラブルサイト監視事業（教育局生徒指導課）

(1) 目的

スマートフォン等インターネット端末を利用した不適切な行為やネットいじめ、ネットトラブルに早期に対応することで、問題の深刻化を防ぐ仕組みを構築する。

(2) 概要

(A) 概要一覧

事業内容	・ ネット問題の早期発見・対応と未然防止 見えづらいインターネット上のトラブルを発見・早期対応するため「サイト監視」の実施。「ネットトラブル注意報」の発行、啓発動画の配信を通じ、児童生徒や保護者、教員等への意識啓発を行う。
当初予算額	4,000,000 円
決算額	3,168,000 円
事業計画	・ 県立学校を対象としたサイト監視の実施。（通年） ・ サイト監視の情報等からネットトラブル注意報の発信。（年 12 回）
事業効果	学校や保護者だけでは、目が行き届かないインターネット上で発生するいじめやトラブルを監視し、発見し次第、早期に対応することにより、問題の深刻化を防ぐことで、子供たちが安心して学校生活や日常生活を送ることができるようになる

(B) 県立学校に関する非公式サイト監視等業務委託

委託期間：令和6年4月25日から令和7年3月31日まで

業務内容：県立学校に関する非公式サイトの問題のある書き込みの監視・報告
サイト運営者等への削除依頼の支援
サイトによる現状調査及び緊急調査の実施
ネットトラブル注意報の作成（年 12 回）
生徒や保護者等啓発資料及び開設動画の作成

選定方法：一般競争入札

応札者数：2者

(3) 各年度における事業の当初予算額及び決算額について（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
決算額	3,719	3,663	3,996	3,432	3,168

(4) 当該事業に要する人員の状況

生徒指導・いじめ対策・非行防止担当

主査級職員（指導主事） 主担当 1 名と主査級職員（指導主事） 副担当 1 名の 2 名で実施している。主担当の職員が業者や各県立学校、市町村立学校、教育事務所等との調整業務等を担当し、副担当の職員は緊急時の対応など、主担当が対応できない場合に対応を行う。

(5) 関係する法規（ルール）とその遵守状況について

いじめ防止対策推進法

同法の規定等に基づき、適切に対応しており、これらに抵触するような事象は生じていない。

(6) 令和 6 年度の評価指標とその達成状況について

・問題のある書き込みの検出数

いじめ・不登校	評価指標	検出数
合計	600件	586件

(7) 監査人総括（評価）

下記の意見が検出された。

【意見 1 1 5】 ネット監視パトロールの告知については紙やデータでの配布やウェブサイトへの掲載だけでは必ずしも十分でないため、教育委員会の SNS 等を活用するなど、若年層に訴求力のある方法を採用することが望ましい

生徒・児童に対するネット監視パトロールの告知については、委託業者が「ネットトラブル注意報」を毎月 1 回作成し、県ウェブサイトに掲載している。また、県は例年 2 月末から 3 月初旬にかけて、高等学校入学許可候補者及び保護者に向けて、ネット監視パトロールに関する啓発資料（チラシ）を配布している（県立高校の入学者数と教職員分を合わせて約 47, 480 枚を配布）。

しかし、ネット監視パトロールの告知については、紙での配布だけでは必ずしも十分でないため、教育委員会の SNS 等を活用するなど、より若年層に訴求力がある方法を採用することが望ましい。

【意見116】 ネットトラブル監視事業のネットいじめへの対策としての有効性について、あらためて検討することが望ましい

ネットトラブル監視事業は、ネットいじめやネットトラブルに早期に対応することで問題の深刻化を防ぐ仕組みを構築すると謳っている。しかし、埼玉県においていじめ認知件数は毎年大幅に増大しているにもかかわらず、ネットトラブル監視事業委託者からの報告される「いじめ・誹謗中傷」の削除依頼数は、近年は十数件程度で推移している。

- ・いじめ認知件数：2019年、23,261件→2023年、36,031件

- ・ネットトラブル監視事業「いじめ・誹謗中傷」認知件数：2019年、65件→2023年、13件

また、「令和5年度 埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」によれば、いじめ発見のきっかけにおいてネットトラブル監視事業によって発見がされたという言及もない。

以上のことを総合的に判断すると、ネットトラブル監視事業のネットいじめに対する抑止力は極めて限定的であるといわざるを得ない。

ネット監視パトロールの存在自体がネットトラブルの抑止力となる可能性はあるが、それはネット監視パトロールによっていじめの発見の尾端がある程度発見できていることが前提である。しかし、現状ではネット監視パトロール自体の有効性が極めて低い状況であり、これは大きな問題である。

したがって、ネットトラブル監視事業のネットいじめへの対策としての有効性について、あらためて検討を行うことが望ましい。

第6章 参考文献

今回の監査に当たっては、下記の文献を参照し、報告書作成の参考とした。

- ・令和6年版 こども白書 こども家庭庁
- ・令和7年版 こども白書 こども家庭庁
- ・フランスはどう少子化を克服したか 高橋順子著 新潮新書
- ・少子化する世界 村上 芽著 日本経済新聞出版
- ・未婚と少子化
- ・続 少子化論 松田茂樹著 学文社
- ・超少子化 異次元の処方箋 NHKスペシャル
「私たちのこれから」取材班編 ポプラ新書
- ・なぜ少子化は止められないのか 藤波 匠著 日経BP日本経済新聞出版
- ・まちがいだらけの少子化対策 天野馨南子著 金融財政事情研究会

第7章 最後に

非常に限られた時間の中で、子育て支援の充実にに関する事業の管理及び財務事務の執行について監査を実施した。概ね適切に業務が遂行されている中で、改善を要するものはもちろん、今後の埼玉県での県民サービス向上、業務の効率化のために、意見できるところは積極的に意見を付かせていただいた。監査人としては、子育て日本一の埼玉県となっていただくことを切望している。

何よりも、最初の勉強会、資料依頼、質問対応、現地調査対応、意見交換、報告書の確認に至るまで監査にご協力いただいた埼玉県の関係部局の皆様に厚く御礼申し上げます。

本文は関係部局へのヒアリングや関係資料の閲覧などの結果を基に記載している。当報告書が埼玉県関係者及び埼玉県民の子育てに役立つことを願っている。